

韓・日FTAと韓国IT産業 —グローバル化と東アジア経済統合の進展の中で—

趙 炳澤・井川 一宏 編著

神戸大学経済経営研究所

2005

執筆者紹介

趙 炳澤 ······ 漢陽大学学校経済金融大学経済金融学部教授

経済学博士：神戸大学

第1部（第1章～第6章）

井川 一宏 ······ 神戸大学経済経営研究所教授

Ph.D.：ジョンズ・ホプキンズ大学

経済学博士：神戸大学

第2部（第7章～第10章， 第12章～第13章）

金 奉吉 ······ 富山大学経済学部教授

経済学博士：神戸大学

第2部（第11章）

目 次

はしがき	ix
------------	----

第1部 「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす影響と課題

第1章 はじめに・・・趙炳澤	1
----------------------	---

第2章 韓国と日本のFTA戦略の内容と特徴・・・趙炳澤

1. FTAの一般的な内容：意義と経済的效果	5
2. 韓国のFTA戦略の主要な内容	17
3. 日本のFTA戦略の主要な内容	34
4. 韓・日両国のFTA戦略上の特徴比較	45

第3章 「韓・日FTA」の推進・交渉進行状況と両国的基本立場・・趙炳澤

1. 「韓・日FTA」締結の意義と効果及び先行課題	53
2. 「韓・日FTA」の論議経緯と交渉進行状況（要約）	61
3. 「韓・日FTA」交渉における両国間の主要争点と基本立場	78
4. 「韓・日FTA」が韓国経済に及ぼす影響と課題	86
5. 「韓・日FTA」締結のための望ましい方向	102

第4章 韓国と日本のIT産業の現状と構造的特徴－両国比較－

・・・趙炳澤

1. IT産業の商取引上の一般的な特徴	114
2. 韓国と日本におけるIT産業の規模の比較	117
3. 韓国と日本のIT産業の現状と特徴の比較	119
4. 韓国と日本間のIT産業製品の貿易上の特徴と競争力評価	126

5 . 韓国IT産業の環境変化と対応の必要性	132
6 . 韓国IT部品産業の最近の変化内容	138
第5章 「韓・日FTA」締結が韓国IT産業に及ぼす影響と課題・・・趙炳澤	
1 . 「韓・日FTA」締結とIT産業に関連する主要議題の内容	149
2 . 「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす影響と課題	153
3 . 補論：東アジアFTAとIT産業：展望	169
第6章 結びー望ましい「韓・日FTA」と両国のIT産業間の協力方向と課題ー ・・・趙炳澤	
1 . 韓国経済と「韓・日FTA」	179
2 . IT産業における韓・日・中三国の協力方向	180
[参考文献]	182
第2部 東アジア・北東アジアにおける経済統合の進展 —金融・経済のグローバル化の中で—	
第7章 國際經濟の貨幣的視座・・・井川一宏	
1 . はじめに	195
2 . 変動レート制と固定レート制	196
3 . トリレンマ	199
4 . 金融市场の特殊性	202
5 . 国際金融システム	206

第8章 グローバル化と資本移動・・・井川 一宏

1. はじめに	211
2. 貿易・投資のグローバル化	212
3. 貯蓄・投資と資本移動	215
4. 資本移動と為替レート	219
5. 世界単一通貨	222

第9章 クローバル化と日本の対外政策・・・井川 一宏

1. はじめに	227
2. 世界各国の囲い込み	227
3. アジアの自立	228
4. 集積と分業の好循環	230
5. GATT/WTOおよびAPEC	231
6. 日本の構想	233
7. 日本のFTA	234
8. 日本の国内問題	235
9. 東アジア共同体とFTA戦略	237

第10章 日韓自由貿易協定と新しい貿易理論・・・井川 一宏

1. はじめに	241
2. 日韓経済の類似性	243
3. 差別化財の独占的競争	246
4. 製品開発と内生的成長	247
5. 資本蓄積の外部効果	249
6. 集中と拡散による経済発展の波及	252
7. 日韓FTAと東アジアの経済統合	254

第11章 北東アジアにおける局地的経済圏形成への一考察	金 奉吉
1. はじめに	261
2. 北東アジアにおけるリージョナリズム	262
3. 北東アジアにおける経済圏構想	272
4. 事例分析：拠点都市間FTAの構想	277
5. 結び	283
第12章 東アジアの金融協力	井川 一宏
1. はじめに	287
2. 固定レート制対変動レート制	288
3. アジアの通貨協力	291
4. 世界単一通貨に向けて	305
第13章 東アジア経済統合の一つのシナリオ	井川 一宏
1. はじめに	309
2. 経済集積と取引スタンダード	310
3. 東アジアに内在する問題	316
4. 日韓の経済協力	322
5. 東アジアの経済統合	327

図 表 目 次

第2章

表 1	経済統合の類型別特徴	6
表 2	世界主要FTAの内容比較（要約）	8
表 3	FTAの経済的意義と効果（理論的）	11
表 4	韓国のFTAの推進背景と必要性及び効果	19
表 5	「韓国FTA戦略」の主要内容	30
表 6	日本のFTA推進の基本方針	36
表 7	「日本FTA戦略」の主要内容	38
表 8	韓国と日本の「FTA戦略」の比較	46

第3章

表 1	「韓・日FTA」推進背景と意義及び課題	54
表 2	「韓・日FTA共同研究会」の提案内容	76
表 3	韓国の対日本の主要産業別技術競争力の比較	88
表 4	韓国の対日本年度別貿易・投資の推移	89
表 5	韓国の対日競争力の実態調査結果	91
表 6	韓・日間主要交易品目別関税率構造	96
表 7	韓国の産業別対日関税撤廃の影響	97
表 8	「韓・日FTA」による韓国側関税譲許草案に対する韓国企業の認識	99
表 9	「韓・日FTA」に対する韓国の対応課題	101
表 10	「韓・日FTA」による両国間の望ましい分業形態	108
表 11	日本製造業の産業内貿易指数の推移と日本企業の対韓大型投資内訳	111

第4章

表1	IT産業製品の商取引上の特徴	115
表2	韓国と日本のIT産業の現状比較（要約）	118
表3	韓国のIT製品の部門別生産額・内需額推移	121
表4	日本のIT産業の生産実績の推移	123
表5	韓国のIT製品の部門別輸出額・輸入額推移	123
表6	日本の電子工業製品の輸出入実績	125
表7	韓国の対日本情報通信製品の輸出入推移	128
表8	韓国のIT産業品目別対日貿易特化指数	129
表9	韓国・日本のIT産業の競争力比較（34国家中）	131
表10	韓国の電気・電子・機械部品産業の現況と特徴（全体）	140
表11	韓国電子部品産業の現況と競争力評価	143
表12	韓国の韓国電子部品産業の最近の変化内容	147

第5章

表1	「韓・日FTA」締結とIT産業に関連される主要議題の内容	152
----	------------------------------	-----

第11章

図1	世界のFTA件数の推移	263
表1	地域経済圏と局地的経済圏の比較	265
表2	日中韓の相互貿易収支	266
表3	日中韓の経済規模及び対世界比重（2002年）	272

第12章

表 1	東アジア域内貿易の推移	296
表 2	東アジアの依存係数	297
表 3	東アジアの通貨スワップ協定	298
表 4	東アジアの外貨準備	299
表 5	対外債務残高	299
表 6	アジアにおける年間の成長率, 増加率, インフレ率, 金利	300
表 7	FDI流入	301
表 8	主要国FDI流入	302
表 9	日本から主要国へのFDI	303
表10	クロスボーダーM&A	304

はしがき

韓・日自由貿易協定（日本側からの呼称は、日韓FTA）は、合意を目前にして少し足踏みしている。事前に将来起こりうる状況を予想することは非常に困難であり、最終段階で躊躇があることはむしろ正常である。避けなければならないことは、躊躇が不安を増幅することである。経済のグローバリゼーションが進展する中で、リージョナル化でもあるFTAの増加は、世界規模での貿易・投資の自由化に対する促進要因となるか、逆に停滞要因となるか評価は定まっていない。NAFTAやEUの活性化とFTAから取り残される不安から、最終的な評価を待つ余裕もなく、FTAの流れができてしまったようである。韓国と日本は、FTAの流れに乗り遅れた国であり、FTAよりはむしろGATT/WTOの多角的な自由化に期待していて、あまり積極的とは言えないAPECなどを通じた自由化の進展に任せていた嫌いがある。東アジアの国々のなかで、ASEANはFTAには建前として積極的ではあるが、プロセスとして漸進的なステップをふむやり方を踏襲しており、中国からの呼びかけに関しても対応が慎重であった。しかし現在では、東アジアのFTAの流れは本格的なものとなってきている。

FTAに経済効果が期待されることはもちろんであるが、FTAに伴うコストもけっして小さいわけではない。流れの本格化には経済的な視点だけでなく、政治的・戦略的な配慮が働いている。FTAの交渉を通じて、交渉メンバー国間の信頼関係・協力の絆を強めることが重要とみなされているのである。FTAの交渉に入らないで何もしないということは、相互の友好関係を高めることに専心を示さないというマイナスにカウントされることになる。この点を考慮すると、各国がこぞってFTA交渉に向かうことはむしろ正常と言えよう。韓日FTAに関して、両国の積極的な対応が求められる。

東欧・旧ソ連諸国が市場経済化に舵を取り、中南米が1980年代の失われた10

年を脱し、1990年代はまさに経済のグローバリゼーションがスタートした時期である。社会主義経済から急速に市場主義に移行する過程で、旧ソ連諸国の方々は経済的には混乱の状態で低迷したが、中・東欧ではEU加盟の目標と期待を持って経済システムが整備された。中南米諸国はインフレ体質を脱却するためにドル化の方向などで通貨の安定について模索が続いた。その中で市場主義をかかげて経済発展を目指す国が増加し、地域のFTA活用についても積極的である。中東欧・旧ソ連や中南米諸国の経済安定に向けた取り組みに時間がかかっている間、90年代における東アジアの経済発展には著しいものがあった。世界銀行報告で、「東アジアの奇跡」とまで言われる注目を集めたこの地域の経済の活性化は、直接投資の導入と地域内取引の拡大を伴う経済集積を高め、NAFTA、EUに続く第3の経済集積地域にまで発展してきている。華僑のネットワークと日本・アジアNIEsからの直接投資を通じた企業間ネットワークが織り成す重層的な経済集積に加えて、中国の開放・改革に伴う経済発展は、東アジア地域を「世界の生産基地」と呼ばれるほどの、効率的な分業生産ネットワーク地域に押し上げた。もちろん1997年のアジア通貨危機は、東アジアのバブルの芽を摘み取るどころか、それまでの経済システムの変革をもたらす大きな経済変動をもたらした。幸いに、マクロ指標においてはV字回復といわせるほどの回復力をを見せたが、一部の国ではその後遺症と新しい経済システムの定着コストに苦しみつづけている。その間において、IMF主導の経済システムの変革、アメリカ型の市場システムの追求が求められた。

アジア通貨危機以降から2000年代は、テロやそれにかかる戦争をのぞくと、世界的に大きな経済危機もなく経過している。このことで、EUへの中東欧の参加、NAFTAへの中南米の参加（北・中南米のFTA形成）、東アジア経済統合の動きは高まり、それを妨害する危機的な圧力が少ないとから、どの国もグローバルな市場での競争に参加でき、参加しなければならない状況がもたらされてきている。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）といった大国が市

場競争に存在感を持って参加する状況となっている。残された地域はアフリカの途上国であり、その開発・発展は21世紀の優先すべき課題である。ロシア、インドをすぐ周辺にもち、中国という経済的潜在力の高い国を中心を持つ東アジアは、グローバル市場での競争に勝ち抜くための効率的な地域経済システムを構築できる地域である。

本書は、韓日FTAの全体像とそれが韓国IT産業に与える影響と課題について論じる第1部（第1－6章）と、その背景であるグローバル化と東アジアの経済地域統合の流れ、その中の日本の戦略的なポジションを描いた第2部（第7－13章）から構成されている。第1部は編著者の一人（趙炳澤）の新たな書き下ろし部分であり、韓・日FTAとその韓・日（特に韓国）IT産業に与える影響について、包括的かつ概観的な整理がなされている。その内容をFTAに関する部分とIT産業に関する部分に分離する視点から新たに再編成することもできるが、それら相互の関連性を特に重視する立場から、第1部として1つにまとめられている。したがって、本書の第1部だけを独立なものとして扱うこともできる。第2章では、韓国と日本のそれぞれのFTA戦略の内容と特徴を資料に基づき明らかにしながら、両国のFTA戦略の特徴の比較を行っている。第3章は、「韓・日FTA」の交渉プロセスと両国的基本的な立場について論じ、FTA締結のための望ましい方向について模索している。FTAは市場の統合（自由化）であり、IT産業などの規模の経済、外部効果や市場の先取りの重要な産業の行方は特に注目される。第4章では、韓国と日本のIT産業の比較を通じて、構造的な特徴と問題点を明らかにしている。韓国については、総輸出額の30%以上を占めるIT産業分野に対する韓・日FTAの影響が重要であり、それは第5章で検討されている。そこでは、韓・日FTAだけでなく、東アジアFTAを睨んだIT産業についても展望されている。第2部は、第1部の内容の背景・基礎にあたる論文（もう一人の編著者井川一宏とその共同研究者金奉吉による）の

集成である。経済のグローバル化、なかでも金融のグローバル化がどのような意味を持つのか、また貿易・投資の自由化を中心としたFTAは何をもたらすのかを経済学の枠組みの中で明らかにしている。その上で、さらに具体的に、日本の対外経済戦略、アジアの経済統合の動きを検討している。第7章では、金融のグローバル化を背景にした国際経済の分析におけるマネタリーな側面をとらえる視点を整理している。第8章では、アジア通貨金融危機を念頭に、資本移動の自由化がもたらす国際金融市場の不安定性に対する、固定レート制と変動レート制の比較を通じた世界単一通貨への道を思考実験している。第9章では、グローバル化における最近（2004－5年）における日本の対外政策（特に対東アジア政策）のスタンスについてFTA戦略を念頭に概観している。日韓FTAの全体像については、第1部でまとめられているが、日本と韓国の間ゆえに生じる理論的でテクニカルな問題点は、第10章で新しい貿易理論の視点から分析されている。残りの3つの章は、東アジアの経済統合にあてられている。第11章は、北東アジアにおける局地的経済圏の形成を検討し、第12章は東アジアの金融協力の可能性をアジア通貨危機前後に分けて分析している。最後の第13章は、東アジア経済統合に関する日本の戦略を織り込んだ一つのシナリオを描いている。本書と他の類似書との差別化は次の点にあると考えている。第1部においては、「韓・日FTA」を論じるにあたり、IT産業に注目している点である。第2部においては、東アジアの経済統合を論じるにあたり、金融のグローバル化を明示的に意識している点である。なお、第1部と第2部の編集の体裁が異なる点は、共同研究のまとめ方によるものである。それぞれの編著者の研究特性を残すことを選択したために、それぞれの部の独立性は保たれているが、相互関連については曖昧さも残っている。

編著者の2人は、過去数年相互に学術交流を続けているが、外国人客員研究者のポジションを活用し、2005年4月から約5ヶ月神戸大学経済経営研究所で

共同研究を行っていて、本書はその成果の一つである。研究に当たり、趙炳澤は、2004年度 漢陽大学校 校内研究費（課題名：「韓・日FTAがIT産業に及ぼす影響」）の支援を受け、井川一宏は日本政府の科学研究費（2004－5年度）「日本の自由貿易協定に関する理論的・戦略的研究」の交付・支援を受けている。また、漢陽大学校と神戸大学は大学間の提携交流を行っており、特に漢陽大学経済研究所と神戸大学経済経営研究所は毎年共同のシンポジウムを行っていて、編著者はそのオーガナイザーの役割・窓口ともなっている。また、本書に執筆の金奉吉氏（富山大学教授）からは、共同研究者、研究協力者としてつねに学術的な専門知識を提供していただいている。なお、日韓FTAに関する資料の提供および意見交換に関して、鄭仁教氏（仁荷大学校教授）から多くの学術的助けを得ていて、これに対しても日本政府の科学研究費補助を活用している。

最後に、本書出版を支援してくださった神戸大学経済経営研究所の山地秀俊所長、編集委員長の小島健司教授をはじめ、困難な編集作業を辛抱強く手伝ってくださった経済経営研究所・研究助成助手（堀田英美緒、北野貴子、施宏美）の方々に感謝を申し上げます。

編著者

第1部

「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす影響と課題

第1章 はじめに

1990年代中頃にWTO体制が出帆された以後、世界の各国・地域においては自由貿易協定（FTA）を中心とする経済の統合ないし提携の動きが急速に進展している。韓国の場合も例外ではなく、経済政策課題の重要な懸案の一つとなっている。2005年1月現在、WTOに報告された全世界の地域貿易協定件数は総167件であり^(注1)、その中で、すでに締結されたFTA件数は、101件に達している。即ち、世界経済のグローバル化が進展する中で、相対的に経済交流規模が大きい国家と地域を中心に、域内国家間の地域主義が拡大され、FTAの推進が時代的な潮流の一つとして位置づけられている。FTAが登場した理由は、一つは、多国間貿易体制の不完全性とEU、北米地域などでの地域ブロック化から排除された国家に、貿易取引において相対的に不利益が発生したこと、もう一つは、グローバル化が進展する中で、共通の利害関係を持っている国家間に経済協力の必要性がますます増大したことなどをあげることができる。このような状況の下で、輸出を経済成長の中心軸としている韓国において、FTAに対する関心が高まっていることは当然なことである。なかでも同じアジア経済圏に属し、相互間に密接な経済関係を形成している日本と「韓・日FTA」を締結することを最優先の政策課題としている。FTAは当事国経済の各部門に大きな影響を及ぼすことはもちろんのこと、社会全般にも相当な影響を与える。特に、韓国では、最近では総輸出額の30%以上を占めているIT産業分野において、FTAがどのような影響を及ぼすのかという問題が経済分野での主要な関心の対象となっている。現在、韓国と日本との間には「韓・日FTA」の締結のために政府間の一連の協議と交渉が進行中にあるけれども、順調に行けば、2005年末ま

(1) 韓国外交通商部 <http://www.fta.go.kr> 参照。

では、「韓・日FTA」が締結に向かうことが期待される。また「韓・日FTA」がもたらす経済的効果と影響ないし問題点などに対する研究が、韓国と日本において活発に行われている。確かに「韓・日FTA」の締結は、韓日両国の経済全体はもちろん、IT産業に対しても多大な影響を及ぼすことは必至の事実であろう。

ところで、一般的にIT産業は、その規模が大きく新技術の開発及びそれと知識との融合による他産業への波及速度が速いため、外部効果が大きい産業である。またIT産業は、他産業に比して、規模の経済の実現と市場の先取りの重要性が強調される産業でもある。したがって、FTAによる市場の統合ないし貿易の拡大は、締結当事国の経済成長に大きく寄与すると同時に、IT産業の発展にも、多大な影響を及ぼすことになると考えられる。

この研究は、以上のような問題意識の下で「韓・日FTA」締結の必要性とその経済的効果及び問題点は何かなどの問題に対して、韓日両国のIT産業を中心にして、ミクロ的な側面から接近して、両国のIT産業の特徴と問題点を明らかにするとともに、韓日両国に望ましい「韓・日FTA」を締結するためには、どのような方向と方法をもって接近すれば良いのか、その方向の接点を探してみようとするところにねらいがある。というのは、韓日両国のIT産業は、ともに両国経済において重要な位置を占めている産業であること、また韓日両国のIT産業は、世界的にも先進国水準に達している産業であること、そして韓日両国のIT産業間には、産業の性格上、すでに相当な水準の経済的交流と協力関係が形成されていることなど、「韓・日FTA」の締結の必要性が存在しているためである。したがって、韓日両国間に「韓・日FTA」が締結されれば、両国のIT産業は、その経済的効果を極大化する可能性が高いとともに、逆に両国のIT産業間に協力の強化と交流の拡大が「韓・日FTA」の締結をより促進することなど、肯定的な影響をもたらすことになると期待できる。

以下では、まず、第2章〔韓国と日本のFTA戦略の内容と特徴〕では、FTA

に対する一般的な内容と経済的效果を簡単に検討した後、韓国と日本におけるFTAに対する基本戦略の内容を検討して、両国のFTAに臨む姿勢と特徴を比較・要約する。つぎに、第3章〔「韓・日FTA」の推進・交渉進行状況と両国的基本立場〕では、まず「韓・日FTA」の必要性とその効果、即ち「韓・日FTA」が韓国経済に及ぼす影響と問題点などを検討した後、両国における「韓・日FTA」に対する基本的立場と両国政府間の「韓・日FTA」の交渉の進行状況を検討する。そして、両国間に「韓・日FTA」の交渉過程で露呈された主要争点の内容と課題などを明らかにして、望ましい「韓・日FTA」の今後の方向などについて検討する。第4章〔韓国と日本のIT産業の現状と構造的特徴－両国比較－〕では、最近の韓国と日本のIT産業の現状を既存の資料を中心に検討して、両国のIT産業の構造的特徴および問題点などを比較・要約する。第5章〔「韓・日FTA」締結が韓国のIT産業に及ぼす影響と課題〕では「韓・日FTA」が韓国のIT産業に及ぼす影響と課題を検討し、その特徴と課題を明らかにする。また、参考のために、補論として「東アジアFTA」とIT産業との関係に対する問題を展望する。最後に、第6章〔結び－望ましい「韓・日FTA」と両国のIT産業間の協力方向と課題－〕では、第一部の結びとして、第2～5章の研究成果を要約・整理するとともに「韓・日FTA」の締結の際、考慮すべき事項と望ましい方向および課題などについて検討・要約する。

最後に、この研究は〔「韓・日FTA」が韓国のIT産業に及ぼす影響と課題〕と題しているけれども、これは、表記の論題に対して、「韓・日FTA」と両国のIT産業を関連づけ、両国の「韓・日FTA」に対する基本的認識とその戦略的対応内容、そして「韓・日FTA」が韓日両国のIT産業に及ぼす影響と課題などを、主として既存資料を中心に検討・整理し、比較するところに重点が置かれている。そのため、敢えて、自らこの研究の性格を言うならば、FTAとIT産業との関係を理論的に分析した専門的な学術論文というよりは、一種の現地調査報告の性格をもっているものであることを、予め記しておきたい。

第2章 韓国と日本のFTA戦略の 内容と特徴

1. FTAの一般的な内容：意義と経済的效果

1) 経済統合の形態と自由貿易協定の意味

「経済統合」とは、地域的・経済的に密接な交流関係にある二国以上の国家間に同盟を結成し、非会員国に対しては各種の手段を通じて、貿易・交流などを制限する反面、会員国間には貿易障壁の緩和・撤廃など優待措置を取って、互に、貿易の自由化、経済全般の交流と協力の拡大などを通じて、会員国全体の経済的厚生の増大を図る経済協力体制を構築する方法を言う^(注1)。経済統合の形態は、会員国と非会員国との貿易障壁程度ないしその差によって、多様な形態がある。例えば、①自由貿易地域（Free Trade Area）、②関税同盟（Customs Union）、③共同市場（Common Market）、④経済同盟（Economic Union）、⑤完全経済統合（Total Economic Integration）など五つの形態に区分することができる^(注2)（表1参照）。

即ち、「自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）」^(注3)とは、域内会員国間に原産品の自由貿易を実現させるために、会員国間の域内貿易に対しては

- (1) 崔桂榮・Park I. W.『FTA推進のためのIT部門長期戦略研究』韓国情報通信輸出振興センター(ICA), 2004.2. p.1.参照。以下のFTAに関する一般的な内容については、この資料を中心にし、また他の資料をも参考して整理したことを記して置く。
- (2) 崔桂榮・Park I. W.前掲資料, pp.3-4.およびB. Balassa, *The Theory of Economic Integration*, Homewood, Illinois, Irwin, 1961.（中島正信訳『経済統合の理論』ダイヤモンド社, 1963）参照。
- (3) FTAという英文略語表記は「自由貿易協定」と「自由貿易地域」が同じであるけれども、以下では、別の説明のない場合には「自由貿易協定」を指すものであることを注意したい。

表1 経済統合の類型別特徴

区分	類型別特徴				
	種類	自由貿易地帯	関税同盟	共同市場	経済同盟
主要内容	意味	会員国間には関税/非関税障壁を撤廃し、非会員国に対しては、独自的に関税を賦課する経済協力方法。	会員国/非会員国を問わず自由貿易のために共通の域外関税の賦課が可能な統合方法（ただし、非会員国に対しては、事前に会員国間の協議の必要）。	会員国間の貿易制限の撤廃はもちろん、生産要素の自由な移動を保障する統合方法。	会員国間に経済政策の差による外部効果まで除去するため、会員国間の経済政策と経済協力などまで協議が可能な統合方法。
	特徴	－経済統合のもつとも初期的な統合方法。 －第三国に対しては、独自的な関税政策の保有が可能のこと。	－非会員国に対する措置には、事前に会員国間の協議が必要なこと。	－欧州地域以外には存在。 －最適通貨地域の形成ための必要充分条件であること。 －統合対象国間の経済的統一がほとんど成立された段階であること。	－高度に発展された経済統合の形態。 －会員国が経済制度の独立性を維持しながら一つの連邦形態を形成した統合形態（例：米国の各州）。 －現在のEMU（欧州経済通貨同盟）がこれに該当する。
	強度	弱 → → → 強			
手段	—	共通の域外関税の賦	生産要素の自な移動の促進	経済政策/経済協力の推進	—

資料：崔桂榮・Park I.W.前掲資料, pp.3-5引用作成。

関税や輸入制限などを撤廃・削減する一方、非会員国との域外貿易に対しは各國が独自の関税・輸入制限などの自主的な通商政策を展開するよう、会員国間に協議を通じて締結された協定を言う^(注4)。ところで、現実的な経済統合の形態は、多様な形態の経済統合の特徴が混合された形態を取ることが一般的である。最近の経済統合の形態を見ると、互に関心を持つ二つ以上の国家間の協議を通じて成立された自由貿易協定が一番多い。即ち、「自由貿易協定」は、基本的には貿易の自由化を追究する「自由貿易地域（Free Trade Area, FTA）」より一段階の強度の高い協定形態である。言い換れば「自由貿易協定」とは、必ず協定当事国間の協議を通じて、経済統合による衝撃を最小化しようとする「弱い形態の経済統合」であること、そして「自由貿易地域」が持つ機能だけでなく、生産要素の自由な移動の促進や協定当事国間の協議によって、経済協力の実施が可能な条項まで含まれる包括的かつ選択的で自主的な行動が可能な会員国間の協商の產物であるというところに特徴がある。

したがって、例えば、欧州地域のように国家間に経済発展段階の類似性と産業・貿易構造の同質性の高い国家間には、強度の高い経済統合が可能であるけれども、国家間に経済制度や社会的風土などに差異の大きい場合には、関税撤廃を中心とする自由貿易協定のような比較的強度の低い段階の経済統合から出発することが、実現可能性を高める経済統合方法の一つである^(注5)。

つぎに、当事国間の協議を通じ締結される「自由貿易協定（FTA）」に、一般的に含まれる協定の内容ないし条項をみると、すでに言及したように、自由貿易地域に関する条項だけではなく、生産要素の移動促進から経済政策・経済協力に関する条項まで含まれる多様な形態のFTAの締結が可能である（表2参照）。

(4) 崔桂榮・Park I. W.前掲資料, pp.4-5.および遠藤正寛『地域貿易協定の経済分析』東京大学出版会, 2000.4. pp.13-14.参照。
(5) 崔桂榮・Park I. W. 前掲資料, pp.4-5.参照。

表2 世界主要FTAの内容比較（要約）

区分	米国・イスラエル	NAFTA	米国・ヨルダン	AFTA	Canada Chile	Mexico Chile	EU・Mexico	豪州・ニュージーランド	備考
関税撤廃	★	★	★	★	★	★	★	★	●
数量制限禁止	—	★	—	★	★	★	★	★	—
セーフガード	★	★	★	—	★	★	★	★	—
反ダンピング/相殺関税	★	★	—	★	★	—	★	★	—
原産地規定	★	★	★	★	★	★	★	★	●
税関通関手続	—	★	★	★	★	★	★	★	—
投資	—	★	—	★	★	★	★	★	—
サービス貿易	★	★	★	★	★	★	★	★	—
相互認証(MRA)	★	★	—	★	—	★	★	★	—
衛生/検疫	★	★	—	★	—	★	★	★	—
政府調達	★	★	★	★	—	★	★	★	—
知的財産権	—	★	★	★	—	★	★	★	—
競争政策	★	★	—	★	★	★	★	★	—
紛争解決	★	★	★	★	★	★	★	—	—
電子商取引	—	—	★	—	—	—	—	—	◎
人力移動	—	★	★	—	★	★	—	—	◎
環境	—	△	★	—	△	—	—	—	◎
労働	—	△	★	—	△	—	—	—	◎

資料：日本経済産業省『通商白書2001年版』<http://www.meti.go.jp> ここではAhn J. C 『FTAの推進のためのIT部門長期戦略研究』ICA研究報告04-01, 韓国情報通信輸出振興センター・情報通信政策研究院, 2004.2.より引用作成。

注： ★印は、各の協定内容に含まれた項目、●印は、FTA協定締結に必ず含まれる必要条件とも言える項目、◎印は、今後のFTA締結に重要性がますます強調される項目、そして△印は、協定に当該項目の内容が部分的に含まれていることを表わす。

即ち、現在、発効中にある主要FTAの具体的条項をみると、関税撤廃、数量制限禁止、セーフガード、反ダンピング措置、相殺関税制度、原産地規定、通関手続、投資条項、サービス貿易、相互規格認証、衛生・検疫、政府調達、知的財産権、競争政策、紛争解決、電子商取引、人力移動、環境、労働など、実に多様な分野にかけた条項が含まれている。けれども、実際にはその中から一部または全分野にかけて協定を締結することもできる。したがって、実際にFTAに含まれた条項の内容によって、FTAの強度、即ち、会員国間における経済、貿易の自由化の程度と統合の程度が明らかになる。

また、これらの協定条項の中で、もっとも、重要な条項は関税撤廃と原産地規定の条項であり、この二つの条項は、FTAに必ず含まれる最小限の必要条件とも言える。なぜならば、関税撤廃ないし削減に関する条項が含まれていないFTAは意味のない協定であり、また当事国間に協定の効力を確保するためには、原産地規定が必須的な条項となるためである。そして電子商取引、環境、労働などの条項は、最近の経済環境の変化を反映して含まれる条項として、今後のFTA締結には、これらの条項に関する論議がますます活発となり、また、その重要性が高くなると予想される。

2) 自由貿易協定の経済的意義と効果

前項で指摘したように、FTAの根本的な目的を要約して言うならば、FTA会員国間の経済交流の拡大および貿易の増大を通じて、会員国の経済的厚生を増大させ、会員国の経済成長に寄与しようとするところにある。FTAが持つ経済的意義と効果を要約してみれば、以下の通りである（表3参照）。

まず、FTAが持つ経済的意義をみると、会員国間の貿易に及ぼす影響という側面と市場開放がもたらす効果という側面、そして会員国間の経済交流の促進という側面の三つの側面から評価することができる^(注6)。第一に、会員国間の貿易に及ぼす影響という側面をみると、そこには、肯定的側面と否定的側面の

両面性を持っている。前者の肯定的側面としては、①貿易創出効果の存在及び増大、即ち、会員国間に関税撤廃によって、物品交易を促進ないし活性化させるとともに、低水準の価格で物品交易が行なわれる輸出入の機会が拡大されること、およびその結果として、会員国の経済的厚生を増大させることなど、②市場規模が大きく、また、効率性と技術水準の高い国家が会員国として参加すればするほど、貿易創出効果はより大きくなる性質を持っていること、③経済発展段階が似ている国家または競争的状況に置かれている国家間にFTAが結ばれば、産業内での交易の増大によって企業内での貿易制限が緩和される効果をもっている。つぎに、後者の否定的側面としては、FTAに参加していない域外国家に対しては差別的措置が取られ、非会員国に対する貿易障壁を高める要因として働く可能性が高い。即ち、①ある特定国家だけの関税撤廃による貿易転換が発生して、低価格供給国家からFTA締結国家への輸出の転換が発生する可能性があること、②低価格供給国家と輸入国における機会費用が発生すること、③FTAに参加していない非会員国との機会費用が増大することなどの不利な状況が生じる可能性が高くなる。

第二に、FTAは会員国の市場開放を促進する効果をもっているので、実質的な貿易の増大と自国企業の効率性と生産性の増大を促進させる推進力として働く可能性が高い。即ち、①会員国企業の規模の経済を実現させること、②会員国の産業間・企業間の競争要素が増加されるため、企業の効率性と生産性を上昇させる可能性が高いこと、③第三国からの新規投資の流入によって、国内産業の構造調整を促進させ、当該企業はもちろん産業全体の経済的効率を改善させる可能性がある。

第三に、会員国間に人や情報・技術などの経済交流の活性化を促進することはもちろん、非会員国とも人的・知識・技術・経営技法などの交流が増大され、会員国の経済成長に寄与する要素が増加する可能性が高いことなどの点を指摘

(6) 崔桂榮・Park I. W.前掲資料、pp.4-5.参照。

表3 FTAの経済的意義と効果（理論的）

区分	主要内容					
FTAの定義	締結国間における自由貿易のための協定。より厳密に言えば締結国間における締結国原産品の自由貿易のための協定					
FTAの経済的意義	<p>1) 貿易に及ぼす効果：両面性の存在</p> <p>①肯定的側面：域内国家間の交易の活性化の促進：</p> <ul style="list-style-type: none"> —関税撤廃によって低い価格での輸入機会の増加 —交易の増大による経済的厚生の増大 —市場規模が大きく、効率性・技術水準の高い国家が参加するほど貿易創出効果は増大 —経済発展段階の類似・競争的な国家間のFTAは、産業内交易の増大によって、企業内貿易制限が緩和される <p>②否定的側面：域外国家に対して、差別的な措置による新しい貿易障壁の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> —特定国家だけの関税撤廃による貿易転換効果の発生：低価格供給国家から、FTA締結国家への輸出転換の発生 —低価格供給国家と輸入国に機会費用の発生 —FTA非会員国の機会費用の増大 <p>2) 市場開放効果の存在：貿易増大効率性と生産性の増大の促進</p> <p>①規模の経済の実現、競争の増加による効率性と生産性の増大</p> <p>②第三国からの新規投資の流入、国内産業の構造調整による経済効率の改善</p> <p>3) 経済交流の活性化の促進：人的/知識/技術・経営技法の交流増大による経済成長の促進</p>					
FTA効果	静態的 意味	域内の関税・輸入数量制限などの撤廃が域内国・地域間の貿易に直接的に影響を与える効果 仮説：商品質・仕様：同一 生産費：差異存在 関税：FTA締結前：同一 FTA締結後：撤廃				
	貿易創出効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>FTA締結前</th> <th>FTA締結後（A : B）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>A国</u> 價格：150\$ 関税：100% 200\$商品 ↗ <u>B国</u> 200\$商品 ← <u>C国</u> 價格：120\$ 價格：100\$ 関税：100% 関税：100% </td> <td> <u>A国</u> 價格：150\$ 関税：対B-0% 対C-100% ↗120\$商品 ↗200\$商品 <u>B国</u> <u>C国</u> 價格：120\$ 價格：100\$ 関税：対A-0% 関税：100% 対C-100% </td> </tr> </tbody> </table>	FTA締結前	FTA締結後（A : B）	<u>A国</u> 價格：150\$ 関税：100% 200\$商品 ↗ <u>B国</u> 200\$商品 ← <u>C国</u> 價格：120\$ 價格：100\$ 関税：100% 関税：100%	<u>A国</u> 價格：150\$ 関税：対B-0% 対C-100% ↗120\$商品 ↗200\$商品 <u>B国</u> <u>C国</u> 價格：120\$ 價格：100\$ 関税：対A-0% 関税：100% 対C-100%
FTA締結前	FTA締結後（A : B）					
<u>A国</u> 價格：150\$ 関税：100% 200\$商品 ↗ <u>B国</u> 200\$商品 ← <u>C国</u> 價格：120\$ 價格：100\$ 関税：100% 関税：100%	<u>A国</u> 價格：150\$ 関税：対B-0% 対C-100% ↗120\$商品 ↗200\$商品 <u>B国</u> <u>C国</u> 價格：120\$ 價格：100\$ 関税：対A-0% 関税：100% 対C-100%					

		<p>効果 : A : B : C間貿易なし *C国が価格競争力保有 - C→B : 200\$商品 - C→A : 200\$商品 - A国とB国の輸入費用上昇</p>	<p>効果 : B : A間で貿易創出(B→A) *B国が価格競争力保有 - B→A : 120\$商品 - C→A : 200\$商品 - A国の消費者余剰増大 - A国商品の価格下落、需要増大</p>								
		<p>資料 : 山澤逸平『アジア太平洋経済入門』東洋経済新報社、2001, pp.58-60. 参照。</p>									
	貿易転換効果	<p>1) 意味 : 関税障壁の存在が自国商品の生産費上昇招来の場合、FTA締結による生産費の低位国から輸入の促進効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FTA締結前</th><th>FTA締結後 (A:B)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>A国</u> 價格 : 150\$ 関税 : 30% ↘ 130\$商品 <u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 30% </td><td> <u>A国</u> 價格 : 150\$ 関税 : 対B-0%, 120\$商品 ↗ 対C-30% <u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% ↗ 130\$商品 </td></tr> <tr> <td> <u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 30% </td><td> <u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 対A-0% </td></tr> <tr> <td> <u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% ↗ 130\$商品 </td><td> <u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% 対C-30% </td></tr> </tbody> </table>		FTA締結前	FTA締結後 (A:B)	<u>A国</u> 價格 : 150\$ 関税 : 30% ↘ 130\$商品 <u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 30%	<u>A国</u> 價格 : 150\$ 関税 : 対B-0%, 120\$商品 ↗ 対C-30% <u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% ↗ 130\$商品	<u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 30%	<u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 対A-0%	<u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% ↗ 130\$商品	<u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% 対C-30%
FTA締結前	FTA締結後 (A:B)										
<u>A国</u> 價格 : 150\$ 関税 : 30% ↘ 130\$商品 <u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 30%	<u>A国</u> 價格 : 150\$ 関税 : 対B-0%, 120\$商品 ↗ 対C-30% <u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% ↗ 130\$商品										
<u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 30%	<u>B国</u> 價格 : 120\$ 関税 : 対A-0%										
<u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% ↗ 130\$商品	<u>C国</u> 價格 : 100\$ 関税 : 30% 対C-30%										
		<p>効果 : *C国が価格競争力の保有 - C→A : 130\$商品 - A国生産減少、C国輸出増大</p>	<p>効果 : B : A間で貿易転換(B→A) *B国が価格競争力の保有 創出効果増大 - B→A : 120\$商品 - C→A : 130\$商品 - A国 : 消費者がC→Bに輸入転換 - C国 : 輸出減少 (経済的利益減少)</p>								

動的的 効 果 (間接的)	意 味	<ul style="list-style-type: none"> -FTAで域内企業の生産性増加、直接投資の増大によって、経済成長を促進する効果 -市場の一体化による企業間競争が域内企業間の提携関係に及ぼす変化によって、国際競争力の向上をもたらす効果も含まれる -最近の動的的効果には、モノの貿易自由化のみならず、人的移動、サービス移動、技術移転、貿易・投資の促進、知的財産権の移動など、幅広い分野の交流が含まれる
	生産性 上昇に 伴う 経 済 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ①市場拡大効果：域内貿易の増大によって、企業の域内販売市場が拡大する効果 ②競争促進効果：企業間の競争によって、国内市場の活性化と生産性が向上される効果 ③技術拡散効果：加盟国・地域から優れた経営ノウハウ・技術が流入される効果 ④国内国の制度改革・革新効果：FTA締結交渉/締結後に加盟国・地域間の競争によって、国内規制や制度の改善が行なわれる効果
	資本蓄積に伴う経済効果：域内企業の直接投資がもたらす効果	
FTAで 規定さ れる 主 要 内 容	モノの 貿易の 自由化	<p>1) 関税撤廃：FTAの規定内容の中で基本的な規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廃止対象品目の選定：どの品目を廃止するか明記 ②選定方法：基本的にはネガティブ方式を選択 ③廃止方法：廃止スケジュールの確定と実行 <p>2) 原産地規則：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①FTAの目的：締結国間における締結国原産品の自由貿易のための協定 ②意味：何が締結国原産品であるかを規定するもので、FTAに必要不可欠な要素 ③要件：第三国を経由して輸出する迂回輸出を防げるため、二つの要件充足が必要 <p>-関税分離変更（タリフジャング）要件：締結国から輸出される最終製品の関税上の分類が、その原材料・部品段階での分類から一定程度以上の変更（即ち、関税分類を越えるほどに実質的な加工が締結国内で施されていること）があれば原材料・部品の国内生産与否を問わず、締結国の原産品と認める要件</p> <p>-現地調達比率（ローカル・コンテンツ）要件：締結国の原産品であるために、ある物品の全体価額の一定割合以上が締結国内で調達されなければならない条件</p>

サービス貿易自由化	<p>1) サービス貿易の性格：モノが物理的に国境を越えて移動することとは違うので、関税や数量制限のような国境措置による障壁撤廃はできない（その形態が複雑・多様）</p> <p>2) 一般的方法：対象とするサービスの定義を確定して、その自由化内容を別途の約束表（スケジュール）を提示し、最恵国待遇や内国民待遇を保証する</p> <p>3) NAFTAの例：「投資サービスおよび関連条項」、「国境を越えたサービス貿易」など</p> <p>①運用範囲：以下の項目について、最恵国待遇や内国民待遇の有利性を認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ④サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び引き渡し ⑤サービスの購入、支払または使用 ⑥サービスの提供に関する流通、輸送システムへの接続と利用 ⑦ある締結国から他の締結国へのサービス提供者の進出 ⑧サービス提供者のための条件としての保証金または他の形式の金銭的担保の提供 <p>②制限条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨金融サービス、エネルギー、基礎石油化学製品関連サービス、航空輸送サービスは除外 ⑩締結国は、サービス提供者に対して、自国領内に事業所の設立を要求してはならない
投資の自由化	<p>WTO Plus分野：投資に関しては、貿易のWTO協定の相当する包括的な多国間ルールは、まだ存在しない</p> <p>－方法：二国間、複数国間のFTA投資関連規定は、WTO規定を準用することが一般的</p> <p>－形態：FTAの「投資サービス及び関連条項」での「投資」を準用</p> <p>－運用範囲：金融サービスを除く、他の締結国からの対内投資</p> <p>－措置：締結国は、他の締結国の投資・投資家に対して、最恵国待遇と内国民待遇提供</p> <p>－制限：自動車製品、繊維・アパレル、農産品などは内国民待遇から例外</p>
競争政策 / 労働問題 / 環境問題	<p>WTO Plus分野：NAFTAの協定が代表的</p> <p>－競争政策：NAFTAの協定「投資サービス及び関連条項」と「競争政策、専売企業及び国営企業」条項を準用</p> <p>－労働問題：NAFTAの協定前文を準用</p> <p>－環境問題：NAFTAの第1部の総則、第3部を準用</p>

資料：崔桂榮・Park I. W.前掲資料および浦田秀次郎編『FTAガイドライン』第1章と第3章および第4章、ジエトロ、2002.11.より引用作成。

することができる。

つぎに、FTAがもたらす経済的効果をみると、それは大きく分けて直接的な効果である「静態的効果」と間接的な効果である「動態的効果」に区分することができる。ここでは、FTAがもたらす経済的効果に対する詳細な説明は省いて、その種類だけを整理すると、以下の通りである（表3参照）。前者の「静態的効果」には、①「貿易創出効果」即ち、関税障壁の存在が自国商品の生産費上昇をもたらす場合、FTA締結による域内関税の撤廃が生産費の低い他地域国からの輸入増大を促進させ、域内国家間の貿易量の増大をもたらす効果であること、②「貿易転換効果」即ち、FTA締結前には外国から低費用商品が輸入されたけれども、FTA締結によって域内国から高費用商品の輸入に転換される効果に区分することができる。後者の「動態的効果」は間接的な効果として、その意味は、①FTAで域内企業の生産性増加、直接投資の拡大などによって、経済成長をもたらす効果であり、市場の一体化による企業間競争が域内企業間の提携関係に及ぼす変化によって、国際競争力の向上効果も含まれる。また、②最近の動態的効果には、モノの貿易自由化のみならず、人的移動、サービス移動、技術移転、貿易投資の促進、知的財産権の移動など、幅広い分野の交流も含まれる。また「動態的効果」にはその対象となる効果によって「生産性上昇に伴う経済効果」と「資本蓄積に伴う経済効果」に区分される。即ち「生産性上昇に伴う経済効果」には、④域内貿易の増加によって、企業の域内販売市場が拡大される「市場拡大効果」、⑤企業間の競争によって、国内市場の活性化と生産性が向上される「競争促進効果」、⑥加盟国・地域から優れた経営のノウハウ・技術が流入される「技術拡大効果」、その他に、⑦FTA締結の交渉、締結後に加盟国・地域間の競争によって、国内規制や制度の改善が行なわれる「国内制度の改革・革新効果」などに区分することができる。また「資本蓄積に伴う経済効果」とは、域内会員国の企業からの直接投資がもたらす効果をいう。

以上のように、FTAが会員国にもたらす効果の中で、「貿易創出効果」と「貿易転換効果」が、特に重要であることは言うまでもない^(注7)。すでに指摘したように、いま東西洋を問わず経済活動のグローバル化の進展の中で、国際経済問題の重要な課題の一つとして、提起されている。韓国と日本も例外ではなく、いま経済的に交流の深い隣国とのFTAの締結、またはFTAの締結のための共同研究や交渉が進行中にある。以下、本章の第2節と第3節および第4節では、韓国と日本の各国の立場からFTAの推進背景と必要性、FTAがもたらす一般的な効果、FTA推進の基本原則および先行課題などについて、詳細な説明は省いて、重要な項目を中心に簡単に要約・整理する（表4参照）。

3) FTAで規定される主要内容（一般的）

FTAには、どのような内容が含まれるのか。それはFTAを締結する目的が会員国間の貿易自由化の推進にあるため、基本的にはそれに関連する項目はすべて規定することができる。ただし、協定当事国間に経済構造や与件の差異があるため、事前に協議を通じた合意によって、他の項目を追加することも可能である。以下では一般的に規定されるFTAの規定内容を簡単に検討しよう^(注8)。

一般的にFTA協定に含まれる基本的な項目は、代表的な例として、①モノの貿易の自由化に関する項目〔関税の撤廃・縮小、または輸入制限の解除、対象品目の選定方法・廃止方法など〕、②原産地規定に関する項目〔基本要件、関税分離変更（タリフジャング）要件、現地調達比率要件（ローカルコンテンツ）、締結国の原産品と認める要件など〕、③サービス貿易自由化に関する項目〔サービスの貿易の性格、対象サービスの選定方法、サービス貿易自由化の約束表と

(7) 崔桂榮・Park I. W.前掲資料、pp. 7-8.および浦田秀次郎編『FTAガイドライン』第1章と第3章、ジエトロ、2002.11. 参照。以下の論議は、これらの資料を参考して整理した。参考のために、自由貿易協定の締結に付随する厚生効果を論ずる場合、貿易創出効果と貿易転換効果以外に、域内交易条件効果と直間接貿易歪曲効果まで含めて論議する場合もある。遠藤正寛、前掲書、pp.61-67. 参照。

(8) 崔桂榮・Park I.W.前掲資料。

スケジュール、制約条件など], ④投資の自由化に関する項目〔方法、形態、運用範囲、措置、制限など〕, そして, ⑤WTO規定外に追加的に含まれた項目〔競争政策、労働問題、環境問題など〕を規定している。以上の項目の中で、もっとも重要な項目は、モノの貿易の自由化項目と原産地規定項目で、どのFTAにも共通的に含まれる項目である。その他、競争政策、労働問題、環境問題などは、最近になって、その重要性が強調される項目である。

2. 韓国のFTA戦略の主要内容

1) FTAの推進背景 (注9)

最近の世界経済のグローバル化の進展の中で、韓国が、FTAに対して積極的に関心をもつことになった背景は、何よりも「対外経済与件の変化」と「東アジアの経済秩序の変化」という二つの要因をあげることができる。即ち、まず前者の「対外経済与件の変化」として最近に現われた現状として、①輸出のアジア地域の比重が増加したこと（韓国の輸出比重の中華圏への偏重化）、②对中国への投資が急増したこと（韓国の海外投資の中で、中国の比重の増加）、③韓国の産業競争力が変化したこと（米国市場での競争力の減少と輸出パターンの変化）、④日本市場での韓国製品の競争力が減少したこと（高価品は先進国に、低価品は中国による供給の構造の中で、韓国製品は、その中間層に位置されている）、⑤中国市场での他国製品との競争が激しくなったこと（特に、台湾製品との競争深化の加速化）、⑥ASEANでの韓国製品市場の縮小・喪失されたこと（中国のASEAN市場への積極的な進出）、⑦新しい競争の源泉となる産業確保の必要性が強調されたこと（産業構造の変化の中で、新しい競争力の確保可能性のある産業育成の必要）などが要求される状況に置かれている。つ

(9) 崔桂榮・Park I.W.前掲資料。および浦田秀次郎編『FTAガイドライン』第1章と第3章参照。以下、韓国のFTA戦略に対しては、これらの資料に負ったことが多い（表4参照）。

ぎに、後者の「東アジアの経済秩序の変化」としては、①中国経済が急浮上したこと（アジアでの中国の影響力の拡大と需要市場の拡大）、②中国の浮上という現状は、否定的側面と肯定的側面という両面性をもっていること（即ち、中国経済の工業化進展は、市場拡大の肯定的要素とアジアでの競争相手国の出現という否定的要素の同時存在）、③東アジア国家のFTAに対する関心が高まったこと、④中国のASEANとのFTA推進の動きがあること（または、ASEAN+韓・中・日のFTA推進の動きの存在）などの要因をあげることができる。

したがって、韓国経済が置かれている経済的与件は、優位要因と機会要素を同時にもっていると考えられる。即ち、韓国経済は、今までの成長過程を通じて、①輸出産業の豊富な経験、②優秀な人的資源の育成と確保、③IT産業のインフラの着実な構築などという優位要因と、そして、機会要素として、①デジタル時代への急速な変化、②巨大な中国市場の開放による激しい競争の展開、③南北韓対決の緩和の徵候と東北亞經濟圏の浮上という要素を同時にもっている。

しかし、韓国経済には、以上の肯定的要因の他に、否定的要因も同時にもっている。即ち、①完成品の大量生産中心の産業構造の形成、②源泉・基礎技術の脆弱性の存在、③労働市場の硬直性と労働者の製造業分野の忌避現象、④労使関係の未成熟という劣位要因と、そして①先進国のグローバル企業の市場支配力の拡大、②先進国の技術革新の加速化の進行、③中国の産業競争力の急速な進展、④後発途上国の急成長と挑戦の激化などという危険要素をも、同時に存在している。したがって、現在、韓国経済は、世界的なグローバル化の流れの中で、韓国と経済関係の深い周辺国とのFTAの締結を通じて、韓国経済が抱えている劣位要因と危険要素を乗り越えようとするところにFTAを推進するねらいがあると思われる。

表4 韓国のFTAの推進背景と必要性及び効果

区分		主要内容
推進背景	対外経済との変化	<p>1) アジアの比重が増加する輸出：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①韓国の経済構造は、輸出中心の経済構造（例：2001年のGDPの中での輸出依存度：35.6%） ②韓国の輸出構造における中華経済圏（中国、香港、台湾）の比重がますます増大（2002年比重：24.7%）
		<p>2) 対中国投資の増加：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①韓国の最近の海外投資は、アジア地域が絶対的な比重を占め、特に、中国への比重が大きい。2002年对中国投資件数：1097件（総投資件数の55.4%） 理由：中国市場の潜在成長力と費用競争力の優位 ②中国経済が成長するほど、輸出が増加すると展望できる
		<p>3) 韓国の産業競争力の変化：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①米国市場での中国の競争力の増大 ②韓国の米国市場での競争力は減少：韓中日の30大輸出製品の米国市場での市場占有率の推移比較 <ul style="list-style-type: none"> 韓国：減少：2000年：30,230百万\$（2.48%）→2002年9月：19,223百万\$（2.25%） 中国：増加：2000年：61,051百万\$（5.02%）→2002年9月：53,812百万\$（6.30%） 日本：減少：2000年：100,413百万\$（8.25%）→2002年9月：62,114百万\$（7.27%） ③輸出構造の変化上の特徴：米国内で、中国は韓国市場を侵食し、韓国は日本市場を侵食 ④特に、米国市場での中国の電気電子製品の輸出が韓国市場を侵食
		<p>4) 日本市場での韓国製品の競争力の減少：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中国が日本市場で、労働集約的商品の最大供給国に浮上 ②韓国は、日本市場で、高価品は先進国、低価品は中国が供給する構造で、その中間に位置
		<p>5) 中国市場での競争の激化：台湾との競争の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①韓国の对中国輸出が急増しているけれども、他の競争国（例：台湾）に比しては不振 ②台湾の对中国投資の急増（特に、半導体製品を除外したITハード・ウェア製品の生産が急増）

6) ASEANでの韓国市場の喪失：

- ①ASEAN市場での中国製品による韓国市場の侵食
- ②中国製品が東南アジア市場で価格競争力の優位を確保（韓国と日本より15-30%程度優位）
- ③中国企業の東南アジア市場での協力関係の急速な進展
- ④中国は戦略的次元より、東南アジア市場から原資材確保のために積極的に進出

7) 新しい競争の源泉の確保：

- ①韓国は、為替危機以後に構造改革を通じて、新しい競争力源泉の確保（特に、知識基盤経済の推進）
- ②最近の韓国経済の与件：経済産業構造が伝統的な産業構造からIT産業中心への転換

韓国の与件	優 位 (S)	機 会 (C)
	<ul style="list-style-type: none"> -輸出産業の豊富な経験 -優秀な人的資源の確保 -ITインフラの着実な構築 	<ul style="list-style-type: none"> -デジタル時代への急速な変化 -巨大な中国市場の開放と競争の展開 -南北韓対決の緩和と東北アジア経済圏の拡大
	劣 位 (W)	危 險 (D)
	<ul style="list-style-type: none"> -完製品の大量生産中心の産業構造 -源泉、基礎技術の脆弱性の存在 -労働市場の硬直性と製造業忌避現象と労使関係の未成熟 	<ul style="list-style-type: none"> -海外グローバル企業の市場支配力の拡大 -先進国の技術革新の加速化の進行 -中国産業の急速な競争力の確保 -後発開途国の経済成長と挑戦の激化

東アジア競争秩序の変化	1) 中国の浮上と意義	<ul style="list-style-type: none"> ①アジア地域で中国の影響力の増大：中国の輸出入の急増 ②中国の浮上は、21世紀のアジア地域の経済構図を決める決定的な要素の一つ
	2) 中国浮上の肯定的側面	<ul style="list-style-type: none"> ①中国市場の工業化の加速化とアジア地域への輸出の増大 ②日本・韓国企業の中国市場への積極的な進出機会の提供 ③韓中日間の通商摩擦の拡大可能性の存在

	3) 中国浮上の否定的側面	①中国経済の成長は、東南アジア地域国家の対中国輸出機会の拡大要因 ②中国の東南アジア地域からの輸入増加率の増加（日本を上回） ③中国の東南アジア地域からの輸入増加は、東南アジア地域国家の経済成長に寄与	
	4) 東アジア国家のFTAの拡散	①東南アジア地域国家のFTAに対する関心の急速な増大 ②日本の対外経済政策の変化：多者主義中心から地域主義中心への転換 ③「ASEAN+韓・中・日の東アジアFTA」創設の動きの存在	
	5) 中国のアセアンとのFTAの推進	①「ASEAN+中国FTA」の急進展の状況 ②「ASEAN+中国FTA」の創設は、周辺国に大きい影響を及ぼす	
FTAの必要性	1) 新しい対外経済の環境変化に直面：「開放型対外通商戦略」産業の分業化の推進の必要性の増大 ①輸出増大の必要性と重要性の増大 ②外交通商政策の変化と重要性の強調：多者主義中心から多国間主義・地域主義の混合政策の必要 ③アジア地域中心の通商政策の展開必要：中国の浮上と中国市場への積極的対応 ④世界経済の環境変化に対する対応策の強化：FTAの積極的推進（韓国の立場）		
1990年代以前	対外経済与件の変化	WTO体制の変化	最近の外交通商戦略
－多国間主義体制中心 －世界貿易の自由化 －輸出主導の経済成長 －高貯蓄と高投資中心	－先進国市場での競争力の減少 －新興市場での競争の激化 －中国の浮上と競争秩序の変化 －東アジアでのFTAの推進	－WTO会員国数の増加 －WTOの包括範囲の拡大 －会員国間交渉の複雑化 －関税同盟中心から制度中心に転換	－多者主義の持続的推進 －FTA推進政策の受容 －アジア地域市場の重視 －国内での構造改革の積極的な展開

<p>2) 「開放型対外通商戦略」の具体的な実践戦略としての最適手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資源貧困として、輸出指向的な経済成長政策展開のための戦略的な手段の必要 ②経済安保的次元から資源確保・輸出市場確保のための重要な戦略手段の一つ 												
<p>3) 「東北亜経済中心地域」実現の基本的な条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人と物品の自由な移動環境確保のための必要手段 ②「東北亜経済中心地域」から窮屈的に「東北亜経済統合」への第一次的な接近手段 												
<p>4) 構造改革を通じた為替危機の克服後に、経済構造の質的転換ないし跳躍の必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内産業の構造改革のための効率的な戦略の一つ ②IT産業革命を通じた対外競争力の増大：例：CDMA端末機、TFT-LCDなど ③交流・通商戦略の多重化と産業の構造改革の必要 												
<p>5) 世界化戦略としての補完的手段：WTO体制前後でのFTAの比較</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">区分</th> <th style="padding: 5px;">WTO体制以前 (伝統的FTA)</th> <th style="padding: 5px;">WTO体制以後 (新しいFTA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">FTAの目的</td> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○静態的目的（消極的）： <ul style="list-style-type: none"> －関税の緩和 －貿易の拡大 </td> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○動態的目的（積極的）： <ul style="list-style-type: none"> －外国人の直接投資の積極的誘致 －経済の構造改革 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">FTAの対象</td> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○商品およびサービス中心 </td> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○商品およびサービス ○投資、労働、環境、経済協力の中心 ○FTAの推進が最適 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">貿易に対する視覚</td> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○貿易の厚生効果の強調： <ul style="list-style-type: none"> －肯定的効果：貿易創出 －否定的効果：貿易転換 </td> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○貿易の厚生効果の強調： <ul style="list-style-type: none"> －自由化による貿易創出 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	WTO体制以前 (伝統的FTA)	WTO体制以後 (新しいFTA)	FTAの目的	<ul style="list-style-type: none"> ○静態的目的（消極的）： <ul style="list-style-type: none"> －関税の緩和 －貿易の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○動態的目的（積極的）： <ul style="list-style-type: none"> －外国人の直接投資の積極的誘致 －経済の構造改革 	FTAの対象	<ul style="list-style-type: none"> ○商品およびサービス中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○商品およびサービス ○投資、労働、環境、経済協力の中心 ○FTAの推進が最適 	貿易に対する視覚	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易の厚生効果の強調： <ul style="list-style-type: none"> －肯定的効果：貿易創出 －否定的効果：貿易転換 	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易の厚生効果の強調： <ul style="list-style-type: none"> －自由化による貿易創出
区分	WTO体制以前 (伝統的FTA)	WTO体制以後 (新しいFTA)										
FTAの目的	<ul style="list-style-type: none"> ○静態的目的（消極的）： <ul style="list-style-type: none"> －関税の緩和 －貿易の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○動態的目的（積極的）： <ul style="list-style-type: none"> －外国人の直接投資の積極的誘致 －経済の構造改革 										
FTAの対象	<ul style="list-style-type: none"> ○商品およびサービス中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○商品およびサービス ○投資、労働、環境、経済協力の中心 ○FTAの推進が最適 										
貿易に対する視覚	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易の厚生効果の強調： <ul style="list-style-type: none"> －肯定的効果：貿易創出 －否定的効果：貿易転換 	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易の厚生効果の強調： <ul style="list-style-type: none"> －自由化による貿易創出 										

	貿易体制	○ブロック化に対する懸念：ブロック間の保護主義と通商摩擦の発生の懸念	○自由化促進効果の認定： -締結国家間の自由化が世界的な趨勢 -自由化が締結国に寄与すること
	締結対象	○類似な経済発展段階： 地理的な隣接国家中心	○自由化の意志共有国間で締結
FTAの効果	1) 貿易障の除去効果	①関税障壁・非関税障壁の撤廃促進 ②輸入品の価格下落による経済的厚生の増大 ③外国人の直接投資機会の拡大 ④輸出市場の拡大と競争力の確保の促進 ⑤産業競争力の強化の促進	
	2) 経済的利益の追求	①経済成長のための輸出増大の必要性と輸出政策の役割の強調 ②世界市場で、中国の浮上によって困難な状況に直面 ③外国とのFTA締結を通じて、輸出市場の拡大の必要性の増大	
	3) 経済構造調整の促進	①FTAによる国内市場の開放化の進展によって、規制緩和の促進および資源の再配分を通じた産業構造再編の促進 ②韓国経済全体の質的変化と産業の高度化の促進 ③経済構造・意識構造の変化と高度化の促進	
	4) 直接投資の誘致	FTAは、外国人の直接投資誘致のための最善のインセンティブ ①市場開放と規制緩和の促進 ②技術集約的業種の投資誘致の促進 ③産業の生産構造の高度化と輸出能力の培養の促進	
	5) 政治外交的利益	主要対象国家との外交的な多辺化の促進 ①通商外交戦略の柔軟性確保と促進 ②友邦国との政治的な連帯関係を通じた韓半島の政治的安定と経済成長に寄与	

<p>FTA推進 五大原則*</p>	<p>1) 必要性と問題点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①FTAの目的：貿易自由化体制の推進・確立 ②FTAの特徴：グローバル次元の貿易自由化との差異：自発的・選択的・包括的 <ul style="list-style-type: none"> ⓐ自発的：だれからの強制によるものではなく、必要に応じて自主的に推進すること ⓑ選択的：相手国を選択することができること ⓒ包括的：貿易自由化の幅が深くかつ広いこと ③FTAの問題点： <ul style="list-style-type: none"> ⓐ選択自由化であるため、貿易転換効果が発生する汎世界的次元での資源配分を歪曲せる可能性の存在 ⓑ多数のFTA締結による相手国家別に関税率が異なることになり、また原産地を証明しなければならないため、輸出入にしたがう行政費用の追加発生（スパゲッティ・ボール効果の発生） ⓒFTA協商過程において、政治的な理由による特定品目の開放幅と速度が決定される場合、国内産業の構造改革に悪影響を及ぼす可能性の存在
	<p>2) 推進五大原則：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①拠点経済圏とFTAを締結すること：FTAの実質的な経済的效果の極大化を追求すること ②拠点国家とFTAを締結すること：現在の市場規模だけでなく、将来の市場潜在力を重視すること ③多数の国家と同時多発的にFTAを推進すると同時に戦略的な接近を開拓すること：主要国家との協商推進によって、その周辺国家との協商を誘導すること ④中長期的な産業政策の枠組みの中で、FTAを推進すること：産業政策のビジョンの下で、相手国の選択と品目別に開放幅と速度を決定すること ⑤国内産業の構造改革に対するマスタープランを策定すること：国内産業の構造改革のためにもっとも効果的な手段は、その産業に開放と競争の原理を導入すること（ただしその産業の労働人力に対する社会的な保障次元での支援策の必要）

資料：朴淳讚・金眞悟他『FTAの得と失—事例分析を中心として—』政策資料04-01、
 対外経済政策研究院、2004.6, Park B.S.『韓国のFTA戦略』Issue Paper,
 参星経済研究所、2003.5.22.及び全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向
 と政策的示唆点』全国経済人連合会、2004.3.より引用して、筆者が作成。

注：* は、Hyun O. S.「FTA推進の5大原則」韓国貿易協会、<http://www.kotra.go.kr> 参照。

2) FTA推進の必要性

つぎに、韓国においてFTAを推進する必要性が強調された理由ないし経済的状況をみると、以下のような二つの要因があげられる^(注10)（表4参照）。即ち、第一に、世界経済のグローバル化が進展する中で、それに対応するためには新しい対外経済の環境変化、言い換えれば「開放型対外通商戦略」による産業の分業化を推進する必要性が増大したことである。なぜならば、①韓国経済が今後とも持続的に成長して行くためには、輸出増大を図る方法しかないこと、②世界経済が最近多国間主義中心から地域主義中心に変化して行く中で、それに効果的に対応するためには、外交通商政策を強化する必要があること、③特に、中国経済の急成長に対応するためには、アジア地域中心の通商政策の展開が必要となったこと、④最近の世界経済の流れからみて、アジア地域を中心とするFTAを推進することが望ましい方法であるなどを指摘することができる。

第二には、資源が貧しい韓国にとって、経済安保的な次元から「東北亜地域中心の通商戦略」の展開が必要であるという点を指摘することができる。即ち、①その実践的戦略手段として、FTAの積極的推進が効率的であること、②将来へのアジア経済統合に参加するためには、現在の「東北亜経済中心地域」の推進の動きに能動的に参加することが基本的な条件であり、望ましい方法であること、③今後の世界戦略のためには、何よりも国内産業の効率的な構造改革が必要であり、その手段の一つとしてFTAの推進がより効果的な方法であるという点などを指摘することができる。そのゆえ、いま韓国には、FTAに対する関心が高まっており、隣国とのFTAの締結のための政策展開が経済政策の中で、重要な位置を占めている。

(10) Park B.S.『韓国のFTA戦略』Issue Paper, 三星経済研究所, 2003.5.22.および全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会, 2004.3. pp.34-41.参照。

3) FTAの効果（韓国の場合）

つぎに、韓国は、以上のようなFTAに対する基本認識の下で、FTAを通じて、つぎのような効果が得られるこことをねらっている。まず、FTAを締結すれば、貿易障壁が除去されること、即ち、①関税障壁・非関税障壁の撤廃の促進、②輸入品の価格下落による経済的厚生の増大、③外国人の直接投資機会の拡大による国内産業活動の拡大、④輸出市場の拡大と競争力の確保の促進、⑤産業競争力の強化努力の増大などの効果が得られると期待できる。

第二に、経済的利益の追求効果としては、①経済成長のための輸出増大の必要性と輸出政策の役割の重要性が強調されること、②世界市場での中国の浮上によって発生する障害ないし不利益への効果的な対応が可能なこと、③外国とのFTA締結を通じて、輸出市場の拡大などが可能であると考えられる。

第三に、経済構造改革の促進効果としては、①FTAによる開放化の進展によって、規制緩和の促進および資源の再配分を通じた産業構造の再編が促進されること、②韓国経済全体の質的変化と産業の高度化の促進が可能なこと、③経済構造の高度化と意識構造変化の促進などが期待される。

第四に、外国からの投資の誘致効果としては、FTAは外国人の直接投資誘致のための最善のインセンティブの措置であるという認識の下で、①市場開放と規制緩和の促進、②技術集約的業種への投資誘致の促進、および③産業の生産構造の高度化と輸出能力の培養の促進などを期待している。

第五に、外交的利益の発生効果としては、主要協定対象国家との外交的な努力の多様化を促進する方法として、①通商外交戦略の柔軟性の確保の促進と、②友邦国との政治的な連帯強化を通じた、韓半島の政治的安定と経済成長に寄与することが期待できると思われる。

4) FTA推進の基本原則

(1) FTAの問題点

それでは、韓国は、FTAを推進するために、具体的にどのような戦略を展開しているのか。以下では、韓国のFTA戦略とその「基本原則」などを検討する前に、まず、参考のため、FTAの性格を簡単に検討しよう。もともとFTAの根本目的は、貿易自由化体制の確立にあるため、FTAはいわゆる世界のグローバル化という次元の貿易自由化とその性格を異にする「自発的・選択的・包括的」な性格をもっているところに特徴がある。即ち、①‘自発的’とは、だれからの強制によるものではなく、必要に応じて自主的に推進すること、②‘選択的’とは、FTAの対象となる相手国を選択することができること、そして③‘包括的’とは、貿易自由化の幅が広くかつ深いということを意味する。つぎに、FTAがもつ問題点としては、①FTA自体に選択的自由化があるため、貿易転換効果が発生する世界的次元での資源配分を歪曲させる可能性が存在すること、②多数の国家と個別的にFTAを締結することが可能であるため、FTAの締結相手国別に関税率が異なる場合があること、また、③取引される物品の原産地の証明がなければならないため、輸出入にともなう追加的な行政費用が発生する可能性があること（スペゲティーボール効果という）、その他、④FTAの協商過程において、政治的な理由による特定品目の開放の幅と開放速度が決定される場合、国内産業の構造改革を遅延させる悪影響が発生する可能性が存在することなどの問題点が存在する。したがって、FTAの基本原則を策定するときは、これらの問題点を十分考慮しなければならない。

(2) 「FTA推進五大原則」

韓国の場合、FTAを推進するために策定された「基本原則」として、政策当局は、以下の「FTA推進五大原則」を策定している^(注11)。即ち、

第一に、FTAの実質的な経済的効果の極大化を図るために、まず拠点経済圏と

FTAを優先的に締結すること、

第二に、現在の市場規模より将来の市場潜在力を重視して、拠点国家とFTAを優先的に締結すること、

第三に、FTA推進の戦略的な接近方法として、多数の国家と個別的・同時多発的なFTAを推進すると同時に、主要国家との協商を推進することによって、その他の周辺国家とのFTA協商を誘引すること、

第四に、中長期的な産業政策のビジョンの下で、FTAの相手国を選択し、また品目別に開放の幅と開放速度を決めるここと、

第五に、国内産業の構造改革のためにもっとも効果的な手段は、その産業に開放と競争の原理を導入することであるという認識の下で、国内産業の構造改革に対するマスタープランを策定してFTAを推進すること（ただし、その産業の労働者に対する社会的な保障次元の支援策の必要）など、五つの原則を策定し、相手国とのFTAの交渉の際に活用している。

5) FTAの推進戦略

つぎに、韓国は、以上のような「FTA推進五大原則」にしたがって、FTA推進戦略を策定している。その主要内容を簡単に要約すれば、以下の通りである^(注12)（表5参照）。

（1）FTAの推進方法

まず、FTAを推進する方法は、事前に選定された国家を対象にして、順次的に推進することを基本方針としている。即ち、①同時多発的なFTAの協商を推進することよりは、協商が比較的に容易と思われる国家を協商戦略国家と選定

(11) Hyun O.S. 「FTA推進の5大原則」韓国貿易協会、<http://www.kotra.go.kr> および全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会、2004. 参照。

(12) Park B.S.前掲資料、pp.67-86.および全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会、2004. 参照。

し、推進すること、②優先的に、韓国・日本との協商、韓国・中国との協商を推進すること、③つぎの段階には、韓・中・日FTA、韓国・ASEANとの協商を推進すること、④米国とのFTA推進は、より中長期的な観点から協商を推進する視覚をもつことなどの接近方法を設定している。

(2) FTAの内容

つぎに、韓国は、FTA推進における主要な協商対象内容として、協商対象国家との関税引下げを重視することよりは、非関税障壁要因を重視して、その撤廃と資源移動の円滑化を重視している。即ち、①FTAの多国間主義原則を最大限に活用すること、②例外的な部門（敏感な部門）をできるだけ大幅に縮小すること、そして、③協商対象国の市場開放の拡大に重点を置くことなどを中心にして、相手国との協商を展開する戦略を設定している。

(3) FTA推進のための制度の構築

韓国では、FTAによる発生可能な社会的費用を最小化するために、FTAの具体的な推進方法を策定している。即ち、まず、①産業界、労働界の見解を十分に反映すること（関連部門と定例的な意見交換窓口の設置：例：労・使・政委員会）②利害関係者の見解を最大限に反映するために、政府と国会との緊密な協調を進行すること、③FTAの効率的な推進のために、国務総理傘下に、「FTA推進団」という独立的な常設機構の設置のため制度的装置を設けている。

(4) FTA効果の極大化方案

つぎに、締結されたFTAの効果を最大化するため、外国人の投資環境の整備および韓国を東北亞経済中心地域となるよう必要なインフラの開発と構築のための対策を積極的に展開している。即ち、前者の場合、①直接投資を通商外交の中心として、効率的な投資雰囲気の醸成、②競争国に比して、不利な租税構

表5 「韓国FTA戦略」の主要内容

FTAの推進戦略	項目	主要内容
1) FTAの推進方法	限定された国家との順次的な推進 ①同時多発的なFTA協商推進よりは、協商の容易な戦略国家との協商に接近 ②優先的に、韓国－日本との協商、韓国－中国との協商を推進 ③つぎの段階は、韓中日FTA、韓国－ASEANとの協商を推進 ④米国とのFTA推進は、長期的な課題という視覚から接近	
2) FTAの内容	関税引下げの重視よりは、非関税障壁の撤廃、資源移動の円滑化に重点を置く ①FTAの多国間主義を最大限に重視 ②例外部門（敏感部門）の大幅的な縮小 ③市場開放の拡大を重視	
3) FTA推進のための制度構築	社会的費用の最小化のためのFTAの推進方法の制定（法制化） ①産業界、労働界の見解を十分に反映する ②利害関係者の見解を反映するための政府と国会との緊密な協調体制の確立 ③FTA推進団の設立（常設機構）：国務総理傘下に置く	
4) FTA効果の極大化方 案	1) 外国人投資環境の改善 ①直接投資を通商外交の中心として、投資雰囲気の醸成の必要 ②競争国に比して、不利な租税構造およびインセンティブ制度の改善の必要 ③一貫サービスの提供と独自的な政策開発を担当する独立機構の設立の必要 2) 東北亞経済中心のためのインフラの開発と拡充 ①韓国をFTAとともに東北亞内の多国籍企業の中心的な活動舞台となるよう支援の必要 ②東アジアの協力のために、東アジアFTA（ASEAN+韓中日）の締結に努力する必要性の存在	
5) 脆弱産業の構造改革	1) 産業構造の高度化の推進 ①FTAによる被害を受ける製造部門の被害最小化のための迅速な産業構造改革の推進必要 ②育成すべき戦略産業を選定し、産業技術と部品産業の育成の必要 ③IT産業と製造業を結合し、競争優位産業として新産業の創出の必要 ④斜陽産業の既存設備の残存価値を回収するため、中国、東南亞に直接投資の促進必要	

2) 農業部門の被害の最小化と資源の効率的配分のために構造改革の持続的な推進

①農業部門生産者の「選択と集中」の誘導

②価格競争力の提高に限界があるため、品質競争力の向上の必要

③環境保全、農村福祉の増進、国土均衡発展のための農村の多元的機能の維持・指向の必要

3) 脆弱産業の構造調整	部門	対応方案	細部事項
製造業の構造の高度化	−産業技術と部品産業の積極的育成	−育成すべき戦略産業の選定 −技術競争力の提高努力の必要 −部品産業の重点開発と支援 −R&Dの活動の強化誘導	
	−IT産業と製造業との融合	−新しい競争優位産業の創出 −企業サービス中心産業の育成	
	−海外投資の拡大	−競争力低下産業の海外投資の促進 −国家代表級企業の多国籍企業への育成 −政府の海外進出企業に対する支援の強化 −海外地域に対する国内での経済教育強化	
農業部門の構造改革	−農業部門の選択と集中の推進	−市場原理による農業部門の構造改革の推進 −市場価格による均衡的な生産量の達成 −政府の財政投融資の農業部門への転換	
	−品質競争安定性提高	−価格競争力よりは、品質競争力の重視 −農産物の安定性維持のための消費の維持 −集約的営農から粗放的営農に転換	

			<p>－多元的技能維持のための農村開発</p>	<p>－農業部門の外部効果の開発と促進 －農村機能維持のための補助金支給の推進 －一定水準の農村住民所得の維持のための政策の推進</p>
FTA 推進の ための 先 行 課 題	<p>FTAを推進するときに考慮すべき事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①FTA対象国に対する経済的、非経済的要因の調査評価および優先順位を決定すること ②経済的に市場規模、競争関係、戦略的地位、直接投資誘致の可能性程度、政治的に安保に及ぼす影響の程度、予想される通商摩擦の程度などを客観的に分析・評価すること ③企業の関心程度、脆弱産業分野の抵抗程度、相手国の関心程度と実行可能性の程度などを評価 			

- 資料： 1) 朴淳讚・金眞悟他『FTAの得と失—事例分析を中心として—』政策資料04-01, 対外経済政策研究院, 2004.6.
- 2) Park B.S.『韓国のFTA戦略』Issue paper, 三星経済研究所, 2003. 5. 22. および
- 3) 全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会, 2004.3. より引用して、筆者が作成。

造の改善およびインセンティブ制度の改善を推進すること、③一貫されたサービス（one stop service）の提供と独自的な政策開発のために、行政を担当する独立機構の設立を推進している。

後者の場合には、①アジア諸国とのFTAの推進とともに、韓国を東北亞地域内での多国籍企業の中心的な活動舞台になるよう環境を整備すること、②東アジア国家間の協力のために、「韓国・東アジアFTA」（例：ASEAN+韓・中・日）の締結を積極的に推進しようとする戦略を取っている。

（5）脆弱産業の構造改革

FTAの締結には、やむを得ずFTAによる不利益が生ずる産業ないし部門が発生せざるを得ない。そのため、韓国は、そのような脆弱産業を対象にして、産

業構造の高度化と農業部門の被害の最小化を推進している。即ち、前者には、①FTAによる被害を受ける製造部門での被害の最小化を図るために、迅速な産業構造改革を推進すること、②育成すべき戦略産業を選定し、産業技術と部品産業を積極的に育成すること、③競争優位産業の創出のために、IT産業と製造業を結合して、経済的な支援を提供すること、④斜陽産業の既存設備の残存価値を回収するため、中国、東南アジアなどの地域への直接投資を促進することなどの措置を施している。

そして、後者の場合には、農業部門の被害の最小化と資源の効率的配分、また農業部門の構造改革の積極的な推進のために、①農業部門生産者の「選択と集中」の誘導、②価格競争力の向上に限界がある部門への品質競争力の向上のための政策的な支援、③環境保全、農村福祉の増進、国土の均衡発展のための農村の多元的機能の確保と維持措置の実施などを担当する専門機構を設置している。

6) 先行課題：FTAを推進するときに考慮すべき事項

最後に、FTAを推進するとき、事前に考慮ないし検討すべき事項^(注13)としては、FTA締結の対象国となる国家に対して、経済的、非経済的な状況と障害要因などを調査・評価すること、また優先順位を決定することなどが重要である。即ち、①経済的要因としては、ⓐ対象国の市場規模、ⓑ自国産業との競争関係の程度および戦略的な状況の程度、ⓒ自国への直接投資の誘致可能性の程度、ⓓ国内企業の関心の程度および国内の脆弱産業分野の抵抗の程度などを調査評価することが重要である。つぎに、②非経済的要因ないし政治的要因としては、ⓐ相手国の関心の程度および実際の実行可能性の程度、ⓑFTA締結後に予想される通商摩擦の程度、ⓒ政治的に安保に及ぼす影響の程度などを評価することが重要であると規定している。

(13) 全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会、2004.3. 参照。

以上のことから、韓国におけるFTAに対する基本的な認識とFTAに臨む基本的な戦略である。現在の段階からみて、韓国のFTAに対する基本的な立場と認識は正しいと言われるけれども、そのための事前の準備は必ずしも十分とは言えない。FTAというものは、相手のあるゲームのようなものであり、また望ましいFTAの推進のためには、何よりも政策の一貫性の維持とFTA協商相手国との長期間の駆け引きが必要な作業である。そのため、何よりも相手国に対する十分な事前準備と協商過程において、相手国に対し根強い説得と理解を求める努力が何よりも重要であり、また忍耐が必要であることは言うまでもない。

3. 日本のFTA戦略の主要内容

1) 日本におけるEPA/FTA推進の基本方針

つぎに、日本における経済連繫協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）の推進に関する基本的な認識ないし基本方針およびEPA/FTA戦略に対して検討してみよう^(注14)。

まず、日本におけるFTA推進の基本方針をみると^(注15)（表6参照）、以下の六つの点に要約することができる、即ち、第一に、FTAに対する認識として、①経済のグローバル化が進む中で、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものがFTAであるという認識と、②FTAは、日本の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与することという認識から、FTAの重要性を強調している。第二に、東アジア共同体構築の促進と日本に有益な国際環境形成に有利なことという観点から、政治外交戦略上の重要性を強調している。第三に、日本の立場からみて、東アジア地域の重要性とその地域との有効な経済協力関係形成の必要があるという観点から、東アジア中心のFTAの早期推進を強

(14) 以下では、便宜の上、EPAとFTAを合せてFTAと通称することにする。

(15) 首相官邸「今後の経済連繫協定の推進についての基本方針」2004.12.21.

<http://www.kantei.go.jp> 参照。

調している。第四に、経済・外交上の観点から、FTA交渉相手国家ないし地域の選定の必要性を強調している。第五に、FTA締結相手国の経済的状況に応じて、投資協定、相互承認協定、投資環境などの整備とFTAでない経済連繋のあり方をも同時に選択している。最後に、FTA締結に必要な人的体制の整備と民間専門家を積極的に活用して、WTO体制との整合性及び交渉の方法と作業の効率化を推進している。

以上のような日本におけるFTAに対する認識ないし基本認識を総合して評価すると、日本は、FTAを通じて国益の最大化を図ると同時に、できる限り早期に、経済関係の深い国家・地域とのFTAの締結を推進しようとする基本方針を設けていると言うことができる。したがって、日本は、以上のような基本認識の下で、具体的な「FTA推進戦略」を策定して、FTA交渉に対応している。以下では、日本のFTA戦略の主要内容を簡単に要約・整理する^(注16)（表7参照）。

2) FTAの推進背景

まず、日本におけるFTA推進の背景をみると、FTA推進の基本目標として、現行のWTO体制との整合性の維持と補完という認識をもっている。即ち、現行のWTO体制の下においては、つぎのような限界ないし問題点があるため、それらを克服する手段として、FTAを最恵国待遇の例外形態であるという認識から出発している。即ち、①現行のWTO体制では、会員国が多数であり、また協商議題が多様であるという限界があるため、それを克服する必要があること、②WTO体制の補完を通じて、貿易自由化を早期に達成するとともに、WTO体制がカバーできない分野まで取り扱うことができること、③FTAの貿易創出効果によって地域経済の活性化を促進することが可能なこと、④現在、拡大・深化されつつある地域主義への積極的な対応が可能であること、⑤情報通信手

(16) 外務省『日本のFTA戦略』外務省、2002.10. <http://www.mofa.go.jp> 参照。
以下では、この資料と他の資料を参考にして整理したことを記しておく。

段の発達による電子商取引の活性化を促進することができること、⑥新しい通商問題に対して積極的・能動的に対応することができるここと、⑦地域間の経済協力関係の形成・維持を通じて、多国間の協商の場合にも有利な立場を取ることが可能なことなどのため、FTAに積極的に臨む姿勢を取っている。

3) 対外経済政策としてのFTAの必要性

(1) FTAの狙い

つぎに、対外経済政策的な立場からFTAの必要性を具体的に検討してみよう。元来、FTAを追究する目的は、貿易の自由化にあるけれども、最近の世界経済環境の変化の中で、対外経済的側面の戦略的手段として、FTAの重要性がますます強調されつつあることが今日の実情である。即ち、最近の対外経済関係が急速に変化して行く過程の中で、新しい通商秩序が形成されたため、それに相応しい新しいルールの形成が必要となったわけである。また、そのルールに迅速に対応して行くためには、何よりも経済関係の密接な国家とのFTAの締結が必要であることが、逆にFTAの推進を促進する要因となっている。

表6 日本のFTA推進の基本方針

項目	主要内容
経済連繫協定の基本方針	<p>①経済連繫協定（EPA）の重要性を強調： -経済のグローバル化が進む中で、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものが経済連繫協定（EPA）であること -EPAは、日本の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与すること</p> <p>②政治外交戦略上の重要性の強調： -東アジア共同体の構築の促進と日本の有益な国際環境の醸成に有利なこと</p> <p>③東アジア中心の経済連繫協定の推進： -日本にとって、東アジア地域の重要性とその地域での協定を早期に締結すること</p> <p>④経済・外交上の視点から交渉相手国・地域の選定： -選定基準は、次項参照</p> <p>⑤FTAでない経済連繫のあり方の選択： -相手国との投資協定、相互承認協定、投資環境の整備などを手段として選択</p> <p>⑥WTO体制との整合性及び交渉の方法と作業の効率化の推進： -必要な人的体制の整備と民間専門家の積極活用</p>

交渉相 対国 / 地域決 定に考 慮事項	<p>①我が国により有益な国際環境の形成推進：</p> <ul style="list-style-type: none"> ⓐ 東アジアのコミュニティの形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するか ⓑ 日本の経済力の強化及び政治・外交上の課題への取組みに資するか ⓒ 当事国・地域との連繋により、日本の立場が強化されるのか <p>②我が国全体としての経済的利益の確保：</p> <ul style="list-style-type: none"> ⓐ 物品・サービス貿易や投資の自由化により、実質的に貿易と投資の拡大が実現されるか、また知的財産権の保護などの各種経済制度の調和、人の移動の円滑化により、我が国企業の進出などビジネス環境が改善されるか ⓑ EPA/FTAが存在しないことによる経済的不利益を解消するために不可欠なことか ⓒ 日本への資源の安全・安定的な輸入及び輸入先の多様化に資するか ⓓ 日本の経済社会の構造改革の促進、経済活動の効率化及び活性化をもたらすか、また農林産業分野では食料安全保障の視点から、同分野の構造改革努力に悪影響を及ぼすのではないか ⓔ 専門的・技術的労働者の受け入れが、日本経済社会の活性化と国際化に資するか <p>③相手国・地域の状況、EPA/FTAの実現可能性：</p> <ul style="list-style-type: none"> ⓐ 自由化の困難品目に対する措置：日本と相手国・地域との間に、自由化が困難な品目はどうか、またそれに対する双方が適切な考慮をしているのか ⓑ 貿易・投資上の摩擦に対する措置：相手国・地域との貿易摩擦が存在するかどうかと、それに対する適切な措置が存在するかどうか ⓒ WTO/EPA/FTA上の約束の実行可能性：相手国・地域において、WTO/EPA/FTA上の約束を実施する体制が整っているか ⓓ 相手国・地域とのFTAの締結可能性：相手国/地域との経済連繋のあり方として、関税の削減/撤廃を中心とするFTAが適切なのかどうか
----------------------------------	--

資料：首相官邸「今後の経済連繋協定の推進についての基本方針」 2004.12.21.
<http://www.kantei.go.jp>. 資料より引用作成。

表7 「日本FTA戦略」の主要内容

区分	主要内容		備考 (資料)
FTAの推進背景(一般的)	FTAの基本目標：WTO体制下での最惠国待遇の例外形態 ①WTO体制がもっている限界の克服（理由：WTOの会員国との多數・協商議題の多様） ②WTOへの補完：貿易自由化の早期達成・WTOがカバーできない分野の取扱い ③貿易創出効果による地域経済の活性化の促進 ④拡大・深化される地域主義への積極的な対応 ⑤電子商取引の活性化の推進 ⑥新しい通商問題に対する積極的・能動的な対応 ⑦地域間の協力関係の維持が多国間の協商にも有利な立場		経済産業省『2001年版通商白書』
FTAの狙い	①新しい通商秩序とルールへの迅速な対応：対外経済関係の拡大 ②多角的自由化のモメンタムを維持する手段：大規模地域統合の前段階 ③国際的な制度構築の経験の蓄積と多角的通商ルールへのフィードバック ④FTA/EPAを締結しないことによる不利益の回避：経済的利益の極大化 ⑤国内構造改革の促進剤の役割		財務省「自由貿易協定(FTA) / 経済連携協定(EPA)」
FTAの必要性	①東アジアのビジネス圏の制度化 ②需要側と供給側から、日本経済を総してプラスになる方向に刺激すること		経済産業省『2003年版通商白書』
FTAの効果	経済上のメリット	①貿易の創造・市場拡大効果：輸出入市場の拡大 ②競争の促進・経済の活性化効果：効率的産業構造への転換 ③競争条件の改善（貿易転換効果への対応）：競争条件の改善 ④ルールに基づく紛争処理（政治摩擦の最小化）：経済問題の政治問題化の最小化 ⑤制度の拡大：ハーモナイゼーション：制度の拡大と調和の実現	外務省報告白書『日本のFTA戦略』2002.10.12.

	政治外交上の メリット	①経済分野での外交政策遂行上の戦略的な柔軟性の確保： WTOにおける交渉力の増大・交渉結果をWTOに広げ、 WTOの加速化の促進 ②経済相互依存と政治的連携の強化：経済的依存関係を深め、相手国の政治的な信頼増進を図る ③グローバルな外交影響力・利益の拡大：対外競争力の確保	財務省 「自由貿易協定(FTA) / 経済連繫協定(EPA)」
FTAを 推進する とき留意 すべき 点		①WTOとの整合性：実質的にすべての貿易について、関税その他の制限的通商規則廃止 ④WTO協定における規定 ⑤日本が目指すべき自由化水準 ⑥発展途上国とのFTAに当てはめる基準 ⑦WTOラウンド交渉との関係 ②国内産業への影響：日本の産業構造の高度化・市場開放・構造改革などの促進 ⑧適切な手段の選択 ⑨通商と通貨の整合性	
自由貿易協定 の戦略的優先 順位の選定	判断基準	①経済的基準：相手国の経済規模、発展段階、現在・将来の経済状況 ⑩日本経済界からの要望に対する対応 ⑪他国のFTA締結による日本企業の不利益の解消 ⑫双方の経済活性化の程度 ⑬国内の構造改革・規制緩和への影響 ⑭自由化が遅れている国への対応 ②地理的基準： ⑮アジア域内の関係強化 ⑯他の経済地域・国との戦略的関係の強化 ③政治外交的基準： ⑰経済強化による友好関係の強化 ⑱経済関係の外交戦略的な活用 ⑲政治的な安定性・統治能力の民主化の程度 ④現実的 possibility による基準： ⑳予備的検討の程度 ㉑敏感な品目の貿易量に占める割合 ㉒相手国の熱意程度 ㉓日本国内からの要請 ㉔時間的基準： ㉕日本の交渉処理能力 ㉖WTO交渉との日中韓+ASEANが中核となる東アジアにおける経済関係 ㉗政治・外交・経済関係などの実現可能性の変化 ㉘他国（地域）間におけるEPA/FTAの進行状況	外務省 『我が国のFTA戦略』 2002.10. 12.

順位の 選定	日本の FTA戦 略の主 要内容	具体的な検討課題の対象国：		
		①基本的認識：東アジア中心のFTAの推進		
		一状況：①市場の確保と日本経済・企業の構造改革の推進		
		②日本企業は、既に実質的に東アジアとの結びつきの緊密		
		③日本の最大競争相手国の存在		
		④東アジア地域から資源の最適調達、生産・物流・販売の 摸索		
⑤連繋強化によるコスト削減・収益力強化の可能性存在				
⑥東アジアの共通市場化は、東アジア共通の利益という認識				
一対象：まず、韓国、ASEAN、つぎに、中長期的視野から中国、後 に、アジア国家全体の順序に取組むべき				
項目	主要内容			
意義		①東アジア地域での先進国である日韓両国が先導的に高 水準の自由化のルールを構築することが重要		
		②日韓両国市場の一体性を高めることは、両国企業が国 境を越えた競争と協調関係の成立が可能		
		③両国の経済構造改革を一層促進させ、競争力の向上が 可能		
		④両国の潜在的な能力を懸念化させることが可能		
一般的 理由		①政治的な重要性の存在		
		②幅広い国民的接触の進行		
		③東北アジア地域の政治的な安定		
経済的 理由		①韓日企業間の競争関係の解消と戦略的提携の拡大		
		②深い経済的な相互依存関係の形成と維持		
		③中国の浮上に対する共同の対応		
		④将来の東北アジア経済統合に対する事前準備と国際的協議 上の地位の強化		
		⑤両国の財界から包括的なEPA/FTA締結の要求		
期待 される 成果	韓国側	①規模の経済の実現 ②外国人の直接投資の流入拡大		
期待 される 成果	日本側	①各種資産（金融資産、技術資産、其他ノウハウ 資産）の運用に韓国が最適		
		②日本の高齢化社会の進行過程で、既存産業構造 の改編を通じた分業の利益の極大化		
		③日本の経済社会的な改革のために、韓国からの 刺激を受ける必要性の存在		

- 資料： 1) 外務省『日本のFTA戦略』外務省, 2002.10. <http://www.mofa.go.jp>
2) 財務省「自由貿易協定(FTA)/経済連繫協定(EPA)」財務省, 2002. <http://www.mofit.go.jp>
3) 浦田秀次郎・日本経済研究センター編『アジアFTAの時代』日本経済新聞社, 2002.12.
4) 浦田秀次郎編『FTAガイドブック』ジエトロ, 2002.11.
5) 渡辺利夫編『東アジア市場統合への道－FTAへの課題と挑戦－』勁草書房, 2004.2.より引用して、筆者が作成。

(2) FTAの必要性

したがって、最近のFTAの推進必要性を列挙すれば以下の通りである^(注17)。即ち、①最近、急速に成長している東アジアビジネス圏の経済活動を制度化して、能動的に対応して行く必要があること、②FTAの締結を通じて需要側と供給側から、日本経済を総じてプラスになる方向に刺激する必要があること、③大規模な地域統合を摸索する前段階として、多角的自由化のモメンタムを維持する手段が必要であること、④急速な国際経済環境の変化の中で、新しい国際的な制度の構築と経験の蓄積が必要であり、また多角的な通商ルールへの適応のためのフィードバックが必要であること、⑤FTA/EPAを締結しないときに発生可能な不利益を回避して、国家経済の全体的な利益の極大化を図る必要があること、最後に、⑥国内経済の構造改革を促進する刺激剤としての役割を期待することなどをあげることができる。

4) FTAの効果

したがって、日本がねらうFTA締結がもたらす効果は、経済上のメリットと政治外交上のメリットという二つの側面に分離することができる^(注18)。即ち、前者のFTAが直接的に経済分野にもたらす経済上のメリットとしては、①貿易

-
- (17) 財務省「自由貿易協定(FTA)/経済連繫協定(EPA)」財務省, 2002. <http://www.mofit.go.jp> 参照。
(18) 外務省『日本のFTA戦略』外務省, 2002.10. <http://www.mofa.go.jp> および浦田秀次郎編『FTAガイドブック』ジエトロ, 2002.11. 参照。

の創造・新市場拡大を通じて輸出入市場が拡大される効果、②競争の促進、経済活性化を通じて効率的な産業構造への転換を促進する効果、③貿易転換効果への対応を通じた競争条件の改善効果、④新しいルールに基づく紛争処理を通じて、政治的摩擦の最小化および経済問題の政治問題化を最小化させる効果、⑤新しい制度の拡大と既存制度との間の調和を実現させることによって、制度変更にともなう非効率性を最小化させる効果などを指摘することができる。

つぎに、後者の政治外交上のメリットとしては、①経済分野での外交政策遂行上の戦略的柔軟性の確保、即ち、WTOにおける交渉力の増大および交渉結果をWTOに広げ、WTOの加速化を促進すること、②経済的相互依存性と政治的連携の強化を通じて、相手国との経済的依存関係を強化し、また相手国との政治的な信頼の増進を図ること、③グローバルな外交影響力と国家的利益を拡大して、対外競争力の確保を強化することなどをあげることができる。

5) FTAを推進するとき留意すべき点

しかし、FTAを推進するところには、必ず相手があり、また国家と国家間の関係協定であるため、国際的なルールにしたがって推進しなければならない^(注19)。即ち、FTAを推進するところには、いくつかの注意しなければならない留意点が存在する。第一に、何よりもFTAはWTOと整合性を確保しなければならない。まず、WTOとの整合性を確保するため、実質的にすべての貿易について関税その他の制限的な通商規則を廃止しなければならない。そのため、①WTO協定における規定の遵守、②日本が目指すべき自由化水準の策定、③発展途上国とのFTAに当てはめる基準設定、④WTOラウンド交渉との関係などを明らかにしなければならない。

第二に、日本の産業構造の高度化、市場開放、構造改革の促進など国内産業への影響を明確にしなければならない。第三に、FTAを推進するための適切な

(19) 外務省『日本のFTA戦略』外務省、2002.10. <http://www.mofa.go.jp> 参照。

手段の選択と施行が必要なこと、第四に、通商と通貨の整合性を確保する必要があることなどである。

6) 自由貿易協定の戦略的優先順位の選定

つぎに、周知のように、自由貿易協定の形態は多種多様であり、各協定の内容も包括性と柔軟性、そして選択性が確保できなければならない。そのため、FTAを推進するとき、協定対象国の選定に対して、戦略的に優先順位を決定する問題が提起される。以下では、日本の場合、協定対象国を選定するときの判断基準とその内容を簡単に整理・要約する^(注20)。

まず、日本の協定対象国の優先順位を決定する判断基準をみると、大別して五つの基準によって判断している（判断基準の具体的な内容は表7参照）。即ち、そこには、①協定相手国の経済規模、発展段階、現在と将来の経済状況などを基準にして判断する経済的基準、②協定対象地域・国家の地理的与件を考慮して判断する地理的基準、③協定対象国との政治外交的状況を考慮して、適切性と重要性の程度を判断する政治外交的基準、④協定対象国との現実的な協定の実現可能性の有無を判断する現実的可能性による基準、最後に、⑤協定対象国と協定を締結するまでに考慮すべき事項を、総合的に判断する時間的基準などの五つの基準をもって、FTAの推進・交渉の対象国を選定している。

7) 日本のFTA戦略の主要内容

最後に、日本は、以上のような協定対象国選定の判断基準をもとにして、FTAの締結対象国を選定している。参考のため、選定された優先協定対象国とその選定理由および期待される効果など、日本のFTA戦略の主要内容に対して検討しておく^(注21)。

(20) 外務省『日本のFTA戦略』外務省、2002.10. <http://www.mofa.go.jp> 参照。

(1) 協定優先地域・国家の選定と目標

まず、日本は、FTA締結のための具体的な検討優先対象地域・国家として、東アジア地域を選定している。というのは、日本は、基本的に東アジア地域を中心にして、FTAを推進しようとする目標をもっているためである。即ち、日本が東アジア地域を中心としたFTAを推進・実現しようとする理由は、①日本は、戦略的に東アジア地域での市場の確保を通じて、同地域での競争力を確保するとともに、日本の経済・企業の構造改革を推進しようとする狙いをもっていること、②日本企業の中では、既に実質的に東アジア地域との緊密な結びつきが形成されているため、他地域よりはFTAの推進と締結が比較的に容易であると判断していること、③今後の日本の最大競争相手国となる中国が東アジア地域に位置していること、④東アジア地域を資源の調達、生産・物流・販売などの拠点基地として構築しようすること、⑤東アジア地域の協定相手国との連繋を強化することによって、協定費用の削減、通商費用の節約および収益力の向上が可能であると判断していること、⑥究極的には、東アジア地域の共通市場化が東アジア地域共通の利益を極大化させる近道であるという認識をもっていることなどのためである。したがって、当然のことであるけれども、FTAの優先協定対象国として、まず、韓国、ASEANの国家が第一順位、そのつぎが中長期的な観点から中国、その後に、アジア国家全体をFTAの協定対象国とする順位を決定している。

(2) 「韓・日FTA」を優先的に推進する意義とその理由および期待される成果

つぎに、日本が「韓・日FTA」を最優先に推進しようとする意義と理由および期待される成果をみると、以下の通りである。まず、「韓・日FTA」を優先的に推進する経済的意義は、①東アジア地域での先進国である日韓両国が先導

(21) 浦田秀次郎・日本経済研究センター編『アジアFTAの時代』日本経済新聞社、2002.12.および渡辺利夫編『東アジア市場統合への道－FTAへの課題と挑戦－』勁草書房、2004.2. 参照。

的に高水準の自由化のルールを構築することが重要であること、②日韓両国市場の一体性を高めることは、両国企業の国境を越えた競争と協調関係の成立が可能であること、③両国の経済構造改革を一層促進させ、競争力を向上させることができであること、④両国の潜在的な能力を懸在化させることができであることなどの点にある。

そして、日本が「韓・日FTA」を最優先に推進する理由を一般的な理由と経済的理由に区分してみよう。即ち、一般的な理由としては、①政治的に重要性が存在すること、②現在でも幅の広い国民的な接触が行なわれている地域であること、③東北アジア地域の政治的な安定の確保に必要であることなどをあげている。そして経済的理由としては、①韓日企業間の競争関係の解消と戦略的提携の拡大の必要性があること、②過去より深い経済的な相互依存関係が形成・維持がなされていること、③中国の浮上に対して共同の対応が可能であること、④将来の東北アジア経済統合に対する事前準備と国際的協議上の地位の強化のために必要であること、⑤両国の財界から、包括的なEPA/FTAの締結を強く要求されていることなどをあげている。

最後に、日本が「韓・日FTA」締結を通じて、期待する成果をみると、韓国側には、①産業別に規模の経済の実現が可能であること、②外国人の直接投資の流入が拡大されることが期待できる。そして、日本側には、①各種資産（金融資産、技術資産、その他ノウハウ資産など）の運用には、韓国が最適地域であること、②日本の高齢化社会の進行過程の中で、既存の産業構造の改編を通じた分業の利益の極大化が可能であること、③日本の経済社会的な改革のために、韓国からの刺激を受けることが可能であることなどが期待できる。

4. 韓・日両国のFTA戦略上の特徴比較

以上、韓国と日本のFTA戦略の内容と特徴を簡単に検討してきた。最近の

FTAという対外経済戦略は、先進国・発展途上国を問わず、自国の運命を左右する重要な対外経済政策課題となっている。これは、韓国と日本ともに差はなく、今後の対外経済政策の最大懸案となっている。参考のために、もう一度、韓日両国のFTA戦略の内容を比較し総合して、その異同点を簡単に要約しておく（表8参照）。

表8 韓国と日本の「FTA戦略」の比較

項目	韓 国	日 本	備考 (比較)
基本的 視 覚 (背景)	1) 対外経済与件の変化に対応 ①アジア地域への輸出比重が増加する ②对中国投資の増加 ③韓国の産業競争力の変化 ④日本市場での韓国製品の競争力の減少 ⑤中国市場での競争の激化 ⑥ASEANで韓国市場の喪失 ⑦新しい競争の源泉の確保 2) 東アジアの競争秩序の変化への対応 ①中国の浮上と中国市場の開放：肯定的側面と否定的側面の同時存在 ②東アジア国家のFTAの拡散 ③中国のASEANとのFTAの推進	東アジア地域の経済連繋の指向 ①WTO体制がもっている限界の克服 ②WTO体制では、協商議題の多様性の存在 ③拡大・深化される地域主義への積極的な対応必要 ④電子商取引の活性化の推進 ⑤新しい通商問題に対する積極的・能動的な対応 ⑥地域間の協力関係の維持が多者間の協商にも有利な立場	－韓国：国際経済的要因変化重視（対外競争力減少、東アジア競争環境変化） －日本：経済的環境変化重視（東アジアの経済連繋指向）
必要性	①新しい対外経済の環境変化に直面：産業の分業化推進の必要性の增大 ②構造改革を通じた為替危機の克服後に、経済構造の質的な改善の必要 ③世界化戦略としての補完的手段	①新しい通商秩序とルールへの迅速な対応 ②多角的自由化のモメンタムを維持する手段 ③国際的な制度構築の経験蓄積と多角的通商ルールの確立 ④FTA/EPAを締結しないことによる不利益の回避 ⑤国内構造改革の促進剤役割 ⑥東アジアビジネス圏の制度化	両国同一： －国際通商秩序に対応 －国内構造調整手段に活用 －東アジアの戦略手段に活用

効 果	①貿易障壁の除去効果の存在 ②経済的利益の追求効果の存在 ③経済構造調整の促進効果の存在 ④直接投資の誘致効果の存在 ⑤政治外交的利益効果の存在	1) 経済上の効果： ①貿易の創造/市場拡大効果 ②競争条件の改善効果 ③競争促進/経済活性化効果 ④制度の拡大と調和の実現 ⑤ルールに基づく紛争の処理 2) 政治外交上の効果： ①経済分野での外交上の戦略的な柔軟性の確保 ②経済相互依存と政治的連携の強化 ③外交影響力と利益の拡大	両国同一： -経済的： 貿易創造、 市場拡大、 競争促進、 構造調整促進、相 互依存関 係維持拡 大 -政治外交 的： 政治的連 繫、安保 確立、外 交戦略上 有利
判 断 基 準 /手段	-WTOとの整合性確保 -国内産業への影響の最小化 -適切な手段の選択 -判断基準と手段が不明確ないし不透明性存在	1) WTOとの整合性の確保 2) 国内産業への影響の最小化 3) 適切な手段の選択 4) 通商と通貨の整合性の確保 5) 優先順位選定の判断基準： ①経済的基準、②地理的基準、 ③政治外交的基準、④時間的基準、⑤現実的実現可能性の基準（本文参照）	-日本：対象国選定に客観的判断基準の確保
特 徴 (戦略)	1) 多者主義対外政策から両国間FTA中心に政策転換 ①限定された国家と順次的に推進：有利なFTAの優先推進、韓日、韓中日、ASEAN(+韓日中) アジア地域の経済統合の順序の選択 ②「韓国－チリFTA」「韓国－シンガポールFTA」締結 ③「韓国－日本FTA」の推進 ④「ASEAN+3国FTA」の提案 2) 包括的FTA推進政策の中心 ①貿易自由化、関税撤廃だけでなく、サービス部門知的財産権まで含む	1) 基本的認識： 将来には、日中韓+ASEAN中心の経済連繫 2) 対象： 韓国最優先、ASEAN、中国の順序選択	両国ともに経済的理由を重視

	<p>3) FTA推進戦略の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①関税引下げの重視よりは、非関税障壁の廃資源移動の円滑化に重点を置く ②社会的費用の最小化のためのFTA推進方向の設定 ③外国人投資環境の改善 ④東北亞經濟中心のためのインフラの開発の推進 ⑤産業構造の高度化の推進 ⑥農業部門の被害の最小化と資源の効率的配分のために構造改革の推進 	<p>3) 韓国最優先の理由 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般的 : <ul style="list-style-type: none"> ⓐ政治的な重要性の存在 ⓑ幅広い国民的接触の進行 ⓒ東北亞地域での政治的な安定追求 ②経済的 : <ul style="list-style-type: none"> ⓐ韓日企業間の競争関係の解消のための戦略的提携の拡大 ⓑ深い経済的な相互依存関係の形成と維持 ⓒ中国の浮上に対する共同対応の必要 ⓓ東北亞經濟統合に対する事前準備の必要 ⓔ国際的協議上の位相の強化 ③財界から包括的FTA締結の要求 <p>4) 両側の経済的な期待利益の極大化推進 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ①韓国側 : Ⓛ規模の経済の実現 Ⓜ外国人の直接投資の増大 ②日本側 : <ul style="list-style-type: none"> ⓐ各種資産の運用に韓国が最適国 ⓑ既存産業構造改編と分業の利益極大化 ⓒ日本の経済社会的な改革の促進 	<ul style="list-style-type: none"> -韓国 : 規模の経済、投資増大の期待、非関税障壁の除去期待 -日本 : 資産運用期待、構造改革の重視戦略に差異存在 -韓国 : 複数国推進優先、包括主義中心 -日本 : 韓国重視、理由 : 東北亞地域の安定、経済的競争関係の解消効率的分業の実現期待
協商過程で非関税障壁に関する要求事項*	<ul style="list-style-type: none"> -輸入割り当ての緩和制度の活用（韓国ノリなどの海産物や繊維織物） -韓国で取得した運転免許の日本での適用 -ビザ取得に必要な手続きの簡素化／免除 -加工食品の添加物基準や化粧品の性分規制 -自動車の認証制度など 	<ul style="list-style-type: none"> -車輌法規の統一 -資格制度の相互承認（公認会計士資格、IT技術資格など） -税関手続きの簡素化（例：HSコードの共通化） -検疫関連手続きの運用の透明化 -原産地規則の緩和 -ビザ取得にかかる書類手続きの簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> -相互間に要求する非関税障壁要因は多様、 -相互間に解消努力必要な認定

	<ul style="list-style-type: none"> -新鮮野菜、果物、貝類に対する二重検査の解除 -ポリエスチル短纖維織物に対する反ダンピング関税 -8種の魚貝類（海苔、サバ、タラ、タラコ、昆布、イカ、絹撚絲、昆布粗製品に対する輸入クオータ）の障壁 -加工皮革、革製履物に対する関税クオータ 	<ul style="list-style-type: none"> -知的財産権の保護 -有給休暇買取制度の廃止) 	
問題点 (課題) *	<p>1) 要約 :</p> <ul style="list-style-type: none"> -FTAに対する戦略の策定と推進が日本・中国より遅れている -韓国は、日本・中国より東アジアにおける経済統合のイニシアチブの確保の遅延) <p>2) 理由 :</p> <ul style="list-style-type: none"> -FTAに対する政府と民間の理解と認識の不足 -韓日FTAの肯定的効果は、総論では賛成、各論（部門別）では否定的 -特に、中小企業部門で日本からの輸出増大による淘汰危険性に対する不安程度が高い（中小企業の競争力の脆弱性の存在） -いまだも大企業中心の経済体質の残存（依然として財閥グループの経済力集中の深化） -韓国企業の縁を重視する取引慣習の常存 -非合理的な経営手法の存在 	<ul style="list-style-type: none"> -強固な非関税障壁の多様な形態の存在 -特に、流通障壁の存在：流通系列化 -非競争的な取引慣行の存在例：長期継続的取引慣行、返品制、物品規格審査の過度な厳格 -通関節次検査の非効率性存在 -綜合商社中心の貿易慣行 -技術移転に対する消極的行動など 	<p>韓国側問題:</p> <ul style="list-style-type: none"> -FTAに対応する事前準備の不足 例：調査不足 -国民的共感の形成の不足 -韓日FTAに対して総論賛成、各論否定的認識の多様 -中小企業の脆弱性存在 -技術水準の低位

資料：鄭仁教他、前掲書、朴淳讚・金眞悟他、前掲書、Park B.S.前掲書、浦田秀次郎・日本経済センター編。前掲書、および、渡辺利夫編、前掲書、渡辺利夫編、前掲書より、引用して筆者が作成。

注：* 印は木村福成・鈴木厚編『加速する東アジアFTA—現地リーポトにみる経済統合の波ー』ジエトロ、2003.1.より引用作成。

第一に、FTAに対する基本認識をみると、韓日両国ともに基本的には、対外経済環境変化に対する対応戦略という側面で、同一な認識をもっている。けれども、韓国側は、自国の対外競争力の弱化と東アジア地域での競争環境変化に対応する戦略としてFTAの重要性を認識している反面、日本側は、東アジア地域での経済連繋の強化と将来の東アジア経済統合という課題に対する前哨的な接近という認識がより強いとみられる。

第二に、FTAの必要性に対しては、両国ともに基本的に同一の目標からその必要性と重要性を認識している。即ち、FTAを国際経済の環境変化への対応、国内産業・企業の構造改革ないし国際的分業の推進などを通して、今後の世界化戦略に必要な戦略的手段として認識している。

第三に、FTAの効果に対して、両国は、ともに基本的に同一な効果が得られると期待している（経済上の効果と政治外交上の効果）。ただ、韓国側は、非関税障壁の除去効果と直接投資の誘致効果を期待しているけれども、日本側は、競争促進/経済活性化効果と安保側面・国際的発言権の強化など政治外交上の効果の増大を期待している印象が強い。

第四に、FTAの対象国選定の判断基準ないし手段については、日本側がより具体的な基準と手段をもって判断しているとみられる。

最後に、FTAの具体的な推進戦略上の特徴という側面では、両国ともにFTAの推進目的が経済上の理由にあることは同一であるけれども、具体的な推進方法においては多少の差異点を見せている。第一に、韓国側は、④貿易拡大による規模の経済の実現と、⑤非関税障壁の除去、および⑥外国人投資の増大など、主として実物的側面に焦点を置いている。けれども、日本側は、④韓日企業間の競争関係の解消（競争関係側面の強調）、⑤深い経済的な相互依存関係の形成と維持（例：産業・企業間の効率的分業の実現）、⑥韓国市場での資産運用の活性化、⑦中国の浮上に対する共同対応、⑧東北亜経済統合に対する事前準備、⑨東北亜地域での政治的安定など、主として国際経済環境と政治的側面に

焦点を置いている点が多いという印象が強い、第二に、FTAの推進対象国の順序に対しては、韓国側は、韓国＋日本、韓国＋中国＋日本、韓国＋ASEAN（韓国＋日本＋中国＋ASEAN）などの順序を選好している。けれども、日本側は、日本＋韓国を最優先、そのつぎに日本＋ASEAN、最後に日本＋中国（日本＋韓国＋中国）の順序をより選好していると見られる。

これから問題は、現在、韓国と日本との「韓・日FTA」締結のための政府間の公式的な交渉が進行中（2004年11月に6回目の交渉会合の完了、2005年6月末現在、交渉の足取りの状態、交渉進行状況の詳細な内容は、つぎの章参照）にあるけれども、近い内に正式に締結されることになると思われる。問題は、両国が如何にして、またどのような部門まで合意した「韓・日FTA」が締結されるのか、また、未来指向的な立場から、両国ともに「ワイン・ワイン戦略」となる望ましい「韓・日FTA」が締結されるのかが最大の課題となることには変りはないと考えられる。

第3章 「韓・日FTA」の推進・交渉 進行状況と両国的基本立場

1. 「韓・日FTA」締結の意義と効果及び先行課題

1) 「韓・日FTA」の推進背景 (注1)

前章で指摘したように、FTAはいろいろの基準から判断して、優先協商の相手国や地域を選定することになる。それでは、韓国と日本は、どの国をFTAの優先相手国として選定しているのか。それは言うまでもなく、韓国・日本両国が同時に「韓・日FTA」を優先的に交渉する協商対象国と選定している。その理由は、両国の立場からみて当然なことであるけれども、韓国と日本のFTAの推進目的やその必要性が一致するためである。言い換えれば、両国のFTA推進の背景が一致していることである。即ち、韓日両国は、①互いに隣国として、地理的に一番近く、また政治的な重要度が非常に高い国であり、両国民の交流と接触が多い国であること、②すでに、韓日の企業間には経済依存関係が深まっており、また今後にもより深い経済依存関係を維持するためには、何よりも両国間に戦略的な協調・提携が必要であること、③地理的にもう一つの隣国である中国の経済的・政治的な地位の浮上に対して、共同に対応する必要性がますます増加していること、④将来の東アジア経済統合に対する事前の準備作業としての必要性があること、⑤政治・外交的な側面から国際舞台での相互共同協力の必要性が増大していること、⑥両国の中にFTAが締結されれば、それは今後の東アジアの経済統合を推進するとき、韓日両国が主導権を握る契機

(1) Park B.S.『韓国のFTA戦略』Issue Paper, 三星経済研究所, 2003.5.22.および全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会, 2004.3. 参照。

となること、⑦両国の研究機関間の共同研究結果や両国の財界から包括的なFTAの締結の必要性を提起していることなどの要因によって「韓・日FTA」の推進のための政府間に公式的な交渉が開始され、進行されてきたわけである^(注2)（両国政府間の交渉経緯については後述）。

2) 「韓・日FTA」の経済的意義^(注3)

(1) 目的：世界化戦略の補完手段

つぎに、韓国側から「韓・日FTA」の経済的意義をみると「韓・日FTA」の目的は、WTOとの整合性を確保しながら、韓国の世界化戦略の補完手段の一つという性格をもっている。即ち、①FTAは、WTO体制下において、多国間の関税・貿易協定に関する補完的手段として、両国間または多国間に締結される協定であること、②両国間または多国間の経済統合のための第一次的な接近方法として、多様な側面の追加的な地域的協定の性格をもっていること、③今後の韓・日・中を中心とした東アジアの経済統合をどのように推進するかについての共同ビジョンを設けるためにも、必要な戦略的手段の一つとしての性格をもっていることなどをあげることができる。

表1 「韓・日FTA」推進背景と意義及び課題

区分	主要内容
韓 日 FTA推 進背景 *	韓国と日本のFTA推進背景の一一致： ①韓日企業間の競争関係の解消と戦略的提携の拡大 ②深い経済的な相互依存関係の形成と維持 ③中国の浮上に対する共同の対応 ④将来の東北亜経済統合に対する事前準備と国際的協議上の地位の強化 ⑤両国の財界から包括的なFTA/EPA締結の要求

-
- (2) Park B.S.前掲資料および外務省『日本のFTA戦略』<http://www.mofa.go.jp> 参照。
 (3) 崔桂榮・李恩政『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report 03-22, 情報通信政策研究院, 2003.12.1. 参照。

韓・日 FTA經 濟的意 義**	目的	世界化戦略の補完手段 ①WTO体制下において、多国間の関税・貿易協定に関する補完的手段として、両国間または多国間に締結される協定の必要 ②両国間または多国間の経済統合のための一次的な接近方法として、多様な側面の追加的な地域的協定の性格をもつ。 ③今後の韓・中・日を中心とした東アジアの経済統合をどのように推進するかについての共同ビジョンを設けるのに必要な戦略的手段
	協商 対象	①関税撤廃、②数量制限の禁止、③セイフガード措置、④反ダンピング・相殺関税制度、⑤原産地規定、⑥税関通関節次、⑦投資、⑧サービス貿易、⑨規格の認証、⑩衛生・検疫、⑪政府調達、⑫知的財産権、⑬競争政策、⑭紛争解決方法、⑮人力の自由移動、⑯環境保護、⑰労働雇用問題
韓国と のEPA の意義 ***	日本側 の見解	①韓日両国がリーダーシップをとり、高水準の自由化に基づく、東アジア経済連繋のモデルとなるルールの構築必要 ②市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争と協力、さらには経済構造改革を一層進展させ、両国の競争力を向上させる ③EPAは、韓日両国の経済関係の潜在力を顕在化させる第一歩であり、世界で隣接先進国家間にFTAがないことは韓国と日本だけ ④韓日間の国際関係をより緊密化させる －例：2003年末：－輸出：4兆225億円、輸入：2兆712円 －韓国の日本への輸出占有率（有税：33.7%無税：66.3%） －韓国への輸出品有税品目：自動車部品（8%）、光学機器部品（8%）、電気製品/電池（8%）、液晶デバイス部品（8%）
韓・日 FTAの 経済的 効果**	市場開 放効果	①貿易創出/転換による厚生増大効果：関税撤廃による低水準価格製品に需要が転換し結果的に両国の経済的厚生の増大 ②特定国家への機会費用の増加：特定製品価格の高い特定国家の需要減少による機会費用の増大 ③経済的効果の発生に限界存在：市場規模が大きく、技術水準が発達した国家が参加しない場合には、経済的効果の発生に限界の存在
	経済成 長の促 進効果	①資源配分の効率性の向上効果：実物資本・人的資本・知的資本の蓄積の促進 ②中期的な経済成長の効果：資本蓄積による国内総生産・所得の増大 ③長期的な経済成長の効果：再び資本・知識資本の蓄積による経済成長の加速化

生産性効率性 増大効果	①市場拡大による規模の経済の実現 ②市場での企業間の競争の促進→技術革新機会の提供 ③資本財/中間財の輸入を通じた資本蓄積の効率性の改善 ④知識・技術・経営技法などの移転による国民経済成長に寄与
投資環境改善と直接投資の増大効果	①市場規模の拡大、法的・制度的装置の透明性確保などによる投資の安定性と機会の増大 ②投資機会の拡大による外国企業の直接投資の増大 ③FTA締結国間の保護貿易措置の解消による通商摩擦と紛争の減少
参入障壁改善効果	①長期的に協定に参加しない国家の市場喪失の発生 ②市場開放による動態的効果の確保の不可能
政治的理由	—協定参加国の国際社会においての発言権の増大と協商力の増大
韓日FTA先行課題*	<p>1) 包括的協力関係の維持できるFTA協定の推進必要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①韓国と日本両国間の包括的協力関係が維持できる協定でなければならぬ ②例：貿易自由化・投資だけでなく、金融、情報通信、知的財産権、サービスなどの部門まで拡大すべき ③両国の企業競争力の強化のために、両国の中小企業間の相互協力関係の拡大と維持の必要 <p>2) 両国ともにより積極的な構造改革の推進の必要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両国での経済構造改革過程から習った具体的な方法を基にして、両国ともにより積極的な構造改革を推進すべき ②日本側：韓国の公的資金投入による迅速な企業経営責任の追求、金融部門の構造改革などを参考すべき ③韓国側：④企業改革での財務構造改革の不足と透明性の不足、古い企業経営体質の改善不足、過剰債務改善の不足、競争力の悪化された産業部門の改革不足などの存在 ⑤農業部門、労働界のFTA反対与論に対する合理的な対応策の策定の必要

資料：*Park B.S.『韓国のFTA戦略』Issue Paper, 三星経済研究所, 2003.5.22および全国経済人連合会『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会, 2004.3。

**崔桂栄・李恩政『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report 03-22, 情報通信政策研究院, 2003.12.1。

***外務省「日韓FTAについて（経緯と現状）」<http://www.mofa.go.jp> より引用作成。

(2) 協商対象

つぎに、「韓・日FTA」に含まれる協商対象条項は、一般的にFTAに含まれる協商対象条項のすべてが含まれている。以下では、各協商対象条項の具体的な内容に対する説明は省いて、その条項の名前だけを列挙すれば、以下の通りである。即ち、①関税の撤廃、②数量制限の禁止、③セイフガード措置、④反ダンピング・相殺関税制度、⑤原産地の規定、⑥通関手続、⑦投資促進の問題、⑧サービス貿易、⑨相互規格の認証、⑩衛生・検疫問題、⑪政府調達の円滑化、⑫知的財産権の保護問題、⑬競争政策の推進問題、⑭紛争解決の方法問題、⑮人力の自由な移動問題、⑯環境保護問題、⑰労働雇用に関する問題など、多様な課題が協商の対象となっている。

(3) 「韓・日とFTA」の意義：日本側の見解^(注4)

一方、日本の場合には「韓・日FTA」に対して、どのような意義をもっているのか。日本側から認識している「韓・日FTA」の意義をみると、①「韓・日FTA」は、韓日両国がリーダーシップをとり、高水準の自由化に基づく、東アジア経済連繋のモデルとなるルールを構築する必要があること、②韓日両国間に市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争と協力、さらには両国の経済構造改革を一層進展させ、両国の競争力を向上させる契機となること、③「韓・日FTA」は、韓日両国の経済関係の潜在力を顕在化させる第一歩であり、世界中に、隣接国家間にFTAが締結されてない先進国は、韓国と日本だけであること、④韓日間の経済関係及び国際的関係をより緊密化させる措置であることなど指摘できる。

3) 「韓・日FTA」の経済的效果^(注5)

周知のように、FTAは会員国間に関税撤廃による貿易増大の効果をはじめ多

(4) 外務省「日韓FTAについて（経緯と現状）」<http://www.mofa.go.jp> 参照。

様な効果が期待される。韓国と日本との間に「韓・日FTA」が締結されると、その効果は期待以上の効果を収めることができるとと思われる。以下では「韓・日FTA」がもたらす経済的効果を簡単に検討しておく（表1中段参照）。

（1）市場開放の効果

韓日両国間に「韓・日FTA」が締結されると、まず、市場開放効果が発生すると期待できる。即ち、①新しい市場が拡大されるにつれ、貿易の創出・転換による両国の経済的厚生が増大する効果、言い換えれば、関税撤廃による製品価格の下落と新製品への新需要と転換需要が発生され、結果的に両国の経済的厚生が増加すること、②特定国家（例：非会員国）は、機会費用が増加することになり、また特定製品の価格が高くなつて、特定国家の需要減少による機会費用が再び増加すること（二重の機会費用の発生）、③一般的に経済的効果が発生することには限界があるため、市場規模が大きく、技術水準の高い国がFTAに参加しない場合には、経済的厚生効果の発生には限界が存在する。したがつて、韓国が日本のような経済大国とのFTAの締結は、韓国にとって経済的厚生効果がより大きくなる可能性があると予想される。

（2）経済成長の促進効果

第二に、韓日間の「韓・日FTA」の締結は、①実物資本・金融資本はもちろん人的資本・知的資本など、あらゆる資本の蓄積を促進させ、資源分配の効率性を向上させる効果をもつてゐること、②資本蓄積による国内総生産の増大及び所得の増大を促進する中期的な経済成長効果が発生すること、③再び実物資本・金融資本・知識資本などの蓄積によって、国民経済の成長を促進・加速化させ、結果的に長期的な経済成長を促進させる効果をもつてゐる。

(5) 崔桂栄・李恩旼『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report 03-22, 情報通信政策研究院, 2003.12.1. 参照。

(3) 生産性と効率性の増大効果

第三に、①市場拡大は、既存産業や企業の規模の経済性を実現させること、②市場での企業間競争の促進が、再び新技術の革新機会を提供すること、③新しい資本財・中間財の輸入を通じた資本蓄積が企業の効率性を高めること、そして④知識技術・経営技法などの移転によって、国民経済全体の成長に寄与することなどが期待できる。

(4) 投資環境改善と直接投資の増大効果

第四に、①市場規模の拡大、法的・制度的装置の透明性の確保が投資の安定性と投資機会の増加をもたらすこと、②投資機会拡大による外国企業の直接投資を誘引すること、③FTA会員国間の保護貿易措置の解除による通商摩擦と紛争が減少されることなどの効果をあげることができる。

(5) 参入障壁の改善効果

第五に、参入障壁の改善という側面からは、①長期的には協定に参加しない国家は市場を喪失することになること、②市場開放によって、動態的効果の確保が可能であるため、参入障壁が縮小されることなどが期待できる。

(6) 政治・外交的効果

最後に、政治・外交的要因として、協定参加国は、国際社会においての発言権が強化されるし、また国際的な意思決定力と協商力が増大される効果が期待される。

4) 「韓・日FTA」締結のための先行課題

つぎに、韓日両国間に「韓・日FTA」が締結され、両国ともに望ましい経済的効果をあげるためにには、その前提条件として何が必要であろうか。以下では

「韓・日FTA」締結の先行課題に対して、簡単に整理しておく^(注6)。

第一に、「韓・日FTA」が望ましい成果をあげるためには、何よりも両国間に包括的な協力関係が維持できるFTAの締結を推進しなければならない。なぜならば、①実物側面の貿易自由化や投資だけでなく、金融取引、情報通信の円滑化、知的財産権の保護、サービス貿易などの部門に至るまで、FTAの適用範囲が拡大される必要があること、また、②両国の企業競争力の強化のために、両国の中小企業間の相互協力関係の強化と拡大および維持が絶対的に必要であることなどを強調したい。

第二に、両国ともに、自国内産業に対して、より積極的な構造改革を推進しなければならない。即ち、今まで、両国内で実施された経済構造改革過程から有効かつ望ましい具体的な構造改革方法をもとにして、両国ともに、より効率的な国内産業の構造改革を積極的に推進する必要がある。例えば、日本側は、韓国が1997年以後のIMF体制導入期に、政府当局による積極的かつ迅速な公的資金投入によって企業経営の責任を厳しく追求したこと、また金融部門に対する果敢な構造改革の推進（例：韓国は、銀行部門の構造改革により、銀行数が1997年の金融危機以前と比して、二分の一に減少）などは、参考にする必要があろう。

また、韓国側は、①企業の構造改革過程の中で、企業の財務構造の改善程度が計画より足りなく、また改革過程での公正性や透明性が足りなかつたこと、②企業自らの経営の能動的な改善努力が足りなかつたため、古い企業経営の体質がいまでも残っていること、③企業の過剰債務の改善努力の不足および産業の競争力が悪化された部門の改革が不充分であったこと、④FTAに対する農業部門の反対や労働界の反対に対する合理的な対応策の提示が足りないことなどについては、日本から学ぶところが多いと思われる。

(6) Park B.S. 前掲資料参照。

2. 「韓・日FTA」の論議経緯と交渉進行状況（要約）

1) 「韓・日FTA」の論議経緯

それでは、最近、「韓・日FTA」締結のための両国政府間の交渉は、どのような過程や経緯を経て進行されているものであるか。以下では「韓・日FTA」の締結のための協議過程と両国政府間の公式的な交渉過程で、提起された問題ないし交渉内容などについて、簡単に検討してみよう（別刷〔付表III-1〕参照）。

韓日両国間に「韓・日FTA」についての最初の論議は、1998年8月に開かれた第1回韓日閣僚会談である。即ち、同閣僚会談では、両国間の「韓・日FTA」締結の必要性を両国ともに認識したうえ、両国の専門研究機関間の共同研究の実施に合意した。ただちに、韓国の对外経済政策研究院（KIEP）と日本のアジア経済研究所（IDA）間に「21世紀韓日経済研究会」が設けられ、同年12月から共同研究が開始された。同研究会の共同研究報告書は、2000年5月に公表され、両国の国内において大きな反響を呼び起し「韓・日FTA」に対する本格的な論議が行なわれる契機となった^(注8)。

2000年9月には、両国の頂上会談で、両国の財界間に「韓・日FTAビジネス・フォーラム」の設置に合意し「韓・日FTA」の直接的な利害当事者である両国の財界の意見を収斂することになった。同フォーラムは、2002年1月に「韓日産業協力の新たな発展に向けて」という「韓・日FTA」の早期締結を求める要望書を両国政府に正式に提出した。また、2002年3月には両国の頂上会談で「韓・日FTA産官学共同研究会」の設置に合意し、同研究会が、2002年3月から2003年8月まで、8回の会議を開催し、2003年10月に「韓・日FTA共同研究会報告書」という最終報告書が公表された^(注9)。

- (7) 韓国外交通商部、<http://www.fta.go.kr> および日本経済産業省、<http://www.meti.go.jp> 対外経済政策サイトを参照。
- (8) 鄭仁教他、『韓・日自由貿易協定（FTA）の経済的効果と政策方向（総括編）』对外経済政策研究院、2000.12。
- (9) 外務省『日韓自由貿易協定共同研究会報告書』（仮訳）ジエトロ、2003.10. 参照。

そして、2003年10月には、再び両国の頂上会談で、両国政府間の公式的な「韓・日FTA」協商交渉の開始に合意し、2003年12月から2004年11月まで、6回の会合が開催され、今日に至っている^(注10)（交渉の詳細な内容は後述）。また、両国の頂上間には、可能な限り、2005年末までの「韓・日FTA」の正式締結に向けて努力すると合意した。

2) 「韓・日FTAのスコープ」の主要内容^(注11)（要約）

つぎに、参考のため、韓日両国が合意して設置された「韓・日FTA産官学共同研究会」が、2003年12月に公表した「韓・日自由貿易協定共同研究会報告書」の内容を要約・検討しておく。同報告書の内容は、①序論に当る「背景」②第一部「概観」③第二部「韓・日FTAの経済効果」④第三部「韓・日FTAのスコープ」⑤第四部「結論及び提言」および⑥第五部「別添文書」など六つの章に構成されている。そして、特に、同共同研究報告書の核心部分となる第三部「韓・日FTAのスコープ」は、より具体的な項目に分割され、A「韓・日FTAの基本原則」と、B「韓・日FTAのスコープ」に区分されており、また「韓・日FTAのスコープ」は、（1）「自由化及び円滑化」、（2）「協力」、（3）「紛争解決」の三つの項で構成されている。特に「自由化及び円滑化」には、一般的にFTAの協定内容に関する核心的な部分として、同報告書も、①関税、②非関税措置（NTMs）、③原産地規定、④税関手続、⑤ペーパーレス貿易、⑥貿易救済措置、⑦貿易の技術的障害、⑧衛生植物検査（SPS）措置、⑨サービス貿易、⑩投資、⑪人的移動、⑫知的財産権、⑬政府調達、⑭競争政策などの14個項目について、両国の見解と意見の一致部分に対して、詳しく論じられている。以

-
- (10) 韓日両国間の「韓・日FTA」に対する政府間の公式的な交渉進行状況については〔付表3-3〕を参照されたい。
 - (11) この項についての論議は、つぎの資料を参考して整理したものであることを記しておく。

外務省・財務省・農林水産省・経済産業省〔『日韓FTA共同研究報告書』公表について〕2003年10月2日発表 <http://www.mofa.go.jp> および外務省『日韓自由貿易協定共同研究会報告書』(仮訳) ジエトロ、2003.10. <http://www.mofa.go.jp> 参照。

下では、主として、第三部の「韓・日FTAのスコープ」を中心にして、A「韓・日FTAの基本原則」、およびB「韓・日FTAのスコープ」に関する主要内容を中心に、少し詳しく検討することにする（別刷〔付表III-2〕参照）。

（1）「韓・日FTAの基本原則」

同報告書によると、同研究会は、まず、韓日両国が推進する「韓・日FTA」は、基本的につぎのような五つの原則にしたがって推進すべきであることを強調している。即ち、第一に、FTAの一般的原則である包括性原則にしたがって、すべてのセクターを対象とすべきであり、また、あらゆるセクターの関税および非関税障壁の撤廃、サービス貿易、投資、政府調達、相互承認、知的財産権などの分野において、自由化と円滑化が確保できるFTAを締結すべきであることを強調している。

第二に、今後に締結される「韓・日FTA」は、現実的に有意義かつ実質的な自由化が確保できるFTAでなければならないことを強調している。即ち、①短期的には、いくつかの個別セクターに悪影響を及ぼす可能性があるけれども、GATT第24条にしたがって、あらゆるセクターを対象にするFTAを追求すべきであり、また、②特に、非関税障壁を大幅に撤廃し、サービス貿易の包括的な自由化を実現すべきであると強調している。

第三に、韓日両国に、実質的に相互の利益を拡大することができるFTAでなければならなく、そのために、①日韓の経済関係の道を開き、両国の経済成長と繁栄に大きく貢献できること、②経済統合の達成を目指して、物品、サービス貿易の自由化と円滑化、そして相互の利益となる戦略によって、双方のメリットが確保できる方法を追求しなければならないと強調している。

第四に、WTOのルールと規則との整合性が確保できなければならないという認識にもとづいて、①WTOの条文と精神にしたがう形態のFTA、そして、②GATT第24条と「サービス貿易に関する一般協定（GATS）」第5条の規定要

件を遵守すべきであり、また「地域貿易協定（RTA）」において、現在進行中にある協議内容を反映すべきことを強調している。

第五に、地域経済の統合モデルの構築に向けて、①「韓・日FTA」が東アジア地域において、より広い経済統合を生み出す媒体としての役割を果すべきであり、また、②最終的には、「東アジアFTA」または「韓・日・中FTA」の実現に貢献できるFTAでなければならないことを強調している。

(2) 「自由化及び円滑化」（合意内容）

つぎに、同報告書には「韓・日FTA」に含まれるべき具体的な協議対象の項目として、14個の項目を選定し、それぞれに対して、両国の立場と見解などを詳しく論じている。以下でそれらの内容を簡単に整理しておく。

①関税：

関税は、FTAが取りあげるもっとも重要な協議対象項目である。同共同研究会では、関税に対する協議に当って、ⓐGATT第24条8(b)，即ち「実質上のすべての貿易」の基準にしたがう必要性を考慮すべきであること、ⓑ自由化のプロセスから特定のセクターを除外することなく、すべてのセクターを対象とすべきこと、そしてⓒ敏感なセクターに対して、柔軟性を行使しながら問題を解決する適切な手段を見つけるべきことなどに対して、韓日両側の見解が一致し合意された。

②非関税措置（NTMs）：

a) 合意内容：非関税措置が貿易と投資に大きな影響を及ぼすことを考慮して、同共同研究会では、関税とともに非関税障壁の撤廃が、効果的な「韓・日FTA」を実現するのに必要不可欠なことであると合意している。また、両側は、非関税措置が関税以外で、国内の組織が輸入品と国産品との間に差別を

設けるために、直接・間接を問わず、国際貿易に悪影響を及ぼす貿易制限的な措置であることをともに認識している。したがって、同共同研究会は、NTMsの重要性を強調して、NTM協議会という会合を同共同研究会の傘下に設置することに合意した。NTMsに対する両側の見解ないし対応内容は、以下の通りである。

- b) 双方要求：①韓国側は、NTMsに対する明確かつ共通の理解を得るために、NTMsを、数量制限、技術障壁、衛生植物検疫措置（SPS）、流通障壁、その他に区分して、日本におけるNTMsの貿易制限的性格の存在を強調して、外国人による日本市場アクセスを制限する反競争的慣行への対処に対して、日本側の協調を要求している。また、韓国側は、NTMsの性格に応じて、
(i) 「韓・日FTA」交渉を開始する前に解決に達することが可能なNTMs、
(ii) 「韓・日FTA」交渉の過程で解決することが可能と考えられるNTMs、
(iii) 「韓・日FTA」協定の締結後に別個の協議体を設け、対処し得る新たに出現してきたNTMsなど、三つに区分して、段階的な対応方法を提示している。
②日本側は、これらに対して、両国におけるNTMsを削減することが、韓日間の産業関係を強化することに貢献するという点を指摘し、また、適切な関係当局との協議を通じて、具体的な問題に対しては個別的に検討すると言う意向を提示するとともに、これらの問題は、関連法規の理解を求めるこ^トにつながる問題であることを同時に指摘している。

③原産地規則：

- a) 合意内容：同共同研究会では、原産地規則とは、特定產品の原産地を決定するために使用される一連の基準を規定するものであることを確認した上で、つぎのような原則にしたがうことに合意している。即ち、(i) 韓国及び日本を原産地とする物品だけ「韓・日FTA」に基づく関税撤廃による利益の享受を認めるべきこと、(ii) 第三国からの迂回輸入を防止すべきこと、(iii)

原産地規則は、公平性、透明性、予見可能性、一貫性、中立性といった条件を満たす方法で制定・適用すべきこと、(iv) 不必要に複雑な原産地規則ではなく、簡潔かつ利用しやすい原産地規則の制定が必要なことなどの点に合意している。また、原産地を決定する基準としては、④完全生産品基準と、⑤実質的変更基準を採用することに、原則的に両側の意見が一致した。そして、実質的変更基準には、(i) 関税分類変更基準、(ii) 加工工程基準、(iii) 付加価値基準などの基準が必要であることを確認している。

b) 双方要求：④韓国側は、(i) 原産地規則の複雑性と交渉を効果的に進める必要性を考慮して「韓・日FTA」の経済的な影響を調査する必要があること、(ii) 製造業の生産構造に対する理解を深めるために、共同研究の実施などを提案している。⑤日本側は、技術的かつ専門的な討議は、物品の特性を考慮しながら、原産地規則を決定する「韓・日FTA」交渉の際に決定すべきであることなどの意見を提示している。

④税関手続：

a) 合意内容：同共同研究会では、双方が税関手続きの簡素化と手続きに必要な時間の短縮のために、必要な措置を講じることに合意している。

b) 双方要求：④韓国側は、つぎのようなシステムの導入を提議した。即ち
 (i) ペーパーレス輸出入税関手続きシステム、(ii) 電子関税納付システム、
 (iii) 包括的な貨物リスク管理システムなどの導入を提議している。また、韓国側は、現在進行中にある段階的なプログラムの着実な推進とともに、(iv) 両国間の税関手続きの調和や原産地規則の相互支援および関連情報の交換など、両国間の協力を促進するために「税関協力に関する共同委員会」の設立、(v) 貿易業者と税関当局との間に、あるいは両国の税関当局間に、技術的な摩擦や紛争調整などの討議のために、同共同委員会の下に「税関専門家グループ」の設置、(vi) 輸出業者と生産者自身による原産地証明書の

自己発行制度や原産地認定手順の標準化などに関する討議、(vii) 税関当局に係る原産地事前教示制度の導入などを提案している。それに対して、⑤日本側は、相互手続申請システムの導入を提議し、その内容は、輸出入の税関手続だけでなく、あらゆる税関手続が電子的に処理可能なシステムの導入を提案している。

⑤ペーパーレス貿易：

a) 合意内容：同共同研究では、ペーパーレス貿易が取引費用を低下させるという認識の下で、電子取引の活性化の必要性を強調するとともに、税関手続きの簡素化と電算化の必要性を双方が同時に認識している。また、双方は、電子的手段を通じた原産地証明書の処理の重要性を認識した上、それを正規証明書として認める必要性と法的措置の対応必要性をも双方が同時に認識している。

⑥貿易救済措置：

a) セーフガード：合意内容：同共同研究では、相手国からの輸入が市場に重大な影響を与える程度まで増加した場合に対応するため「韓・日FTA」のためのセーフガード制度を設ける際に、つぎの三点を参考として使用できることに同意している。即ち、(i) 緊急措置、移行期間中のみに適用すること、(ii) セーフガード措置により、関税の引き下げを停止すること、(iii) セーフガード措置の適用期間は、一年未満とし、例外の場合に、三年未満とすることなどである。

b) ダンピング防止措置および相殺関税措置：合意内容：同共同研究会では、ダンピング防止措置および相殺関税措置が輸入国の不公正な取引慣行に対処する有効な政策手段であることを認めた上、この措置が貿易の流れを歪めるように濫用されないよう、つぎのようなオプションを置くことに同意してい

る。即ち、(i) WTO協定の下で、ダンピング防止措置および相殺関税措置の問題に関する権利と義務を同時に維持すること、(ii) WTO協定を活用すると同時に、ダンピング防止および相殺関税に関する調査に、より厳しい規制を行使するための追加規定を設け、ダンピング防止措置および相殺関税措置を恣意的、あるいは保護貿易主義を目的として使用する可能性を低減させること、(iii) 一方の締結国が他方の締結国の輸出業者の掠奪的な価格設定に対してのみ、ダンピング防止措置および相殺関税措置を課すことを認定すること、(iv) 双方は、互いにダンピング防止措置および相殺関税措置を適用しないことなどである。

c) 措置発動要件の強化と追加的内容を規定する問題に関する見解：

- ④韓国側：ダンピング防止措置に過度に保護主義的な使用・濫用を規制する必要性が存在するため「韓・日FTA」には、発動要件の強化について、WTOに追加的に規定することが適当であると考えている。
- ⑤日本側：「韓・日FTA」に追加的な規定を入れることより、WTOでの交渉に重点を置くのが適当であると考えている。

⑦貿易の技術的障害：相互承認（MRA）

合意内容：同共同研究会では、④相互承認が検査と認証に従う費用を削減し対象製品の市場化の期間を短縮して、両国の貿易を促進するという認識に双方が同意している。また、⑤相互承認を推究する可能性可否と可能なルールおよび対象を検討するための両国政府間の協議開始の必要性があることを、双方が認識している。

⑧衛生植物検査（SPS）措置：

合意内容：WTOのSPS協定による措置の貿易制限的要素に関する見解に対して、同共同研究会では、⑥SPS措置は、科学的な原則に基づいて必要な範囲

を限定して適用すべきこと、⑥WTOのSPS協定の国際規範以外に、食品規格委員会（CAC）、国際獣疫事務局、国際植物防疫条約（IPPC）によって、制定された国際的な基準や指針および勧告を考慮することに双方が同意している。

⑨サービス貿易：多面的なサービス貿易の自由化の推進

- a) 合意内容：同共同研究会では、①サービス貿易の自由化は、競争の促進、価格の低下、サービス品質の改善効果をもっていること、②サービス貿易の自由化は、サービス・セクターに限定されるものではなく、通信、金融、運輸など広範囲であり、また、サービス・セクターと他のセクターとの連関が両国の経済成果に貢献する長所をもっていることに、同意している。また、同共同研究会では、③サービス貿易の約束表には、ポジティブ・リストとネガティブ・リストの二種類〔例：(i) ポジティブ・リスト：GATS、韓国－チリFTA（KCFTA）、(ii) ネガティブ・リスト：NAFTA、日本－シンガポールEPA（JSEPA）〕があること、④「韓・日FTA」に従う約束は、GATS第5条にしたがったものにすべきであること、⑤GATSに追加的に含むべき要素として、透明性、内国民待遇、現地拠点措置、数量規制、国内規制などを入れることに対して、双方は意見の一致を見せてている。
- b) 双方要求：両側は、①いくつかの分野に対しては、一般的な要求リストを提示している。即ち、(i) 韓国側は、通信、教育、法律、金融サービス、医療サービス提供業者に関するMRAの交渉開始など、(ii) 日本側は、医療サービス提供業者に関するMRA、航空運輸、金融サービスなどの部門に対して、一般的な要求リストを提示している。そして、②双方は「韓・日FTA」に規定されるサービス分野の譲許は、DDA交渉によって規定された譲許水準を上廻るべきであることに同意している。

⑩投資：

- a) 合意内容：直接投資に関する限り、同共同研究会では、韓日両側が、2003.1.1に発効された「日韓投資協定」の基本認識と内容に対し、全面的に同意している。主要内容は、①投資の前段階および後段階の双方における内国民待遇（NT）および最惠国待遇（MFN）原則、②事前活動に対して歪曲的に作用する可能性がある成果要求を禁止する諸規定、③透明性に関する諸規定、④外国人投資の恣意的な収用および不公正な補償を防止することを目的とした収用と補償に関する諸規定、⑤送金の自由の原則、⑥協議、交渉または仲裁手続により、締結国と他方の締結国の投資家との間の投資紛争の解決を円滑化するための規定などである。
- b) 総合：双方は「韓日投資協定」を「韓・日FTA」の一部として組み入れるべきかどうかを決定すべきことに同意し、特に、韓国側は、韓日二国間投資をさらに自由化する可能性を「韓・日FTA」交渉中に検討すべきであることを強調している。

⑪人的移動：

- a) 合意内容：同共同研究会では、自然人の移動や人的交流は、両国間の経済協力の重要な要素であると認め、特に、サービス部門においての自然人の移動を促進する必要性を韓日両国ともに認識している。
- b) 双方要求：①韓国側は、(i) 両国間における二国間査証免除協定の重要性を強調していること、(ii) 旅券の偽造を防止するため、当事国間で旅券写真に関する情報共有のネットワークの構築が必要であり、近い将来にバイオメトリック旅券の発行計画を準備・推進すること、(iii) 短期商用入国者の移動を促進するため、資格の相互承認を推進すべきであると要求している。②日本側は (i) 日本における不法入国と不法滞在者に対する両側の改善努力が必要であり、(ii) IT技術者資格の相互承認と有資格者の査証発給要件

の緩和およびAPECのビジネス・トラベル・カード制度の活用の検討、そして（iii）修学旅行のために日本を訪問する韓国学生の査証免除を検討している。

c) 総合：両国ともに、早期に査証免除が実現されることを再検討し推進している。

⑫知的財産権：

a) 合意内容：同共同研究会では、知的財産権（IPR）が経済と文化発展に必要不可欠な要素であるという見解に両側が一致している。即ち、④両国の特許庁が、将来の先行技術調査（IPR）と審査関連情報の効果的共有などのために、特許審査官の交流を継続的に実行すべきであること、⑤知的財産権関連規定は、内国民待遇と最恵国待遇の原則にしたがって運用すべきであることを、双方が同意している。

b) 双方要求：④韓国側は、（i）両国の特許庁が互いに相手方を、特許協力条約に基づく英文の出願に対する管轄国際調査機関/国際予備審査機関として指名すること、（ii）審査結果を共有することなどを要求している。⑤日本側は、韓国の知的財産権制度において改善すべき点のリストを韓国側に提示しており、その内容は、（i）手続の簡素化、保護対象範囲の拡大、商標出願の先願/後願の基準日の変更、効果的なデッド・コピー規制の導入、（ii）韓国側の知的財産権保護の向上を通じて、日本からの投資拡大と両国間の文化産業関連製品の貿易増大を促進すべき（日本の民間部門の要求）であることを強調している。

⑯政府調達：両国ともにWHO政府調達協定の締結国

合意内容：④双方ともに、政府調達の公正性と透明性の向上を通じて自由化の推進の必要性を認識していること、⑤両国の企業が積極的に入札参加を

促進するための環境造成が必要であることなどに対し、双方が見解をともにしている。参考のため、韓国側は、政府調達の公正性と透明性の向上のために、電子調達システムの開発（2002.9.），国家総合電子調達システム（[Gto B] 導入）を採択しており、日本側は、公共事業の一部で電子入札を実施中であり、国土開発庁が直轄事業に電子入札制度を導入している（2003年以後）。

⑪競争政策：

- a) 合意内容：同共同研究会では、双方ともに貿易と投資の自由化を通じて、最大のメリットを引き出すために競争政策の必要性を強調している。即ち、
 - ⓐ国境を越える反競争的行為への対応のために、競争法の執行を強化すべきこと、ⓑ両国の競争政策当国間の協力を強化すること、ⓒ「韓・日FTA」に競争政策を盛り込むべきであることなどに、双方の見解が一致している。
- b) 双方提案：
 - ⓐ韓国側の指摘・提案は、(i) 現在は初期段階であるけれども、正式に取組みを確立して法律執行の協力を強化すること、(ii) 相手国の利害関係に影響を与える可能性のある法執行活動の通報、消極礼讓、積極礼讓情報の機密の保持、法執行活動に対する相互支援などを積極的に行なうこと、(iii) 韓国企業の日本流通システムへの進出のとき、日本の取引慣行上、不公正行為、競争制限行為などを受ける可能性があること、(iv) NTMsの交渉に競争当局者の参加を認めることなどを指摘・提案している。
 - ⓑ日本側の対応は、(i) 日本流通システムにおける取引慣行に関しては、すでに「ガイドライン」を作成し運用して競争的環境の醸成に努力しており、(ii) もし、韓国事業者が日本市場で活動するとき、日本事業者による不公正な行為に直面した日本の独占禁止法に違反する疑いのある事例があれば、公正取引委員会への通知を要望している。

(3) 「協力」

つぎに、同共同研究会では、韓国と日本間の協力問題に対して、今後に協力可能性のあるいくつかの産業をあげている。

①情報通信産業の最近の現状

韓日両国の中情通信産業の最近の現状をみると、ⓐ情報通信技術に関して、両国ともに、情報技術協定（ITA）への加盟国であり、特に、最近、両国間にITセクターの貿易が急速に進展された産業であること、ⓑ日本と韓国とともに、東アジアにおける主要IT生産国として、互いに協力し合って、両国間のIT分野での貿易と投資を促進して、技術開発と人材の養成および相互交流を活性化させる必要が大きい分野であること、ⓒIT産業分野での韓日両国間の協力関係の形成と維持は「韓・日FTA」の締結を通じて、新しい協力モデル構築の一つの標本となる可能性の高い戦略的産業であることなどに、両国ともに見解が一致している。

②その他部門

ⓐ中小企業分野での貿易と投資の促進、ⓑ科学技術、運輸、放送、観光などの分野での協力、ⓒ環境、金融分野での協力などが、両国間の協力によって、技術開発と人材育成が必要な部門であり、また協力可能性の高い産業であることに、両国ともに認識の一致を見せている。

(4) 「紛争解決」

同共同研究会では、「韓・日FTA」締結の際、協定運用費用の削減、手続きの曖昧さに起因する回避不可能な衝突などを未然に防止するため、透明かつ明確な紛争解決手続きを規定することが重要であることに、両国相互に認識をともにしている。

(5) 「結論」

最後に、同共同研究会の報告書には、以上の研究結果の結びとして、以下のような点を両国が合意し指摘している。

①相互にメリットのある経済のパートナーシップに向けて

韓国と日本とのFTAが両国の経済関係の進展に大きな成果を上げることができることを再確認した。即ち、①貿易および投資分野における両国間の協力関係の強化の必要性の存在を確認したこと、②社会・文化部門における相互依存関係の存在と発展可能性の存在を確認したこと、③両国の国民間に残っている歴史的な緊張感の緩和および未来指向的な協力関係の形成を促進する手段の一つとして「韓・日FTA」締結が必要であることなどを指摘している。

②韓国と日本との未来指向的な相互依存関係の構築に向けて

「韓・日FTA」は、短期的な影響だけに注目するものではなく、長期的な視点から双方の利益を追求する戦略として、未来指向的な相互依存関係の構築のための一つの戦略であることを強調している。

③東アジアの平和と繁栄のために

「韓・日FTA」は、最終的に東アジアの平和と繁栄のために、東アジアFTAの成立の礎石となることを目標としている点を指摘している。

3) 「韓・日FTA共同研究会」の提案内容^(注12)

つぎに、「韓・日FTA共同研究会」は、以上の研究結果を踏えて、「韓・日

(12) 外務省『日韓自由貿易協定共同研究会報告書』(仮訳) ジエトロ、2003.10.
<http://www.mofa.go.jp> 参照。

FTA」を推進するとき、考慮すべき事項を韓日両国の政府に、正式に提案している。以下で、その提案内容を整理・要約する（表2参照）

第一に、「韓・日FTA」の交渉時期：合理的な期間内に「韓・日FTA」を締結することを目的として、早期に交渉を開始することが望ましい。

第二に、「韓・日FTA」の締結方法・形態：両国政府が韓日双方にメリットと効率化をもたらし、最終的に両国経済のさらなる発展に資するような、包括的FTAを作ることが望ましい。

第三に、非関税措置（NTM）：「韓・日FTA」および両国間の経済関係全般に対して、非関税措置（NTM）が及ぼす影響の重要性を考慮し、NTMsに関する作業を、FTA交渉の取組みの下で分科会の一つとして継続することが望ましい。

第四に、構造改革・競争力強化：両国の産業界が、構造改革と競争力強化を促進するにあたって「韓・日FTA」を積極的に活用すること。また「韓・日FTA」を機に戦略的提携を追求し、さまざまな既存の両国産業間のフォーラムを一段と活性化させることによって、協力を発展させることが望ましい。

第五に、産業界の意見反映：両国政府が「韓・日FTA」を交渉するにあたり産業界の意見を十分に考慮することが望ましい。

第六に、共同研究の推進：両国の学界が「韓・日FTA」のさまざまな側面に関して、各政府に助言するため、また両国の経済と未来に対するビジョンを提示するため、関連する研究を継続的し実施することが望ましい。

第七に、両国内の理解調整：上記の提言に加えて「韓・日FTA」の正式交渉が早期に開始され、遅滞なく成功裏に締結されるため、両国の政府、経済人、学界関係者が「韓・日FTA」に対する一般国民の認識向上及び韓日両国間のFTAへの支援の醸成に向か、一体となって努力することが望ましい。

以上の提言を両国政府に公式文書として提出した。

表2 「韓・日FTA共同研究会」の提案内容

区分	対象	提案内容
研究会 提 案 *	時 期	合理的な期間内に韓日FTAを締結することを目的として、早期に交渉を開始すること。
	方 法 / 形 態	両国政府が韓日双方にメリットとさらなる効率化をもたらし、最終的に両国経済のさらなる発展に資するような、包括的FTAを締結すること。
	非関税 措 置 (NTM)	韓日FTAおよび両国間の経済関係全般に対して、非関税措置(NTM)が及ぼす影響の重要性を考慮し、NTMsに関する作業を、FTA交渉の枠組みの下で分科会の一つとして継続すること。
	構造改 革 / 競 争 力 強 化	両国の産業界が、構造改革と競争力強化を促進するにあたって、韓日FTAを積極的に活用すること。また韓日FTAを機に戦略的提携を追求し、また、さまざまな既存に産業間のフォーラムを一段と活性化させることによって、協力を発展させること。
	産業界 の意見 反 映	両国政府が韓日FTAを交渉するにあたり、産業界の意見を十分に考慮すること。
	共同研 究 の 推 進	両国の学界が韓日FTAのさまざまな側面に関し、各政府に助言を与えるため、また両国の経済と未来に対するビジョンを提示するため、関連する研究を継続的に実施すること。
日本政 府意見 **	両国内 の理解 調 整	上記の提言に加えて、韓日FTAの正式交渉が早期に開始され、遅滞なく成功裏に締結されるため、両国の政府、経済人、学界関係者が、韓日FTAに対する一般国民の認識向上及び韓日両国間のFTAへの支援の醸成に向け、一体となって努力すること。
	FTAの 目 標	韓日FTAの最終的な目的は、東アジア地域における地域協力を強化することによって、東アジアFTAを締結すること。
	方 向	韓日FTAは、両国の相互依存性を強めることによって、地域安全保障に貢献することになり、また東アジアにおける経済協力の強化が地域安全を保障する一つの柱であるという認識の共有が必要であること。

資料：*外務省『日韓自由貿易協定共同研究会報告書』(仮訳) ジエトロ2003.10。

<http://www.mofa.go.jp>

**外務省・財務省・農林水産省・経済産業省〔『日韓FTA共同研究書』公表について〕2003年10月2日発表 <http://www.mofa.go.jp> より引用作成。

4) 「韓・日FTA」の交渉進行状況^(注13)

「韓日自由貿易協定共同研究会報告書」の提案の通りに、韓国と日本との間の「韓・日FTA」締結のための政府間の公式的な交渉は、第一回目の会合が、2003年12月22日から24日まで、ソウルで開催された。その後、同交渉会合は、原則的に2カ月毎に、韓国と日本が交互に開催するよう合意され、2004年11月現在、6回目の会合が開催された。今まで韓日政府当局間の「韓・日FTA」交渉会合で、合意ないし討議内容は省略し（別刷〔付表III-3〕参照）、ここでは第一回目の会合で論議・合意された主要な内容を極く簡単に整理する^(注14)。

まず、第一回目の会合では、交渉の枠組を決めた会合として、基本原則と交渉方法および協商対象のスコープなどを決定した。即ち「韓・日FTA」締結の「基本原則」としては、「包括性・実質的な自由化・相互利益の拡大・WTOルールとの整合性の実現」という「4大原則」に合意した。そして、交渉方法は、全体会議と交渉グループ会議に分け、各会議を開催することに決めていた。また、交渉対象は、交渉グループを6分野のグループに分け、部門別に会議を開催することにした。即ち、各交渉グループ別論議項目は、①総則・紛争解決・最終規定、②物品貿易（関税・貿易救済措置など）、③非関税措置、SPD、TBT、④サービス貿易及び投資（金融サービス及び電気通信サービスを含むサービス貿易、人の移動、投資）、⑤その他の貿易関連事項（政府調達、知的財産権、競争）、⑥協力（貿易投資促進、中小企業など）である。このような会議開催および論議進行方法は、第一回から第六回まで同じであり、会議の進行上、必要に応じて、グループを追加（例：第三回会合で、相互承認グループの新設）する方法によって会議を進行した。第二回会合から第六回会合までの合意ないし論議内容は、省略する。

(13) 経済産業省「对外経済政策総合サイト」<http://www.meti.go.jp> および、国際経済チーム『韓・日FTA産業別影響と対策』全国経済人連合会、2004.12. 参照。

(14) 経済産業省「对外経済政策総合サイト」<http://www.meti.go.jp> 参照。

3. 「韓・日FTA」交渉における両国間の主要争点と基本立場

つぎに、韓国の「全国経済人連合会」（以下「全経連」と呼ぶことにする）が整理した2004年12月現在、「韓・日FTA」の交渉の進行過程で明らかになった両国間の「韓・日FTA」の項目別に合意ないし主要争点事項の内容と「全経連」の立場を発表している。以下では、参考のために、その主要内容を簡単に整理しておく（別刷〔付表III-4〕参照）^(注15)。

1) 基本原則（共通）

まず、「韓・日FTA」に対する「基本原則」は、「韓日自由貿易協定共同研究会報告書」が提示していることと、まったく同一である。そのため、交渉会合での論議過程で、双方間に異議提起がなく、合意された。「基本原則」は、①包括的なFTA推進、②実質的な自由化推進、③相互利益の増進：実質的目標の追求、④WTO規範と一致する地域経済統合模型の「4大原則」が合意された。各原則の主要内容は、以下の通りである。

- (1) 包括的なFTAの推進：①農業など特定部門を排除せず、すべての分野での自由化を推進すること、②中小企業協力、貿易、投資増進、科学・技術、運送、人力など広範囲な分野に対する両者間の協定を締結すること。
- (2) 実質的な自由化の推進：①すべての分野での有意味で実質的な自由化を推進すること、②できるだけ関税撤廃の履行期間を短縮すること。
- (3) 相互利益の増進：実質的目標の追求：①両国経済の持続的な成長と共同

(15) 金良姫「韓・日FTA」姜文盛・権耿徳・他4人『巨大経済圏とのFTA評価及び政策課題』政策研究04-11、对外経済政策研究院、2004.12. pp.40-41参照。
全国経済人連合会国際経済チーム『韓・日FTA協商主要争点に対する本会の立場』全国経済人連合会、2004.4.28。

*印は、産業資源部FTAチーム『韓・日FTA推進経過と今後の展望』産業資源部、2004.4.20. 参照。

繁栄を追求すること、②両国の共同利益のための包括的分野での両国間の協力強化を図ること。

(4) WTO規範との一致・地域経済統合形態の策定：①前提条件としてWTOの規範と一致する協定を締結すること、②窮屈的目標を将来の地域経済統合形態の実現に置くことなどである。

2) 主要争点の具体的内容と双方の立場

つぎに、「韓・日FTA」交渉会合で項目別に検討した論議内容は、以下の通りである。

(1) 商品貿易・関税：この項目は、一般的にFTAの推進のための交渉過程で、異論の多い分野である。「韓・日FTA」交渉会合では、①まず、商品譲許案の提示方法と交換時期及びその案に含まれる内容を中心にして、双方の意見が対立している。即ち、韓国側は、製造業製品を対象として、Offer List方式を主張しているけれども、日本側は、Request List方式を主張している。Offer List方式は、FTAの一般的な方式として、大部分のFTAがこの方式を採択している。Request List方式は、一般的に関税率の低い国に有利な方式であり、また、相手国の要求のみによって、関税の撤廃が可能な方式である、②双方は、商品別譲許案提示方法にも見解を異にしている。韓国側は、譲許利益の均衡という観点から商品別譲許案の提示を主張して、草案では、農産物の特別S/G適用の相互排除を主張したけれども、後には水産物輸入Quotaの禁止規定を挿入した案を主張している（ただし、全品目の譲許案は、2004.9.まで提示）。けれども、日本側は、相互利益の観点から同等な関税撤廃を主張して、輸出入制限の全面禁止という立場から、全品目に対する一律的な適用を主張している（ただし、全品目の譲許案は、2004.8.まで提示）。③両国間の経済協力分野（例：技術移転）に対しても、両側の主張にある程度の差異のあることが見られる。韓国側

は、両国間に技術格差が存在するため、技術移転にある程度の不均衡を認定すべきだと主張している反面、日本側は、両国が同等な利益の享受のために、同等な水準の水平的な経済協力を主張している。④協議対象部門に対しても、両側の見解に、少しの差がある。韓国側は、現実的に不利な農業部門以外にも「韓・日FTA」によって、不利となる一部の製造業分野に対して、適切な措置が必要であると主張する反面、日本側は、日本で敏感な部門である農業部門だけに、適切な措置を取るべきであると主張している^(注16)。

(2) 非関税措置：非関税措置に対しては、韓国側は、韓国の企業・物品の対日市場進出の際、多くの制限を受ける非関税障壁の撤廃を強調して主張している。これに対して、日本側も韓国に進出した日本企業にも非関税障壁による苦情が存在すると強調している。

(3) 原産地規定：原産地規定は、原産地証明書の発行主体に関する問題への対応のことでのことで、商品貿易・関税の項目とともに主要な項目である。双方の主張は、以下の通りである。即ち、韓国側は、国内にも「輸出業者の自律発行」と「機関発行」の両論が存在しているけれども、原則的に発行主体を明記しないことを主張している。即ち、輸出業者の自律発行は、発行費用を節減する長所をもっているけれども、迂回輸入の防止が困難である短所をもっている。これに対して、日本側は、政府当局または、指定機関（例：商工会議所）が発行しているけれども、原産地の判定上に主要な概念に対する意見の不足と不一致、即ち、例として、①実質的変形基準の規定と材料の定義の未確定、②累積基準にするか、完全生産基準にするか、また、③不認定事項の公正化の可能性の有無などのため、原産地規定に対する本文の実質的な意味を弱化させる可能性があるので、具体的な事項を「韓・日FTA」の付属文書または履行協定に規定す

(16) 貿易研究所『日本の対韓非関税障壁現況』韓国貿易協会、2002.5.31. 参照。

る必要性があることを指摘している。

したがって、双方は、原産地規定に対する協議の過程で、つぎのような内容を合意することになった。即ち、双方は、原産地規定に対して、①公正・透明・予測可能性などの基本原則に立って「韓・日FTA」の案を作成すること、②第三国を通じた迂回輸入を防止できる案を作成すること、③判定基準としては、「完全生産基準」と「実質変更基準」を並行して活用し、原則的には「三回変更基準」を採択することなどの点について合意が得られた。

(4) 衛生植物検疫措置（SPS）：衛生植物検疫措置については、韓国側は、①農産物の交易拡大のために、WTO協定以外の内容をも包含できるようにすること、②衛生植物検疫措置が貿易を歪曲しないような規定を挿入することなどを主張している。反面、日本側は、WTO協定以外には、どの内容も追加しないという立場を堅持している。

(5) セーフ・ガード：セーフ・ガードについては、双方ともに、別の異なる意見の提示がなく、順調に合意ができた、合意された内容は、①既存の多国間セーフ・ガード措置を維持すること、②両者間のセーフ・ガード措置を追加的に作成することに合意した。

(6) 反ダンピング・相殺関税：反ダンピング・相殺関税については、既存のWTO規範をそのまま適用することに合意した。

(7) TBT（貿易の技術的障害）：韓国側は、両国民に対して、内国民の待遇をすることを提案しており、日本側は、TBTに対する案を提示していない。

(8) MRA（相互認証）：韓国側は、既存の日本-EUのMRA規定を基にして、

MRA規定提示して、電気、通信機器、圧力容器、医療機器など多様な分野での相互認証を推進している。けれども、日本側は、MRAに関する別の案を提示していない。しかし、両国には、制度の差異が存在するため、既存の日本規定をそのまま活用すれば、その実効性に疑問が存在するのが事実である。

(9) サービス貿易：サービス貿易は、今後の両国間の関係進展の如何によって、幅広い交易が拡大されると予想される分野である。韓国側は、ネガティブ・リスト方式がサービス貿易の自由化の拡大に効果的であることを強調しており、一部サービス分野では、ネガティブ・リスト方式の採択が困難な分野もあることを主張している。これに対して、日本側は、サービス貿易の自由化を拡大させるために、多数の規定を導入する必要があることを強調しており、ネガティブ・リスト方式による市場接近の許容規定をサービス貿易全体に拡大し適用すべきであると主張している。双方は、WTOサービス協定の規定よりは自由化的範囲を拡大することに合意した。

(10) 人力移動：この項目も「韓・日FTA」の規定如何によって、大きく影響を受ける分野一つである。韓国側は、両国国民の短期滞留に対して、ビザ免除協定の締結を要求している。日本側は、不法滞留者の問題のため、ビザ免除協定の締結に消極的である。

(11) 政府調達：この項目について、韓国側は、WTOのGPA+ α 方式にしたがって、政府調達の差別の撤廃、相互認定の拡大、単一登録制の導入、電子政府調達の拡大、政府調達委員会の設置などを提案している。日本側は、WTOのGPA協定の内容を大部分収容しているけれども、譲許の下限線を低めようとする内容を含むよう要求している。

(12) 投資：この項目に対しては、すでに両国間に「韓日投資協定」が締結されているため、既存の投資協定を拡大して反映することに、両側が合意した。

(13) 中小企業協力・貿易投資の増進：この項目も、韓国側が特に関心をもっている分野である。即ち、a) 韓国側は、①中小企業間の産業協力の強化と技術移転のための多様なプログラムを提案（例：日本退職技術者の雇用メカニズムの導入）すること、②関税撤廃による被害企業に対する構造改革の支援のためのプログラムの導入が必要なこと、③両国間の貿易不均衡の改善のために、日本企業の韓国内に部品・素材産業部門への投資の拡大を要求すること、④両国間の産業技術協力の重要性を強調し、共同技術開発プログラムなどを提案している。

b) 日本側は、①両国の中小企業間の協力は、一方的な支援ではなく、水平的な協力が必要であること、②両国政府が透明かつ開放された企業環境を作ることが必要なことを提案していること（例：健全な労使関係の定立）、③意味のある技術移転は、政府からの支援よりは企業間の相互利益の発見のときに可能であると主張している。双方は「韓日財団」と「日韓財団」の産業技術協力支援プロジェクトの補完を通じて実現可能であると判断し、合意している。

(14) NTM（非関税措置）：この項目も韓国側が高い関心をもつもう一つの分野である。即ち、①韓国側は、NTMの問題解決のため、ⓐ「韓・日FTA」の実体規定に、多数の条項が含まれるべきであること、ⓑもし交渉を通じて、解決できない場合には、紛争解決手続に多数内容を含むべきであることを主張している。これに対し、②日本側は、実質的規定の内容が足りないことを強調して「韓・日FTA」の実体規定に、多くの条項（例：NTMの改善のための努力、通報されたNTM措置に対する適切な考慮、紛争解決手続の適用排除などの規定）を入れるべきことを主張している。

以上が韓日両国間に、政府間の「韓・日FTA」交渉過程で、両側が項目別に提示・合意された内容の概要および残された課題の内容である。いまのところ、政府間の協商交渉は、第六回目の会合以後には、協議が事実上中断されている状態である。その理由は、韓日双方に責任があると思われる^(注17)。即ち、韓国側は、①「韓・日FTA」が韓国に及ぼす静態的効果の否定的側面を強調しながらも、これに対応できる日本側の非関税障壁に対する具体的な代案提示が足りなかつたこと、②動態的効果の最大化を追求できる現実的な代案の提示がない状態で、原則的な水準での技術移転と対韓投資の増大だけを強調している点（即ち、具体的に改善すべき非関税障壁の提示と、どの技術の移転及びどの水準の対韓投資の要求などの代案提示の不足）に問題があると思われる。そして、日本側は、①「韓・日FTA」に対する日本政府省庁間の利害調整の難しさ（例：農水産省の消極的态度と経済産業省・外務省の積極的态度などの立場の差の未調整）を指摘しながら、統合された協定案の未提示のまま韓国側の市場開放と知的財産権の保護問題のみに关心をもって協商に応じていること、②そして、日本財界側の今後の交易・投資の漸進的減少予想に対する無関心的な印象を見せてのことなどの点に問題があると思われる。しかし、韓日両側ともに、「韓・日FTA」に対する基本認識とその必要性に対しては変りがなく、またできれば早期に協商を終了しようとする意志には変りがない。したがって、両側の意見に差のある項目ないし部分に対する、双方の内部立場の調整に必要な時間を要するものであって、それがある程度整理されれば、両国の周辺情勢の変化と対外・政治・経済的な環境変化に合せて、政治的な判断によって、正式に協定が締結されるのではないかと期待できる。

3) 韓国側の今後対応課題

今後には、両側が未だ合意されなかつた項目を中心に、より具体的に修正・

(17) 金良姫「韓・日FTA」姜文盛・権耿徳・他4人『巨大経済圏とのFTA評価及び政策課題』政策研究04-11、対外経済政策研究院、2004.12. 参照。

補完された修正案を提示して、意見を調整する交渉会合が開かれることになると思われる。そのために、両側は、いま個別的に具体的な作業を進行していると考えられる。それでは、韓国は「韓・日FTA」が締結された場合を前提にして、今後、どのように対応して行くべきか。以下では、この点について「全経連」が調査整理した資料を中心にして簡単に要約・検討しておく^(注18)。

(1) 産業別対応課題 :

「韓・日FTA」が締結された場合に、企業が生き残るために必要な条件は、何によりも産業別または企業別に競争力の強化・確保が必須的な条件であろう。そのため「全経連」は、競争力の培養のために、政策的側面からの集中的な支援を強調している。まず、第一に、画期的なR&Dの支援を通じた脆弱産業部門の産業競争力の強化をあげている。即ち、①対日輸入比重の高い分野に対する国産化開発に集中的な支援を行なうこと、②技術力の脆弱業種は、日本の技術能力を確保できるよう、集中的に支援すること、③すでに、競争力を確保している分野に対しても、持続的な支援を行なうべきであることを強調している。

第二に、日本の部品素材企業からの投資の積極的な誘致及び技術移転の促進を強調している。即ち、①韓国の大型需要企業と日本の中小企業部品/素材生産企業間のクラスターを推進すること、②日本企業の先端技術の移転が実行できるよう政策的努力を強化することなどが必要である。

第三に、被害が予想される中小企業に対する具体的な支援方策を講じる必要がある。即ち、①革新主導型の中小企業を積極的に育成すること（例：「中小企業の競争力強化対策」樹立・実施）、②韓日中小企業間に産業技術協力プログラムを活性化させること、③競争力の弱化業種の構造調整と比較優位分野に对しての支援策を策定して実施すべきであることなどを強調している。

(18) 全国経済人連合会国際経済チーム『韓・日FTA協商主要争点に対する本会の立場』
全国経済人連合会、2004.4.28。

(2) 「韓・日FTA」交渉の対応課題

つぎに、「韓・日FTA」交渉に能動的・効果的に対応するために必要な解決すべき課題としては、以下のような課題をあげている。第一に、項目別競争力にもとづいた最適の協商案を作成し提示することを提案している。即ち、①敏感な品目に対しては関税譲許の除外、または充分な猶予期間の確保に努力すること、②競争力の確保分野または市場開放による肯定的な影響が得られる分野に対しては、即時に関税の撤廃、市場の開放を推進することなどである。

第二に、原産地規定及びローカル・コンテンツを強化する必要があることを提案している。即ち、迂廻輸入の防止と外国人の投資誘致のために、原産地規定を具体的に策定し「韓・日FTA」協商のとき提示することが必要である。

第三に、今後の韓日協力が望ましい方向で成果をあげるために、韓日間に経済協力共同基金を造成する必要があることを提案している。即ち、被害産業に対する構造改革のために、財政的側面から政策的に支援する努力を強化する必要がある。

第四に、日本の非関税障壁の発掘及びその改善努力をより強化する必要があることを提案している。即ち、外国企業や物品が日本市場に接近するためには、まず、日本の取引慣行や非制度的な参入障壁を乗り越えることが必須的な条件である。そのため、日本の非関税障壁の具体的な要因を発掘して、その内容を正確に把握する必要がある。また「韓・日FTA」の協商のとき、日本側に対して、その廢止ないし改善策を要求する基礎資料として活用する必要があることを強調している。(別刷〔付表III-5参照〕)

4. 「韓・日FTA」が韓国経済に及ぼす影響と課題

1) 韓国と日本の競争力比較（要約）

(1) 韓国産業の技術競争力

韓国と日本間の経済関係を分析するとき、提起される最大の懸案の一つが、

両国間の技術格差による韓国の対日輸入依存度が高いこと、そして、それによる韓国の慢性的な対日貿易赤字が拡大・持続されるという現状である。このような問題は、韓日間の「韓・日FTA」の締結のための両国間の交渉過程においても意識されている。それでは「韓・日FTA」が締結されると、韓国の産業は、どのような影響を受けることになるだろうか。また「韓・日FTA」による関税撤廃が韓国にどのような影響を与えるのか。以下では、この問題について検討してみよう。

まず、韓国と日本の主要産業別競争力を比較して、つぎのような事実を確認することができる（表3参照）。即ち、韓国の製造業部門の一部を対象にして、日本との競争力を比較すると（ただし、韓国の各部門別に競争力を100とする）、半導体、コンピュータ、造船、繊維、家電製品、通信機器、鉄鋼、石油化学、自動車、一般機械など、調査対象となったすべての部門の競争力が日本より、低いことが確認された。中でも、鉄鋼、自動車、一般機械などの部門の競争力が一番低く、半導体、コンピュータ、造船部門などが日本の競争力に近付いている状況である。特に、比較対象となった項目別技術水準をみると、韓国製品は、日本製品と比べて、生産技術側面では日本の水準に近付いているけれども、設計技術の側面や技術/製品開発力の側面では、日本に比して相当に劣っていることが確認できる。

（2）韓国と日本間の貿易及び投資の変化推移

最近の韓日間の貿易と投資の変化推移を見ると（表4参照）、2003年末現在、韓国の日本への輸出は、2002年より14.1%増加して172億8千万US\$、日本からの輸入は、2002年に比して21.6%増加した363億1千万US\$、そして貿易収支の赤字規模は、2002年より29.3%増加した190億3千万US\$に達している。したがって、韓国の対日貿易赤字規模が対日輸出規模を越える状況であり、そして対日輸入が最近絶対規模は増加するけれども、その増加率は少し減少傾向を見せて

いるのが特徴として指摘できる。参考のため、韓国の業種別内需対比および出荷額全体対比の対日輸入依存度（表4下段参照）をみると、繊維部門を除いて、大部分の製造業種の対日輸入依存度が高いことが、もう一つの特徴として指摘することができる（特に、一般機械、石油化学、鉄鋼、電子などの出荷額全体の対日輸入依存度が高い）。

つぎに、韓国と日本の投資の推移を見ると、まず、日本の対韓投資は、2000年以後から投資の絶対規模が減少と増加を反復して、2003年末現在、5億4千万US\$水準にとどまっている。反面、韓国の対日投資は、2000年以後から継続的に減少傾向を見せている。このような事実は、最近の韓国経済状況が良くないこと、そして日本の場合にも、経済全般の状況がやはり良くないことを反映するものであると考えられる。したがって、両国ともに、経済の活性化のために、何らかの誘引策ないし刺激剤がなければ、相手国に対する投資はあまり増えないのではないかと考えられる。このような側面からも「韓・日FTA」の締結を通じて、経済環境の転換をもたらすというねらいが内在していると思われる。

表3 韓国対日本の主要産業別技術競争力の比較

(指標：韓国：100.0)

部 門	対象別現況						将来展望	
	設計技術	技術/製品開発力	生産技術	品質水準	総 合	技術格差(年)	2007	2010
半導体	108.6	106.8	100.0	104.0	104.9	0.8	99.0	94.4
コンピュータ	106.3	112.0	101.0	104.0	105.8	1.7	104.5	102.1
造船	107.3	108.0	108.8	101.7	106.5	0.6	104.6	102.6
家電	107.8	108.3	102.8	107.8	106.7	1.4	104.2	101.9
繊維	108.2	116.0	106.0	110.2	110.1	1.8	105.6	101.8
通信機器	116.2	109.4	104.6	111.0	110.3	1.3	107.0	102.0
石油化学	119.5	117.8	106.8	105.0	112.3	3.1	106.6	103.2
鉄鋼	116.9	113.8	115.1	116.8	115.7	3.2	108.8	105.0
自動車	117.9	114.1	114.6	117.9	116.1	3.0	110.4	102.3
一般機械	120.7	120.7	112.7	115.0	117.3	5.5	111.3	105.3

資料：全国経済人連合会「韓日FTA産業別影響と対策」『FKI ISSUE PAPER』2004-09、
全国経済人連合会、2004.09.より引用作成。

外務省・財務省・農林水産省・経済産業省〔『日韓FTA共同研究書』公表について〕2003年10月2日発表 (<http://www.mofa.go.jp>) より引用作成。

表4 韓国の対日本年度別貿易・投資の推移

区分	対象	項目	単位	1998	1999	2000	2001	2002	2003
貿易	輸出	金額	億\$	122.4	158.6	204.7	165.1	151.4	172.8
		増減率	%	-17.2	29.6	29.0	-19.4	-8.3	14.1
	輸入	金額	億\$	168.4	241.4	318.3	266.3	296.8	363.1
		増減率	%	-39.7	43.4	31.8	-16.3	12.1	21.6
	收支 (赤字)	金額	億\$	-46.0	-82.8	-113.6	-101.1	-147.2	-190.3
		増減率	%	—	80.0	37.2	-26.5	45.6	29.3
投資	韓資	金額	億\$	5.0	17.5	24.5	7.7	14.0	5.4
		比重	%	5.7	11.3	16.1	6.8	15.4	8.4
		件数	件	330	391	614	591	474	495
	日資	金額	億\$	0.24	0.98	1.39	1.01	0.75	0.50
		比重	%	0.5	2.0	2.3	1.6	1.4	0.9
		件数	件	20	37	136	117	83	67
対日輸入依存度(%)*	業種	一般機械	半導体	石油化学	鉄鋼	電子	部品素材	精密化學	造船
	内需額	19.7	12.4	9.3	8.3	7.5	7.3	6.8	4.0
	出荷額	39.6	19.5	35.8	49.1	35.2	28.1	26.9	27.8

*資料：産業資源部 内部資料、2003年基準

資料：韓国貿易協会資料、国際経済チーム『韓・日FTA協商主要争点に対する本会の立場』全国経済人連合会、2004.4.28. および全国経済人連合会『韓・日FTA産業別影響と対策』全国経済人連会、2004.12.より引用作成。

(3) 韓国の産業別対日競争力の実態

つぎに、業種別に見た韓国産業の現在の競争力と「韓・日FTA」が締結された後に、予想される競争力を見ると（表5参照）、韓日間の技術水準の格差がどの程度の水準なのかを理解することができる。参考のため、日本と経済的交流の深い代表的な産業の一つである電子産業部門を例としてあげ、「韓・日FTA」が韓国電子産業部門に及ぼす影響をみると、以下のような事実を確認することができる。即ち、現在の韓国電子産業の対日競争力水準は、①完製品分野の場合は、日本市場で、未だ韓国企業の技術力とブランドの認知度が低いこと、②但し、移動通信端末機、ソフト・ウェアは、日本製品と同等水準かまたは優位にあると評価されること、③TFTLCD、メモリ半導体、MP3P、DVDP、PVRなどは、日本製品と競争上優位にあること、④DRAM、CD-ROM、PDP、CRTなどは、韓国製品が世界第一位水準に達しているという評価を受けているため、日本市場でも競争力を確保していること、⑤先端部品および素材

部門の核心技術などは、日本製品に比して、絶対的に劣位にあること、⑥一般汎用品は、日本市場から得られる利潤マージン構造が非常に弱いこと、⑦大部分の電子製品の主要部品は、日本からの直接輸入に特化されているため、日本製品との競争力が弱い状態に置かれていることなどに要約することができる。

ところで「韓・日FTA」が締結されると、それによって韓国電子産業は、もつとも大きい影響を受ける代表的な産業となる可能性が高い。「韓・日FTA」によつて、韓国の電子産業は、下のような影響を受けることになると予想される^(注19)。即ち、①関税の撤廃によって、対日輸入が急増されること、②そのため、中小企業の構造調整が急速に進行・加速化される可能性が高いこと、なぜならば、関税引下げによって、外国製品の国内消費者価格が12-15%程度に引下げられると予想されるためである。③ブランドと技術力を確保している韓国の大企業は「韓・日FTA」による否定的な影響をほとんど受けないか、または受けるとしても、その影響は小さいと予想されること、④電子部品生産中心の中小企業は、日本企業と連繋する可能性が増大すること、⑤重要先端電子部品は、日本からの輸入がより増大する可能性があること、⑥国内企業の日本からの輸入は、徐々に減少される一方、その代りに、日本企業による韓国市場への直接進出が増加され、日本製品の国内市場での市場占有率が拡大される可能性が高いこと、⑦家電製品などに内装される中間財的性格の部品は、依然として対日依存度がより増大される可能性があること、最後に、⑧主要核心部品/生産設備の国産化の進展は、より難しくなる可能性の高いことなどと予想される。このような事実は、電子産業に限る状況であるけれども、日本から主要部品を輸入する産業の場合であれば、その程度の差はあるかも知れないけれども、他の産業とも事情がほどんど変わらないと思われる（他の部門に対する内容は表5参照）。

(19) 全国経済人連合会『韓・日FTA業種別実態調査』全国経済人連合会、2004.10。
Na, H.K.『韓・日FTA産業別影響と課題』国際経済Issue Paper - 9, 全国経済人連合会、2004.12. 参照。

表5 韓国の対日競争力の実態調査結果

区分	主要内容																							
対日競争力の実態	1) 両国間の技術競争力の格差程度： ①韓日間の主要産業の技術格差の実態例（数値が大きいほど格差が小さい）																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">主要産業の国産化率</th> </tr> <tr> <th>自動車</th><th>造船</th><th>半導体</th><th>電子</th><th>一般機械</th><th>繊維</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71.44</td><td>85.00</td><td>49.68</td><td>70.85</td><td>71.03</td><td>65.00</td></tr> </tbody> </table> ②IT関連製品の場合、先端部品の輸入依存度が高く、国産化率が低い 2) 業界の体感競争力の程度： ①両国間の関税率の差異を考慮するとき、「韓・日FTA」成立の場合、企業が感じる競争力の格差は、客観的な技術格差がより高い ②特に、自動車、一般機械分野での競争力の格差が大きいと感じる 理由：核心源泉技術、素材部門、部品分野で、韓国が弱い						主要産業の国産化率						自動車	造船	半導体	電子	一般機械	繊維	71.44	85.00	49.68	70.85	71.03	65.00
主要産業の国産化率																								
自動車	造船	半導体	電子	一般機械	繊維																			
71.44	85.00	49.68	70.85	71.03	65.00																			
産業別影響	産業別	対日競争力現況	FTAの影響																					
	電子	<ul style="list-style-type: none"> - 完製品分野：技術力、ブランド認知度が低い - 但し、移動通信端末機、ソフト・ウェアは同等または優位 - TFT-LCD, メモリ半導体, MP3P, DVDP, PVRなどは、競争優位 - DRAM, CD-ROM, PDP, CRTなどは、世界第1位 - 先端部品及び素材部門の核心技術などは、絶対的に劣位 - 一般汎用品は、利潤マージンの構造が脆弱 - 大部分の製品が輸入特化された品目であり、競争力が脆弱 	①FTAの影響が大きい分野 ②関税撤廃のとき、対日輸入の急増および中小企業の構造調整の加速化発生：理由：関税引下げによる国内消費者価格が12-15%程度引下げると予想 ③ブランドと技術力を確保した大企業は、FTAによる否定的な影響を受けないかまたは小さい ④部品生産の中小企業の日本連企業との連繋可能性の増大 ⑤重要先端部品の輸入の増大予想 ⑥輸入先の廢止よって、日本製品の積極的な国内市場進出/市場占有率の拡大予想 ⑦核心部品/生産設備の国産化は、より難しくなる可能性の高い																					
	半導体	<ul style="list-style-type: none"> - 半導体素子は、競争力確保 - 装備/材料分野は、対日競争力が脆弱な状態 	①完製品：関税撤廃の影響は、比較的に低い ②装備、材料分野：国内企業の原価節減が予想されるけれども、中小規模の装備、材料業者の競争力は、弱化と輸入の急増予想																					

自動車	<ul style="list-style-type: none"> －技術/品質側面で日本より、20-30%劣位、 －対日競争力の顕著な劣位分野 	<p>①大型乗用車と中型乗用車の輸入が急増すると予想</p> <ul style="list-style-type: none"> －日本の完成車の国内販売価格が7-10%程度の下落予想 －日本自動車生産業者の韓国進出の増大予想（輸入車の市場占有率が10%水準まで上昇すると予想） －韓国車の対日輸出は、期待できない（自動車関税0%，他の外国車の輸入増大） <p>②自動車部品対日輸入が急増すると予想、国内部品産業の構造調整の加速化予想</p>
一般機械	<ul style="list-style-type: none"> －慢性的な貿易逆調の分野 －日本から核心部品を輸入し、完製品に加工して輸出 －日本製品に比して価格競争力が低水準 	<p>①核心部品の対日輸入依存度の深化予想</p> <ul style="list-style-type: none"> －パンプ・ベルブなど：関税撤廃による輸入増大可能性高い －CNC旋盤・専用機種など：非価格競争力が重要（品質）輸入の増大予想 <p>②日本企業の国内投資誘致効果は、相対的に弱いと予想、今後の成長潜在力の低下予想</p>
石油化学	<ul style="list-style-type: none"> －汎用製品：価格/品質水準は、日本に類似 －納期水準の競争力が低い 	<p>①FTAの効果は小さい</p> <p>②両国ともに供給過剰状態、過当競争の発生可能性の存在</p> <p>③PEなど汎用製品：競争優位、engineering plasticなど特殊品：絶対的に劣位</p> <p>④中東・東南アジア製品と日本の海外工場製品の国内流入の可能性増大</p>
精密化學	<ul style="list-style-type: none"> －国内での未生産品目が多数 －化粧品/界面活性剤は競争力劣位 	<p>①全体的には、影響が大きくない</p> <p>②化粧品・界面活性剤などは、価格・技術競争力の劣位のため、中小企業に被害の発生予想</p>
織維	<ul style="list-style-type: none"> －日本から高級原糸の全量を輸入 －高価衣類を生産し輸出 －競争相手国である中国の牽制必要 	<p>①FTAによる生産原価下落、衣類の対日輸出の増大期待</p> <p>②織維素材（化繊糸、化繊織物、毛織物、綿織物）は、日本から高級品の輸入の増大予想</p>

		<p>③短期的に繊維交易は、拡大されると予想、長期的には持続可能性の与否が不透明</p> <p>④FTAでなければ産業内構造調整が困難、競争力喪失の可能性高い</p>
鉄 鋼	<ul style="list-style-type: none"> 一高炉部門は、価格競争力の確保 一品質/納期面で多少の劣位 一電気炉部門は、競争力脆弱 	<p>①全体的には、FTA影響が低い</p> <p>②鉄鋼原資材（熱延、冷延鋼板、鉄筋など）：影響が大きくなない</p> <p>③二次鉄鋼製品（鋳物、鍛造など）：段階的に競争力の確保可能</p>
造 船	<ul style="list-style-type: none"> 一韓日競争力がほぼ同一水準 一部品の大部分を無関税で輸入 一船主が日本機資材の選好 	<p>①一般商船：関税撤廃の影響が大きくなない</p> <p>②特殊船舶・高付加価値船舶：対日輸入の増大が大きいと予想、</p> <p>③造船機資材：中長期的に対日輸入増大が大きいと予想</p>

資料：全国経済人連合会『韓・日FTA業種別実態調査』全国経済人連合会、2004.10., Na, H.K.『韓・日FTA産業別影響と対策』国際経済Issue Paper-9, 全国経済人連合会、2004.12. 及び全国経済人連合会『韓・日FTAに対する経済系の立場』全国経済人連合会、2004.3.23.より引用作成。

2) 事例：関税撤廃の効果

(1) 韓日両国の関税撤廃の影響

つぎに、「韓・日FTA」によって、得られる効果を客観的に検証するもう一つの方法として、関税が撤廃された場合に発生可能な事例を中心に、その得られる効果を簡単に検討してみる。

今まで「韓・日FTA」が韓国経済全体に及ぼす影響に対する期待効果を分析した既存の研究結果の大部分は、韓国の場合、静態的効果は不利であるけれども、動態的効果は有利であるという点を共通に指摘している^(注20)。即ち、そ

(20) 金良姫、前掲論文参照、以下の論議はこの資料に依存して整理したことを記して置く。

の理由は、韓国は日本より関税率が高く、また、韓国の技術競争力は日本より低いため「韓・日FTA」によって同時的に関税を撤廃する場合、韓国の対日輸出の増加はそれほど期待できない反面、対日輸入は相当に増加すると予想されるからである。特に、日本の場合、非関税障壁の程度が高いため、韓国製品の日本市場への進出は、相当な制限を受けざるを得ない。そのゆえ、いまのところ期待できるのは、静態的効果の否定的側面を克服できるほど、動態的効果としての日本からの投資の増大を期待することしかない。けれども、現在の韓国経済の与件から見て、それを期待することにも限界と制約があると思われる、したがって、現段階では「韓・日FTA」に含まれている実質的な関税譲許の幅と水準によって発生する効果に期待する方法しか望めないと考えられる^(注21)。

周知のように、韓国と日本の関税率は、それぞれ7.9% : 2.5%（2001年度の輸入加重平均実行関税率基準）であるが、これをもって、両国が同時に全品目の関税を撤廃するとき、韓国が関税撤廃による不利となる根拠として利用されたわけである。しかし、現実的には、関税撤廃の否定的効果の大きさが、必ずしも、韓国側が懸念しているほど、大きくないという研究結果が、最近公表されている^(注22)（表6参照）。即ち、2002年度に韓国と日本との間の実際の交易品目の関税率は5.35% : 1.85%で、2001年の実行関税率より低い。また、韓国の対日輸入10大品目は、全体輸入の17.4%を占めているけれども、実行関税率は1.58%に過ぎない。そして韓国の対日輸入1,000大品目は全体輸入の86.9%を占めているけれども、実行関税率は5.10%水準に達している。その他に、韓国の対日輸入市場で100%の占有率を占めている独占品目は、韓国輸入市場全体の0.4%を占めているけれども、実行関税率は4.84%に過ぎない。また、韓国輸入市場の50%以上を占有している品目は、実行関税率が5.90%で輸入市場全体の実行関税率5.35%を超過している。したがって、日本より輸入される製品の

(21) 金良姫、前掲論文参照。

(22) 韓国経済研究院、『韓日FTA市場接近譲許案作成のための基礎調査』韓国経済研究院、2003.9. 資料参照。

中で、国内製品と競争している品目は、日本製品の韓国内市場占有率50%以上の品目だけであることが確認できる。

つぎに、日本の場合、韓国から輸入される品目の中で、市場占有率100%である35個品目の関税率は3.23%，市場占有率50%以上の2,502個の品目の実行関税率は2.94%，そして市場占有率30%以上の4,972個の品目の実行関税率は、1.77%である。

以上の事実を総合して、一口に言うならば「韓・日FTA」によって、両国の関税が撤廃される場合、日本市場の関税撤廃が韓国製品の対日輸出増大に及ぼす影響は、期待されるほど大きくないと判断される。例えば、韓国の電子部品産業のような輸入代替の方法がほとんどない場合には、日本の関税撤廃が韓国電子製品の価格競争力を強化させる可能性があるという事実だけである。

したがって、韓国の立場から見て、韓国の関税率が日本の関税率より相対的に高いという関税率水準それ自体に問題があるものではなく、関税率水準をどのような関税譲許方式によって、漸進的に引下げて行くべきかという問題がより重要な課題となっていると考えられる。

(2) 関税撤廃効果に対する実証分析結果

つぎに「韓・日FTA」締結によって関税が撤廃された場合、それが韓国の製造業部門には、どのような影響を及ぼすことになるのかという課題に対して、全国経済人連合会が実施した実証分析の結果を見ると、以下の通りである。即ち、現段階において、韓日間に関税が完全に撤廃されると、①対日輸出の増加よりは対日輸入の増加規模が大きくなつて、対日貿易収支の赤字幅は、もっと広くなる可能性が高いこと（特に、一般機械、化学、鉄鋼、自動車などの部門）②韓国の衣類部門だけが黒字の増大を見せる可能性が高いこと、③韓国の産業構造の高度化という問題に関連しては、現在の段階から見れば、韓国には低い付加価値部門の製品を中心に進行される可能性が相対的に高いこと、④したがつ

て、「韓・日FTA」が韓国の産業構造の高度化を実現させる方向に機能するためには、業種別に現在の競争力を基にした関税譲許猶予期間の調整が必要であるとともに、産業別に競争力の向上のための政策的手段の開発と推進が必要であると強調される^(注23)。

表6 韓・日間主要交易品目別関税率構造（2002）

単位：百万\$, %

交易品目別関税率	区分	内 容	輸入額		加重平均 関税率
			金額	比重	
韓国 の 対日輸入	上位10大 輸入品目	5,205	17.4	1.58	
	上位 100大 輸入品目	14,597	48.9	3.86	
	上位 1,000大 輸入品目	25,947	86.9	5.10	
	韓国輸入市場占有率 100% (263品目)	124	0.4	4.84	
	韓国輸入市場占有率 50%以上 (1,855品目)	15,164	50.8	5.90	
	韓国輸入市場占有率 30%以上 (2,956品目)	21,866	73.2	5.76	
日本 の 対韓輸入	総輸入品目 (7,536品目)	29,856	100.0	5.35	
	上位10大 輸入品目	3,852	—	0.00	
	上位 100大 輸入品目	7,980	—	1.16	
	上位 1,000大 輸入品目	12,703	—	1.77	
	日本輸入市場占有率 100% (40品目)	35	—	3.23	
	日本輸入市場占有率 40% 以上 (318品目)	2,502	—	2.94	
	日本輸入市場占有率 30% 以上 (453品目)	4,972	—	2.11	
	総輸入品目 (4,173品目)	—	—	1.85	

資料：韓国経済研究院『韓・日FTA市場接近譲許案作成のための基礎調査』全国経済人連合会，2003.9. ここでは、金良姫「韓・日FTA」姜文盛・權耿德・金良姫他3人『巨大経済圏とのFTA評価及び政策課題』政策研究，04-11，对外経済政策研究院，2004.12.24.より引用して筆者が再作成。

(3) 韓国における関税撤廃に対する企業の認識と要求

それでは「韓・日FTA」に対して、韓国の直接的な利害当事者である企業は、「韓・日FTA」をどのように認識しているだろうか、韓国産業研究院（KIEET）が実施した設問調査結果^(注24)は、韓国では「韓・日FTA」に対して、反対意

- (23) 全国経済人連合会「韓日FTA産業別影響と対策」『FKI ISSUE PAPER』2004-09、全国経済人連合会、2004.12. 参照。
- (24) 産業研究院「2004実態調査結果及び補完課題」全国経済人連合会主催、『韓日FTA大討論会資料集』全国経済人連合会、2004.7.13. 資料参照。この項での論議は、この資料を参考して整理したことを記しておく。

表7 韓国の産業別対日関税撤廃の影響

単位：関税率・輸出/輸入増加率-%、貿易収支-百万\$

部 門	平均実行 関税率 (2003)		CGE分析			韓日間の産業内貿易構造	
	韓国	日本	対日 輸出	対日 輸入	貿易 収支	輸出特化	輸入特化
化 学	7.8	1.8	4.7	21.9	-1,047	合成樹脂、合成繊維原 料合成ゴム（汎用品）	合成樹脂、合成繊維原 料合成ゴム（特殊仕様）
鉄 鋼*	7.5	1.6	8.5	35.1	-881	冷延薄板	STS鋼板、亜鉛、形鋼、 高級鋼製、特殊鋼
織 繊	7.9	2.9	11.8	38.7	-193	織物類、絲類、衣類	-繊維原料（アクリル）、 再生繊維など -高品質・高級素材
衣 類	8.0	5.8	58.7	89.4	961	織物類、絲類、衣類	-繊維原料（アクリル）、 再生繊維など -高品質・高級素材
自 動 車	8.4	1.2	17.1	77.5	-524	完成車、部品（中低位 水準品）	部品：核心技術部品
其 他 輸送機器	7.8	1.2	12.3	101.9	-236	造船：bulk船、油槽船、 汎用船など	LNG船など特殊船
一般機械	8.0	0.0	1.9	29.0	-4,845	工作機械：標準型、中 小型NC旋盤など	工作機械：高速高精密 機器、水平型マシン
電 気 / 電 子	8.0	0.8	4.6	42.1	-482	一般家庭用品、白色家 電、メモリ（DRAM）、 組立加工通信装備	デジタル家電、非メモ リ、半導体材料、装備、 先端通信装備/部品

資料：全国経済人連合会「韓・日FTA産業別影響と対策」『FKI ISSUE PAPER』2004-09、全国経済人連合会、2004.12.より引用作成。

注：*印：2004年より無関税に転換。

見が優勢であるという一般的の見解とは、異なる結果を見せている（表8参照）。即ち、「韓・日FTA」の交渉過程で、韓国側が提示した関税譲許草案に対する受容是非を問う設問に対して、つぎのような結果を得ている^(注25)。即ち、①受用する企業数は全体の28%にすぎず、72%に当る企業が関税譲許猶予期間の調整を希望していること、特に、②猶予期間の調整を希望する企業の中で、54.4%が猶予期間の短縮を希望し、残り17.6%が猶予期間の延長を希望していること、そして、③猶予期間の延長を希望する企業の中でも、対日貿易赤字が大き

(25) 産業研究院、前掲資料および金良姫、前掲論文参照。

い企業ほど、また輸入規模が大きい企業ほど、猶予期間の延長を希望すること、そして、④調査対象企業の中で、輸入業者の場合、77.5%が猶予期間の調整を希望し、特に、その中で73%が猶予期間短縮を希望すること、⑤国内生産企業の場合には、64.5%が猶予期間の調整を希望するけれども、猶予期間短縮は29.4%，猶予期間延長が35%に達すること、つぎに、⑥企業規模別にみれば、大企業・中堅企業・中小企業とともに、70%以上の企業が猶予期間の調整を希望し、また同時に、大企業・中堅企業・中小企業とともに、51-55%が猶予期間の短縮を希望していること、⑦産業別には、繊維部門と電子部門などが猶予期間調整の希望比率が高く（82%以上の水準）、⑧特に、電子部門だけが、猶予期間の延長を希望していることなどの結果が得られた。

したがって、以上の状況を簡単に要約すれば、①国内での生産業者よりは輸入業者、②規模別には大企業よりは、中堅・中小企業が猶予期間の短縮を希望していること、また、③産業別には、電子部門だけが猶予期間の延長を希望していることなどを特徴として指摘することができると思われる。

最後に「韓・日FTA」に対する韓日両国の企業の関心程度をみると^(注26)、韓国企業が日本企業より、「韓・日FTA」に対する関心度が高く、その賛成程度も、韓国企業の方が高い。また、産業別には、韓国の電子部門の方がより高く評価している。その他、韓国企業が「韓・日FTA」に対して賛成している要因は、「韓・日FTA」締結が企業経営に役に立つとともに、日本市場への進出、技術移転の活性化など「韓・日FTA」の動態的効果を肯定的に評価しているところに特徴があると考えられる^(注27)。

(26) 李鴻培・鄭成春・石田賢『韓・日FTA締結が国内部品産業に及ぼす影響と政策的示唆点—電気電子・機械部門を中心として—』政策研究04-13、対外経済政策研究院、2004.12. 参照。

(27) 金良姫、前掲論文参照。

表8 「韓・日FTA」による韓国側関税譲許草案に対する韓国企業の認識
 (実態調査結果要約) 単位:社, %

対象企業	対象企業数	KIET(案)受容		関税猶予期間調整						
		企業数	比率	短縮		延長		合計		
				企業数	比率	企業数	比率	企業数	比率	
企業特性	輸入	873	197	22.5	637	73.0	39	4.5	676	77.5
	輸出	649	229	33.3	191	29.4	229	35.3	420	64.7
企業規模	大企業	437	113	25.9	224	31.2	100	22.9	324	74.1
	中堅企業	264	82	31.1	147	55.7	35	13.2	182	68.9
	中小企業	821	231	28.1	457	55.7	133	16.2	590	71.9
業種	繊維産業	252	44	17.5	179	71.0	29	11.5	208	83.3
	化学産業	397	94	23.7	251	63.2	52	13.1	303	76.3
	鉄鋼産業	250	67	26.8	128	51.2	55	22.0	183	73.2
	機械産業	186	97	52.2	87	46.8	2	1.0	89	47.8
	輸送産業	90	31	34.4	38	42.2	21	23.4	59	63.6
	電気産業	123	33	26.9	64	52.0	26	21.1	90	73.1
	電子産業	234	60	26.8	81	36.2	83	3.7	164	83.2
	合計	1,522	436	28.0	828	34.4	268	17.6	1,096	72.0

資料：産業研究院（KIET）「2004実態調査結果及び補完課題」『全経連主催韓・日FTA大討論会資料集』全国経済人連合会、2004.7.13.より引用。ここでは金良姫「韓・日FTA」姜文盛・権耿德・金良姫他3人『巨大経済圏とのFTA評価及び政策課題』政策研究、04-11、对外経済政策研究院、2004.12.24.より引用して筆者が再作成。

3) 韓国産業の「韓・日FTA」に対応する課題

したがって、韓国の全国経済人連合会は、このような事情に対応するための措置として、以下のような対応策を提示している^(注28)（表9参照）即ち、まず、産業別対応課題としては、①産業別に、画期的なR&D投資による脆弱部門の産業競争力の強化が必要であること、②日本の部品・素材企業の対韓投資の積極的な誘致および技術移転の誘導のための適切な政策的措置が必要であること、③被害が予想される分野ないし被害を受ける中小企業に対して、合理的な支援方策を講じるべきであることなどを強調している。

つぎに、「韓・日FTA」の協商過程での具体的な対応課題としては、①品目別対日競争力を基にした最適の協商案を提示すべきこと、②原産地の規定およ

(28) 貿易研究所、前掲資料参照。

びローカル・コンテンツを強化すべきこと、③韓日間の産業協力のための共同基金の造成を提案すべきこと、最後に、④日本の非関税障壁の発掘とその改善および撤廃のための積極的な問題の提起と日本側の明確な対応策を要求すべきことなどの諸点を提示している。

4) 日本の非関税障壁の存在^(注29)

(1) 日本の非関税障壁に対する一般的認識

非関税障壁は、未だ正確に定義されたことがないけれども、一般的に自由な国際貿易を阻害するか、または搅乱する関税以外の方法をもって、政府・業界団体が行う自国製品と輸入製品に対する直接・間接的な選別的規制を意味するものと解釈できる^(注30)。非関税障壁は、その適用範囲が広範囲なものであり、また、その運用において、恣意的な性格が強いため、しばしば関税よりも国際貿易を歪曲させる効果が大きい場合もある。

(2) 日本の主要非関税障壁の類型

非関税障壁の類型は、WTO基準にしたがうと、①政府の関与、②税關の行政上の輸入手続、③製品基準（衛生、安全、規格、製造基準など）、④輸入に対する特定の制限（輸入に対し、数量の制限、禁止、許可など）、⑤価格の規制（輸入担保金、領事手数料）、⑥その他の規制（広告・運送規制、制限的商慣行など）がある。しかし、日本政府は、輸入割当、関税割当、輸入確認など、直接的な数量規制のみ、非関税障壁として認めており、検査・認証制度、行政指導、商慣行・閉鎖的な流通構造などの隠された障壁要因は、非関税障壁として認定しない。そのため、外国との貿易取引上、摩擦が発生する場合が多い。

(29) 貿易研究所、前掲資料参照。

(30) 以下、これについては、貿易研究所、前掲資料を参考して整理した。

表9 「韓・日FTA」に対する韓国の対応課題

区分	主要内容
産業の 対応 課題	<p>①画期的なR&D投資支援による脆弱部門の産業競争力の強化必要： - 対日輸入比重の高い部品・素材分野に対する国産化と研究開発・経営革新の必要 - 競争力の脆弱部門に独自的・先導的な技術力確保努力の必要</p> <p>②日本の部品・素材企業の対韓投資の積極的な誘致および技術移転の誘導の必要： - LCDなど次世代ディスプレイ産業を中心に、国内の大型需要企業と日本の部品、素材企業とのクラスターの積極推進 - 日本の先端部品・素材企業の投資プロジェクトの集中開発 - 自動車・電子・機械分野での先端技術の移転を積極的な推進</p> <p>③被害予想分野・被害中小企業に対する合理的な支援方案の講究： - 革新主導型中小企業の育成のための「中小企業競争力強化のための総合対策」の樹立施行 - 競争力脆弱部門に対する合理的な構造調整の推進 - 比較優位分野に対する特化・専門化の推進と支援 - 韓日中小企業間の産業技術協力プログラムの活性化推進：技術の共同開発・人力交流・情報交流・直接投資誘致の拡大など</p>
FTA 協商の 対応 課題	<p>①品目別競争力を基にした最適の協商案の提示： - 電子・自動車・機械などの敏感品目：関税譲許の除外ないし充分な猶予期間の確保 - 競争の確保ないし市場開放の肯定的影響のある分野：即時の関税の撤廃・市場の早期開放</p> <p>②原産地の規定およびローカルコンテンツの強化： - 五回輸入の防止、外国人投資の促進のための原産地規定の制定・提示 - 完成品に対して一定比率以上の国産品使用（ローカルコンテンツ）のときに限定して、無関税輸入規定の適用要求</p> <p>③韓日産業協力のための共同基金の設立： - 短期的：被害産業の構造調整の積極推進、 - 中期的：両国間の産業内分業と産業間の協力の強化推進</p> <p>④日本の非関税障壁の発掘と改善・撤廃のための積極的な問題点の提起： - 韓日FTAが両国の利益の極大化のために、市場接近以外の部門に対する積極的な協商案の提示・推進 - 日本市場進出に実質的な障害要因となる非関税障壁の撤廃に協商力の集中と対策の提示</p>

資料：全国経済人連合会『韓・日FTA業種別実態調査』全国経済人連合会、2004.10。
 Na, H.K.『韓・日FTA産業別影響と課題』国際経済Issue Paper - 9, 全国経済人連合会、2004.12 及び全国経済人連合会『韓・日FTAに対する経済系の立場』全国経済人連合会、2004.3.23.より引用作成。

5. 「韓・日FTA」締結のための望ましい方向

1) 「韓・日FTA」の経済的效果（一般的）

最後に「韓・日FTA」の締結のための望ましい方向について簡単に検討してみよう。すでに指摘した通りに「韓・日FTA」が韓国内産業活動および投資をもたらす経済的效果は、肯定的效果と否定的效果の二つの側面をもっている。特に「韓・日FTA」が締結された場合、それが韓国産業にもたらす効果については、つぎのようなことがあると考えられる^(注31)。

(1) 肯定的效果

まず、肯定的效果としては、①関税・非関税障壁などの撤廃により輸入が自由化され、輸入品、特に部品・素材など資材輸入価格が下落する可能性が高いこと、②外国人による直接投資が増大され、関税撤廃による資財の輸入負担が減少されること、③日本の組立企業が原資材を韓国内合弁企業に供給して、部品のOEM生産・委託加工生産が可能となること、④両国に競争関係にある部門において、重複投資の発生を回避することが可能であること、⑤韓国内の製造業者は、技術移転や技術習得の機会が増大するため、新しい生産方法および新しい生産技術の習得が容易であることなどをあげることができる。したがって、「韓・日FTA」が成功裏に締結され、効率的に運用されれば、結果的に国民経済全体の成長を促進することになると考えられる。

(2) 否定的效果

しかし、「韓・日FTA」の締結は、同時に否定的效果をもたらす。即ち、第一に、関税撤廃による日本からの輸入が増加され、韓国の対日貿易赤字の大

(31) Han M.K.「韓日FTAと韓日間新分業論」『シンポジウム：2万弗達成のための対日本戦略』三星經濟研究所、2004.10.22. 参照。

きさがより拡大される可能性が高い。即ち、①韓国内企業が日本から質の高く安い部品をより多く輸入する可能性が高いこと（例：自動車部品、機械電子部品、金属部品など）、②国内企業の国産化・技術開発意欲の低下によって、国内技術開発の機会が喪失されること、③関税撤廃によって被害を大きく受ける一部の製造業分野（例：自動車部品、機械、電子部品、金属産業部門など）が出現することなどの問題が発生する可能性がある。

第二に、日本企業の韓国内への投資誘致のために、過度な支援の提供可能性が存在し、それは韓国内企業にとっては、逆差別となる可能性が高い。即ち、日本投資企業に対しては、土地の無償提供、法人税の減免などの恩恵を提供する反面、韓国内企業に対しては、そのような恩恵がないため、逆差別が発生し、日本企業と合弁関係をもたない中小企業の経営がより悪化する状況が発生する可能性が高い（例：朝日ガラス、Hoyaなど）。

第三に、もし、日本企業の韓国内投資が、韓国内の有望大企業を中心にして、引受・合併される場合、国内産業全体ないし企業の対外競争力が弱化する可能性が存在することなど、また、韓国内産業の過度な構造調整が発生する可能性が存在することも否定できない。

したがって「韓・日FTA」が締結されると、如何にして、否定的効果をできるだけ抑えながら、肯定的効果を極大化させるかという問題が最大の課題として提起される可能性が高いと思われる。

2) 事例：実態調査結果：日本・韓国親子企業間の関係

つぎに、すでに締結された「韓日投資協定」によって、成立された日本企業と韓国企業間に親子企業間関係が形成された例をもって、両者間の分業形態と内容を見ながら「韓・日FTA」の経済的効果を間接的に検証してみよう^(注32)（表10上段参照）。

(32) Han M.K前掲資料参照。

現在、韓国と日本の企業間に、形成されている企業間の関係の一つの例として‘親子企業間関係’の形態というものがある。これは一般的な企業間関係の代表的な形態として、その内容は以下の通りである。即ち、日本親会社は、基礎研究、先端・新規製品開発と生産に特化し、韓国子会社は、汎用品の大量生産と既存製品の改良と生産に特化することが典型的な形態である。けれども実際においては、同じ親子企業間関係でも、各産業の特性や各企業の内部事情にしたがって、企業間の関係が多少変形されていることが一般的である。このような形態の企業間関係の例として、韓国では、①半導体素材・装備の場合、②一般自動車部品の場合、③高級自動車の電子部品の一部の場合の三つの形態がある。

第一の半導体素材・装備の場合には、核心技術の流出可能性があるため、日本親会社は、新規・先端製品の生産と開発を専有することが原則であり、部品需要者である韓国子会社の要求を一部受容する形態を取っている。反面、韓国子会社は、極く限られた一部の新規・先端製品の開発・改良と生産する場合があるが、大部分は既存製品を改良し大量生産に特化している（例：韓国の「SS電子会社」）。

第二の一般自動車部品の場合、日本親会社は、先端・新規製品開発と生産に特化し、韓国子会社は、既存部品モデルの大量生産と部品の改良と生産に特化している（例：韓国の「HK自動車会社」）。

第三の高級自動車の電子部品の一部の場合、韓国子会社が高級車に装着する先端・新規製品の開発と生産に特化して、日本親会社への供給と他の外国会社に輸出する場合がある（例：韓国の「RS自動車会社」）。

以上の例を見ると、現在、韓日間に形成されている親子企業間関係の形態は、実際の企業間関係と事情によって、多様である。言い換えれば、ある特定模型の企業間関係が形成されるのではなく、産業の特性と韓日の企業間の技術水準の格差程度などによって、企業間関係の形態が決定されると見ることができる。

3) 望ましい分業関係模型

理論的には、両国間のFTA締結によって形成される企業間の分業形態は、大きく分けて、「水平的特化型」と「垂直的特化型」の二つの型に区分することが一般的である。以下では「韓・日FTA」の締結を念頭において、これらの型の特徴と長短点を整理する^(注33)（表10下段参照）。

（1）地理的条件：地域的優位性の存在

まず、韓日間には、地理的条件として、両国間の地域的優位性を生かして「韓・日FTA」の経済的効果を最大限に確保できる有利な条件と、不利な条件が同時に存在している。即ち、

i) 日本側：

日本側企業にとって、有利な条件は、主として需要側要因として、①韓国には成長性の大きい半導体産業が存在し、韓国の自動車産業の発展とともにもう部品の需要が大きいこと、②韓国には電子産業・自動車産業に関連する補助産業が存在するけれども、その産業の脆弱性のため、電子産業・自動車産業が発展すればするほど、核心部品を日本からの輸入に依存していること、そして供給側要因として、①韓国には、電子部門に関して優秀で豊富な知識を有している高級エンジニアや経験の豊富な熟練された労働力が多いこと、また②潜在的能力の開発が可能な若い人力が存在するなど、潜在的な人的資源が多いことなどを指摘することができる。

つぎに、日本側企業に不利な条件としては、主に企業の戦略や構造および競争的側面から発生するものであり、例えは、①日本と比べて、相対的に労使紛糾の頻繁な発生、②不透明な事業運営の慣行、③不正確な組織文化の存在、④共同体意識の相対的な稀薄、⑤契約文化の未成熟による契約条件の不履行の発生などをあげることができる。

(33) Han M.K.前掲資料参照。

ii) 韓国側：

つぎに、韓国側企業に有利な条件としては、「韓・日FTA」によって、①日本から新規投資と新しい技術の導入が可能したこと、②従来より安くて質の良い部品や原資材の導入が可能となること、③日本製品のOEM生産、または委託加工貿易という形態での取引となるため、長期安定的な輸出市場を確保することが可能なことなどをあげることができる。反対に、不利な条件としては、①日本企業からの注文生産という形態となるため、日本内での景気変動の影響を受けざるを得ないこと、②もし、日本企業からの注文が急に打ち切られる場合、過剰生産能力の処理問題が発生すること、③日本企業との合弁会社形態で、日本企業の投資による製品生産が行なわれる場合には、韓国側の企業経営に日本側企業の経営参加によって、企業経営の独自性と自律性が確保できなく、日本側企業の干渉を受けざるを得ないことなどの点を挙げることができると考えられる。

(2) 望ましい韓日企業間の分業パターン

i) 「パターンI：水平的特化型」：

それでは、「韓・日FTA」が締結された場合に、韓国企業と日本企業間に、望ましい分業形態は何があるのか。一般的に、国際的分業が行なわれる理由は、完成品生産における規模の経済性の享受を通じて、製品生産原価の節減による製品価格の低下の実現にある。以下では、この問題について、簡単に検討してみよう。

まず、考えられる分業形態は「パターンの水平的特化型」である。この型の分業形態は、日本企業と韓国企業が提携関係を結び、相互間に協力関係を維持しながら、両国企業が、完全に独立的な企業経営体制をもっていることが特徴である。即ち、この型は、①日本親企業が韓国子企業に技術と原資材だけを供給し、特定製品モデルの最終財または中間完成品を生産させ、その製品を日本

親企業が引き受け、日本市場と第三国に販売するか、または、②これとは反対に、韓国子企業に部品完成品を供給して、一部の特定製品モデルの最終製品を組立・生産させ、その最終製品を日本親企業が引受け販売する形態の分業型である。したがって、この型は、日本親企業は、韓国子企業に特定モデルの完成品生産に特化させるか、または、中間部品完成品の組立・生産に特化させるかによって、規模の経済性の享受を通じた生産費用の節約と、製品価格の低下を実現しようとするところにねらいがある。また韓国子企業は、日本親企業より、原資材の安定的供給の確保と技術移転の効果を確保できるところに利点がある。

ii) 「パターンII：垂直的特化型」：

この型は、韓国子企業に最終財部品から3次部品まで開発と生産（特に、1-2次分野に集中）させ、最終製品は、日本親企業が組立生産・販売する形態である。例えば、④自動車の場合に、トランスミッション・シャーシ・サスペンションなどを韓国子企業に生産させる場合、⑤半導体の場合、真空パンプ、真空ベルブ・静電器・SICチューブなどの場合があげられる。

以上のような国際的分業の形態の中で、どの型が両国企業に有利なのかは、その産業の性格と両国企業間の技術水準の格差の程度に依存するため、どの型が両国企業に有利であるとは、一義的に判断することができないと思われる。

4) 分業に対する対応戦略

(1) 企業戦略側面

以上の分業形態の性格のもとで、有利な国際的な分業形態を選択するためには、国内市場で自社が置かれている地位がどうかということが、「韓・日FTA」の下での企業の戦略として重要である。即ち、日本の例『部品供給者のない「豊田」はない、また、「豊田」がなければ、われわれもない』ということば、から見られるように、国内で大企業と中小企業間の協力関係が強固な場合には、韓国の大企業と日本の大企業と提携関係を結ぶとき、水平的特化型の分業を選

表10 「韓・日FTA」による両国間の望ましい分業形態

区分	項目	主要内容
実態調査結果	日本・韓国親子企業間関係	<p>①一般的な形態と関係：日本親会社：基礎研究、先端・新規製品開発と生産に特化韓国子会社：汎用品の大量生産、既存製品の開発と生産に特化</p> <p>②半導体素材・装備の場合：</p> <p>日本親会社：核心部品の流出可能性のため、新規・先端製品の生産と開発を担当することが原則、需要者の要求を一部受容（例：韓国の「SS電子会社」）</p> <p>韓国子会社一部の新規・先端製品の開発と生産を担当（例：韓国の「SS電子会社」）</p> <p>③自動車部品の場合：日本親会社：先端・新規製品の開発と生産韓国子会社：既存製品の大量生産と改良生産（例：韓国の「HK自動車会社」）</p> <p>④自動車の電子部品の場合：韓国子会社：高級車への装着用の先端・新規製品の開発と生産に特化（例：韓国の「RS自動車会社」）</p>
望ましい分業関係模型	地域的優位性存在	<p>日本側企業の不利条件：企業の戦略・構造・競争側面：労使紛糾・不透明な事業経営、不正直な組織文化、契約条件の不履行が頻繁、日本側企業の有利条件：</p> <p>①需要条件：成長性の大きい半導体産業の存在、自動車産業発展にしたがう大</p> <p>②関連および補助産業の存在：国内部品素材産業の脆弱性による核心部品を日本より輸入依存</p> <p>③賦存生産要素の存在：優秀で豊富なエンジニア・有能な開発人力の存在</p>
	水平的特化型	<p>①国内企業に最終財と中間財を開発：日本企業と競争関係存在</p> <p>②中間部品以下の供給確保：日本企業より直接供給または、韓国子会社より供給</p> <p>③中小企業の技術移転の向上：長期的側面から、韓国子会社より、国内中小部品企業に技術移転の履行</p>
	垂直的特化型	<p>国内企業が最終財部品から3次部品まで開発（1-2分野に集中）</p> <p>-自動車の場合：トランスマミッショ・シャーシ・サスペンション</p> <p>-半導体の場合：真空pump・真空valve・静電器SIC tube</p>

対応 戦略	企業戦略	①国内大企業の中小企業の重要性に対する認識の画期的転換の必要 一部品企業に対する徹底な管理と支援（例：部品供給者のない「豊田」はない、そして「豊田」がなければ、われわれもない） ②国内中小企業の日本企業への持分参与を通じた日本企業の投資誘致の積極展開の必要 ③外国人投資の拡大のための協力的な労使関係の構築必要
	政策的側面	①「慎重な接近」：韓日FTA締結がもたらす被害が大きいため、慎重な接近の必要 ②「大企業の育成」：日本企業の韓国に投資する理由は、関税撤廃ではなく、大企業の需要者の存在にある。大企業への支援強化の必要 ③「集中と選択」：韓国は最終財、日本は中間財というパターンから脱却し、水平的特化型と垂直的特化型の分野を区別して、先取りする必要性が存在 ④「逆差別の解消」：日本企業の国内投資促進のための政府政策より発生する国内企業に対する逆差別の解消のための効率的支援の必要

資料：Han M. K. 「韓日FTAと韓日間新分業論」『シンポジウム：2万弗達成のための対日本戦略』三星經濟研究所、2004.10.22.より引用作成。

択することが相対的に有利であろう。なぜならば、韓国内の大企業は、すでに国内の中小企業との協力関係をもっているし、また、ある程度の国際競争力を確保しているため、わざわざ日本企業との提携関係を結ぶ必要性がないか、またはある場合にも、日本企業との協商過程で有利な立場をとることが可能であるためである。したがって、韓国の大企業は、今後、ますます国内中小企業との協力関係の拡大と維持の重要性を再認識する必要性が提起される。

反面、韓国内の中小企業は、日本企業より、投資の拡大と技術移転の必要性が高い場合には、垂直的特化型の分業を選択するのが相対的に有利となるであろう。また、この場合にも、日本企業の投資を誘致するために、国内での協力的な労使関係の形成は必須的な条件であることは言うまでもないことである。

(2) 政策的側面

つぎに、政府当局の政策的側面からの「韓・日FTA」に対する対応としては、

以下のような戦略が必要であろう。即ち、①「韓・日FTA」締結がもたらす影響と被害を受ける分野に対する充分な検討の上で、接近する態度の堅持が必要なこと、②日本企業が韓国に投資する理由は、関税撤廃による利益獲得ではなく、日本部品の大規模の需要者である韓国の大企業の存在という点を十分に認識して、韓国の大企業にも支援を強化する必要があること、③韓国企業と日本企業間の分業形態として、例えば「韓国は最終財、日本は中間財」という型ではなく、「水平的特化型」と「垂直的特化型」が有利な分野を区別して、産業別事情に相応した分業型が選択できるよう国内の制度と環境の再整備を含む雰囲気の醸成が必要なこと、④日本企業の国内投資促進のための政府政策の展開が国内企業に対する逆差別にならないよう国内企業にも効率的な支援が必要なこと、⑤国内の同種産業において、国内企業と日本企業との間に、適切な水準の「協調と競争」が共存できるような政策展開などが必要であろう。

5) 今後の協力方向

最後に、韓日両国の企業間の望ましい協力方向について、簡単に述べることにする。まず、参考のため、最近の韓日間におけるIT産業協力の動きについて、簡単に付言する。即ち、IT産業部門における韓国と日本間の企業間の協力において現われた特徴の一つとして、産業内貿易の急増を指摘できる^(注34)（表11参照）。このような事実は、韓日間の企業間に相互依存関係がますます深まっていることを意味するものであり、両国の企業が分業の利益を享受していることを意味する。一般的に、産業内貿易は、両国の所得水準が近接した場合ほど、また両国の消費パターンが類似な国家間に行なわれる場合ほど、両国の所得が同時に増加する傾向があると言われている。したがって、このような条件から見れば、韓国と日本の間には、以上のような条件が整っているし、両国間に

(34) 奥田聰「日韓経済関係40年」『世界週報』－特集：40周年を迎えた日韓関係－第86巻第18号、時事通信社、2005.5.1. 参照。

「韓・日FTA」を締結する必要のある経済的状況を十分満たしていると言えよう。

今後の韓日間の協商を通じて「韓・日FTA」が締結されたとすれば、それは韓日経済関係が形成された終りではなく、新しい韓日経済関係形成のための新たな動きの始まりであり、また、韓国と日本の相互共存と繁栄のための出発点でもある。これから、東アジア地域でのFTAを成功させるには、何より日本側の積極的な協力と譲歩により、FTAを推進・実現させる必要性が強調される。というのは、日本の協力と譲歩によって、東アジア国家の経済成長および東アジア国家との相互協力が実現されることは、結果的に、日本企業製品の輸出市場の拡大に直接的に繋がるためである。したがって、日本は、もっと積極的な姿勢をもって韓国をはじめ、東アジア地域国家とのFTAの推進に臨むべきであろう。即ち、①技術移転に対する融通性の発揮と基礎技術開発のための共同研究機会の拡大と積極的な支援を行なうこと、②韓国をはじめ近隣国家との人的交流の拡大を通じた相互信頼関係の構築とそれに基づく企業と企業間、組織と組織間の信頼と友好的な協力関係の構築が必要なこと、③韓国と「韓・日FTA」が締結された後にも、相互間の協議と発生された紛争の解決および相互間に円

表11 日本製造業の産業内貿易指数の推移と日本企業の対韓大型投資内訳

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
産業内貿易指數 (%)	0.26	0.28	0.32	0.31	0.31	0.34	0.38	0.36	0.34
2004年における日本の対韓大型投資内訳 単位：百万 \$									
投資会社	投 資 品 目					投 資 規 模	投 資 地 域		
旭硝子	LCD用ガラス					320	慶北 亀尾		
HOYA	LCD用フォトマスク					52	京 畿		
住友化学	偏光フィルム、カラーフィルター、フォトレジスト					500	京畿 平澤		
SONY	LCDディスプレーパネル					925	忠南 溫井		
アルパツク	半導体、SCD製造機械					26.7	京畿 平澤		

資料：原資料は、財務省の貿易統計、ここでは、奥田聰、前掲資料より引用作成。

注：産出方法：グルベル・ロイド指数=〔1 - (輸出-輸入)〕 / (輸出+輸入) 品目はHS 6 衍品目の産業内貿易指數。

満な友好協力関係の形成と維持のために、両国に「韓・日FTA」実行の過程での業務を専門とする常設機構を設置・運営することなどが必要であろう。

第4章 韓国と日本のIT産業の現状と 構造的特徴－両国比較－

すでに前章で指摘した通り、FTAは、世界経済のグローバル化とともに、各國が自国の国際化戦略の一つとして、経済的交流の大きい国との個別的なFTAの推進が経済政策上、重要な位置を占めている。このような傾向は、もちろん韓国も例外ではなく、いま日本との「韓・日FTA」の推進のための交渉が、進行中にあり、それが締結されると韓国経済全体に多大な影響を及ぼすことは言うまでもないことである。特に、韓国の場合、輸出全体の30%以上を占めて、経済成長の牽引車の役割を担っているIT産業が「韓・日FTA」によって、どのような影響を受けることになるかという問題は、今後の韓国経済の成長を左右する重要な課題の一つである。

即ち、IT産業は、知識産業として同一産業内の企業間に、新しい知識を波及する外部効果が大きく、国際化の速度が速い産業である。また、アジア・太平洋地域において、国家間に競争と分業関係がますます深化する可能性が高い産業でもある。中でも、韓国と日本はともにIT産業の先進国として、両国間に競争と協力、そして「韓・日FTA」を通じてIT産業での望ましい分業が形成されれば、それは、今後のIT産業の発展に大きな影響を及ぼす重要な意義を持つものであることは言うまでもない。したがって、以下の本章と次章では「韓・日FTA」が締結された場合、それが両国のIT産業にどのような影響を与えるのかという問題に対して、少し詳しく検討してみることにする。まず、IT産業がもつ商取引上の一般的な特徴から始めよう。

1. IT産業の商取引上の一般的特徴

IT産業は、自ら持っている技術的・経済的な特性によって、いくつかの商取引上の特徴をもっている。ここでその特徴を簡単に要約してみると、以下のようないくつかの特徴をあげることができる^(注1)（表1参照）。

（1）先端知識の集約産業

まず、IT産業は、新しい知識が同一産業内の企業間に波及する外部効果が非常に大きい総合産業として、いわば先端知識の集約産業である。即ち、①IT産業内での関連部門間に、新しいアイデアと専門的な技術者および勤労者などを互に共有する可能性が高い産業であること、②外部効果が存在する場合には、IT産業内での企業間の交流の拡大を通じて、規模の経済の実現が可能な産業であること、③例えば、FTAによるIT製品市場の拡大は、輸出国のIT産業の規模の経済の実現を通じて、交易相手国（即ち、輸入国）の消費者の利益を増大させることができることなどである（例：製品価格の下落による消費者厚生の増大）。

（2）市場の先取りが重視される産業

第二に、IT産業は、当該製品の市場を先取りすることが何よりも重要な産業である。即ち、①当該産業内で競争力を確保している企業は、他企業に比して、取引量の増大をより促進することが可能な産業であること、②取引量を拡大させるためには、何よりも市場の先取りが重要であり、そのためにFTAの必要性が強調される産業である。

（1）崔桂榮・李恩貳『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report 03-22、情報通信政策研究院、2003.12.1. 参照。以下のIT産業の特徴に関する論議は、この資料を中心にして、修正・加筆したことを記しておく。

表1 IT産業製品の商取引上の特徴

特性	主要内容
先端知識の集約産業	<p>新しい知識が、同一産業内の企業間に波及する外部効果が大きい総合産業</p> <ul style="list-style-type: none"> －IT産業内の関連部門の相互間に、アイデアと勤労者などの共有が可能 －外部効果が存在する場合に、IT産業内での企業間の交流拡大による規模の経済の実現が可能 －FTAによる市場拡大は、輸出国の規模の経済の実現を通じて、貿易相手国の消費者利益の増大（例：製品価格の下落による消費者厚生の増大）
市場先取りを重視する産業	<p>IT産業は、該当製品の市場先取りが重要な鍵となる産業</p> <ul style="list-style-type: none"> －該当産業分野で競争力を確保している企業の取引量の増大の促進 －交易量の拡大のためには、何よりも市場の先取りが重要であり、そのためFTAの必要性が強調される
産業内での国内取引と企業間競争の促進産業	<p>IT産業は、産業内の取引増大を促進する産業</p> <ul style="list-style-type: none"> －IT産業内の新しい製品とサービスの登場によって、技術力を確保している国内企業間の競争の促進（Intra-Industry Transaction）
産業内小分類部門間での国際分業の促進産業	<p>IT産業は、小分類部門における先進国・開発途上国間の国際的な分業と貿易量の増大の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> －一部の製品または部品の生産鈍化・標準化・モジュール化が進行され、相対的に生産要素価格の優位性を確保している開発途上国に有利 －FTA協定を締結した国家間に、IT産業の分業化とR&D投資および専門技術人力の養成などを効果的に推進することが可能
国際分業化の急激な進行	<p>国際化の進行がもっとも速い産業として、国際的な相互依存性関係形成の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> －1990年代以後、IT産業の国際化が急速に展開され、国際的M&Aが急速に増加 －米国と東アジア国家間の分業関係が増加され、国家間の相互依存性の深化 －IT分野での国際的な相互依存性の深化原因は、EMS（Electronics Manufacturing Service）が、費用節減、柔軟な生産体系の形成などの要因によって、新しい生産システムとして定着されたためである －特に、中国のIT産業の成長が「世界のIT産業の工場」として登場 －IT産業の国際的分業関係の形成による相互依存性の深化が、地域的FTAの必要性を増大させる

資料：Choi G.Y.『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report 03-22, 情報通信政策研究院, 2003.12.1.より引用再作成。

(3) 産業内での国内取引と企業間競争を促進する産業

第三に、IT産業は、産業内での取引の増大を促進するとともに、IT産業内の新しい製品やサービスの開発によって、ある程度の技術力を確保している国内の他の企業との競争を促進させる産業である（例：産業内の取引の促進など）。

(4) 産業内の小分類部門間での国際分業の促進産業

第四に、IT産業は、先進国・開発途上国を問わず、産業内の小分類部門まで国際的な分業と部品の交易量の増大を促進する産業である。即ち、①IT産業は、IT製品または一部のIT部品生産の鈍化・標準化・モデュール化などが進行されるにつれて、相対的に生産要素価格の優位性を確保している開発途上国の場合には、先進国よりも競争上の有利性を確保できること、②FTAが締結された国家間には、IT産業の製品別分業化とR&D投資および専門技術人力の養成などを効果的に推進することが可能な産業でもある。

(5) 国際的分業化の急激な進行産業

最後に、IT産業は、科学技術の発達とともに、情報技術の発達が促進されつつあり、また国際化の進展が、国際的な相互依存関係をますます促進させる産業である。即ち、①1990年代以降、IT産業の国際化が急速に展開され、国際的なM&Aが急速に増加した産業であること、②米国と東アジア国家の企業間に分業関係が急進展しており、国家間の企業の間の相互依存関係がより深化されたこと、③IT分野での国際的な相互依存性の深化原因は、何よりも、EMS（Electronics Manufacturing Service）が、費用節減と柔軟な生産体系の形成などを促進し、新しい生産システムとして定着することになったこと、④中国のIT産業の成長が「世界のIT産業の工場」としての役割を担うことになったこと、⑤IT産業の国際的な分業関係の形成により、国家・企業間の相互依存性の深化が、地域的なFTA締結の必要性をますます増大させることになっている。

したがって、世界的にIT産業が発達するにつれ、経済的交流はより活発となり、また取引国間の経済交流関係が深い国家ほど、FTAの締結の必要性と妥当性が、ますます増大されたわけであり、このような環境を作りあげたのがIT産業であるということができる。

2. 韓国と日本におけるIT産業の規模の比較

つぎに、韓日両国におけるIT産業の一般的な現状と規模を簡単に比較してみよう（表2参照）。まず、両国のIT産業全体の生産額規模をみると、2003年現在、韓国は20兆8千800億円、日本は94兆6千800億円で、日本のIT産業の年間生産規模が、韓国のそれの4.05倍に達している。また、日本のIT産業は、韓国のIT産業に比して、付加価値は6.59倍、輸出は2.05倍、輸入は1.83倍、そして情報通信投資規模（2002年現在）は3.00倍に達している。

つぎに、念のために、両国的情報通信サービス分野の現況を比較してみると（2003年基準）、インターネット利用者数の場合、韓国の利用者数は、2千9百22万名として、全体人口の約65.5%に達している反面、日本の利用者数は、7千7百30万名として全体人口の約60.6%で、両国とほぼ同じ水準に達している。そして、固定電話（即ち、有線電話）の場合をみると、韓国の加入者数は、2千2百88万名で、普及率は、約47.3%であり、日本の場合には、加入者数が6千22万名、普及率は約47.2%である。特に、固定電話の場合、最近、両国ともに加入者数が、毎年減少しているのが特徴的である（普及率は両国ともに同一水準）。つぎに、携帯電話（即ち、移動電話）の場合をみると、2003年現在、韓国の加入者数は、3千3百59万2千名で、普及率は約73.1%である。日本の場合には、加入者数が8千6百65万9千名で、普及率は約68.3%の水準である（普及率は韓国側が少し高い）。したがって、携帯電話の場合、両国ともに加入者数が最近急速に増加し、ほぼ飽和状態に近い状況になっていることを指摘す

ることができる。最後に、韓国の場合、携帯電話端末機の出荷台数は、毎年少しづつ増加しているけれども、輸出額は、毎年40%に近い水準（2003年現在135億5千万US\$）まで増加していることが特徴的である。

表2 韓国と日本のIT産業の現況比較（要約）

区分	対象	項目	韓 国			日 本			2003年比較 日本/韓国(倍)		
			単位	2001	2002	2003	単位	2001	2002		
IT産業 全体	IT産業 全体	生産額 兆ウォン	147.8	188.1	208.8	十億円	97,380	92,506	94,681	4.05	
		増加率 %	1.8	27.2	11.0	増加率 %	0.3	-5.1	2.4	—	
		兆ウォン	62.6	84.3	93.8	十億円	59,862	62,359	61,107	6.59	
		付加価値 増加率	2.5	34.8	11.3	増加率	8.7	4.2	-2.0	—	
		比重、%	10.1	12.3	13.0	比重	11.2	11.7	11.5	—	
	輸入額 輸出額	輸出額 億 \$	385.1	462.7	572.2	億 \$	1,071	1,048	1,177	2.05	
		增加率 %	-25.0	20.2	24.3	増加率 %	-24.3	-2.2	12.3	—	
		輸入額 億 \$	279.2	308.5	363.9	増加率 %	639	596	667	1.83	
		增加率 %	-21.3	10.5	17.9	増加率 %	-12.3	-6.8	11.9	—	
		通信化 金額 投資 增加率	百万\$	6,642	6,507	—	十億円	22,567	23,078	19,524	2002基準 3.00
inter -net	利用者数 利用率	利用者数 万 名	2,438	2,627	2,922	万 名	5,593	6,942	7,730	2.65	
		%	-14.5	-2.1	—	%	31.0	2.3	-15.4	—	
	固定 電話	サービス加入者数 万 名	2,272	2,326	2,288	万回線	6,133	6,077	6,022	2.23	
		サービス普及率 %	48.0	49.3	47.3	%	—	—	47.2	—	
携帯 電話	サービス 市場構造 指標	事業者数 社	3	3	3	社	4	4	4	ほぼ同一	
		1位占有率 %	40.9	53.2	54.5	%	54.4	54.2	53.4	—	
		HH指数	—	3,106	4,075	4,146	—	3,541	3,557	3,538	—
		加入者数 千名	29,046	32,342	33,592	千名	74,819	81,118	86,659	2.58	
		増加率 %	8.32	11.35	3.86	%	12.3	8.4	6.8	—	
		普及率 %	63.2	70.3	73.1	%	58.8	63.7	68.0	韓国が高い	
		兆ウォン	13.5	14.6	15.4	百万\$	12,743	15,488	14,627	11.5	
		売出額 増加率	—	14.4	6.8	增加率 %	—	21.5	-5.6	—	
		出荷台数 千台	12,951	13,077	13,760	千台	48,359	58,149	61,022	4.43	
		増加率 %	—	0.97	5.22	%	—	20.2	4.9	—	
	移動 電話 端末機	生産額 億ウォン	151,630	212,349	249,394	億円	—	—	—	—	
		内需額 億ウォン	62,176	97,130	102,888	百万 \$	12,743	15,488	14,627	1.52	
		輸出額 百万 \$	7,046	9,784	13,555	百万 \$	—	—	—	—	
		増加率 %	—	38.9	38.5	百万 \$	—	—	—	—	
		輸入額 百万 \$	76	147	112	千 \$	—	—	—	—	

資料：韓国：Kwun N.H., Oh J.S.『2003IT産業競争力の国際比較—OECD国家を中心として—』KISDI Issue Report 03-12, 情報通信政策研究院, 2003.9.1.およびKim H.S., LeeJ.H. 他 2人『移動電話サービス市場構造の国際比較』KISDI Issue Report 04-29. および情報通信部, 情報化統計資料, <http://www.mic.go.kr>
日本：総務省『情報通信白書』2004年版, 2004.7.および総務省, <http://www.gp.jp>より引用作成。

注：2003年の年平均為替率は、100円=111.9ウォン, 1US\$=106.9円, 1US\$=1,119.7ウォンにする。韓国銀行「主要経済指標」2005.1. 発行資料参照。

3. 韓国と日本のIT産業の現状と特徴の比較

1) 韓国と日本のIT産業の生産構造上の特徴

(1) 韓 国

まず、韓国のIT製品の生産構造をみると（表3の左側参照）、2004年末現在のIT製品の総生産額は、1兆6千331億ウォンで、前年より12.0%が増加している。そして、IT製品の中で、比率が一番高いのは、IT製品総生産額の57.5%を占めている部品産業であり、前年より19.4%増加している。そのつぎは、IT製品総生産額の25.2%を占めている通信機器で、前年より9.2%増加している。また、2002年から2004年まで、韓国のIT製品の生産構造に現われた特徴をみると、①IT部品の生産額が急増していて、その比率も毎年増加していること、②通信機器や情報機器も生産量は毎年増加しているけれども、それらがIT産業総生産額で占める比率は、ほとんど変化がないことなどが特徴としてみられる^(注2)。

つぎに、韓国IT製品の内需構造をみると（表3の右側参照）、2004年末現在のIT製品の総内需額は、1兆2千731億ウォンで、前年より5.9%増加している。そして、IT製品の総内需額の中でIT製品の部門別比率を見ると、やはりIT部品がIT産業全体の72.0%を占めており、前年より13.3%増加している。そして、その他の通信機器と情報機器や放送機器は、ともに内需の絶対額が前年より減少しており、また、IT産業全体内需額の中で占める比重も減少している。その

(2) Choi G.Y., 前掲論文参照。

ため、韓国のIT製品の国内需要は、IT部品を除けば、ほぼ頂点に達していることを一つの特徴とみることができる。したがって、いまのところ、韓国のIT産業は、IT部品を中心として、生産量の大部分を輸出に依存する構造をもつていると結論づけても過言ではない（IT製品の輸出構造に対する詳細な内容は後述）。

（2）日本

つぎに、日本のIT産業の生産実績の推移をみよう（表4参照）。日本の場合は、IT産業製品を、大きく分けて、民生用電子機器、産業用電子機器、そして電子部品・デバイスの三つのグループに分類している。まず、民生用電子機器は、毎年少しづつ増加して、IT製品総生産額の中で、2002－2004年で平均17.4%を占めており、また2004年には生産額が2兆5千238億円（19.4%）に達している。産業用電子機器は、毎年少しづつ減少して、IT製品総生産額の中での比率が同期間に平均59.8%を占めているけれども、同期間の増加率が減少して、2004年には7兆5千423億円（57.8%）を記録している。また、電子部品・デバイスの場合には、IT製品総生産額の中で、同期間に平均22.8%を占め、ほとんど変化がなく、2004年の生産額は、2兆9千618億円を記録している。その結果、IT製品総生産額も減少して、2004年にはIT製品総生産額が13兆280億円に達している。したがって、日本のIT産業製品の生産構造上の特徴をみると、①2002年から2004年まで、少しづつではあるけれども、IT製品総生産額が継続して減少していること、②IT製品の中で、産業用電子機器の比率が、IT製品総生産額の60%程度を占めているけれども、やはりその生産額は毎年減少していること、③民生用電子機器がIT製品総生産額の中で占める比率は、20%以下の水準であるけれども、その規模が毎年少しづつ増加していること、そして④電子部品・デバイスは、IT製品総生産額の22－23%の水準を占めているけれども、その比率は、ほとんど変わることなどと要約することができる。

表3 韓国のIT製品の部門別生産額・内需額推移

単位：億ウォン、%

項目	区分	生産額			内需額		
		2002	2003	2004	2002	2003	2004
通信機器	金額	321,341.3	377,680.1	412,205.5	194,659.0	198,689.4	175,993.9
	増加率	—	17.5	9.1	—	2.1	▲11.5
	比重	25.4	25.9	25.2	18.2	16.5	13.8
有線通信機器		48,308.8	46,190.6	69,455.4	53,443.0	50,963.9	41,669.2
無線通信機器		273,032.6	331,489.5	372,750.0	141,216.0	147,725	134,354.8
情報機器	金額	239,560.9	246,785.2	288,759.0	175,588.8	173,660.8	152,693.3
	増加率	—	3.0	17.0	—	▲1.9	▲12.1
	比重	18.9	16.9	17.7	16.4	14.4	12.0
コンピュータ本体		77,532.9	73,288.1	69,153.4	68,507.9	66,234.2	42,427.5
コンピュータ周辺機器		152,386.8	162,735.5	174,216.6	104,286.9	102,952.7	104,353.0
大容量貯蔵装置		830.7	45.6	0.0	1,396.2	45.6	0.0
ネットワーク貯蔵装置		0.0	555.2	309.7	0.0	1,006.2	828.1
インターネットAppliance		872.1	610.4	0.0	872.1	610.4	0.0
Media Player		7,938.4	7,814.8	6,599.2	525.7	1,076.1	1,616.9
放送機器	金額	37,365.5	47,170.4	48,753.1	26,912.3	21,919.3	17,685.1
	増加率	—	26.2	3.4	—	▲18.5	▲19.4
	比重	2.9	3.2	3.0	2.5	1.8	1.4
地上波放送受信機器		15,784.4	23,341.3	21,016.3	15,655.6	9,814.8	2,593.7
有線放送受信機器		2,499.9	2,581.6	2,093.1	2,497.0	2,581.7	2,093.1
衛星放送受信機器		11,800.9	14,888.4	20,060.3	3,156.1	4,984.3	7,783.6
放送局用機器		3,655.3	4,969.5	4,849.6	1,861.1	2,972.4	2,683.9
放送機器部分品		3,675.0	1,389.6	481.6	3,742.5	1,566.1	883.1
部品	金額	666,957.4	786,174.5	938,453.0	672,027.9	809,237.8	916,770.7
	増加率	-	17.9	19.4	—	20.4	13.3
	比重	52.7	53.9	57.5	62.8	67.2	72.0
能動部品		492,328.1	597,867.9	770,204.2	486,115.6	609,189.0	734,924.5
受動部品		72,615.1	78,136.1	83,432.3	81,008.4	87,263.1	93,824.6
機具部品		90,497.6	97,965.7	72,606.4	93,387.3	100,646.7	76,001.6
其他部品		11,516.6	12,204.7	12,000.1	11,516.6	12,204.7	12,000.1
合計	金額	1,265,225.1	1,457,810.1	1,633,180.6	1,069,188.0	1,203,507.2	1,273,142.9
	増加率	—	15.2	12.0	—	12.6	5.9

資料：情報通信部、国内生産統計資料 <http://www.mic.go.kr> より引用作成。

注：▲印は減少を表わす。

2) 韓国と日本のIT産業の輸出入構造における特徴

(1) 韓国

つぎに、韓国のIT製品の部門別輸出及び輸入の推移を検討して、その特徴を

みよう（表5参照）。まず、輸入の場合、2003年と2004年11月末現在の実績を比較すると、通信機器は0.8%増加、情報機器は89.4%増加、放送機器は24.4%増加、そしてIT部品は2.4%増加して、IT製品の総輸入額は、前年より13.8%増加した418億2千6百万\$に達している。そして、IT製品の部門別比率をみると、IT部品の比率がもっとも大きい69.1%水準に達しており、そのつぎが情報機器の21.9%，そして通信機器が8.3%の順である。

つぎに、輸出の場合をみると、2003年と2004年11月末の実績を比較するとき、通信機器が29.2%増加、情報機器が0.8%増加、放送機器が0.7%増加、そしてIT部品は19.4%に増加している。また、2004年11月末現在の部門別に輸出比率をみると、輸入の場合と同じように、IT部品の比率がもっとも大きい45.9%の水準である。そのつぎが通信機器（特に、無線通信機器）が35.2%の水準、そして情報機器が14.6%の順である。その結果、IT製品の総輸出額は、2003年に比して、2004年11月末現在、18.4%が増加して678億9千70万\$に達している。そして、IT製品の貿易収支をみると、2003年の場合、311億5千820万\$の黒字を記録している。IT製品の部門別貿易収支の中で、一つ特徴的な事実は、IT部品を除いた他の部門は、貿易収支がすべて黒字であるけれども、IT部品の貿易収支だけは、21億1千8百万\$の赤字を記録している点をあげることができる。

以上の韓国のIT製品の部門別輸出入構造から明かになった特徴を要約すれば、①IT製品の中で、輸出・輸入ともにIT部品の比率がもっとも大きいこと、②通信機器の中で、特に無線通信機器の輸出が急速に増加していること、③IT製品の輸出額の増加とともに、IT部品の輸入も増加して、同部門の貿易収支の赤字を増大させる要因となっていることなどの点をあげることができる。しかし、IT産業全体としては、300億\$以上の貿易黒字を記録して、IT産業が最近の韓国経済の成長を牽引する役割を担っている産業の一つであるといえよう。

表4 日本のIT産業の生産実績の推移

単位：百万円、%

項目	2002			2003			2004			備考 平均、% 比重: 17.3 増加率: 9.5
	金額	比重	前年比	金額	比重	前年比	金額	比重	前年比	
民生用電子機器	1,973,782	15.0	105.2	2,313,147	17.7	114.2	2,523,852	19.4	109.1	
映像機器	1573033	—	110.0	1,983,215	—	122.0	—	—	—	比重: 17.3
音声機器	400,749	—	89.8	329,932	—	82.4	—	—	—	増加率: 9.5
産業用電子機器	8,113,750	61.7	78.1	7,800,587	59.8	96.1	7,542,273	57.9	96.7	
通信機器	2,992,267	—	75.3	3,413,075	—	115.0	3,000,,229	—	87.8	比重: 59.8
電子応用装置	3,460,003	—	77.0	2,699,390	—	90.7	2,596,422	—	96.1	増加率: -9.7
電気計測機	500,379	—	90.8	377,700	—	88.8	376,861	—	100.2	
事務用機械	8,749,737	—	98.9	9,182,322	—	107.4	9,779,204	—	106.5	
電子部品/デバイス	3,056,899	23.3	98.5	2,927,431	22.4	100.2	2,961,869	22.7	101.2	比重: 22.8
電子部品	876,336	—	96.1	860,104	—	100.1	895,206	—	103.7	
電子デバイス	5,692,838	—	99.1	6,254,891	—	111.1	6,817,335	—	109.0	増加率: -0.1
電子工業製品合計	13,144,431	100.0	—	13,041,165	100.0	99.2	13,027,994	100.0	99.9	増加率: -0.4

資料：電子情報技術産業協会（JEITA）<http://www.jeita.or.jp> より引用作成。

注：前年比に数値が100を越えると増加、100を下ると減少を表わす。

表5 韓国のIT製品の部門別輸出額・輸入額推移

単位：百万\$、%

項目	輸入額				輸出額				2003年 貿易収支 (構成比)	
	2003		2004		2005		2004.11			
	金額	比重	金額	比重	増加率	金額	比重	金額	比重	
通信機器	3,442.8	9.4	3,472.5	8.3	0.8	18,502.6	32.3	23,912.5	35.2	29.2 15,059.8
有線通信機器	1,612.9	—	1,493.9	—	—	1,201.3	—	1,290.0	—	— 15,059.8
無線通信機器	1,829.9	—	1,978.6	—	—	17,301.3	—	22,622.5	—	— 15,059.8
情報機器	4,847.0	13.2	9,181.4	21.9	89.4	9,837.1	17.2	9,919.2	14.6	0.8 4,990.1
コンピュータ本体	995.0	—	1,006.4	—	—	1,552.0	—	720.6	—	— 4,990.1
コンピュータ周辺機	3,852.0	—	8,175.0	—	—	8,285.1	—	9,198.6	—	— 4,990.1
放送機器	223.6	0.6	278.2	0.6	24.4	2,884.4	5.0	2,905.4	4.3	0.7 2,660.8
IT部品	28,219.1	76.8	28,894.1	69.1	2.4	26,100.4	45.5	31,153.6	45.9	19.4 ▲2,118.7
情報通信機器	36,732.5	100.0	41,826.2	100.0	13.8	57,324.5	100.0	67,890.7	100.0	18.4 31,158.2

資料：情報通信部、部門別輸出入統計資料 <http://www.mic.go.kr> より引用作成。

注：▲印は減少を表わす。

(2) 日本

それでは、日本のIT製品の輸出入構造はどうであろうか、以下では、日本のIT製品の輸出入の推移を検討して、その特徴を把握してみよう。まず、日本の

IT製品輸出の場合（表6上段参照），IT製品の総輸出額の中で、部門別輸出額が占める比率をみると、2002年から2004年までの期間の平均をみると、民生用電子機器が占める輸出比率は、13.3%減少、産業用電子機器18.9%の減少、そして電子部品/デバイスは輸出全体の67.8%を占め、電子部品/デバイスの比率がもっとも大きいことが確認できる。また、2002年から2004年までの部門別輸出額の年平均増加率をみると、民生用電子機器は13.3%増加、産業用電子機器は18.9%増加、電子部品/デバイスは106.8%の増加を記録している。そして、日本のIT製品の総輸出額は、年平均4.3%ずつ増加して、2004年のIT製品の総輸出額が、13兆7千540億円に達している。

つぎに、日本のIT製品輸入の場合（表6中段参照）をみよう。IT製品の総輸入額の中で、部門別輸入額が占める比率をみると、2002年から2004年までの期間中に、民生用電子機器が占める輸入比率は、年平均8.9%，産業用電子機器は34.0%，そして電子部品/デバイスは53.2%を占めている。また、2002年から2004年までの部門別輸入額の年平均増加率をみると、民生用電子機器が4.0%の増加、産業用電子機器は0.2%の増加、そして電子部品/デバイスは、3.2%の増加を記録している。また、日本のIT製品の総輸入額は、年平均3.2%ずつ増加して、2004年のIT製品の総輸入額が7兆8千395億円に達している。

最後に、参考のため、2004年の日本のIT製品の部門別貿易収支の推移（表6下段参照）をみると、IT製品の貿易収支総額は、5兆9千144億円であり、その中で、民生用電子機器は、貿易収支総額の17.8%を占める1兆549億9千万円の黒字、産業用電子機器は、1千111億円の赤字を記録しており、また電子部品/デバイスは、貿易収支総額の84.0%を占める4兆9千705億8千万円を記録している。したがって、日本の貿易収支の黒字の大部分は、電子部品/デバイス部門から発生していることが、目立つ現像であると指摘することができる。

以上、日本の電子製品の輸出入の推移から明かになった事実は、まず、①電子製品の輸出の中で、電子部品/デバイス部門の比率が非常の高いこと（年平

均67.8%), つぎに、②電子製品の輸入の場合には、民生用電子機器部門の比率（年平均8.9%）は低いけれども、産業用電子機器部門（年平均34.0%）と電子部品/デバイス部門（年平均53.2%）の比率が高いこと、③電子製品の貿易収支総額は、毎年増加（年平均5.3%）して行く中で、産業用電子機器部門は赤字を記録しているけれども、電子部品/デバイス部門からの貿易収支の黒字比率（年平均81.6%）が、非常に高いことなどに要約することができる。

表6 日本の電子工業製品の輸出入実績

単位：百万円、%

項 目	2002			2003			2004			備 考 平均,%
	金額	%	前年比	金額	%	前年比	金額	%	前年比	
輸 出	民生用電子機器	1,629,508	13.3	115.6	1,721,876	13.6	105.7	1,789,104	13.0	104.0
	映像機器	1,421,444	—	118.2	1,569,187	—	110.4	1,656,769	—	105.7
	音声機器	208,063	—	100.5	152,689	—	73.4	132,335	—	86.7
輸 出	産業用電子機器	2,539,438	20.7	87.5	2,308,588	18.2	90.9	2,446,150	17.8	105.9
	通信機器	457,876	—	103.1	518,499	—	113.3	519,197	—	100.1
	電子計算関連装置	1,393,050	—	90.7	964,120	—	69.2	913,952	—	94.8
	電子応用装置	389,774	—	112.1	447,563	—	114.8	497,299	—	111.1
	電気計測機	251,058	—	89.2	329,911	—	131.4	467,894	—	141.8
	事務用機械	47,680	—	16.1	48,494	—	101.7	47,807	—	98.6
輸 出	電子部品/デバイス	8,089,102	66.0	103.5	8,670,268	68.3	107.2	9,518,743	69.2	109.8
	電子部品	1,621,402	—	102.4	1,690,880	—	104.3	1,885,329	—	111.6
	電子デバイス	3,292,814	—	107.7	3,542,485	—	107.6	3,842,228	—	108.5
	機器部分品	3,174,886	—	100.0	3,436,903	—	108.2	3,791,186	—	110.3
	合 計	12,258,048	100.0	101.0	12,700,731	100.0	103.6	13,753,997	100.0	108.3
輸 入	民生用電子機器	610,052	8.8	91.3	601,334	8.5	98.6	734,113	9.4	122.1
	映像機器	357,782	—	88.0	374,423	—	104.7	485,171	—	129.6
	音声機器	252,270	—	96.4	226,912	—	89.9	248,942	—	109.7
	産業用電子機器	2,409,512	34.8	94.7	2,448,168	34.5	101.6	2,557,291	32.6	104.5
	通信機器	289,470	—	81.3	274,265	—	94.7	275,130	—	100.3
	電子計算関連装置	1,792,700	—	98.2	1,842,809	—	102.8	1,904,589	—	103.4
	電子応用装置	180,299	—	101.2	183,471	—	101.8	206,545	—	112.6
	電気計測機	114,277	—	79.0	114,868	—	100.5	141,539	—	123.2
	事務用機械	32,767	—	84.6	32,754	—	100.0	29,488	—	90.0
	電子部品/デバイス	3,898,557	44.8	98.5	4,040,358	57.0	103.6	4,548,163	58.0	112.6
輸 入	電子部品	499,231	—	100.8	551,639	—	110.5	610,132	—	110.6
	電子デバイス	1,842,766	—	99.4	1,946,971	—	105.7	2,195,927	—	112.8
	機器部分品	1,556,560	—	96.9	1,541,747	—	99.0	1,742,104	—	113.0
	合 計	6,918,121	100.0	96.5	7,089,860	100.0	102.5	7,839,567	100.0	110.6

貿易 収支 格差	民生用 電子機器 産業用 電子機器 電子部品 デバイス 合 計	金額 增加率 金額 增加率 金額 增加率 金額 増加率	1,019,456 — 129,926 — 4,190,545 — 5,339,927 —	19.1 — 2.4 — 78.5 — 100.0 —	— — ▲139,580 — — — —	1,119,742 — ▲2.5 — 4,629,910 — 5,610,871 —	19.9 — ▲2074 — 82.5 — 100.0 —	— 109.8 — — 110.4 — 105.1	1,054,991 — ▲111,141 ▲1.9 4,970,580 — 5,914,430 —	17.8 — — — 84.0 — 100.0 —	— 105.8 — — — 107.3 —	比率:18.9 増加率: 107.8

資料：電子情報技術産業協会（JEITA）<http://www.jeita.or.jp> より引用作成。

注：前年比に数値が100を越えると増加、100より以下であると減少を表わす。

▲印は減少を表わす。

4. 韓国と日本間のIT産業製品の貿易上の特徴と競争力評価

1) IT産業製品の貿易上の特徴

それでは、韓国と日本間のIT製品の貿易には、どのような特徴がみられるのか。以下では、最近の韓日間に情報通信産業製品の交易における現状に対して、その主要な特徴を中心にして、簡単に検討してみる^(注3)。まず、韓国のIT製品の輸出入構造を具体的に把握するためには、韓国と国家別IT製品の輸出入構造の特徴を把握する必要がある。しかし、ここでは、韓国と日本間のIT製品の部門別輸出入の推移だけを中心に再整理して、その特徴を把握することにする(表7参照)。各部門別内容に対する説明は省いて、特徴的な事実だけを整理すれば、以下の通りである。即ち、全体的にみて、韓国と日本とのIT製品の輸出入構造は、①IT製品全体にかけて、日本への輸出よりは、日本から輸入する比率が大きいこと、また、②韓日間のIT製品の部門別輸出入の格差、即ち、貿易収支の赤字幅が、金額と増加率ともに、ますます増加していること、③IT製品の中で、特に、半導体及びその関連部品の比率がもっとも大きく、貿易収支の赤字幅が急増していることなどを確認することができる。したがって、韓国

(3) 崔桂榮・Jeong S.Y.他,『IT産業の国際分業及び競争関係分析』研究報告04-08, 情報通信政策研究院, 2004.12. 参照。

IT産業は、主として、日本からのIT部品の輸入に依存する輸入依存度が非常に高い産業であることが特徴として指摘できる。

2) 韓国と日本のIT産業産業の競争力評価

つぎに、参考のため、韓国的主要IT製品の対日本貿易特化指数を測定し、間接的に日本のIT製品との競争程度を把握してみよう。ここでいう貿易特化指数とは、ある特定IT製品の〔(輸出額－輸入額)/輸入額の大きさ〕を意味し、この数値が大きいほど、競争力が高いことを意味する^(注4)。即ち、韓国のIT製品の中で、2001-2002年に、日本と貿易が行われたいいくつかのIT製品の対日本貿易特化指数をみると（表8参照）、冷蔵庫、洗濯機、真空清掃機など、主として家庭用電子製品の中でも、汎用品にあたる製品と光纖維、蓄電池、センサ/計測機などIT部品の貿易特化指数が、比較的高い。けれども、2001年に比して2002年には、その大きさが減少しているので、日本の当該IT製品との競争力が減少したことが確認できる。

一方、日本を除いた世界市場では、冷蔵庫、洗濯機、真空清掃機、カラーTVビデオテープ録画再生機、家庭用エアコンなど、主として家庭用汎用品の貿易特化指数が、比較的高い。しかも、これらの製品の貿易特化指数も、2001年に比して2002年に減少して、競争力が低下している。したがって、世界市場での家庭用汎用製品の競争がますます激しくなって、今後、韓国の家庭用汎用製品の世界市場進出も、限界に近づいていることが確認できる。

つぎに、もう一つの参考資料として、Reed Electronicsが、OECDの34ヶ国を対象として、各国のIT産業の最近の競争力を評価した結果を2004年に公表した資料がある^(注5)。即ち、Reed Electronics（2004）は、各国のIT産業の競争力を「現在の競争力」と「将来の競争力」に区分して評価している。ここでは、韓国と日本だけのIT産業に対する評価結果を再整理したものを中心に簡単に検討

（4） 崔桂榮・JeongS.Y.他、前掲資料参照。

表7 韓国の対日本情報通信製品の輸出入推移

単位：百万\$, %

部門	国家	区分	項目	1998	1999	2000	2001	2002	2003
映像音響機器	韓国→日本	輸出	金額	635.0	676.2	734.1	569.1	604.2	544.7
			増加率	—	2.8	18.9	▲22.5	6.2	▲9.9
	韓国←日本	輸入	金額	699.4	962.7	1,137.0	740.2	770.6	793.7
			増加率	—	37.6	18.1	▲34.9	4.1	3.0
	格差		金額	▲64.4	▲286.5	▲402.9	▲171.1	▲166.4	▲249.0
			増加率	—	344.8	40.6	▲57.5	▲2.8	49.6
通信機器	韓国→日本	輸出	金額	127.6	218.8	401.0	494.3	335.7	725.4
			増加率	—	71.5	83.3	23.3	▲32.1	116.1
	韓国←日本	輸入	金額	327.5	736.7	1,086.7	967.5	1,043.8	1,378.0
			増加率	—	125.0	47.5	▲11.0	7.9	32.0
	格差		金額	▲199.9	▲517.9	▲685.7	▲469.1	▲708.1	▲652.6
			増加率	—	159.1	32.4	▲31.6	50.9	7.8
コンピュータ周辺機器	韓国→日本	輸出	金額	184.9	1,363.8	2,724.3	1,772.3	1,352.7	1,099.6
			増加率	—	637.5	99.8	▲34.9	▲23.7	▲18.7
	韓国←日本	輸入	金額	307.8	571.6	1,005.2	840.1	814.2	585.5
			増加率	—	85.7	75.9	▲16.4	▲3.1	▲28.1
	格差		金額	—122.9	792.2	1,719.1	932.2	538.5	514.1
			増加率	—	644.5	117.0	▲45.7	▲42.3	▲5.6
半導体及び関連部品	韓国→日本	輸出	金額	1,609.8	1,875.2	2,762.8	1,818.6	2,336.9	2,918.4
			増加率	—	16.5	47.3	▲34.2	28.5	24.9
	韓国←日本	輸入	金額	2,424.1	3,375.5	4,301.1	3,471.6	4,032.7	5,078.9
			増加率	—	39.2	27.4	▲19.3	16.2	25.9
	格差		金額	▲814.3	▲1,500.3	▲1,538.3	▲1,653.0	▲1,695.8	▲2,160.5
			増加率	—	84.2	2.5	7.4	2.6	27.4
家庭用電気製品	韓国→日本	輸出	金額	44.0	49.3	59.5	81.7	119.6	108.8
			増加率	—	12.1	20.7	37.3	46.4	▲9.0
	韓国←日本	輸入	金額	15.6	26.5	43.2	41.1	41.9	46.3
			増加率	—	70.2	62.9	▲4.8	0.1	10.4
	格差		金額	28.4	22.8	16.3	40.6	77.7	62.5
			増加率	—	▲22.5	▲28.6	149.1	91.4	▲19.6
合計	韓国→日本	輸出	金額	2,601.3	4,183.2	6,681.6	4,736.0	4,749.0	5,396.8
			増加率	—	50.3	33.5	▲20.0	10.6	13.6
	韓国←日本	輸入	金額	3,774.3	5,673.0	7,573.2	6,060.5	6,703.1	7,882.4
			増加率	—	50.3	33.5	▲20.0	10.6	17.6
	格差		金額	▲1,173.0	▲1,489.8	▲891.6	▲1,324.5	▲1,954.1	▲2,485.6
			増加率	—	27.0	40.2	48.5	47.5	27.2

資料：韓国貿易協会、KOTIS <http://www.kita.net> 参照。ここでは、Choi G.Y., Jeong S.Y.他『IT産業の国際分業及び競争関係分析』研究報告04-08、情報通信政策研究院、2004.12.より引用作成。

注：格差という意味は、輸出－輸入の差を表わす。

▲印は減少を表わす。

表8 韓国のIT産業品目別対日貿易特化指数

IT 品 目	対日貿易特化指数			対世界貿易特化指数			備考
	2001	2002	02/01 比 較	2001	2002	02/01 比 較	
家庭用電熱器	0.36	0.56	—	0.74	▲0.70	悪 化	貿易特化指 数の算定方 法=（輸出 額-輸入額） /輸入額
照 明 器 具	▲0.70	▲0.68	悪 化	▲0.33	0.38	—	
冷 蔵 庫	0.94	▲0.86	悪 化	▲0.90	0.91	—	
洗 灌 機	0.97	▲0.82	悪 化	▲0.93	▲0.90	悪 化	
真空清掃機	0.74	0.76	—	0.76	0.77	—	
カラーテレビ	▲0.39	▲0.25	悪 化	0.75	0.76	—	
ビデオテープ録画再生機	0.47	▲0.35	悪 化	0.88	▲0.86	悪 化	
音響・映像機器/部品	▲0.24	▲0.22	悪 化	0.45	0.57	—	
家庭用 Aircon	0.32	0.39	—	0.94	▲0.91	悪 化	
電 線	0.13	0.13	—	0.31	▲0.22	悪 化	
光 繊 維	▲0.99	▲0.96	悪 化	0.33	0.55	—	
電 子 管	▲0.82	0.87	—	0.56	0.62	—	
一次電池	0.02	0.04	—	▲0.08	0.10	—	
蓄 電 池	▲0.75	0.76	—	▲0.20	▲0.02	悪 化	
その他の事務用計算機	▲0.84	0.90	—	▲0.13	0.36	—	
センサー/計測機	▲0.89	▲0.86	悪 化	▲0.76	▲0.75	悪 化	
医療用機器	▲0.63	▲0.70	悪 化	▲0.38	0.46	—	
時 計	▲0.19	0.29	—	0.02	0.08	—	
拡声器/音響增幅器	0.49	▲0.30	悪 化	0.32	▲0.20	悪 化	

資料：全国経済人連合会「韓・日FTA産業別影響と対策」『FKI ISSUE PAPER』2004-09、全国経済人連合会、2004.09.より引用して筆者が再作成。

注：数値が大きくなるほど競争力が増加されたことを意味する。

▲印は減少を表わす。

する（表9参照）。

(1) 「現在の競争力」

Reed Electronicsは、各国のIT産業に対する「現在の競争力」を評価するため、大きく分けて、①「IT産業の成果を表わす指標」②「IT製品の輸出競争度を表わす指標」③「R&D投資成果を表わす指標」および④「ITインフラを表わす

- (5) 原資料：Reed Electronics, *Year book of World Electronics Data*, Reed Electronics Groups, 2004. ここでは、その資料を解説した下記の資料を中心にして、検討したことを明記しておく。崔桂榮他『IT産業の国際分業及び競争関係分析』研究報告04-08、情報通信政策研究院、2004.12. 参照。

指標」の四つの指標に区分して、各指標ごとに、いくつかの評価項目を設け評価している。そして、各指標の評価結果をまとめて、⑤「総合評価」として公表している。ここでは、各評価項目ごとに評価した内容に対する説明は省略し「総合評価」だけの内容について検討する（表9上段参照）。即ち、Reed Electronicsが、韓国と日本のIT産業に対して「現在の競争力」を評価した「総合評価」の結果をみると、①「IT産業の成果を表わす指標」の評価結果、韓国は第4位、日本は第2位である（参考：米国第1位、中国第10位）、②「IT製品の輸出競争度を表わす指標」の評価結果は、韓国は第2位、日本は第4位である（参考：米国第6位、中国5位）、③「R&D投資成果を表わす指標」の評価結果は、韓国は第3位、日本は第2位である（参考：米国第8位、中国第1位）、そして④「ITインフラを表わす指標」の評価結果は、韓国は第6位、日本は第19位である（参考：米国第17位、中国第5位）。したがって、いまのところ、韓国のIT産業の競争力は、日本のIT産業の競争力に比して、一段低い状況であると言えよう。特に、韓国は、IT産業の内需市場規模が日本に比して、絶対的に小さいという状況が、何よりも致命的な弱所であると考えられる。

（2）「将来の競争力」

つぎに、Reed Electronicsは、各国のIT産業の「将来の競争力」に対しても評価している。評価方法については「現在の競争力」評価方法とほぼ同じである。即ち、評価対象指標として、大きく分けて①「技術開発・革新水準を評価する指標」②「人的資源/労働市場の環境を評価する指標」③「金融・創業環境を評価する指標」および④「新産業政策・法制度を評価する指標」などの四つの指標について、各指標ごとにいくつかの評価項目を設けて評価している。そして各項目の評価結果をまとめて、⑤「総合評価」をも公表している。ただ、IT産業に対する「将来の競争力」を評価する場合には、評価項目の性格の上、量的評価が不可能な質的評価項目が含まれている。それに対しては7点尺度（即

表9 韓国・日本のIT産業の競争力比較(34国家中)

区分	項目	指標	国 家						備考	
			韓 国		日 本		米 国			
			実績	順位	実績	順位	実績	順位		
現 在 競争力	IT産業成績	IT産業付加価値規模(2000)	—	7位	—	2位	—	1位	—	
		IT内需市場規模(2002)	—	11	—	2	—	1	—	
		情報機器	11560	6	49,086	2	73,865	1	34,925	
		IT機器/部品生産額(2001) 百万\$	13,055	3	24,922	2	64,120	1	9,975	
		有線通信機器	1,406	14	15,317	2	49,223	1	5,304	
		無線通信機器	22,020	3	74,370	1	63,573	2	20,089	
		部品	48,041	4	163,695	2	250,781	1	70,293	
		総計	—	—	—	—	—	—	—	
		輸出競争力/特化度	IT輸出規模(2002) 百万\$	50,031	6	75,767	2	114,697	1	66,941
		輸入に対する輸出比重(2002)%	1.77	2	1.58	3	0.70	—	0.97	10 ICT輸出/輸入
將來競争力	R&D投資成績	IT輸出特化度(2002)比較優位度	—	2.43	2	1.44	9	1.31	—	1.63
		情報通信分野GDP10億\$に対するUS特許数(2001)	—	1	—	4	—	3	—	32
		情報通信分野平均技術力指数(1997-2001)	—	4	—	2	—	1	—	34
		コンピュータ工学のSCI論文被引用回数(2002)	—	8	—	7	—	1	—	30
		移動電話普及率(2003)%	69.4	—	68.0	—	54.3	—	21.4	—
		GDP対通信部門投資比率(2003).%	1.36	4	0.50	—	—	—	2.02	1 投資/GDP
		人口100名当たり超高速インターネット加入者数(2003)名	23.17	1	8.60	8	8.25	—	—	—
		eメール活用度	—	17	—	21	—	2	—	—
		会社内部	—	3	—	20	—	4	—	31
		会社外部	—	4	—	2	—	1	—	10
綜合評価	IT産業インフラ	IT産業成績	—	2	—	4	—	6	—	5
		輸出競争力/特化度	—	3	—	2	—	8	—	1
		R&D投資成績	—	6	—	19	—	17	—	5
		ITインフラ	—	3	—	—	—	1	—	—
		技術開発革新水準	IT分野R&D規模(2000)100万PPPS	—	3	—	7	—	10	—
		IT分野付加価値に対する民間R&D規模(2000)	—	10	—	—	—	5	—	—
		人的資源労働市場環境	コンピュータ関連従事者比率(1999)	7.76	—	7.33	—	8.86	—	4.92
		IT資源の加用性(2003)	IT資源の加用性(2003)	3.7	—	2.5	—	4.6	—	2.5
		金融/創業環境	銀行貸出による資金調達容易性、(7点尺度)	—	—	—	—	—	10	—
		政府のIT政策優先(7点尺度)	GDPに対するベンチャー資本投資規模非公式的(2003).%	5.6	—	5.6	—	5.3	—	4.8
将來競争力	産業政策/法制度	親産業政策/法制度	IT関連法体系水準(7点尺度)	28.0	—	30.0	—	35.0	—	30.0
		法人税率(2002).%	IT関連法体系水準(7点尺度)	5.0	—	4.4	—	5.5	—	3.6
		知的財産権の保護水準	—	43	—	29	—	22	—	92
		技術開発/革新水準	—	—	29	—	23	—	4	—
		人の資源/労働市場環境	—	—	9	—	31	—	8	—
		金融/創業環境	—	—	3	—	18	—	8	—
		親和的産業政策/制度	—	—	—	—	—	—	6	—

資料：原資料：Reed Electronics, Year book of World Electronics Data, Reed Electronics Groups, 2004. ここでは、その資料を解説した崔桂榮他『IT産業の国際分業及び競争関係分析』研究報告04-08, 情報通信政策研究院, 2004.12.より引用して、筆者が再整理・要約したものである。

ち、7段階の点数化）の方法を利用して、評価を行なっている。以下では、上述の「現在の競争力」の場合と同じように、評価結果を総合して整理した「総合評価」（表9の下段参照）のみを中心にして、簡単に検討する。

即ち、Reed Electronicsが、韓国と日本にIT産業に対して「将来の競争力」を評価した「総合評価」の結果をみると、①「技術開発・革新水準を評価する指標」の評価結果、韓国は第4位、日本は第14位である（参考：米国第2位）、②「人的資源・労働・市場の環境を評価する指標」の評価結果、韓国は第29位、日本は第23位である（参考：米国第4位、中国第33位）、③「金融・創業環境を評価する指標」の評価結果、韓国は第9位、日本は第23位である（参考：米国第4位、中国第16位）、最後に、④「新産業政策・法制度を評価する指標」の評価結果、韓国は第3位、日本は第18位である（参考：米国第8位、中国第6位）。以上のような「将来の競争力」の評価結果をみて、一つ言えることは、韓国のIT産業の将来が日本より、相対的に明るい状態にあるとみえる。しかし、これらの評価結果は、その他の条件によって結果が逆転する可能性があるため（例：潜在的な技術開発能力）、予断はできないことであると思われる。

5. 韓国IT産業の環境変化と対応の必要性

1) 最近のIT産業における環境変化の内容^(注6)

つぎに、参考のため、最近の韓国IT産業の一般的状況の特徴を整理しておく。まず、IT製品の生産と輸出の増加が韓国経済の成長を牽引する役割を担っていることが特徴としてみられる。即ち、2004年上半期のIT製品の輸出状況をみると、IT製品の輸出総額が、382.4億\$（前年同期対比49.1%増加）で、韓国経済全体輸出額の30%以上を占めている。

第二に、今後の韓国IT産業製品の需要動向を展望すると、これからは、①IT産業の高度成長の勢いは多少鈍化すると展望される。その理由は、②国際半導

体価格の下落によって、IT製品の在庫が増加していること（2003年に比して、19.3%増加）、⑥半導体・映像音響通信製品の生産量が減少していること（対前年同月比増加率：53.8%→22.9%に減少）、⑦IT製品の生産と出荷増加率が減少していること（3.9%→3.6%）などのためである。

第三に、2004年下半期以後のIT産業製品の景気展望は、多少不透明であると言える。即ち、例えば、⑧米国のIntel社の2004年2/4分期の実績が不振であったこと、⑨世界半導体の需要が、期待されたことより減少する可能性が高いという見解が多いこと、⑩韓国のKOSPIのIT指数（IT製品展望指数）が下落していること（その原因是、国内経済の不確実性の存在にあると指摘されている）などのため、近い内にIT景気が回復されると期待することが難しい。

第四に、過去2回（1996、2001）のIT景気の沈滞を経験しているし、その衝撃を韓国経済全体が受け、今でも、その影響が残っている。即ち、⑪IT景気の沈滞経験が経済成長の鈍化要因に作用していること、⑫1997年の為替危機以後に、むしろ経済全体の対外依存度が増大したことなどの影響が残っている。

最後に、2001年以後、IT景気の沈滞が国民経済全体の景気をより深刻化させた側面がある。即ち、⑬米国の9.11テロ発生による世界経済の与件が悪化したことが、世界経済の需要不振・半導体の価格下落を誘発したこと、⑭IT産業の成長の鈍化が、国内景気沈滞の期間を長期化させていること、⑮貿易収支の黒字規模が縮小されたこと（原因：高い原油価格の持続と半導体価格の下落）、⑯その結果、国内景気の回復を遅延されていること、また実物経済活動を萎縮させる要因となっている。

(6) この節の内容は、つぎの資料を基にして、整理したものであることを記しておく。
Chin M.P.・Ko J.M.「韓国IT産業の発展方向と課題」『Telecommunication Review』
—IT革命特集、付録— S K Telecom, 2003.4.13. およびJOO D.Y.「電子部品産業
の新しいパラダイム」『産業経済分析』産業研究院, 2005.2. 参照。

2) 今後の対応方向および対応戦略

それでは、韓国のIT産業は、今後、いかに対応して行くべきか。また、具体的な対応戦略として、どのような戦略があるのか。これらの問題に対して、詳細な説明は省いて、項目別に簡単に整理・要約すると、以下の通りである^(注7)。

(1) 今後の対応方向

第一に、IT景気は、不確定要因はあるけれども、短期間の調整期を経て、回復される可能性が大きい。即ち、①最近のIT景気の下降は、需要不振によるものではなく、供給能力の拡大によるものである。したがって、②今後にも、IT産業分野は、成長を持続する可能性が高いこと、③ただ、急速な設備拡張と新規参入による一時的な需給不均衡が発生する可能性がある。④IT産業は、短期間の調整期を経て、需要の高度成長が期待される（2005年中盤以後）。なぜならば、ITの需要基盤が堅固であるため、2001年のようなIT景気の沈滞可能性は相対的に低いと予想されるためである。⑤国内のIT景気は、輸出の鈍化と業者の採算性の悪化が予想されるけれども、深刻な状態ではなく、新製品と新規サービス市場の形成によって、IT事業者の成功機会は増大する可能性が高いと予想される。

第二に、生産性の革新と積極的な投資によるIT産業の主導権の確保が重要であろう。即ち、⑥IT業者の採算性の悪化に備えて、最高水準の生産性達成のための努力が必要である。というのは、⑦工程革新、構造改革による浪費要素の除去および効率性の向上努力が必要であり、また、⑧R&D投資の増大と新工技術の開発を通じた生産性の改善努力が何よりも必要となるためである。⑨攻撃的な投資によって、IT産業の調整期を業界再編の機会に活用する必要がある。したがって、⑩積極的な施設投資の機会に活用すること、⑪また、R&D投資の増大を通じて、競争業者が自ら技術格差を拡大する機会に活用する努力

(7) Chin M.P. Ko J.M. 前掲論文参照。

が必要である。

第三に、内需拡大のためのITサービス及びインフラを拡充することが必要であろう。即ち、①国内IT産業与件の大幅的な改善と活性化を誘導することが必要である。②また、IT価格の下落と競争の激化など、外部的な要因に対応した国内需要の開発努力が必要である。なぜならば、③新しいIT環境の構築が必要であり、また、④超高速インターネット網の早期構築を通じて、多様なインターネット事業機会の拡大などの必要がある。⑤新規サービス、次世代網の構築事業などを早期に推進する必要がある。即ち、⑥新規サービス事業の推進及び規制当局との葛藤の解消、政府によるIT環境構築のための必要資源の集中的な投入、⑦新製品と新規サービスの拡大などを図る必要がある。⑧韓国を世界のIT技術の「テストベード・システム」化にするためには、国内IT産業の力強さを活用して、新しいサービス、新製品の開発などが必要である。ただし、「テストベード・システム」とは、⑨商用化の以前に、技術的な欠陥、不便な事項の点検のための機器とサービスを試験的に活用するシステムまたは場所、⑩グローバルIT企業とのR&D協力、戦略的な提携、新製品の共同テスト機会の拡大、⑪政府が、新製品の共同テスト機会の環境助成と製品の需要者としての役割を担当、⑫新製品の需要者に対するインセンティブなどを提供することなど一種の試験機構の性格をもつ機構を意味する^(注8)。⑬民間と官公署の協力による次世代技術の標準決定を早期に誘導する必要がある。即ち、⑭DMB、携帯インターネットなどの国内技術方式の世界標準化の推進および政府の積極的な支援、⑮政府の経済・産業の外交を通じて、国内技術方式の他国への輸出を促進する努力の強化などが必要である。

(2) 今後の対応戦略

つぎに、今後にもIT産業の安定的な成長を確保するためには、以下のような対応戦略を講じることが必要であろう。即ち、第一に、標準化戦略を強化する

必要がある。そのため、①企業次元から標準を確保すること、また標準化主導グループに属するよう努力することが要求される。例えば、ⓐ全社次元から有効特許の確保努力の展開、または全社的システムの改編が必要であること、ⓑ全社的システムの改編・戦略的組織の形成を通じた全世界的な標準化活動を展開すること、ⓒ標準化を獲得するため、基礎技術力を活用した新製品の早期出荷、大型顧客の確保および攻撃的マーケティングの展開が必要であると考えらえる。

第二に、業界ネットワークの形成・可能性のある企業を引受して、獲得された標準を防御することが必要である。即ち、①必要な場合に主導企業と提携してグループを形成すること、②国際標準機構への積極的参加、他社とのコンソーシアムを形成すること、③国家的次元から標準化関連情報のインフラの構築と専門家を養成すること（北米・欧州に対応するために、日本・中国と協力して、アジアの標準を提案すること）、④国家的次元から源泉技術の確保努力の展開必要などの戦略が必要であると考えられる。

第三に、源泉技術の確保のための努力を強化する必要がある。即ち、①企業別に長所のある技術を中心に、集中的投資を通じて源泉技術を確保・防御する戦略が必要である。例えば、ⓐCDMAの無線技術、ホーム・ネットワーキング技術に積極的投資を展開すること、ⓑ新しいナノ技術・光技術などの開発への積極的な投資を先行すること、ⓒ確保された源泉技術を活用してシナジー効果が発揮できるよう関連製品を開発することなどである。②戦略的提携、共同研究開発、ネットワークの形成などの方法を通じて、源泉技術の確保のため、間接的接近方法をも積極的に活用する必要がある。③確保された技術の融合を通じ、新しい市場を開拓することによって、応用部門の積極的な創出努力の展開などが必要であると考えらえる。

第四に、R&Dクラスターリングの積極的な育成が絶対的に必要である。即ち、①R&Dの集積地が技術革新の主体になる方向への再確立が必要である。

(8) Chin M.P. Ko J.M. 前掲論文参照。

例えば、米国のシリコンバレーとの連繋を通じて、新技術の早期習得とマーケティングの協力体制の構築などが必要である。②企業・大学・研究所（产学研）が連繋して、施設の共同活用と共同研究を推進する必要がある。例えば、研究機関間の役割の分担、または大企業と中小企業間の生産と組立の分担などが必要である。③R&Dネットワークの中心となる研究開発センターの設立が必要である。例えば、R&D人力の養成と技術習得機会の提供などが良い例である。④政府がベンチャー生態系に必要な財政支援とインフラを提供する必要である。例えば、ベンチャー生態系に競争原理が機能するよう制度的装置の確立と展開などである。⑤開放的・創意的な競争原理の確立基盤を形成する必要であると考えらえる。

第五に、IT製品別に生産の専門化を積極的に推進する必要がある。即ち、①各部門別に競争力確保のために、製造部門を子会社化、独立会社化を推進することが必要である。例えば、④部門別競争力確保のための競争システムの構築、⑥本社は、製造部門経営から分離して、グループ全体的なマーケティングの展開に主力することなどである。②製造部門の分離・再統合は漸進的に推進することも重要である。例えば、1段階は類似部門の統合、2段階は生産部門統合範囲の拡大、3段階はEMS体制の構築などが必要であると考えらえる。

最後に、IT製品の市場開拓のためのマーケティング能力を強化する必要がある。即ち、①全社員のマーケティング中心の認識転換が必要である。例えば④いかにして販売するかということより、消費者のニーズが何かを把握すること、⑥消費者の欲求充足中心のマーケティング活動努力の強化などである。②マーケティング投資の増大による市場中心型パラダイムの転換必要が必要である。例えば、高いブランド・イメージの確保が必要である。③海外市場別に、現地における商品の開発・企画体制の構築が必要である。例えば、④海外人力を活用したネットワークの形成とマーケティング情報の獲得体制の構築、⑥先進国市場で成功した製品の漸進的な普及体系の構築などが必要であると考えらえる。

(3) 展望と課題

最後に、今後のIT産業の展望と課題を敢えて提示すると、以下の通りである^(注9)。まず、IT産業の展望としては、21世紀は、グローバル化が定着されるにつれて、先進国・開発途上国を問わず情報化社会が形成され、ITが経済はもちろん社会全体を主導することになると予想される。このような時代的な流れの中で、韓国も、情報通信産業が経済成長を主導することになると展望される。したがって、このような世界的な流れの中で、生き残るためにには、何によりも時代的変化に適応できる事前の準備が必要である。そのために解決すべき課題は、以下の通りであろう。即ち、①核心技術確保のための企業間の「選択と集中」努力の展開が必要であること、②新しい事業の先行努力の必要性が強調される環境の展開が必要であること、③標準化の確保と推進のための戦略的な組織・展開が必要であること、④専門労働力養成のための国家的次元の教育プログラムの開発が必要であること、⑤R&Dのための产学研クラスターの構築を通じた共同体の形成が必要であること、⑥政府による競争的・開放的な競争市場環境の醸成と制度的整備が必要であると考えられる。

6. 韓国IT部品産業の最近の変化内容

1) 韓国IT部品産業の現況と競争力評価^(注10)

(1) 韓国の部品産業の現況と特徴

そのほかに、韓国の電気・電子・機械など三つの部品産業全体の現況と特徴を見ると、以下の通りである（表10上段参照）。まず、2003年末現在、韓国の製造業全体の中で、上記の三つの部品産業部門の比率をみると、事業者数は30.2%，従業員数は45.6%，生産額は38.3%，輸出額は42.3%，そして輸入額は42.3%を占めている。

(9) ChinM.P. Ko J.M. 前掲論文参照。

つぎに、これらの部品産業の対日貿易状況を見ると、2003年の輸出額の場合、部品産業全体の輸出額が全産業の32.7%を占める56億5千470万\$, そして輸入額は、136億7千120万\$に達して、全産業の対日輸出額の37.6%占めており、同年の部品産業全体の貿易収支は、80億1千640万\$の赤字を記録している（特に、その中で、電子部品の比率が一番高い）。輸出額では、部品産業全体の64.6%を占める36億5千250万\$, そして輸入額は、53.1%に達する72億6千608万\$, 電子部品だけで、36億1千350万\$の赤字を記録して、電子部品産業の対日貿易赤字額が、部品産業全体の赤字額の45.1%，そして全産業の対日赤字額の19.0%を占めている。したがって、韓国の対日貿易赤字の相当部分が、電気/電子/機械の三つの部品産業から発生していることを確認することができる。特に、韓国の電子産業の中で、電子部品の対日依存度が高いという点を特徴として指摘することができる。その他に、韓国の部品産業の対日貿易比率をみると、韓国の総部品貿易額の中で、日本との貿易比率は、毎年、少しづつ減少しているけれども、韓日間の総貿易額の中で、部品貿易が占める比率は、ますます増加していることも、もう一つの重要な特徴として指摘することができる^(注11)。

（2）韓国の電子部品産業の競争力評価

それでは、韓国の電子部品産業の競争力はどうか。以下では、最近の韓国電子部品産業の概況をみながら、主要電子部品の競争力を検討してみよう^(注12)（表11参照）。まず、韓国の電子部品の生産額は、2002年以後に急速に増加して、最近3年間に平均39.1%に達するほど成長している。しかし、生産額の絶対規模は、毎年増加しているけれども、その増加率は、だいに減少している。また、電子部品の輸入額も、金額は増加しているけれども、その増加率は減少している。そして電子部品の輸出額も、金額は増加しているけれども、その増加率がだいに減少している。その結果、電子部品の輸入依存度は、2000年67.1%

(10) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料、及びJOO D.Y. 前掲論文参照。

表10 韓国の電気・電子・機械部品産業の現況と特徴（全体）

区分	項目	事業者数 (社)	従業員数 (名)	生産額 (百万\$)	輸出 (百万\$)	輸入 (百万\$)	貿易収支 (百万\$)
部品産業 現況(2003)	部品	実績	23,374	858,955	109,315	50,822	48,488
		比重(%)	21.2	31.9	22.4	26.2	27.1
	素材	実績	9,908	370,292	85,024	31,157	27,356
		比重(%)	9.0	13.6	15.9	16.1	15.3
	部品素材計	実績(A)	33,282	1,229,247	194,339	82,009	75,844
		A/B%	30.2	45.6	38.3	42.3	42.4
	製造業(B)	110,356	2,695,911	486,494	162,470	178,827	14,991

資料：産業資源部『部品素材産業の貿易統計年報2004』2004.7.より引用作成。

部品産業全体の貿易構造上の特徴	部品産業全体の対日貿易現況(2003)	輸出額		輸入額		貿易収支	
		千 \$	比重(%)	千 \$	比重(%)	千 \$	比重(%)
	組立金属製品	187,130	3.3	218,872	1.6	▲31,742	3.9
	一般機械部品	711,546	12.6	2,017,961	14.8	▲1,306,415	16.3
	コンピュータ/事務用機器部品	316,264	5.6	344,251	2.5	▲27,987	0.3
	電気機械部品	362,183	6.4	1,479,320	10.8	▲1,117,137	13.9
	電子部品	3,652,541	64.6	7,266,079	53.1	▲3,613,538	45.1
	精密機器部品	114,285	2.0	1,231,388	9.0	-1,117	0.0
	輸送用機械部品	310,820	5.5	1,113,382	8.1	▲802,562	10.0
	部品産業合計(A)	5,654,769	100.0	13,671,253	100.0	▲8,016,484	100.0
	全産業合計(B)	17,276,137	-	36,313,091	-	▲19,036,954	-
	比重(A/B) %	32.7	-	37.6	-	42.1	-

資料：産業資源部『部品素材産業の貿易統計年報2004』2004.7.より引用作成。

部品産業対日貿易比重の変化	韓国部品産業の対日貿易比重の変化推移全体 単位：%										
	項目	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01
韓国総部品交易中の日本比重	29.0	30.4	30.8	29.8	23.8	20.4	17.3	19.2	18.9	19.6	19.3
韓日総交易中の部品産業比重%	19.9	20.7	21.4	20.6	26.2	29.2	31.5	32.7	35.8	34.4	36.0

資料：韓国機械産業振興会『韓・日FTAが機械産業に及ぼす影響及び対応方案』2004.より引用

資料：李鴻培・鄭成春・石田賢『韓・日FTA締結が国内部品産業に及ぼす影響と政策的示唆点－電気電子・機械部門を中心として－』政策研究04-13、対外経済政策研究院、2004.12.およびJOO D.Y.『電子部品産業の新しいパラダイム』『産業経済分析』産業研究院、2005.2.より引用作成。

注：▲印は減少を表わす。

から2003年51.2%に減少している（同期間の平均は63.8%）。また、輸出比率も減少して、2000年72.3%から2003年には50.8%になっている（同期間の平均は

(11) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

65.0%)。その他は、電子部品の輸出額より輸入額が絶対的に大きいため、電子部品の海外依存度が高まっていることを特徴として指摘することができる。

つぎに、韓国における電子部品を生産する企業の特徴を明らかにするため、企業を類型別に区分して、検討してみよう。即ち、韓国の電子部品の生産企業を類型化するとき、各企業の規模と性格によって、「大企業グループの系列企業型」と「独立系部品企業型」に区分することができる。また、前者の「大企業グループの系列企業型」は、①「総合専用部品企業」②「専門部品企業」③「総合電子企業」の三つの類型に区分できる。そして後者の「独立系部品企業型」の場合には、④「独立系総合部品企業」⑤「独立系専門部品企業」の二つの類型に区分することができる。以下では、各類型に属する企業の競争上の特徴を簡単に検討する^(注13)。

①「総合専用部品企業」：この類型に属する企業は、いわゆる大規模企業集団に属する大企業として、一種の下請企業の性格をもっている。即ち、この類型に属する企業は、①グループ内で垂直系列化された組織内の一つの企業であり、生産された電子部品をグループ内部で完製品を生産する企業に納品すること、②生産する部品の種類が多様であるため、規模の経済性を実現することが難しいこと、③グループ内では、部品の需要独占が形成されているため、部品の販売は保障されているけれども、創意的・革新的な技術開発と新製品の開発、または原価を節減する必要性がグループ外の他の企業に比して、相対的に小さいことなどの特徴をもっている（例：三星電気、LGハノバックなど）。

②「専門部品企業」：この類型に属する企業は、大規模企業集団に属する大企業であるけれども、生産された電子部品をグループ内外に、自由に販売するこ

(12) JOO D.Y. 前掲論文参照。

(13) JOO D.Y. 前掲論文参照。

とが可能な企業である。これらの企業は、①ディスプレーなど、主として資本集約的な装置産業の製品生産に特化していること、②汎用性の電子部品を大量生産するため、規模の経済性を実現していること、③グループ外部への販売を積極的に展開して、高収益を享受するなどの特徴をもっている（例：三星SDI、三星コーニング、LGマイクロンなど）。

③「総合電子企業」：この類型に属する企業も、やはり大規模企業集団に属している大企業として、部品販売は自由であり、①半導体のような経営の集中化を必要とする大規模の設備投資を要する事業を中心にしていていること、②家電部門の核心部品の開発と生産に集中していることなどの特徴をもっている（例：三星電子、LG電子、大宇Electronなど）。

④「独立系総合部品企業」：この類型に属する企業は、ある大規模企業集団に属することなく、独自的に企業を経営する類型として、企業規模は比較的大規模かまたは中堅企業の規模をもっている。この類型に属する企業は、①日本に、現存する状態であり、独立された総合部品企業として実質的に、部品の技術開発を先導する例があるけれども、②韓国には、独立系総合部品企業は存在しない状態である。

⑤「独立系専門部品企業」：最後に、この類型に属する企業は、企業規模が比較的に中小規模であり、①汎用部品を多数の専門中小企業が生産する労働集約的な電子部品部門に集中している。また、②大量に電子製品を生産する大企業との協力関係の形成と維持などを通じて、市場の確保・維持を重視すること、③大部分が規模の小さい零細規模の企業であるため、例えば中国の企業など、外国企業との競争が激化している特徴をもっている〔例：三和コンデンサー、大徳電子（PCB）、モアテック（磁石類）など〕。

表11 韓国電子部品産業の現況と競争力評価

区分	主要内容										
	電子部品の需給動向推移										
電子部品産業の国内需給動向	項目	2000		2001		2002		2003		2004.1-10	
		金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
	生産(百万\$)	44,559	—	23,021	-48.3	41,493	80.2	51,508	24.1	71,275	13.2
	輸入(百万\$)	25,168	22.5	19,597	-22.1	21,981	12.2	26,532	20.7	25,063	16.3
	内需(百万\$)	37,498	—	23,367	37.7	41,234	76.5	51,851	25.7	67,801	28.4
	輸出(百万\$)	32,229	23.8	19,251	40.9	22,240	15.5	26,189	17.8	28,537	36.5
	輸出比率(%)	72.3		83.6		53.6		50.8		40.0	
資料:韓国電子産業振興会(KOTIS)の内部資料											
国内電子部品業界の類型	韓国の電子部品産業の類型										
	企業類型		主要企業名		競争上の特徴						
	大企業グループの系列企業型	総合専用部品企	三星電気, LG, Hanobak, Phonicsなど		①グループ内の垂直系列化された組織として、外部に販売することより、内部の完製品生産企業に納品 ②部品の多様化のため、規模の経済性の実現困難 ③グループ内での需要独占のため、創意的・革新的な技術開発、原価節減努力の要因不足						
		専門部品企	三星SDI, 三星Corning, LG Micron, Orion, 韓国電気硝子など		①Displayなど、資本集約的な装置産業 ②汎用性部品の大量生産中心 ③外部販売の拡大による規模の経済性の実現						
		総合電子企業	三星電子, LG電子, 大宇Electronなど		①半導体のような経営集中化を必要とする大規模の設備投資を要する事業 ②家電部門の核心部品の開発と生産を中心						
	独立系部品企業型	独立系総合部品企	現実的にない		①日本は、独立された総合部品業界が実質的に、部品の技術開発を先導する ②韓国には、総合部品業界が形成されていない						
		独立系専門部品企	三和コンデンサー 大徳電子(PCB) モアテツク (磁石類) Unicom (スワイチ) 韓国Trans (変成器)		①汎用部品を多数の専門中小企業によって生産する労働集約的な部門 ②大企業との協力関係の維持などを通じた、市場の確保維持を重視 ③大部分が規模の小さい零細規模の企業として、中国など、外国企業との競争の激化						
資料:産業研究院の作成資料											

(3) 電子部品(総合)

以上のように、IT部品産業の競争状態の評価結果を総合して整理すれば、①

		主要品目別競争力の水準と評価			
電子部品産業の競争力水準と評価	区分	主要内容			
	電子部品(総合)	①世界3位の電子部品の生産国 ②メモリ・半導体、TFT-LCDなどの品目を除いた高付加価値部品の競争力は、先進国に比して劣位 ③加工・組立などの技術は、先進国と同一の水準 ④基本設計・応用設計・素材技術など核心技術及び高付加価値の部品化に必要な源泉技術は、先進国に比して脆弱な状態 ⑤価格競争力という側面から見て、中国・東南アジア国家に比して多少脆弱 ⑥電子部品の核心分野で、国産化率が低く、海外輸入依存度が高い			
	半導体	①メモリー分野では、世界1位、非メモリー分野では競争力が極めて低い ②非メモリー製品の大部分を輸入に依存（特に、日本）			
	Display	①TFT-LCD部門の生産・製造技術は、世界1位の水準 ②有機EL分野は、生産技術側面では日本・台湾より優位、全般的には、日本に比して、技術開発水準と競争力が、日本より劣位 ③PDP分野は、国内企業が、世界1~2位を占めている、また生产能力は毎年2倍以上に増加			
	二次電池	①製造・工程技術は、日本水準に近接、 ②基礎技術・基盤技術は、日本より劣位（日本が世界1位）			
	PCB	①技術水準が、全般的に日本より劣位、中国・台湾よりは優位 ②価格競争側面では、日本より優位、中国・台湾よりは劣位			
	小型モーター	①部品・素材・品質の側面では、日本より劣位 ②競争相手国に比して、設計技術が脆弱な状態			
資料：産業研究院の作成資料					
主要電子部品の国産化比率 単位：%					
品目	国産化率	品目	国産化率		
TFT-LCD	40	Saw Filter	40		
PDP	40	PC	50		
イデオムイオン電池	20	PDA	60		
イデオムボリイマ電池	10	CDMA携帯電話	69		
有機EL	10	デジタルTV	60		
MLCC	30	—	—		
資料：産業研究院の作成資料					

資料：JOO D.Y.「電子部品産業の新しいパラダイム」『産業経済分析』産業研究院、2005.2より引用作成。

韓国は、世界3位の電子部品の生産国であるけれども、メモリ・半導体、TFT・LCDなどの品目を除いた高付加価値の電子部品の競争力が、先進国に比して劣位であること、②一般的に加工・組立などの応用技術は、先進国と同一の水準に接近していること、③基本設計・応用設計・素材技術などの核心技術及び高

付加価値の電子部品化に必要な源泉技術は、先進国に比して、非常に脆弱な状態であること、④電子部品の価格競争力の側面からみて、中国・東南アジア国家に比して多少脆弱な状態であること、最後に、⑤電子部品の核心分野で、国産化率が低く、主要部品の海外輸入依存度が高いことなどが、最近の韓国の電子部品産業の状況であると言うことができる。したがって、現在、韓国の電子部品産業が直面している最大の課題は、いかにして、源泉技術と核心技術を確保するかという問題であると考えられる。

2) 最近の変化内容

最後に、最近IT部品産業で、進行されている変化内容を簡単に整理しておく^(注14)（表12参照）。

（1）経済・社会的与件の変化

第一に、韓国経済が発展していくとともに、経済・社会的な与件が変化された。即ち、①アナログ時代からデジタル時代に変化される中で、情報化が急速に進展されたこと、②産業構造が、労働力と資本を根幹とする産業社会から知識基盤社会への変化が進行されたこと、③科学の発達と経済優先主義によるグローバル化がより急速に拡大されたことなどである。

（2）電子機器産業の発展与件の変化

第二に、韓国の産業構造の変化とともに、電子機器産業の発展与件が急激に変化した。即ち、①IT産業内の企業間競争の深化とIT技術革新によって、製品価格が急速に下落したこと、②経済全体のグローバル化の拡大によって、国際的な寡占的大企業が出現したこと、③情報化の拡散とともに、放送技術と通信技術の融合化が一般的な傾向となつたことなどである。

(3) 電子部品産業の発展パラダイムの変化

第三に、IT技術が急速に発展されるにつれ、電子部品産業の発展パラダイムが変化した。①競争力の源泉となる技術革新を追求するため、②高付加価値製品を生産する産業構造への転換、③専門化・特性化による世界一の指向、④価格、品質、デザイン、納期などで、競争優位の確保と先取りの追求、⑤知的財産権確保のため、源泉技術、核心技術の開発・確保の指向、⑥素材、設計、工場設備、生産技術の同時開発形態への発展の指向などである。⑦技術革新の方向の転換のために、⑧小型化・超精密化・高機能化指向の技術開発を積極的に推進することになったこと、⑨機器の複雑化・多技能化による多様な先端設計技術の開発が必要となったことなどである。⑩IT産業の発展を促進させるために、政府の支援政策がより強化された。即ち、例えば、⑪巨視経済的側面から知的財産権の確保のための基礎技術の開発・確保、政府の支援政策が、集中的・安定的な投資への支援（直接支援方式）、⑫輸入代替の可能な部品の国産化のための技術開発投資に集中的に支援（間接支援方式）、⑬電子部品開発のための基盤構築に果敢な投資の支援などである。

以上でみたように、韓国と日本を含む東アジア地域で、IT産業を取り巻く経済社会的環境は急変している。特に、中国のIT産業の成長が目立っており、中国のIT産業が発達すればするほど、中国の東アジア地域への影響力はますます増大されると考えられる。そのような流れに対して、韓国と日本のIT産業は、果たして、どのように対応していくべきかという問題は、実に重要な問題であり、また、今後の韓国と日本のIT産業の運命を左右する重要な鍵であると思われる。

(14) JOO D.Y. 「電子部品産業の新しいパラダイム」『産業経済分析』産業研究院、2005.2. 参照。

表12 韓国の韓国電子部品産業の最近の変化内容

対象	主 要 内 容
最近の変化内容	<p>1) 経済・社会的条件の変化 ①アナログ時代からデジタル時代に変化される中で、情報化が急速に進展 ②労働力と資本を根幹とする産業社会から知識基盤社会への変化 ③科学の発達と経済優先主義によるグローバルの拡大</p> <p>2) 電子機器産業の発展条件の変化 ①競争深化とIT技術革新によって、製品価格の急速な下落 ②グローバルの拡大によって、国際的な寡占的大企業の出現 ③情報化の拡散による放送技術と通信技術の融合の一般化</p> <p>3) 電子部品産業の発展パラダイムの変化 ①競争力の源泉となる技術革新の追求： ④高付加価値の産業構造に転換 ⑤専門化・特性化による世界第一に指向 ⑥価格、品質、デザイン、納期などで、競争優位の確保と先取りの指向 ⑦知的財産権確保のための源泉技術、核心技術の開発・確保の指向 ⑧素材、設計、工程装備、生産技術の同時開発形態への発展の指向 ②技術革新方向の転換： ⑨小型化・超精密化・高機能化指向の技術開発の積極推進 ⑩機器の複雑化、多技能化による多様な先端設計技術の開発 ③政府政策の強化： ⑪巨視経済的側面から知的財産権の確保のための基礎技術の開発・確保に集中的・安定的な投資の支援（直接支援方式） ⑫輸入代替の可能な部品の国産化への技術開発投資に集中的な支援（間接支援方式） ⑬電子部品開発の基盤構築に果敢な投資の支援</p>
デジタル機器の発展パターンと部品産業への影響	<p>1. ITインプ整備（放送のデジタル化・通信のデジタル化）を通じたデジタル機器のネットワーク化 ↓ <u>モバイル化の進展</u> デジタル機器の小型化・軽量化・大容量化・高速化の進展 ↓ 2. 部品の小型化・集積化・PCBの多層化・高密度化・部品のモジュール化・半導体の高集積化</p>

資料：JOO D.Y.「電子部品産業の新しいパラダイム」『産業経済分析』産業研究院, 2005.2.より引用作成。

第5章 「韓・日FTA」締結が韓国のIT産業に及ぼす影響と課題

1. 「韓・日FTA」締結とIT産業に関連する主要議題の内容

一般的に、FTA協議においてIT産業と直接的に関連する議題は、FTA締結相手国への市場接近問題、即ち、IT製品に対する関税及び非関税障壁の撤廃問題と政府調達の問題および情報通信サービス市場問題などと、制度的な問題として情報通信サービス市場の規制問題などである^(注1)。以下では、最近、韓国とチリとの間に締結された「韓国－チリFTA」の内容の中で情報通信部門に関する内容を中心にして、以上の諸問題とFTAと関連する問題などについて、韓国の立場を順次に検討することにする（表1参照）。

1) 市場接近問題

(1) IT製品に対する関税撤廃問題

韓国情報通信部の「情報通信製品およびサービス分類体系」に属するIT製品に対しては、すでに大部分の製品が無関税輸入となっているので、FTAによる効果はそれほど大きくではないと思われる。即ち、韓国の場合、①中国・東南アジア地域の国家は、高い関税を賦課しているため、新規市場進出が相対的に不利な立場に置かれているが、IT技術水準の側面からみれば、有利な立場に置かれている側面もある。反面、②米国、日本、シンガポールなどは無関税であるので、FTAが締結されると、韓国の方的な市場開放となる可能性が高い。そのため、IT完製品よりはIT部品の調達に有利な側面をもっている。

(1) 崔桂榮・李銀珉『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report, 03-22, 情報通信政策研究院, 2003.12.2.参照。なお、以下の論議は、この資料を中心にして整理したことを記しておく。

(2) IT製品に対する非関税障壁の撤廃問題

IT製品に対する代表的な非関税障壁問題は、技術的側面による適合性の評価問題およびIT製品のMRA問題である。現在、韓国は、まず、①IT製品に対する技術的な適合性の可否を判定した試験成績書のみを相互間に認定する立場を、APECで約束している状態である（現在、カナダと試験的に実施中）。②つぎに、FTAの締結可否と直接的に関係のないIT製品に対するMRAの問題に対しては、韓国の意思如何によって、いつでもMRAが可能な状況である。例えば、中国のような相互認証に関連する障壁の高い国とは、MRAを推進することが輸出の増大をもたらす可能性が高いと考えられる。

(3) 政府調達の問題

情報通信装備分野における政府調達の問題とは、各国の政府が直接使用する装備の調達に対する問題である。韓国の場合、①米国、EU、カナダなどIT強国との間には、すでに、双方間の政府調達協定を締結しているため、FTA締結の際、問題となる可能性は相対的に低い。②政府調達協定を締結していない国に対しては、FTAの締結対象国の特性と利害関係を考慮して、通信装備の調達問題に関する具体的な内容をFTA協定に含むようにすることが望ましい。というのは、WTOでの政府調達協定は、通信装備を例外にしているため、両国間にFTAを締結するとき、協定文に通信装備の政府調達問題を入れることが可能であり、また望ましいと思われる。その他に、③例えば、中国のような政府調達市場が未だ開放されていない国に対しては、必ず政府調達に関する協定内容をFTA協定に含むようにするのが望ましいと思われる。

(4) 情報通信サービス市場の開放問題

情報通信サービス部門に対する問題は、一般的にFTA協定に含むことが難しい。しかし①「WTOのサービス・貿易に関する一般協定第5条6項」をみると

と（*下記の参考資料参照），非参加国に対しても参加国と同等の待遇を受けるように規定されている。また，現在でも外国人の投資に関しては，最惠国待遇（MFN）原則が適用されるのが一般的であるため，外国より情報通信サービス市場の開放要求が増加すると予想できる^(注2)。特に，③韓国より市場の開放程度の高い日本とシンガポールなどの国は，FTAの交渉のとき，相手国から国内情報通信サービス市場の開放幅の拡大を要求する可能性が高い。そのため，国内情報通信サービス市場の開放問題に対する具体的な対応策を講じることなど慎重に対応するのが望ましいと思われる。

*参考：一般協定第5条第6項：「協定の一方当事者の法律によって設立された法人のその他の会員国のサービス供給者（FTAに参加していない国のサービス供給者）は，協定当事者の領土内で実質的な営業活動に従事している場合，このような協定が賦与する待遇を受ける」と規定している。

2) 通信サービス規制

通信サービス規制に関する一般的な原則は「韓国－チリFTA」協定文書で見られるように，両国間の基本通信協定に関する「付属文書」と「reference paper」を通じて保障されるのが一般的である。即ち，同協定書の「付属文書」には，相手国の自然人及び法人の営業活動の遂行のために，必要な合理的かつ非差別的な条件のもとで，公衆通信の伝送網および公衆通信サービスに対する接近と利用を保障する内容が含まれている。「付属文書」には，①公正かつ経済的な相互接続問題，②規制制度の透明性問題，③公正競争の保障装置問題，④独立的な規制機関の存在問題などが含まれている。そして「reference paper」には，①公正競争に関する義務を負担する供給者の決定，②相互接続または普遍的サービスと関連される非差別的条件の保障，③紛争の発生のとき，独立的規制機関に対する異議提起の権限などを明示している。

(2) Lee H.Y.『IT分野の最近通商懸案と政策課題』KISDI Issue Report 03-24, 情報通信政策研究院, 2003.12.1. 参照。

したがって、「韓・日FTA」の交渉過程でも、必要な場合、以上の例を参考にして、交渉を進行することが望ましいと思われる。

表1 「韓・日FTA」締結とIT産業に関連される主要議題の内容

主要イ シュー	対象	主要内 容	韓国の立場と評価
	対象：①IT製品に対する関税および非関税障壁の撤廃問題 ②政府調達およびサービス市場の開放問題		
	IT製品 に対する 関税	①情報通信部の「情報通信製品及びサー ビス分類体系」に属するIT製品の場 合、大部分すでに無関税が実施中で あるため、FTAの効果は大きくない	①中国・東南アジア：高関税 賦課、技術水準で有利 ②米国・日本・シンガポール： 無関税国、一方的開放、部 品調達側面で有利
	IT製品 に対する 非關 税障壁 の撤廃 問 題	①代表的な非関税障壁要因である適合 性問題の試験成績書の相互認定を APECに約束している ②FTAと関係なく、IT製品に対する MRAは、韓国の意思より、いつで も可能。認証関連障壁の高い中国に 対するMRAは、輸出増大に寄与	①中国：強制認証制度(CCC) ②日本：技術基準適合証明 (TCCA) ③処理期間と費用側面で輸出 国企業が担当
市 場 接 近	政府調 達 の 問 題	①韓国は、通信装備分野で、米国、 EU、カナダと双方間の政府調達協 定を締結している ②FTA対象国の特性と利害関係によっ て、通信装備調達問題をFTAに含む ようにするのが望しい ③WTO政府調達協定には、通信装備 を例外にしている	①中国：調達市場の未開放国・ 政府調達協定をFTAに包 含するのが望ましい
	通 信 サ ー ビ ス の 開 放 問 題	①通信サービス部門は、FTAに含むの が難しい ②「WTOのサービス・貿易に関する 一般協定」第5条6項：非参加国に 対しても、参加国と同等の待遇を受 けるように規定している ③現在、投資に関しては、最惠国待遇 MFN)原則が適用されるのが一般的 であるため、通信サービス市場の開 放は、慎重に接近するのが望ましい	一般協定第5条第6項：「協 定の一方、当事者の法律によつ て設立された法人のその他の 会員国のサービス供給者 (FTAに参加していない国の サービス供給者)は、協定當 事者の領土内で実質的な營業 活動に從事している場合、こ のような協定が賦与する待遇 を受ける」と規定している

	<p>④韓国より開放程度の高い日本とシンガポールは、国内通関サービス市場の開放幅の拡大を要求する可能性が高い ⑤韓国側課題：上記の④に対する対応策の開発の必要</p>	
通販サービス規制（「韓・チリFTA」例）	<p>1) 主要内容：通信サービス規制に関する一般的原則は、すでに基本通信協商に関する付属文書とReference Paperによって、保障されている 2) 付属文書：対象：①公正かつ経済的な相互接続の問題、②規制制度の透明性の問題、③公正競争の保障装置の問題、④独立的な規制機関の存在の問題など 3) Reference Paperの内容： -FTA締結の相手国の自然人と法人の営業活動遂行のために合理的かつ非差別的な条件によって、公衆通信伝送網と公衆通信伝送サービスに対する接近と利用の保障が主要内容である -対象：①公正競争に関する義務を負担する供給者の決定 ②相互接続または普遍的サービスと関連される非差別的条件の保障 ③紛争の発生のとき、独立的規制機関に対する異議提起の権限などを明示している</p>	

資料：Choi G.Y.『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report 03-22, 情報通信政策研究院, 2003.12.1.より引用再作成。

2. 「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす影響と課題

それでは「韓・日FTA」が締結されれば、それは韓国IT産業に対して、どのような影響を与えるのか。また、IT産業の場合「韓・日FTA」の下でも、以前と同じように成長して行くことが可能であろうか。そして、今後にも韓国のIT産業が成長して行くためには、どのような課題が残っているのか。以下では、これらの問題に対して、少し詳しく検討してみよう。まず、念のために、最近の韓国と日本の電子産業の競争力の程度ないし影響を簡単に比較する^(注3)。

1) 韓国と日本における電子産業の競争力の比較

電子産業において競争力を決めるもっとも重要な要素は、すでに指摘した通り、電子製品の設計、製造などに関する技術力の確保の如何である。韓国と日本の電子産業における特徴の一つは、両国間に技術力の格差が存在するということである。即ち、日本は、電子産業部門において、世界的に最高水準の技術力を保有している。例えば、日本は、基礎研究、製品開発、R&Dなどの部門で、韓国より一段と高い優位を確保しているため、電子産業全体の競争力が韓国より優位にある。韓国の場合には、生産と製造部門においては、ある程度の競争力を確保しているけれども、R&Dにおいては、日本より劣位に置かれている。例として、韓日間の電子産業における技術格差の程度を製品別にみると

(注3) (李鴻培・鄭成春・石田賢 報告書参照)，半導体、デジタル家電、移動電話端末機、ソフト・ウェアなどは、韓国も日本とほぼ同じ水準の競争力を確保している。即ち、①日本は、電子部品と家電製品部門の場合、主要部品部門で世界最高水準の技術力を確保しており（特に、部品と素材）、特に、メモリー部門の生産は、世界第一位の座を占めている。しかし、韓国の場合、移動通信端末機、MP3、DVDP、DVR、情報通信機器の一部では、優位を確保しているものの、実際にはこれらの品目に搭載する主要部品の大部分を日本からの輸入に依存している。したがって、韓国は、主要電子部品の国産化率が低い状態である（韓国の世界第1位品目：CDMA、DRAM、TFT-LCD、PDP、CRT、CD-ROMなど）。

つぎに、②半導体部門の場合、技術水準は、韓国も日本とほぼ同じ水準に達（3）以下での論議は、下記の資料を参照して整理したことを記しておく。

Lee H.J.「韓日FTA締結が国内主要産業の及ぼす影響：電子産業」大韓商工会議所『Seminar：韓日FTAと国内産業の対応方案』発表資料集、大韓商工会議所、2002.2.27。

Na, H.K.『韓・日FTA産業別影響と課題』国際経済Issue Paper 9、全国経済人連合会、2004.12。

李鴻培・鄭成春・石田賢『韓・日FTA締結が国内部品産業に及ぼす影響と政策的示唆点：電気電子・機械部門を中心として』政策研究 04-13、対外経済政策研究院、2004.12。

して、メモリー部門の製品は優位の地位を確保している。けれども、非メモリー部門の製品に対しては、依然として製造技術の競争力が脆弱な状態であり、特に、核心技術・設計技術の水準が日本より劣位に置かれている状態である。したがって、技術力の確保の問題が、今後の韓国IT産業の向方を決める重要な課題の一つになっている状態である。

2) 「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす影響

つぎに、「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす効果ないし影響に対して検討してみよう。「韓・日FTA」が締結されると、韓国IT産業に現われる現象は、大きく分けて、①関税撤廃によるIT製品貿易に及ぼす効果と、②両国のIT部品産業を中心にして、相互依存関係が形成され、深化する効果との二つに集約されると考えられる。そして、前者の場合には、肯定的側面の効果と否定的側面の効果の二つに区分することができる。以下で、これらについて順次に検討する。

(1) 関税撤廃によるIT製品交易に及ぼす効果

まず、「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす肯定的側面の効果としては、韓日間における産業間の協力の機会が増加する効果があると思われる。例えば、①韓日企業間の合弁や提携などを通じて、資本と技術の導入機会が増大すること、②必要部品の調達がより容易になって、関連品目の世界化戦略に有利な要因として機能すること、③日本企業および第三国企業の対韓投資の増大が期待されること、④結果的に、韓日両国IT産業の対世界化戦略の推進に有利に作用すること、最後に⑤IT関連の電子部品生産が拡大することなどが期待される。

つぎに、「韓・日FTA」が韓国IT産業に及ぼす否定的側面の効果としては、以下のようないくつかの状況が展開される可能性が高いと考えられる。即ち、第一に、韓日両国における現存するIT製品の関税率の差異のため、日本製品の韓国内市場

での占有率が増加され、韓国内IT市場を日本のIT企業によって支配される可能性が高いという懸念もある（参考：2002年現在のIT製品の関税率比較：日本－0%水準、韓国－8%水準）、したがって、いまのところ予想できることは、①関税撤廃によるIT製品の価格下落が両国のIT企業間に激しい価格競争を呼び起こすこと、②日本と競合する韓国内企業のIT製品生産が急激に減少する可能性が高いこと（例えば、対日貿易収支赤字は、20%以上増加すると予想）、③日本IT部品の質的優位による中間材料や家電製品の部品の対日依存度がより増加する可能性が高いこと、④韓国におけるIT核心部品と生産設備の国産化の進展が鈍化される可能性が高いこと、⑤「韓・日FTA」による日本の電子部品の韓国内市场の侵食はより拡大され、韓国IT部品産業の経営悪化が発生する可能性が高いことなどがあげられる。

第二に、韓国の電子製品の対日輸出の拡大は、それほど期待することができないと思われる。なぜならば、①日本とは、コンピュータ、CDMA、CD-ROMなどの部品の規格に差異があるため、日本で常用化されるには、限界があること（部品規格単一化の不在）、②日本内での韓国IT製品の特性と認知度の不足および韓国産製品の購買意欲が低く、または製品に対するマーケティング能力の格差が存在すること、③日本市場での第三国製品との価格競争の激化が予想されること、および④日本内での外国製品に対する非関税障壁が高いこと（例えば、日本の原産地証明の厳格な要求、税関通関手続の複雑性と厳格性の存在および日本内での既存企業との取引を重視する閉鎖的・長期的な取引慣行の存在など）などのためである。

第三に、「韓・日FTA」の締結が日本企業の自国製品への選好を刺激し、それによる非関税障壁がより高くなる可能性が存在している。

第四に、日本企業の技術障壁の存在や韓国企業の技術競争力の脆弱などによる否定的な効果がより多く生ずる可能性も高いことである。

第五に、その他韓国と日本との間に、金融、労働、経営環境、政府規制、技

術水準などに制度的・慣行的な取引関係の差がないし格差が存在するため、製品の価格と費用の両側面で、韓国製品が相対的に不利となる状態に置かれることなどの否定的な効果が発生する可能性が高いと思われる。

(2) IT産業部門間の相互依存関係の形成と深化効果^(注4)

つぎに、IT産業部門における韓日企業間の相互依存関係の形成がもたらす効果を見ると、やはり、ここにもいくつかの特徴的な効果が発生する可能性が高いと考えられる。第一に、IT部品産業は、最終需要に対する生産集積力が高い産業であるため、日本のIT部品産業の競争力は韓国より高い。したがって、日本は、韓国の最終需要増大による生産誘発効果を吸収することができる自国内でのフィードバック能力をもっている。けれども、韓国は、技術力が低く、IT部品産業の対日輸入依存度が高いため、IT部品産業の対日貿易赤字がより増大する可能性が高い。

第二に、韓国のIT部品対日競争力は相対的に劣位にあるけれども、韓国のIT部品産業の積極的な技術開発の推進の必要性があるため、今後は、IT部品産業を中心にして、両国間の相互依存関係がより深化されると考えられる。即ち、①韓国内では、IT関連企業の対日依存度の改善のための誘因と機会がより増加するとともに、両国間のIT製品と部品の輸出入規模は、ますます増加する可能性が高いこと、②韓国内のIT部品産業の生産波及効果の誘発と関税撤廃によるIT部品価格の下落とともに、IT部品産業の生産波及効果が第三国への市場拡大と貿易創出効果を誘発することとなる可能性の増大などが期待できる。

第三に、IT部品産業の市場環境および部品需要の様態が変化する可能性が増加すると思われる。即ち、①韓国のIT部品産業の国内生産への波及効果と世界市場への輸出創出効果の存在が、今までの「消費者中心」から「生産者中心」に需要構造が変化するとともに、第三国IT関連企業との相互依存関係の形成

(4) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

機会が増加する可能性が高いこと、②韓国内のIT部品産業の集積化の構築の必要性と、IT製品の高付加価値化のための政府の財政的な支援を受ける機会の増大などを期待することができると思われる。

第四に、将来の中国における産業高度化による競争の激化に対応するための方策を講じるとともに、中国の威脅に対応できる韓日両国間の協調関係が、より強化される可能性が増加することも期待できると考えられる。

したがって、IT産業における韓日両国間の協調関係がもつ諸効果からみて、韓国と日本の企業間の協力関係の形成と強化は、いわば、両国企業の共存と共生のための運命共同体的な性格をもっていることを、韓日両国の企業（特に、IT企業）が互に認識を共有する必要があることを強調しておきたい。

3) 韓国IT産業の「韓・日FTA」に対する対応戦略

それでは「韓・日FTA」の締結のために、公式的な交渉とそれが締結された場合、韓国側のIT産業部門は、どのように対応して行かなければならないのか。以下では、これらの問題に対して、少し詳しく検討してみよう^(注5)。

（1）品目別競争力を基にした最適の協商案の提示

まず、日本との「韓・日FTA」の交渉過程および締結後において、政府の対応およびIT産業関連企業にとって必要なことは、韓国のIT製品を品目別にみた対日競争力を考慮した望ましい協定案を、日本側に提示すること、また韓国内のIT関連企業が適切な対応戦略を講じることが、何よりも重要であると考えられる。即ち、①政府は、電子製品および部品と自動車へのIT関連部品など、敏感な部門や品目に対しては、関税譲許案の作成のとき、可能な限り、十分な猶予期間の確保を目指した具体案を提示する必要があること、②IT関連部品の中

(5) Na, H.K.『韓・日FTA産業別影響と課題』国際経済Issue Paper 9, 全国経済人連合会, 2004.12. 参照。

でも、競争力の確保ないし市場開放の必要性がある部品など、肯定的な影響ないし効果のある品目・部品に対しては、「韓・日FTA」の効果を積極的に獲得するために、即時の関税の撤廃とIT市場の早期開放が実現できるような協定案を提示すべき必要がある。というのは、IT産業は、技術革新の速度が速い産業であり、また、新製品のライフ・サイクルの変化が非常に速い産業であるため、市場の先取りが何よりも重要な戦略であることを十分に認識する必要があると思われる。

(2) 原産地の規定およびローカル・コンテンツの強化要求

第二に、IT最終製品は、基礎製品でない限り、一般的に品目の種類と中間製品ないし部品が多数な製品であるため、IT中間製品と部品を生産する企業数も多数である。したがって、IT最終製品は、一種の組立製品の性格をもっているし、最終製品の品質を一定水準以上に維持するためには、最終製品、中間製品、部品ごとに原産地を明確に規定しなければならない。なぜならば、輸入されるIT製品に対して、関税を撤廃するためには、①IT製品の迂回輸入の防止と外国企業の国内への投資を促進のために、原産地規定を制定して提示することが必要であること、②IT最終製品に対して一定比率以上の国産部品（ローカル・コンテンツ）の使用のときに限って、無関税の輸入規定を積極的に活用する必要があるためである。

(3) 日本の非関税障壁の発掘と改善・撤廃のための積極的な問題点の提起

第三に、韓国のIT関連企業やIT製品と部品が日本市場に進出するとき、大きな障害要因は、実際には関税障壁よりも非関税障壁要因である。即ち、日本には、自国製品市場の安定的確保と製品の品質を一定水準以上に維持するために、取引慣行として、流通過程での長期継続的な取引関係が形成・維持されている。また流通過程において、返品制、系列販販、役員の派遣などの日本的な取引慣

行が定着している。そのため、外国企業にとっては、日本市場に接近することが非常に難しく、また、日本の流通過程に直接参入することは容易ではない^(注6)。したがって、韓国政府は、「韓・日FTA」の交渉のとき、日本に進出しようとする企業が、日本市場接近に実質的な障害要因となっている非関税障壁の解消に関する具体的な協定案を提示して、日本側の積極的な対応を要求することが何よりも必要であると思われる。

(4) 韓日産業協力のための共同基金の育成

第四に、「韓・日FTA」が締結された後には、両国の産業間の協力をより促進するために、両国の政府と財界の共同出資によって、いわば共同協力基金（仮称）を設置して運用することが望ましいと思われる。即ち、両国における共同協力基金の運用は、①短期的には、「韓・日FTA」によって、被害を受けた産業に対する構造改革のために必要な資金を支援して、その部門の構造改革をより積極的に推進すること、②中期的には、両国間の産業内分業と産業間の協力のために、必要な事業と協力を強化する事業の開発を積極的に推進すること、および③両国基金が共同にして、両国の技術者・研究者など専門家の交流と養成など、人的交流をより活発化させる事業などに支援することなどが必要である。

(5) IT産業中心の「韓・日・中FTA」または「ASEAN FTA」の積極的な推進

最後に、いまのところ「韓・日FTA」を早期に締結して実行することが一番望ましいことであるけれども、もし、その締結が遅延される場合には、一つの代案として、両国のIT産業分野だけでも、優先的に両国間の関税の撤廃と市場を開放し、また両国のIT産業分野の協力のための必要な措置ないし、協定の締

(6) 金良姫・趙炳澤『韓・日FTAと日本の流通障壁－競争政策の接近－』政策研究、02-13、対外経済政策研究院、2002.12.および韓国貿易協会貿易研究所東北亞チーム『日本の対韓非関税障壁現況』韓国貿易協会貿易研究所、2002.5.31. 参照。

結を推進することが望ましいと思われる。なぜならば、①韓日両国のIT産業分野での技術水準や産業構造、または生産する製品の種類などが非常に似ているため、両国間の相互依存関係を形成することが容易なこと、そして、②両国のIT産業間の協力は、その効果の側面からみて、現時点が効果を極大化させる可能性が高い時期と判断されるためである。ちなみに、③長期的な戦略として、IT産業を中心にして、韓国と日本がIT産業協力体制を構築して、アジア地域IT市場確保に主導権を握ることが、両国のIT産業の世界化戦略にも望ましいことであり、また、将来の「韓・日・中FTA」と「ASEAN+韓・日・中FTA」の成立を有利な立場に誘引する近道であると考えられる。

4) 韓国電子業界の「韓・日FTA」に対する意見と建議事項

(1) 基本的立場

韓国の電子工業協会は、政府間の「韓・日FTA」交渉に当たり、業界の意見を求め、業界の立場と建議事項を政府当局に提示したことがある^(注7)。参考のために、その内容を整理して見ると、以下の通りである。まず、韓国の電子業界は、実は現実的な立場からみて「韓・日FTA」の締結に対して、否定的な見解を持っている。その理由は、「韓・日FTA」が締結されれば、①IT製品の関税率が低く、技術水準の高い日本側が有利であり、また韓国の対日貿易収支の赤字はますます増大される可能性が高いこと、②「韓・日FTA」による関税撤廃によって、IT関連製品の輸入価格が下落する場合、産業構造が脆弱な韓国側のIT関連産業に悪影響を与えること、③長期的・肯定的な立場から評価しても「韓・日FTA」だけでは、韓国のIT産業部門に必ずしも有利なことではないと評価しているなどの点をあげている。

しかし、以上のような理由によって、韓国のIT産業部門が「韓・日FTA」の締結を反対すると、問題はより深刻になる可能性が高い。問題の焦点は中国の

(7) Na, H.K. 前掲資料参照。

IT市場確保如何にある。というのは韓国のIT産業が生き残るため、戦略的にまず「韓・日FTA」締結に賛成し、近い将来に「韓・日・中FTA」の締結を促進ないし誘引しようとするところに戦略的目標が内在していると思われる。

(2) 建議事項

したがって、韓国の電子業界は、FTAを推進しようとする場合には、基本的には、まず「韓・日FTA」よりは「韓・日・中FTA」を選好し、そして長期的には「ASEAN+韓・日・中FTA」を推進することが望ましいという立場を取っていることを強調しながら、韓国政府につぎの二つを建議している。

第一に、IT産業部門の場合、「韓・日FTA」だけでは、最近のIT産業部門で展開されている国際環境の急速な変化に、能動的・効果的に対応することには、自ら限界ないし制約があることを指摘している。したがって、IT産業部門では、①韓国・日本・中国の三国が世界のIT産業を主導することができるよう、共同標準化の実現が何よりも必要であること、そして②世界IT市場に能動的に対応するためには、韓国・日本・中国の三国間の相互協力体制の構築が必要であることを強調している。

第二に、中国のIT産業の成長潜在力と韓国と日本の現在の競争力の優位性を結合して、世界IT市場に積極的に対応して行けば、韓国・日本・中国の三国の共同標準化が、世界のIT産業の標準となる可能性が高く、また韓国・日本・中国三国が世界IT市場を先取りして、IT製品の世界市場を確保する可能性が高いという点を強調している。

5) 日本市場への進出戦略：韓国IT部品企業の日本市場進出戦略

周知のように、最近の日本経済には、いわゆるバブル経済が崩壊した後、長期間にかけて不況が進行された過程において、企業の経営目標に対する見直しが大部分の産業で行われている。このような傾向は、IT産業部門でも例外では

ない^(注8)。IT産業関連企業における経営環境の変化の内容をみると、いくつかの特徴的な現象がみられる。例えば、外国のIT製品であっても日本市場で競争力があれば、日本市場への進出がこれまでより容易になったことは事実である。以下では、日本のIT市場の最近の変化内容を簡単に検討しながら、韓国のIT関連製品の日本市場進出に必要な戦略を簡単に検討する^(注9)。

まず、第一に、日本のIT企業の経営方式に変化がみられることを指摘することができる。即ち、今までの日本式の「伝統的企業経営方式」から「現代的経営方式」への転換が進行中であることがあげられる。前者の「伝統的企業経営方式」は、企業経営の目標として、何よりも企業の成長を重視して、①企業資産の拡大を重視したこと、②企業規模の拡大と、売上高の増加を重視したこと、③企業のグループ化ないし集団化を重視して、系列中心の経営体制が確立されたことなどが特徴であった。しかし、後者の「現代的経営方式」は、企業の経営目標として、企業の価値を重視して、企業経営方式が、①製品の価格と品質を重視すること、②企業経営の透明性の確保を重視すること、③株主の利益を重視することなど、現代的・西欧的な企業経営方式への転換が進行していることを特徴としてあげることができる。

第二に、IT企業の部品調達方式に変化が見られることを指摘することができる。これまでには、主として、IT製品の部品を国内の系列企業からの調達、または国内の他企業が生産した部品を調達することが大部分であった。けれども、最近は、ごく一部分の特殊な技術による重要な部品を除いて、一般的・汎用的なIT部品は、特に、韓国をはじめ中国、台湾などアジア諸国からの部品の輸入比率が増加していて、IT部品の調達方式に変化がみられる。そのため、韓国をはじめ、東アジアで生産されたIT部品の日本市場進出が、これまでより容易である環境が形成されている。

(8) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

(9) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

したがって、韓国のIT関連企業の製品が、日本市場に進出するためには、当然のことであるけれども、まず、一般的/汎用的IT部品を中心にして、その製品の質的な優位性と安全性を確保した製品の生産に特化して、日本市場に進出することが有利であると思われる。ただし、最近における中国のIT部品産業の急成長によって、相対的に韓国のIT関連部品の価格競争力が弱化する可能性の増大を勘案して、それに対応できる戦略と技術開発および新製品開発を持続的に行なわなければならないと思われる。

第三に、最近のIT部品産業は、科学技術の発達によって、技術革新の速度が非常に速く、また、IT部品の寿命が短いことが特徴である、そのため、IT部品産業は、製品の高級化と多様化および集約化が必要な産業である。したがって、IT部品産業が、自ら技術革新を通じて高度の技術力の確保と品質管理をする部品のモジュール化を積極的に推進しなければならない。そのため、IT部品産業の技術的競争力の確保のために、IT産業全体が、最新のIT情報を確保する努力とともに、政策当局の財政的な支援が行なわれなければならないと考えられる。

最後に、韓国のIT部品企業と日本のIT部品企業との間に、ITに関する情報と確保された技術の共有および共同技術開発の推進など、企業間の協力体系の確立を推進することによって、日本市場での確固たる地位を確保するなど、いろいろの事業展開の機会拡大を図るべきことも必要であると考えられる。

6) 技術協力の拡大方向：韓日技術協力の拡大可能性の増大

最後に、参考のため、最近に成立した韓日投資協定にもとづいて、韓日両国のIT産業における技術協力の推進背景とその必要性について、簡単に言及する^(注10)。

(1) 韓日両国のIT産業における技術協力の背景と必要性

①IT産業における技術協力の背景：日本のIT関連部品企業の倒産

(10) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

日本では、1990年代初以後、バブル経済が崩壊する過程で、IT部品を生産する中小企業の倒産が急増する現象が現われた。例えば、関東地域では、東京都大田区地域、および関西地域では、東大阪市地区での中小企業中心の産業集積地域で、企業の倒産が相次いだ例をあげることができる。これら地域でIT関連の中小企業の倒産が増加した理由は、もちろん日本経済の長期不況が継続したことによる根本的な理由があるが、特に、IT産業では、産業の特性ないし内部的な事情によって、IT関連中小企業の倒産が続出し、地域的な産業集積団地が崩壊する可能性さえあった^(注11)。即ち、その理由は、①IT関連部品を生産する中小企業の熟練技術者が高齢化したこと、②日本のバブル経済の崩壊以後、IT関連部品企業の海外への移転が継続的に進行したこと、③中国のIT関連部品企業の急成長によって、日本内IT関連部品企業の競争力が相対的に弱化されたこと、④日本の少子化現象による人口の減少および若い世代の製造業の忌避現象（例：3K現象）と脱機械化の拡大と持続があったこと、⑤依然として、日本での労働者の高賃金状態が持続されたことなどによって、発生されたと考えられる^(注12)。

②韓日間におけるIT関連部品企業間の技術協力の必要性

以上のような状況の下で、日本のIT関連部品企業の生残り、または再生を目指す一つの突破口として提起されたことが、韓日間におけるIT関連部品企業間の技術協力の方法である。即ち、IT関連部品産業での情報化の進展によって、韓日両国のIT関連部品企業間の戦略的提携関係の構築および電子商取引方法による必要部品の発注と受注体制の確立の必要性がそれである^(注13)。言い換れば、韓日両国におけるIT関連部品企業間の技術協力によって、IT部品を生産す

(11) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

(12) 中小企業金融公庫調査部『情報化の進展が地域産業集積に与える影響－大田区と東大阪市の受発注ネットワーク－』中小公庫レポートNo.2003-3、中小企業金融公庫調査部、2002.3. 参照。

(13) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

ることがねらいである。このような方法に対する日本側から提起された必要性は、④日本と韓国は、地理的に隣接しており、韓国の労働者の賃金が日本より低いこと、⑤韓国IT産業の構造と採用された技術が日本とよく似ていること、⑥最近の韓国IT関連部品の生産技術が相当な水準に達しており、IT部品のパーツを韓国IT関連部品企業が生産し、それを輸入してIT部品の完成品を生産すれば、十分に競争力を回復することが可能であること（例：部品のモジュール化生産）などの長所をもっているためである。他方、韓国側からの必要性は、⑦韓国IT関連部品を生産する企業からみて、日本市場に進出するためには、両国間の技術協力の方法を構築することが絶対的に必要であったこと、⑧日本のIT企業との技術協力は、何よりも最新のIT技術を習得する良い機会であること、⑨日本のIT部品企業との技術協力を通じて、自己製品を日本市場に進出させることができとなり、また自己新製品の日本市場への独自の進出機会をも確保する可能性があること、⑩日本のIT関連部品企業と協力関係を形成・維持することは、将来に日本側企業の韓国への投資を誘発する要因となることなどである。したがって、韓国と日本のIT関連部品企業間に、技術協力を通じて、相互間に協力関係を形成・維持することが何よりも必要であるという両国の利害関係が一致したわけである。

③韓日両国間におけるIT関連部品企業間の技術協力関係の維持のための課題

以上のように、韓日IT関連部品企業間における技術協力の必要性に対する両国の利害関係が一致し、両国のIT関連部品企業間に、実質的な技術協力の実現可能性が高まっている。しかし、実際には、その協力関係が長期間にかけて維持されなければ、期待される効果は得られない。即ち、実際に両国のIT関連部品企業間に技術協力関係が形成されたとしても、それが長期に維持できるという保障はない。韓日両国のIT関連部品企業間に技術協力関係が長期に維持され

(14) 李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

るためには、まず、共存と共生という認識のもとで、両国企業間に人的交流と情報交換などを通じて、相互理解を深めることが、何よりも重要なことである。両国間の企業関係を長期間維持するためには、以下のような条件ないし課題が、解決されなければならない^(注14)。

第一に、韓日両国のIT関連企業間に、対等な地位の協力関係を通じて技術協力が行なわれることが必要である。即ち、①何によりも両者間に、相互の信頼関係の形成と維持が重要であること、②日本側は、韓国側が開発した先端IT技術を積極的に活用すること、③IT部品の企画と設計などに関する核心技术と販売技術および日本の流通経路の利用などを含む包括的な提携関係の形成と維持が重要である。

第二に、両国のIT関連部品企業間に、核心技术は別としても、その他の技術に対しては、相互間に制約なしで、技術移転が行なわれるのが望ましい。即ち、①新しい応用技術とか、新工程の技術など、IT部品の質的改善と費用節約的な技術などは、両国企業の経済的利益の極大化の追求という側面から、その技術の移転を積極的に行なうべきこと、また、②両国企業の利益となる可能性のある技術開発は、両国企業が共同に出資して、共同研究開発を積極的に推進すべきことなどの条件と雰囲気が形成されなければならないと思われる。

第三に、両国のIT関連部品企業間の中で、例えば、ある一方の企業が他方の企業に対して、制約や干渉、または牽制する行動（例：特定技術開発の妨害ないし制限行動）は、企業の自由な意思決定と企業の創意力の発揮および企業の自由な競争活動を制約することになるため、そのような行動は謹むべきことである。

第四に、最近、日本側のIT関連企業は、韓国のIT関連大企業に対して関心が増大する傾向を見せている。そのため、韓日両国のIT関連大企業間にも、望ましい技術協力関係が形成される環境と雰囲気を醸成し推進することも必要であると思われる。

最後に、両国政府の役割も重要なことである。即ち、両国のIT産業の発展のために、政府間の緊密な協力が必要である。例えば、両国における法律や制度の補完、両国の工業製品の規格と品質水準の共同規格化の推進、または、両国間の技術資格や免許などの相互認証制度の採択など、政策的な支援策を積極的に展開すべきことである。その他に、両国相互間の市場参入障壁要因の解消のために、両国の政策当局が積極的に努力することも必要であると思われる。

以上で、韓国と日本との「韓・日FTA」の締結が韓国のIT産業にどのような影響を与えるのかという問題と、両国のIT産業の発展のために、どのような問題が解決されなければならないのかなどの問題に対して検討してきた。「韓・日FTA」の締結が、韓国と日本の産業全般に大きな影響を及ぼすことは確かであり、特に、韓国のIT産業部門に対して、肯定的側面と否定的側面の両面性をもつていることも事実である。しかし、すでに指摘したように「韓・日FTA」が韓国と日本のIT産業に及ぼす影響は、ただ韓国と日本の両国に限られる問題ではない。IT部門での韓日両国の企業間協力の内容と程度、およびそれに基づく両国のIT関連企業の行動によっては、ただ韓日両国にIT産業にとどまらず、中国はもちろん、東南アジア諸国全体を含むアジア大陸全体のIT産業の勢力地図を変えるほど、世界のIT産業の構造改編を促す可能性さえある課題である。したがって、アジア地域でIT産業部門でのFTAの効果を極大化させるためには「韓・日FTA」だけでなく、「韓・日・中FTA」または「ASEAN+韓・日・中FTA」の実現のもとで、アジア地域のIT産業への影響を検討した上、その効果を極大化させる方策をとらなければならないと思われる。その意味から判断すれば「韓・日FTA」は、アジア地域のFTA推進のための前哨的な接近という意義が含まれていると評価できる。

3. 補論：東アジアFTAとIT産業：展望

以上の本章の1節と2節までは、主として「韓・日FTA」とIT産業に関連する問題を中心にして、論議を進めてきた。しかし、本文でも指摘したように、「韓・日FTA」の締結だけでは、本来のFTAがもたらす望ましい効果を生かすには、おのずから制約と限界があるため、近い将来に「韓・日・中FTA」また「東アジアFTA」（あるいは「ASEAN+韓・日・中FTA」）の締結が必要であることを強調してきた。以下では、本章の補論として、「東アジアFTA」の必要性と、それに期待される効果などをIT産業と関連づけ、既存の研究成果を踏えながら、今後の東アジアでのIT化における日本と韓国の役割と課題などについて簡単に展望してみることにする^(注15)。

1) 東アジアにおけるITの利用現況と環境造成

本論に入る前に、東アジア諸国におけるIT化の進行状況、即ち、東アジア諸国のインターネットと携帯電話の普及状況を簡単に検討しておく。

(1) インターネットの普及状況：ブロードバンドの普及率（2002年末現在）

①NIES国：まず、NIESにおけるインターネットの普及状況をみると、②その

(15) この節は、下記の大木登志枝氏の論文を基にして、以下の資料を参照し、整理したものであることを、予め明記しておく。

大木登志枝『FTA実現でIT効果の拡大を』浦田秀次郎・日本経済研究センター編『アジアFTAの時代』日本経済新聞社、2002.6。

浦田秀次郎『FTAガイドブック』ジエトロ、2002.11。

金奉吉「韓・日・中自由貿易地域形成への展望」『富大経済論集』第50巻第1号、富山大学経済学部、2004.7。

対外経済政策研究院・中国巨視経済研究院「セミナー：韓・中FTAの経済的効果とIssue：2004.10.12-13」『世界経済』対外経済政策研究院、2004.11。

李種允「東アジア経済共同体の形成と韓日FTAの推進（上・下）」『世界経済評論』Vol.48. No.3-4、世界経済研究協会、2004.3.4。

Park B.S.Oh S.G.「東アジアから見た中・日の経済協力」『Global Issues』No.19、三星経済研究所、2005.4.26。

普及率は、2002年末現在、韓国は21.1%（世界1位）、香港は14.3%（2位）、台湾は9.4%（4位）、シンガポールは5.5%（14位）などである。そして、⑤アジア地域でインターネットの普及率が高い原因は、i) 1990年代前半までに固定電話回線が整備されたこと、ii) 政府がインターネット、ブロードバンドの普及を積極的に推進したこと、iii) ソフト・ウェア産業が急速に成長したこと、iv) 国民所得水準と教育水準が比較的に高く、潜在的需要が大きいことなどにあると思われる。また、⑥NIESがもつ特徴は、i) PC普及率が高く、インターネットの普及率が高いこと、ii) 一人当たりインターネット利用時間が欧米より長いことである。そのため、⑦NIESが抱いている問題点は、i) インターネット・ポスト率が欧米より低いこと、ii) セキュリティー・サイバーの普及率が先進国より低いことなどが指摘できる。

②ASEAN四国：つぎに、⑧ASEAN四国におけるインターネットの普及現況をみると、i) マレーシアを除き、インターネットの普及率が低いこと、ii) ブロードバンドは、ほとんど普及していないことなどである。⑨その原因是、i) 資金不足のため、固定電話や接続ポイントの整備が遅れていること、ii) 通信規制によって、利用料金が高く設定されていることなどである。

③中国：その他、⑩中国のインターネットの普及状況をみると、i) インターネットの普及率がASEANよりは高いこと（4.6%）、ii) 固定電話の普及率もASEANより高い（16.7%）状況である。つぎに、⑪中国のIT化状況の特徴は、i) 1990年までは、情報通信インフラが非常に低かったこと、ii) 1990年以後、海外から最新設備と資金を調達して、情報通信市場が急速に成長したこと、iii) 通信サービス市場の収入増大をインフラの整備へ集中投入したことによって、市場が拡大する好循環が展開されたことなどを指摘することができる。

したがって、以上、東アジア諸国の現在のIT化の状況からみて、⑫東アジア諸国が固定電話・携帯電話とともにデジタル率は高いが、既存の情報通信インフラが遅れているため、インフラを設置する最初から光ファイバー、デジタル交

換機、デジタル携帯電話の方式など最新の技術を導入している状況であり、また、②技術的側面では、東アジア諸国が「後発性の経済利益」を最大限に享受することができたと思われる。

(2) 携帯電話の普及状況

つぎに、東アジア諸国の携帯電話の普及状況をみよう。東アジア諸国では、携帯電話の普及率が固定電話の普及率を上回っている。そして、固定電話普及率が低い国は、都市と地方間の普及率の格差が大きい状況である。その理由は、①固定電話に比して、携帯電話は短期間、低費用でインフラの整備が可能であったこと、②携帯電話を含む移動通信分野に競争原理が導入され、外資規制の緩和による国内外の民間企業が参入され、短期間にインフラの整備が可能となり、また、競争の利益を享受できたこと、③情報通信企業が低い価格のサービスを提供したこと、④携帯電話が東アジアの文化や生活慣習に適したこと、⑤固定電話とは異なり、潜在的需要が存在していたこと、⑥ASEAN諸国や中国市場では、固定電話装備の不足を補完する役割を携帯電話が担っていたこと、⑦携帯電話は音声情報だけでなく、文字情報・データ情報も伝達可能になっていることなどのためであると思われる。したがって、いま、ASEAN諸国がもつている特徴としては、①政府が、戦略的に固定電話が不足する現状を補完するために、携帯電話インフラの整備を推進していること、②デジタル・デバイドが存在する国では、固定電話の確保のため、地方を中心に「1村1台の公衆電話設置」戦略を展開していることなどの点をあげることができる。

(3) デジタル・デバイドの存在

東アジア諸国では、確かに、固定電話の普及率が低い国が多く、普及率の格差が存在する。これに対する対策としては、音声を含むあらゆる情報の交流がインターネット・プロトコル(IP)上で、行なわれるようになることが望まし

いことであると思われる所以、情報通信施設を備えるのには、公衆電話の代りに無線通信回線とPCを利用した「インターネット・センター」を設置することも一つの方法であろう。

(4) 情報化の準備度

最後に、東アジア諸国では、国家間に情報化施設の整備の程度に格差が大きい。即ち、情報化の準備度とは、EIU (Economist Intelligence Unit) が、世界各国を対象にして、100項目の評価指標を利用して、各国の情報化の準備程度を表わした指標である。この指標によると、情報化の準備度の大きさを基準にして、NIESは情報化の準備度が高く、ASEAN諸国は、それが低いと評価している。より具体的に言えば、EIU指標は、東アジア地域を三つの地域に区分して、①NIESは、インターネット先進地域、②ASEAN諸国は、インターネット後進地域、そして、③中国は、インターネットの進行地域であると分類している。

2) 東アジアでのIT効果の発生過程

それでは、東アジアでIT産業にかかわっている産業や企業の場合、どのような効果をあげているのか、その実状を簡単に検討してみよう^(注16)。

(1) IT製品供給産業の產出増加

①ハード・ウェア産業の場合：

IT製品供給産業は、ハード・ウェア産業とソフト・ウェア産業で構成されている。ハード・ウェア産業は、コンピュータや半導体など通信機器の生産をしているが、東アジア地域でのIT産業は、経済成長を牽引する産業として位置づけられている。即ち、東アジア地域でのIT産業の成長過程をみると、域内地

(16) 大木登志枝、前掲論文および李鴻培・鄭成春・石田賢、前掲資料参照。

域で生産ネットワークが形成され、IT関連製品の世界生産基地になっている特徴をもっている。その過程は「外国企業の直接投資増大→海外から技術・資本の導入→域内に独自生産基地の確保→IT製品の海外輸出→域内で製品の生産・組立中心」の形態を取ったことが、一般的な成長過程である。したがって、東アジア地域の国家は、主として、ハード・ウェア産業を中心にして、自国の経済成長を図っている。しかし、このような形態のIT産業の成長も、産業の特性上、おのずから限界ないし問題点をもっていることも事実である。即ち、その問題点として、①東アジア地域が、IT製品の最大生産基地であると同時に、IT製品の最大の需要地域であること、②海外IT製品の需要変化に、大きく影響を受けること、③世界景気変動への循環的変動の性格を持っていることなどである。したがって、東アジアのIT産業が独自的に持続的な成長可能性には、おのずから限界があると言わざるを得ない。

②ソフト・ウェア産業の場合：

ソフト・ウェア産業は、①ソフト・ウェア製品の生産、ITサービスの提供、パッケージ製品（供給者から利用者への一方的な提供で、ハード・ウェアの性格をもつ）・外注プログラム（供給者と利用者間の交渉を通じた利用中心）・コンテンツなどの生産中心であること、②システム・コンサルティング、IT教育などを実施する分野である。そのため高度の専門的な知識を必要とする分野があるので、東アジア地域では、適切な分野ではない。

3) 東アジアIT化促進のための課題

東アジアIT関連産業の発展過程をみると、①IT財の供給中心とハード・ウェア中心である。そのため、②ハード・ウェア中心による生産増大効果と労働生

(17) 大木登志枝、前掲論文、およびLee H. J.「韓日FTA締結が国内主要産業の及ぼす影響：電子産業」大韓商工会議所『Seminar：韓日FTAと国内産業の対応方案』発表資料集、大韓商工会議所、2002.2.27. 参照。

産性の向上中心であるため、当然なことに、IT化の促進のための課題およびIT関連産業の課題が同時に発生している^(注17)。

(1) 東アジアのIT関連産業の課題

まず、ハード・ウェア産業への過度な依存からの脱皮問題とソフト・ウェア産業の発展の必要が存在することを指摘できる。即ち、④IT産業の需要が増加すれば、ソフト・ウェアの需要も同時に増大すること、⑤民間部門の積極的な参加を誘導する必要があること、⑥東アジア地域では、実際に使われる言語が多様であるため、現地の言語とその地域でのビジネス慣習に対応できるソフト・ウェアの開発が必要なこと、そして⑦現地の人材と企業を育成する必要があることなどを指摘することができる。

第二に、IT製品を供給する産業の均衡的な発展を誘導する必要がある。即ち、⑧IT製品の需要増加によるライセンス輸入の増大に対応できるよう、他のIT関連部門の整備とその発展が必要なこと、⑨IT製品の輸入依存中心から国内生産への転換を誘導する必要があることなどである。

第三に、ITの利用効果を増大させるために、ITを利用する産業を積極的に育成する必要がある。なぜならば、IT化の効果を獲得する過程をみると、「企業のIT投資→国際的IT製品生産のネットワークの構築→IT製品の供給側と需要側の業務過程の調整及び強化→付加価値の増大→生産性の増大→IT関連産業の成長→サービス産業のIT化による生産性の向上→産業全般のIT化の進展」という過程を経るのが一般的な形態である。そのため、IT化の効果を極大化するためには、IT化されたサービス産業の育成が必要となる。最後に、東アジア地域の域内における南北間の格差問題の解決も、IT化の効果を増大させるために、必要な課題であると思われる。

(2) 包括的なIT政策展開の必要性

東アジア地域でのIT産業に関連する経済・社会的環境は、一口に言って、未だ劣悪な状態である。例えば、①情報通信インフラが未整備な状態であること、②知的財産権の保護制度が設けられていないこと、③個人の資格認証制度などセキュリティーが整備されていないこと、④ブロードバンドの普及程度が不足な状態であること、⑤高いインターネットの利用料金制が実施されていること、⑥個人用PC端末機の普及程度が低いことなど、IT化のために必要な基礎的環境が整っていない。

したがって、東アジア地域にIT産業ないし企業が進出するときには、IT関連産業と他産業の発展のために必要な包括的な政策の同時展開が要求される。即ち、例えば、①情報通信・貿易分野での規制緩和、または適正な規制政策の展開が必要であること、②電子商取引の普及のための支援制度を整備する必要があること（法律と税制側面）、③中小企業部門でのITの利用度を拡大させるために、促進政策を展開する必要があること、④IT関連人材の育成を積極的に展開する必要があること、⑤知的財産権保護制度を早期に導入すること、⑥IT関連産業への金融支援と金融資本市場の整備が必要であること、最後に、⑦現地企業と海外企業との提携関係の形成を積極的に展開するなどの包括的な政策の展開が必要であると思われる。

4) 「東アジアFTA」がIT化に及ぼす効果

東アジア諸国と「東アジアFTA」（あるいは、ASEAN+韓・日・中FTA）が締結された場合、それは、同地域のIT産業にどのような影響を与えるのか。以下では、この問題に対して簡単に検討してみよう^(注18)。

(18) 大木登志枝、前掲論文参照。

(19) 大木登志枝、前掲論文参照。

(1) 貿易関連業務の円滑化

東アジアに「東アジアFTA」が締結されると、まず、東アジア地域の国家と他の外国との間に、ペーパーレスの貿易が可能となるため、貿易が円滑に行われることが期待できる。参考のために、日本の例をみれば^(注19)、①ワン・ストップサービスの実現、即ち、政府系の貿易関連手続システムのIT化の構築が可能のこと（貿易管理、税制、通関など）、②民間企業間の貿易金融に、EDIの導入及び拡大によって、貿易金融制度が革新的に改善される可能性があること、③政府系と民間とのITシステムの利用によって、相互間にデータ交換が可能となることなどの利便性の増大が期待できる。

(2) IT関連制度の調和による制度改革の促進

「東アジアFTA」が締結されると、電子商取引の円滑化のためのIT関連制度の調和、および相互協力のための動きが活発になることが期待できる。例えば、「日本・シンガポールFTA」(JSEPA)によって、実現された両国間の制度的な協力内容を見ると、①公開鍵基盤（PKI）の相互運用性：双方のPKI認証事業者が相互運用できるよう法制化の整備、②個人情報の保護：プライバシー・マスク制度を双方の当局が相互承認、③双方向広帯域マルチメディア・サービス提供のため、政府間の協議を通じて、両国の民間企業によるデジタル・コンテンツの流通促進と権利の管理のための方法の導入、④技術者の能力に関する標準化のため、IT技術の標準化・IT技術者の相互交流と資格認証による入国要件の緩和などを推進している。

5) 東アジア地域でのIT協力のための日本と韓国の役割と課題

最後に、本章の結論部分に当るものとして、これから、東アジア地域でのIT化の推進およびITに関する協力のために、日本と韓国が果たさなければならぬ課題には何があるのか。アジア地域で、IT先進国と呼ばれる日本と韓国が、

巨大なアジア地域をIT産業を中心にして、通信市場の統合を推進しようすることは、アジア地域のIT産業の発展を成し遂げることはもちろん、巨大な通信市場を確保する経済的側面のねらい以外にも、将来に「東アジアFTA」または「ASEAN+韓・日・中FTA」の推進のための戦略的な事業として、重要な意味をもっている。そのため、日本と韓国は、アジア地域のIT産業とアジア圏の経済統合に向けて、能動的かつ積極的な方法によって、東アジア地域でのIT協力に貢献しなければならない。以下では、これから、東アジア地域でのIT協力のために、日本と韓国が果たすべき役割と課題に対して簡単に検討する。

(1) 日本の役割と課題 (注20)

まず、日本の立場からみて、東アジア地域でのIT協力の必要性が強調される背景をみると、①これから日本と東アジア諸国との経済関係の緊密化が、一層深まると予想できること、②東アジア地域内のデジタル・デバイドを縮小しなければ、東アジア全体の経済発展に影響を受けることになるという現実的な懸念にある。

したがって、いまのところ、日本が果たすべき役割は、①従来とは異なる方法、即ち、今後には、民間部門が主導的にIT協力を展開し、政府はアジア各国の政府、民間企業、NPO、国際機構などと連繋関係を結ぶ補完的役割を展開すべきこと、②アジア国家でのIT協力において、ITの技術力、ノウハウ、資金力などを有する日本のIT企業が果たす役割は多く、また、アジア地域内の諸国も、日本のIT企業の能動的な役割を大きく期待している。

つぎに、日本側が解決すべき課題は、①まず、自国内でのIT化の進展と拡大、および国内での制度改革を早急に行なうことである。というのは、東アジア国家への支援における重複投資と特定課題の推進のとき、省庁間の摩擦を回避するため、情報通信部門に関連する省庁間の連繋が必要である。また②日本は、

(20) 大木登志枝、前掲論文参照。

ITが牽引する経済社会の自立的再構築を目指して、東アジアでの先導的な役割を果たすため、「アジア・ブロードバンド計画」と「沖縄サミット憲章」の確実な推進と実行などを見せることが、何よりも重要であると考えられる。

(2) 韓国の役割と課題^(注21)

最後に、東アジア地域でのIT協力のために、韓国が行なうべき役割と課題には何があるか。まず、韓国が置かれた条件からみると、日本の役割や課題と、ほとんど変りはないと思われる。即ち、①東南アジアの諸国に対して、民間部門の主導で支援し、政府は、補完的な役割を果たす必要があること、②東南アジア各国との政府間、民間企業間、公共機関間、国際機構などとの自由な交流機会が確保できる連繋関係を多く結ぶべきこと、③東南アジア国家の中で、相対的に情報化が遅れた国家に対しては、政府と民間企業が協力して、情報化の装備と技術的支援などを、より積極的に展開すべきこと（例：無償支援の拡大）、④韓国・日本・中国が協力して、アジア地域全体に共通する標準化の推進および東南アジア地域共通の情報通信サービスシステムの構築（特に、移動電話サービスシステムなど）を積極的に呼びかけ推進すべきこと、⑤「韓・日・中FTA」の締結以前にも、韓国・日本・中国が、東南アジア地域IT化の推進のための、共同協力推進機構の設立を推進するよう呼びかけることである。最後に、IT先進国である韓国と日本との技術協力と共同技術開発などをも、より積極的に推進しなければならないと考えられる。

(21) 対外経済政策研究院・中国巨視経済研究院、前掲資料参照。

第6章 結び

ー望ましい「韓・日FTA」と両国のIT産業間の協力方向と課題ー

1. 韓国経済と「韓・日FTA」

21世紀に入ってから、世界経済は、先進国・開発途上国を問わず、一方ではグローバル化が積極的に進展する中で、他方では自国の経済的利益の極大化のために「FTAの時代の始まり」と言われるほど、地域的に経済的統合を推進していることが一つの特徴として指摘できる。このような流れは、アジア地域でも例外ではない。特に、韓国と日本の間には、地理的な隣接性と経済的な相互依存関係がますます深化していく状況のもとで「韓・日FTA」の早期締結の必要性が強調されている。その背景は、何よりも、韓国経済の成長過程の中で形成された韓日間の「相互依存的経済関係の深化」という特殊性から提起されたものであると考えられる。即ち、韓国経済の成長過程で形成された、韓国と日本との相互依存関係の構造的特徴をみると、第一に、1960年代初から1980年代初までは、日本の資本と技術に依存した「日本依存型の経済成長」と「組立・加工型中心の輸出構造」が形成されたこと、第二に、1980年代中頃からは、韓国製品の輸出増加とともに、主として部品・素材産業を中心に、日本との産業内貿易が増大され、「韓日企業間の相互依存関係の深化」が進行されたこと、第三に、両国の産業・輸出構造の類似性のため、国内・国際市場を問わず、両国の企業・製品間の競争構造が拡大・深化されたこと、第四に、韓国的主要製品の部品・素材の対日依存度が高いため、韓国製品輸出が増大すればするほど、日本からの部品・素材の輸入増大を誘発し、結果的に日本との貿易収支の慢性的な赤字が増大し、固定化する経済構造が形成されたことなどをあげるこ

とができる。以上のような韓日間の相互依存的経済構造の形成が、最近の世界経済の地域統合の流れの中で「韓・日FTA」の早期締結の必要性を裏付ける一つの要素となったわけである。したがって、「韓・日FTA」の締結は、両国間における産業間及び産業内貿易の増大を促進して、両国の産業競争力の増大と経済発展に肯定的な影響を与えることはもちろん、他のアジア国家にも相当な影響を与えることになると評価される。

しかし、すでに指摘した通り、アジア地域での経済統合のためには、「韓・日FTA」の締結だけでは、十分な期待はできず、「韓・日・中FTA」または「東アジアFTA」（あるいは「ASEAN+韓・日・中FTA」）の締結が必要である。その意味で、「韓・日FTA」は「東アジアFTA」締結の前哨段階であり、できるだけ早い時期に「韓・日・中FTA」および「東アジアFTA」の締結を推進すべきであると思われる。そして、そのための接近方法として、まず、韓国・日本・中国間にIT産業を中心とした三国間の国際的分業体系の構築を推進することが望ましい方法であり、また将来の「東アジアFTA」の早期締結を成功させる近道であると考えられる。

2. IT産業における韓・日・中三国の協力方向

1) IT産業の協力方向

したがって、韓国・日本・中国が中心となって、IT産業の協力を積極的に推進する目的は、アジア地域での共通情報通信サービス圏を実現することによって、情報通信の先進化と情報共有の迅速化を図るとともに、三国間にIT製品生産における効率的分業体系を形成することによって、アジア地域でのIT産業の先進化を追求するところに、基本的な目標をおくべきである。そして、三国間の効率的国際分業体系の構築方法は、例えば、日本はIT製品の中で、高度な基礎（源泉）技術開発とそれに関連する製品、韓国は基礎技術を応用した核心技

術開発とそれに関連する製品、そして中国は、汎用品と一般化された大量生産用品に、それぞれ特化するのが、三国間のIT製品生産における分業の利益を極大化する一つの方法ではないかと思われる。また、例え「韓・日・中FTA」が実現される前でも、アジア地域でのIT産業の発展を促進し主導するために、韓国・日本・中国間におけるIT産業部門での共同協力の推進のために、三国が共同に出資して公式的な協力機構を設立して運営することも必要であろう。

2) IT産業の協力内容

つぎに、韓・日・中三国が、アジア地域でのIT産業の先進化のために推進すべき課題としては、以下のような事業の展開が必要であろう。即ち、第一に、アジア地域での共同情報通信サービスの提供の実現のために、韓国・日本・中国が協力して、アジア地域で情報化の後進国家ないし地域に、共同にして、情報通信サービス装備と運転技術などを支援すること、第二に、これからアジア地域でのIT製品の生産基地化の構築に関連して、IT製品の部品・素材産業の育成のための韓日間の技術協力関係の推進と部品・素材生産の国際的分業体系を実現すること、第三に、特に、韓・日両国間には、共同研究開発の積極的推進による高度先端技術を確保するために、例えば、①韓国・日本間のIT新規事業の共同プロジェクトの積極的推進、②韓国・日本間のIT企業の相互間に市場進出の自由化、③韓国・日本間の法的・制度的装置の整備などを通じて、両国間に技術情報の交換と専門研究者の養成のための事業の推進が必要であると思われる。

最後に、韓日両国間の経済交流の拡大とともに、自由な人的交流の拡大などを通じて、両国間に友好関係と信頼関係の構築のための望ましい環境を作ることも先行条件として必要であることを付け加えておきたい。

(2005. 7. 30. 稿)

参考文献

A. 韓国資料（韓国語ガナダ順）

I.<FTAに関する資料>

1. 姜文盛・朴淳讚・宋有哲・尹美京『韓・中・日貿易規範の比較分析とFTAに対する示唆点』政策研究 03-24, 対外経済政策研究院, 2003. 12.
- 2.-----權耿德・金良姫他3人『巨大経済圏とのFTA評価及び政策課題』政策研究 04-11, 対外経済政策研究院, 2004. 12.
3. 權耿德・金恩志『日本・ASEAN FTA推進現況と展望』地域Report 04-06, 対外経済政策研究院, 2004. 12.
4. 金都亨「韓日FTA締結にしたがう国内産業の対応方案」大韓商工会議所,『Seminar : 韓日FTAと国内産業の対応方案』大韓商工会議所, 2002. 2.
- 5.-----他4人『韓日自由貿易協定の産業別影響と対応戦略』研究報告書, 産業研究院, 1999. 8.
6. 金良姫「韓中日FTAの経済的効果分析」『シンポジウム : デジタル時代韓中日産業協力方案』三星経済研究所, 2000. 11.
- 7.-----金鍾杰『韓・日自由貿易協定が外国人投資に及ぼす影響と政策的示点』調査資料01-05, 対外経済政策研究院, 2001.
- 8.-----趙炳澤『韓・日FTAと日本の流通障壁－競争政策的接近－』政策研究 02-13, 対外経済政策研究院, 2002. 12.
- 9.-----「韓日FTA論議現況と主要イシュー」大韓商工会議所『Seminar : 韓日FTAと国内産の対応方案』大韓商工会議所, 2002. 2.
10. Kim H. K. 「韓・日FTA」締結が中小企業の対日輸出に及ぼす影響』『産業経済分析』産業研究院, 2004. 2.
- 11.-----「韓国と日本の对中国投資成果の比較と示唆点」『産業経済分析』産業研究院, 2003. 9.
12. Na H. K. 『わが国FTAロード・マップと補完課題』国際経済 Issue Paper-6, 全国経済人連合会 (FKI), 2004. 11. 19.
13. 対外経済政策研究院・中国巨視経済研究院「セミナー : 韓・中FTAの経済的効果と Issue, 2004. 10. 12-13』『世界経済』対外経済政策研究院, 2004. 11.
14. Park B. S. 『亞太地域の自由貿易協定推進動向と対応』Issue Paper, 三星経済研究所, 2001. 2.
- 15.-----「韓国のFTA戦略」『Issue Paper』三星経済研究所, 2003. 5.
- 16.-----『世界FTA競争と韓国の選択』CEO Information 第444号, 三星経済研究所, 2004. 3.

- 17.-----「ASEAN+3と東アジア協力」『Global Issues』第9号, 三星経済研究所, 2004. 11.
30.
18. ---- Oh S. G. 「東アジアから見た中・日の経済協力」『Global Issues』 No.19, 三星
経済研究所, 2005. 4. 26.
19. 朴 淳 讀・金 眞 悟他『FTAの得と失－事例分析を中心として－』政策資料 04-01,
対外経済政策研究院, 2004. 6.
20. 産業研究院（KIET）「2004 実態調査結果及び補完課題」『全経連主催 韓・日FTA大
討論会資料集』全国経済人連合会, 2004. 7.
21. 産業資源部 FTAチーム『韓・日FTA推進経過と向後展望』産業資源部, 2004. 4.
22. 三星経済研究所主催『シンポジウム：韓国産業の競争力－現状と課題－』三星経済
研究所, 2001. 5.
 - Kim J. H. 「総論：韓国産業の競争力」
 - Jang S. W. 「半導体産業」
 - Bok D. K. 「自動車産業」
 - Kim H. S. 「家電産業」
 - Ko J. M. 「IT産業」
23. 三星経済研究所主催『韓・日FTAの波及影響と推進課題』三星経済研究所, 2004.12.
 - Bok D. K. 「韓・日FTAの意義」
 - Kim S. B. 「韓・日FTAと韓国社会」
 - Lee A. J. 「韓・日FTAと文化産業の機会」
 - Kim C. U. 「韓・日FTAと産業動学」
 - Choi H. G. 「韓・日FTAと金融産業の変化」
 - Lee W. K. 「韓・日FTAの推進課題」
24. 孫 讀 紗・尹 真 那『韓・日自由貿易協定(FTA)主要産業別効果分析』政策資料01-02,
対外経済政策研究院, 2001. 12.
- 25.-----編,『韓・日自由貿易協定（FTA）の経済的効果と望ましい政策方向』政策資料
01-03, 対外経済政策研究院, 2001. 12.
26. Shin S. K. • Park J.K. 「亞・太地域情報格差現況および対応方案」『情報通信政策』
第16巻 第19号, 情報通信政策研究院, 2004. 10.
27. Shin H. S. • Lee W. B. 「韓・中・日製造業の競争と補完関係」『月刊産業経済』产
業研究院, 2002. 1.
28. Oh Jeong Taek • Lee I. C.外6人『東北亞情報通信部門協力 中長期戦略研究』 研究
報告00-03, 情報通信政策研究院, 2000. 2.
29. 柳 寛 永・司孔 穆『韓・日FTAの影響分析と産業構造調整－一般機械及び自動車产
業を中心として－』産業研究院, 2004. 12.

30. 李 洪 植・李 鍾 和・王 允 鍾『韓・中・日自由貿易協定（FTA）の経済成長効果』FTA協同研究シリーズ 04-05, 対外経済政策研究院, 2004. 12.
31. Lee H. J.「韓日FTA締結が国内主要産業の及ぼす影響：電子産業」大韓商工会議所, 『Seminar：韓日FTAと国内産業の対応方案』大韓商工会議所, 2002. 2. 27.
32. 任 千 錫「韓中日経済関係の変化と韓日経済協力：韓日FTAと関連して」『商経研究』第27巻 第2号, 建国大学校 経済経営研究所, 2002. 11.
- 33.-----日本の輸入構造変化と韓国の対日輸出：韓・日FTAと関連して』『2003年度韓日経商学会発表論文集』2003. 6.
34. 全国経済人連合会 国際経済チーム『わが国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』調査研究, 全国経済人連合会 (FKI), 2004. 3.
- 35.-----『我が国FTA推進政策の方向と政策的示唆点』全国経済人連合会, 2004. 3.
- 36.----- 国際経済チーム『韓日FTA協商主要争点に対する本会立場』 全国経済人連合会, 2004. 4.
- 37.-----『FTA推進ロード・マップと韓日FTA対応方案：実態調査結果及び補完課題』韓日FTA大討論会資料集, 2004. 7.
- 38.-----『韓・日FTA産業別影響と対策』国際経済 Issue Paper-9, 全国経済人連合会, 2004. 12.
39. 鄭 求 鉉『世界化戦略の必要性とFTA推進ロード・マップ』三星経済研究所, 2004. 7.
40. 鄭 成春.「韓・日経済関係の特徴と協力方向」『KIEP今日の世界経済』第05-22号, 対外経済政策研究院, 2005. 6. <http://www.kiep.go.kr>
41. 鄭 仁 教『東北亞経済協力：関税, 通商等 地域経済協力』東北亞経済協力シリーズ 99-03, 対外経済政策研究院, 1999. 12.
- 42.-----『韓・日自由貿易協定（FTA）の経済的効果と政策方向（総括編）』対外経済政策研究院, 2000. 12.
- 43.-----『韓・日FTAの経済的効果と政策的示唆点』政策研究 01-04, 対外経済政策研究院, 2001. 12.
- 44.-----「韓・シンガポールFTA：経済的効果および考慮事項」『KIEP今日の世界経済』第02-38号, 対外経済政策研究院, 2002. 11.
- 45.-----『韓・中・日FTAの推進当為性と先行課題』政策研究 03-23, 対外経済政策研究院, 2003. 12.
46. -----『2003年 韓・中・日FTA協同研究総括報告書』政策研究, 03-27, 対外経済政策研究院, 2003. 12.
47. Jeong J. H.「韓・中・日FTAに対備した参国の関税比較分析」『政策フォーラム』韓国貿易協会, 2003. 12.
48. Choi Y. B.「韓・中・日FTA推進展望と課題」『産銀調査月報』韓国産業銀行調査部, 2003. 11.

49. Choi H. G. 「2005年 国内10大トレンド」『CEO Information』第483号, 三星経済研究所, 2005. 1.
50. 韓国経済研究院『韓・日FTA市場接近譲許案作成のための基礎調査』全国経済人連合会, 2003. 9.
51. 韓国貿易協会 貿易研究所 東北亞チーム『日本の対韓非関税障壁現況』韓国貿易協会貿易研究所, 2002. 5.
52. 韓国貿易協会 (KOTRA) 『韓・FTA関連日本のNTBに対する対応方案』委託研究報告書, 韓国貿易協会, 2002. 10.
53. ----- 『日本の対韓非関税障壁現況及び改善方案』委託研究報告書, 韓国貿易協会, 2003. 8.
54. 韓国貿易協会貿易研究所『世界主要FTA成功および韓国の被害事例』企画調査03-27, 韓国貿易協会, 2003. 10.
55. Han M. K. 「韓日FTAと韓日間新分業論」『シンポジウム：2万弗達成のための対日本戦略』三星経済研究所, 2004. 10.

II.<IT産業に関する資料>

1. Kwun J. I. 「携帯型端末機 (Handheld Device) 市場の動向と展望」『情報通信政策』第16巻 第20号, 情報通信政策研究院, 2004. 11.
2. Kwun N. H. • Oh J. S. 『2003 IT産業競争力の国際比較—OECD国家を中心として』KISDI Issue Report 03-12, 情報通信政策研究院, 2003. 9. 1.
4. Koo B. K. 『日本電子業体の对中国戦略』Issue Paper, 三星経済研究所, 2003. 12.
- 5.----- 『日本のデジタル景気現況と展望』『Global Issues』第12号, 三星経済研究所, 2005. 1.
6. Kim Y. C. • Kwun K. H. 外 『通信サービス海外市場進出事例分析および示唆点』KISDI Issue Report 04-03, 情報通信政策研究院, 2004. 1.
7. Kim J. Y. • Kim C. U. 『国内外IT景気の向方』CEO Information, 三星経済研究所, 2004. 8.
8. Kim J. H. 他2人, 『通信産業における参入障壁の決定要因研究』研究報告書, 情報通信政策研究院, 2004. 12.
9. Kim H. • S. Lee J. H. 他 2人 『移動電話サービス市場構造の国際比較』KISDI Issue Report 04-29, 情報通信政策研究院, 2004. 11.
- 10.----- • Lee J. H. 他 2人 『主要通信サービス市場構造の国際比較』研究報告書, 情報通信政策策研究院, 2004. 12.
- 11.----- 『東北アジア産業発展段階の比較分析と協力方案—電子産業を中心として—』研究報告書, 産業研究院, 1995. 1.
12. Moon H. B. 「国内電子産業の産業内貿易の決定要因分析」『産銀調査月報』韓国産

- 業銀行 調査部, 2000. 1.
13. Park S. J.・Kim E.B.「移動通信産業の動向分析および発展展望」『電子通信動向分析』第19巻 第3号, 韓国電子通信研究院 (ETRI) , 2004. 6.
 14. Baik H. W.「国内携帯Phone産業の競争力提高方案」『産銀調査月報』韓国産業銀行調査部, 2004. 7.
 15. SEO T. H. Lee K. S.他『韓国電子産業のグローバル影響分析と対応戦略』産業研究院, 2004. 12.
 16. Ahn J. C.他『FTAの推進のためのIT部門長期戦略研究』ICA研究報告 04-01, 韓国情報通信輸出振興センター・情報通信政策研究院, 2004. 2.
 17. 李 德 姬, 『情報通信産業の輸入誘発構造と電子部品産業の育成』研究報告書, 産業研究院, 2000. 6.
 18. Lee H. J.『移動通信産業の最近動向と展望』KISDI Issue Report 04-20, 情報通信政策研究院, 2004. 7.
 19. 李 鴻 培・鄭 成 春・石田 賢『韓・日FTA締結が国内部品産業に及ぼす影響と政策的示唆点—電気電子・機械部門を中心として—』政策研究 04-13, 対外経済政策研究院, 2004. 12.
 20. Lee H. Y.『IT分野最近通商懸案と政策課題』KISDI Issue Report 03-24, 情報通信政策研究院, 2003. 12.
 21. Lee K. W. Chung B. Y.『韓国のITサービス産業のイシュー分析』KISDI Issue Report 03-08, 情報通信政策研究院, 2003. 7.
 22. Lee Y. J.『海外移動通信サービスの端末機流通構造と補助金支給動向分析』『情報通信政策』第16巻 第21号, 情報通信政策研究院, 2004. 11.
 - 23.-----「スペ-3G, 次世代移動通信標準先占競争の加熱」『情報通信政策』第17巻 第1号, 情報通信政策研究院, 2005. 1.
 24. Lim J. H.「無線Internet産業の動向と展望」『産銀調査月報』産業銀行調査部, 2003. 3.
 25. Jang S. T.「韓・日自由貿易協定締結の国内鉄鋼産業に対する影響分析」『産銀調査月報』韓国産業銀行調査部, 2004. 2.
 26. Jhon Andrew・Ko J. M「韓国IT産業発展方向と課題」『Telecommunication Review』－IT革命特集付録一, SK Telecom, 2003. 4.
 27. Jeong S.H.「国内IT産業の当面課題と発展方案」『産銀調査月報』韓国産業銀行調査部, 2000. 10.
 28. Joo D. Y.「電子部品産業の新しい成長パラダイム」『産業経済分析』産業研究院, 2005. 2.
 - 29.-----「韓・中・日電子産業の競争構図と我が国の突破口」『産業経済分析』産業研究院, 2004. 5.

- 30.-----「韓国と中国の半導体産業の比較分析」『産業経済分析』産業研究院, 2003. 11.
- 31.-----「半導体業界の競争版圖変化と構造調整動向」『産業経済分析』産業研究院, 2003. 11.
32. 趙 炳 澤『韓国・中国・日本における移動電話市場の構造的特徴および中国市場進出戦略に関する比較研究』HERi Monograph 03-01, 漢陽大学校 経済研究所, 2003. 10. (日本語)
33. Cho H. S.『韓・中・日電子産業の域内貿易構造分析』『産業経済分析』 産業研究院, 2004. 2.
34. 崔 桂 榮・裴 燦 権『巨視経済圏間FTA経済効果研究 : 情報通信機器産業』情報通信政策研究院, 1999.
35. -----李 恩 叟『FTAとIT部門対応方向』KISDI Issue Report 03-22, 情報通信政策研究院, 2003. 12.
36. -----Park I. W.『FTA推進のためのIT部門長期戦略研究』韓国情報通信輸出振興センター (ICA) , 2004. 2.
37. -----他3人『IT産業の国際分業及び競争関係分析』研究報告 04-08, 情報通信政策研究院, 2004. 12.
38. 崔 洛 均『WTO部門別無税化協商の経済的効果分析及び協商方案』対外経済政策研究院, 2004. 12.
39. 崔 凤 鉉・Park J. S.・Choi G.K.「情報通信産業の経済的波及効果と政策的示唆点」『KIET産業経済分析』産業研究院, 2002.
40. Ha J. R.・Kim S. H.・Kim D. S.「4世代移動通信のビジョン」『電子通信動分析』第18巻 第5号, 韓国電子通信研究院, 2003. 10.
41. 韓国産業銀行調査部「国内通信産業現況および発展方案」『産銀調査月報』2003. 8 .
- 42.-----「国内IT産業の財務的特徴と示唆点」『産銀調査月報』2003. 12.
- 43.-----「半導体産業の構造変化と示唆点」『産銀調査月報』韓国産業銀行調査部, 2004. 7.
- 44.-----産業分析チーム『IT産業トレンド2005』韓国産業銀行, 2004. 12.
- 「次世代通信サービス展開方向と示唆点」
- 「印度IT産業の発展現況と示唆点」
- 「半導体市場の構造変化と示唆点」
- 「国内携帯ポン産業の競争力提高方案」
- 「中国IT産業の発展現況と示唆点」
- 「携帯インターネット事業の推進現況と示唆点」
45. Huh S. Y.『アジアIT産業協力体構築方案研究』情報通信一般政策研究 02-GP-40, 情報通信輸出振興センター, 2003. 1.
46. Hong T. P.・Kang S. H.・Lee E. M.『国内IT産業の成長要因及び生産性分析』 KISDI

Issue Report 03-05, 情報通信政策研究院, 2003. 6.

B. 日本資料（アイウエオ順）

I.<FTAに関する資料>

1. 青木 健・馬田 啓一編『政策提言：日本の対アジア経済政策』日本評論社, 2004. 3.
2. 安 忠 榮『現代東アジア経済論』岩波書店, 2000. 2.
3. 池田 勝彦『アジア太平洋発展の経済思想』中央経済社, 1999. 3
4. 井川 一宏・金 奉吉『韓国の構造改革と日韓・東アジアの経済協力』研究叢書 No.60, 神戸大学 経済経営研究所, 2002. 2.
5. -----「日韓自由貿易協定と新しい貿易理論」『国民経済雑誌』第190巻 第6号, 神戸大学, 2004. 12.
6. 李 種 允「東アジア経済共同体の形成と韓日FTAの推進（上・下）」『世界経済評論』Vol.48. No.3-4, 世界経済研究協会, 2004. 3-4.
7. 蛭名 保彦『日中韓「自由貿易協定」構想—北東アジア共生経済圏をめざして—』明石書店, 2004. 5.
8. 浦田 秀次郎・日本経済研究センター編『アジアFTAの時代』日本経済新聞社, 2002. 6.
9. -----・日本経済研究センター編『日本のFTA戦略』—「新たな開国」が競争力を生む—日本経済新聞社, 2002. 7.
10. -----『FTAガイドブック』ジエトロ, 2002. 11.
11. 遠藤 正寛『地域貿易協定の経済分析』東京大学出版会, 2005. 4.
12. 大内 秀明『東アジア地域統合と日本経済—アジア単一通貨への道—』日本経済評論社, 1998.
13. 奥田 聰「日韓経済関係40年」『世界週報』—特集：40周年を迎えた日韓関係—第86巻 第18号, 時事通信社, 2005. 5.
14. 外務省『G8コミュニケーション2000』外務省, 2000. 7. <http://www.mofa.go.jp>
15. -----『日本のFTA戦略』外務省, 2002. 10. <http://www.mofa.go.jp>
16. -----『日本・シンガポール新時代経済連繫協定』と『実施取極』外務省, 2002. 1. 13. 署名, 2002. 11. 30. 発効 <http://www.mofa.go.jp>
17. 外務省・財務省・経済産業省『日韓自由貿易協定共同研究会報告書』外務省・財務省・経済産業省, 2003. 10. <http://www.mofa.go.jp>
18. 外務省『経済上の連繫の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定』(略称「日・メキシコ経済連繫協定」) 外務省, 2004. 9. <http://www.mofa.go.jp>
19. 木村 福成・鈴木 厚編『加速する東アジアFTA：現地リポートにみる経済統合の波』

- ジエトロ, 2003. 1.
20. 金 奉 吉「韓・日・中自由貿易地域形成への展望」『富大経済論集』第50巻 第1号, 富山大学経済学部, 2004. 7.
- 21.-----『韓日FTAが両国自動車産業に与える影響と協力可能性』韓国経済システム研究シリーズ, No.6, 環日本海経済研究所, 2004. 11. <http://www.erina.re.jp>
22. 経済社会総合研究所『ESRI経済政策フォーラム 15回「FTAの推進を巡って」(概要)』経済社会総合研究所 (ESRI), 2003. 10.
23. (社) 経済団体連合会・外務省・大蔵省・通商産業省『シンポジウム「自由貿易協定と日本の選択」報告書』(社) 経済団体連合会・外務省・大蔵省・通商産業部, 2000. 10. <http://www.mofa.go.jp>
24. 経済産業省『2004年外国貿易障壁報告書に対するコメント』経済産業省, 2004. 4. <http://www.meti.go.jp>
25. 崔 宗 煥『韓国経済の21世紀のスタートライン』韓国経済システム研究シリーズ Mo.5, 環日本海経済研究所 (ERINA) 2004. 8. <http://www.erina.re.jp>
26. 財務省『協定の具体的な内容の概要』『日シンガポール新時代経済連繋協定』財務省 2002. 1. 13. <http://www.mof.go.jp>
27. 総合研究開発機構「北太平洋地域協力の新たな枠組みを求めて—NIRA北海道フォーラムより—」『NIRA政策研究』vol.16 No.1. 総合研究開発機構, 2003. 1.
- 28.-----「経済統合の深化を通じた東アジア経済の進むべき方向」『NIRA政策研究』Vol.16. No. 4. 総合研究開発機構, 2003. 4.
- 29.-----「実現可能な中国・日本・韓国FTAの経済効果—日中韓共同研究国際シンポジウムより—」『NIRA政策研究』vol.16 No. 12. 総合研究開発機構, 2003. 12.
- 30.-----『経済統合の深化を通じた東アジア経済の進むべき方向』政策研究 Vol.16. o.4. 総合研究開発機構, 2004. 5.
31. 中小企業金融公庫調査部『情報化の進展が地域産業集積に与える影響・大田区と東大阪市の受発注ネットワーク』中小公庫レポート No. 2003-3, 中小企業金融公庫調査部, 2002. 3.
- 32.-----『電気・電子機器産業におけるアジア各国間の分業構造の変化と日系中小企業の対応—日系大企業の国際的調達・生産戦略への対応—』中小公庫レポート No. 2002-7, 中小企業金融公庫調査部, 2003. 3.
- 33.-----『半導体-FDP関連産業における中小企業の現状と課題・デジタル家電市場擴大の中で—』No. 2004-4, 中小企業金融公庫調査部, 2005. 3.
34. 谷口 誠『東アジア共同体—経済統合のゆくえと日本—』岩波新書 No.919. 岩波書店, 2004. 11.
35. 鄭 仁 教「韓国FTA政策と韓日FTAの必要性」金 奉 吉・井川 一宏編共著『韓国の

- 構造改革と日韓・東アジアの経済協力』第9章、研究年報 No.60、神戸大学経済
経営研究所、2002.
36. 中島 朋義・権 五景『日韓自由貿易協定の効果分析』ERINA Discussion Paper,
No.0101, (財)環日本海経済研究所, 2001. 3. <http://www.erina.re.jp>
37. -----『日韓自由貿易協定の効果分析－部門別視点－』ERINA Discussion
Paper, No. 202, (財) 環日本海経済研究所, 2002. 8. <http://www.erina.re.jp>
38. 日本貿易振興会アジア経済研究所『21世紀の日韓経済関係はいかにあるべきか』(各
論) 日本貿易振興会 アジア経済研究所, 2000. 2.
39. 福島 清彦「東アジアの統合と復興」『知的資産創造』野村総合研究所, 2004. 9.
40. 平川 均・石川 幸一編『新・東アジア経済論－グローバル化と摸索する東アジアー』
ミネルウア書房, 2001. 4.
41. 蜷名 保彦『日中韓「自由貿易協定」構想－北東アジア共生経済圏をめざして－』明
石書店, 2004. 5.
42. 山澤 逸平「東アジアの地域経済協力と日本の戦略」日本国際経済学会編『IT時代と
国際経済システム』有斐閣, 2002.
43. 渡邊 利夫編『東アジア市場統合への道－FTAへの課題と挑戦－』勁草書房, 2004. 2.
44. 渡邊 賴純「WTOと整合的な日韓自由貿易協定の條件」アジア経済研究所編『21世
紀の日韓関係はいかにあるべきか』日本貿易振興会 アジア経済研究所, 2000. 5.
<http://www.jetro.go.jp>

II. <IT産業に関する資料>

1. 秋山 哲『情報経済新論－DSN革命を読む－』ミネルウア書房, 2001. 4.
2. 淺井 澄子『電気通信事業の経済分析』郵政研究所郵政叢書、日本評論社, 1999. 6.
3. -----『情報産業の統合とモジュール化』日本評論社, 2004. 12.
4. 大矢 根聰『日米韓半導体摩擦』一通商交渉の政治経済学－、有信堂, 2002. 11.
5. 奥野 正寛・池田 信夫『情報化と経済システムの轉換』東洋経済新報社, 2001.
6. 金 奉 吉『韓日FTAが両国自動車産業に与える影響と協力可能性』韓国経済シス
テム研究、シリーズ No.6. 環日本海経済研究所, 2004. 11. <http://www.erina.re.jp>
7. 熊坂 有参・峰瀧 和典『ITエコノミー』日本評論社, 2001. 7.
8. 総務省 情報通信政策局『IT経済分析に関する調査報告書』委託研究、総務省情報通
信政策局・（株）ドウリ-サチ研究所, 2004. 3.
9. 首相官邸IT戦略本部『アジアを中心としたIT国際政策の基本的考え方』首相官邸IT
戦略本部, 2004.9 10. <http://www.kantei.go.jp>
10. -----『IT基本戦略』2000. 11.27, 『e-Japan戦略』2001.1. 22.および『e-Japan重点計画,
2004』 2004. 5. <http://www.kantei.go.jp>

- 11.-----『IT政策パッケージー2005—世界最先端のIT国家の実現に向けて—概要』首相官邸IT戦略本部, 2005. 2. <http://www.kantei.go.jp>
12. 篠崎 彰彦『情報技術革新の経済効果・日米経済の明暗と逆転-』日本評論社, 2003. 7.
13. 中小企業金融公庫調査部『情報化の進展が地域産業集積に与える影響—大田区と東大阪市の受発注ネットワーكرー』中小公庫レポート No. 2003-3, 中小企業金融公庫調査部, 2002. 3.
- 14.-----『電気・電子機器産業におけるアジア各国間の分業構造の変化と日系中小企業の対応—日系大企業の国際的調達・生産戦略への対応-』中小公庫レポート No. 2002-7, 中小企業金融公庫調査部, 2003. 3.
- 15.-----『半導体・FDP関連産業における中小企業の現状と課題—デジタル家電市場擴大の中で-』No. 2004-4, .中小企業金融公庫調査部, 2005. 3.
16. 電子情報技術産業協会『主要電子機器の世界生産状況：2000-2002年』電子情報技術産業協会, 2002.
17. 電子情報技術産業協会他『移動電話世界需要豫測—2006年までの需要展望-』電子情報技術産業協会・電子機器豫測統計専門委員会・移動電話世界需要豫測, W, G, 2004. 12.
18. -----『2004-2007年度産業用電子機器需要豫測—2007年度までの需要展望-』電子情報技術産業協会 電子機器豫測・統計専門委員会, 2004. 12.
19. 日本国際経済学会編『IT時代と国際経済システム』有斐閣, 2002.
20. 林 敏彦編『情報経済システム』日本の産業システム No.5, NTT出版 2003. 6.
21. 深尾 京司・石戸 光・伊藤 恵子・吉池 喜政「東アジアにおける垂直的産業内貿易と直接投資」『RIETI Discussion Paper Series』02-J-006, 経済産業省 経済産業研究所, 2003. 5. <http://www.meti.go.jp>
22. 参麥総合研究所『ネットワークの現状と課題に関する調査』総務省委託研究, 2004. 3.
23. 元橋 一之『ITイノベーション：日本経済のパフォーマンスはどう変化したか』東洋経済新報社, 2005.
24. 吉岡 英美「韓国半導体産業の国際競争力形成要因—デバイス部門と製造装置部門の業間関係の変化に即して-」『アジア経済』第45巻 第2号, アジア経済研究所. 2004. 2.

C. 統計資料

I. [韓国資料]

1. 情報通信政策研究院『2002 情報通信 統計資料集』2002. 12.
2. 情報通信政策研究院『2004 情報通信 統計資料集』2004. 12.
3. 韓国情報通信輸出振興センター『2004 移動通信白書』2004. 4.
4. KRG『2004 IT市場白書』KRG, 2004. 5.
5. 情報通信輸出振興センター <http://www.kisds.re.kr>
6. 情報通信政策研究院 <http://www.kisdi.re.kr>
7. 外交通商部 <http://www.mofa.go.kr>
8. 關稅庁 <http://www.costoms.go.kr>
9. 韓國貿易協会 <http://www.kita.net>
10. 情報通信部 <http://www.mic.go.kr>
11. 電子通信研究院 <http://www.etri.go.kr>
12. 対外經濟政策研究院 <http://www.kiep.co.kr>
13. 參星經濟研究所 <http://www.seri.org> <http://www.seri.co.kr>
14. 大韓貿易振興会 <http://www.kotra.go.kr>
15. 全國經濟人連合会（FKI） <http://www.fki.or.kr>
16. 韓国産業銀行 <http://www.kdb.co.kr>
17. SK Telecommunication <http://www.sktelecom.com.kr>
18. 産業研究院 <http://www.kiet.re.kr>
19. 韓国開発研究院, <http://www.kdi.re.kr>

II. [日本資料]

1. 総務省『平成14年版 情報通信白書』平成14年 7月.
2. 総務省『平成16年版 情報通信白書』平成16年 7月.
3. 経済産業省『平成16年版 通商白書』平成16年 6月.
4. 電通総研編『情報メディア白書2005』電気通信総合研究所, 2004. 12.
5. 首相官邸 <http://www.kantei.go.jp>
6. 総務省 <http://www.soumu.go.jp>
7. 財務省 <http://www.mof.go.jp>
8. 経済産業省 <http://www.meti.go.jp>
9. 外務省 <http://www.mofa.go.jp>
10. 電気通信協会 <http://www.tca.or.jp>
11. 日本貿易振興会 <http://www.jetro.go.jp>

12. 情報通信総合研究所 <http://www.risdi.re.jp>

第2部

東アジア・北東アジアにおける経済統合の進展
－金融・経済のグローバル化の中で－

第7章 国際経済の貨幣的視座

1. はじめに

国際経済学における貨幣的分析は、J. E. Meadeの書物（1951）でひとつの体系化がなされたが、R. A. Mundellの*International Economics*（1968）によって、貨幣的分析の重要性と問題の所在が明確にされた。国際マクロ経済学としてのその後の発展と定着には、R. Dornbusch（1980）およびJ. Niehans（1984）等が役立っているものの、そこでは重点を拡張的展開においているためにかえって基本的な問題の所在が背後に押しやられる誤解をあたえている危険もある。必要最小限の道具立てで根本的問題を浮かび上がらせそれに答えている点で、依然としてMundellのオリジナルな貢献は大きく、それが1999年のノーベル経済学賞に該当するものと判断されたと言えよう。

本章の目的は、もう一度国際経済における貨幣的分析のフレームワークに関する根本問題を確認しながら、それが現実の問題とどのようにかかわっているかを整理することにある。はじめに固定レート制と変動レート制のどちらが良いかという問題を通して、金融政策の裁量と為替レートの裁量のジレンマを介した長期均衡に対する考え方を考察する（第2節）。つづいて、資本移動が活発となった場合の国際金融システムとしては、トリレンマ（金融政策の自立性・裁量性と為替レートの安定・固定と国際資本移動の自由化）にかかわる問題が短期をも含む根本的問題を整理するのに役立つことを示す（第3節）。国家は国民経済の利益のために金融システムを運行させなければならないが、そのためには国際金融市场に政策的介入が必要であるかどうかを分析する。それは金融市场の効率性とかかわっていて、金融市场における市場の失敗・不安定性の

可能性から生じる問題は、第4節で検討する。第5節は今後の国際金融システムのあり方を念頭に、現在進行中の金融のグローバル化にかかわる問題の考察に当たられる。

2. 変動レート制と固定レート制

国民国家の経済システムを維持するために、政府はその国の金融システムの安定と効率を保つ環境を整備し、自立性を維持することをひとつの重要な目的としている。しかしながら、多くの国民国家が独自の自立性を維持することは、世界全体のシステムとしてそれが可能であるとは限らない。各国が金本位制を維持している場合、金本位制のゲームのルールによってその国の貨幣用の金は国際収支に応じて調整され、長期的な調整過程の後に、ある均衡水準（国際的相対水準）に落ち着くとされている。金価格を通じた為替レートの固定は、各國に通貨量（通貨量の国際的な相対水準）の自由裁量を許さないのである。これは長期的に考えると、固定レート制をとれば貨幣供給量の自由裁量をあきらめる必要があり、もし自由裁量を維持したければ為替レートの変動を受け入れなければならないジレンマと言い換えることもできる。

以上のジレンマは固定レート制と変動レート制の比較で言い古されたことであり、問題は、貨幣供給の自由裁量と為替レートの安定のどちらが望ましい選択であるかにある。もし、長期的に貨幣がヴェールであり、実質経済変数が貨幣量（実質貨幣量）に依存せず、同じ実質経済変数が長期均衡として実現されるものとすると、その選択は調整プロセスの比較によってなされる。もし調整コストが同じであれば、固定レート制は貨幣の交換におけるわずらわしさが少ないだけ（貨幣の有用性が高い）望ましいものとなる。

固定レート制をとって、各国が外貨準備の増減に応じてそれぞれの通貨供給を増減させれば、支出水準が増減し、物価水準の緩やかな調整をともなって、

均衡化に向かう（安定を仮定）。もし貨幣供給の不胎化がなされると、調整過程は不胎化が続行できない事態になるまで遮断されるが、外貨不足などにより維持できなくなれば調整が強制的に復活される。赤字国と黒字国の間における調整負担の問題は、周知のところである。物価水準の調整よりも支出水準の調整による均衡化プロセスは、Niehans (1984) によって強調されているが、Mundell (1968) でもその重要性が指摘されている。物価面からの調整は、非貿易財と貿易財の相対価格の調整を起点とするもので、物価の調整が小さいことは実物面の調整コストの点からは固定レート制のメリットであろうが、不胎化などで調整が長引き、赤字国に調整の負担が押し付けられるならば、固定レート制における調整コストは無視しえない。

固定レートを採用する場合、為替レートは通貨の相対価格であるので、N国がある場合、N-1国がレートの固定を行えばシステムは機能する。為替レートの固定に金融政策を当てない国は、自由度が高くなる。これは金本位制では見られない非対称性であり、どこがその特別な国となりそこでどのような金融政策を取るかについて議論されなければならない。

変動レート制では、為替レートの変動が調整プロセスの主役となる。為替レートの変化は、通貨の予想収益率を変えることによる資本収支の調整と、交易条件の変化を伴う経常収支の調整を伴って均衡化に向かう（安定を仮定）。貿易収支の調整がなくても外国為替市場は瞬時の資本取引によって均衡化しなければならないので、為替レートの変動は、交易条件が経常収支を通じた効果が時間をかけて働くまでは、オーバーシュートの状況を示す可能性が高い。オーバーシュートはDornbusch (1980) によって新しい形で説明され再注目されることになったが、Mundell (1968) もそれを見逃してはいない。変動レートの場合厄介なことは、為替レートの将来の均衡水準に関する合意がないことから、為替レートの大幅な変化と乱高下と伴うことである。交易条件の変化に伴う調整は、トランシスファーとも解釈できる実質所得の移転（したがってそれに伴う支

出調整) と輸出財と輸入財の相対価格の変化に伴う経常収支の調整が主たるもので、マーシャル＝ラーナー条件がどの程度の時間をかけて成り立つかどうかによって、調整コストが異なってくる。

長期的に貨幣がヴェールでないとし、各国の最適インフレ率が異なるとするとき、各国のインフレ率の選択に自由度を与える変動レート（貨幣供給の自由裁量）の選択にも一理あることになる。インフレ率の上昇が貨幣利子率の上昇を伴うものの、実質利子率は下落させるとすると投資は増加し経済成長にプラスの効果をもたらすと考えることができる。同じ結果は、インフレ率上昇が貨幣から実物資本への蓄積の構成をシフトさせるならば導くことができる。Tobin効果として知られるこの結果は、Mundell (1971) によって強調されている。

しかしながら、インフレ率をいくらでも上昇させればよいのかというと、それはありえない。他方、貨幣の有用性が大きいために、いくらでも貨幣保有が増加させられる流動性トラップの危険とそのデフレ効果は周知のところである。貨幣保有の一定以上の増加にはコストが課せられなければならない。その意味で、緩やかなインフレーションが望ましいとしよう。固定レートとインフレーションは両立できるので、各国共通のインフレ率が採用されれば固定レート制でより高い成長が期待できる。問題は、インフレ率の各国間の差を作るほどに最適なインフレ率に国際間で差があるかどうかである。インフレ率の調整の微妙な綱渡りのコストを考慮すると、各国共通のインフレ率で固定レートを維持する方が望ましいということもできよう。

この点を掘り下げると、共通のインフレ率で合意でき固定レートで結合するのが望ましい地域（通貨圏）と別の共通インフレ率の通貨圏を形成するといった最適通貨圏の問題となる。この問題に対する分析は、Mundell (1968) の大きな貢献のひとつであり、現在ではEUのユーロの実現で注目をあびている。望ましいインフレ率が大きく異なる地域間では、地域間で異なる通貨を使って変動レートによって結ぶことが最適となる。望ましいインフレ率と関係なく、

制度的・政治的理由でインフレ率が決定される場合にも、類似したインフレ率の国の中では固定レート、大きく異なる国の中では変動レートが望ましい。インフレ率の多少の差があっても、貨幣の有用性を高めるために固定レート制（そこではインフレ率は共通となるように協調がなされる）で通貨を結合することが望ましい。

物価の調整が速く、財・サービス市場の価格の国際的裁定が瞬時になされるという極端な状況（短期的にも貨幣がヴェールであるケース）にすると、各国がそれぞれ独自の金融政策によって物価水準を決めると、財・サービスの国際取引の自由化は為替レート（交易条件）を決定することとなり短期的にも自由貿易と固定レート制とは両立しない（これは、次節のトリレンマの状況である：特に耐久財のキャピタル・ゲインあるいはロスを中心に商品裁定を考えれば金融資産の選択状況と同じである）。物価の調整と財・サービス市場の裁定取引にかなりの調整の時間を要するならば、短期的には為替レートを安定化できるであろうが、調整が進む長期にはレートは市場に任せなければならない。もちろん自由貿易を制限すれば、為替レートの安定化はある程度可能である。これについては、ある国の通貨の減価は輸入関税と輸出補助金の結合で達成できることを指摘すれば十分であろう。ジレンマが強調される長期均衡を問題とする裏には、貨幣ヴェール観が成立するための価格調整には時間がかかる（少なくとも国際的調整には）という認識があると考えられる。

3. トリレンマ

財・サービスの国際取引が支配的であり、金融資産の取引が少なくしかも制限されている場合には、前節の長期的な関係で国際金融問題を考察することにも意味がある。しかしながら、金融資産の取引が驚くほど大きな比重を占める現在は、金融政策と物価という長期的なフローの調整側面よりも金融政策と金

利という短期的なストック調整の側面が重要となり、金融資産の間の瞬時とも言える短時間の裁定取引の役割が基本的問題の視角となる。Mundell (1968) は先見的にこの状況の分析をマンデル＝フレミング・モデルで手がけたといえよう。

各国が金融政策の自立性を求めてその国通貨表示の金融資産の利子率を特定な水準に維持しようとすると、異なる通貨の金融資産の代替を通じる裁定取引によって、通貨間の相対価格である為替レートの変化に伴うキャピタル・ゲイン率が決まり、それをもたらすように為替レートが決定される市場圧力が生じる。それに対応するには、変動レート制を探ってレート決定を市場に任せると、あるいは資本取引を制限して裁定条件を特定の為替レートに合ったものにしなければならない。為替レートの固定と金融政策の自立性と資本移動の自由化の3つを同時に求めることは不可能であるという意味でトリレンマと呼ばれる。

固定レート制を探る場合、やはりN-1の問題は残る。金利は金融大国の金融政策の結果に大きく影響されるという意味で、金融小国は大国通貨の金融資産の金利にあわせて金融政策を協調させなければならない。さもなければ、資本取引を規制して裁定を抑制しなければならない。トリレンマを強調するために資本取引は自由であるとしよう。この場合、固定レートでの為替市場の不均衡は活発な資本移動で容易に均衡化されるので、問題は累積される対外債権・債務である。対外債務の水準が大きくなると債務を減少させるために支出を切り詰める圧力と同時に、為替レートの維持に懸念が生じその国の為替リスクが増加し相対的に高金利となる。逆に、対外債権の水準が大きくなる国では通貨価値のキャピタル・ゲイン予想が込められて低金利で均衡化すると同時に、債権の増加を調整する支出拡大圧力が生じる。低金利債権国では支出が増加し、高金利債務国では支出が減少して調整が進み、これが長期的な均衡化（体系が安定であれば）へと向かわせるであろう。

変動レート制では、各国は金融政策の裁量により金利を自由に選び、その結

果為替レートはその金利差を相殺する方向に調整される。金利水準の違いと為替レートの調整は、それぞれの国における支出の調整を通して長期均衡（体系が安定であれば）へと向かわせるであろう。変動レート制と固定レート制の選択はやはり調整プロセスの比較となる。資本移動による対外債権・債務の累積の非対称性による支出調整と潜在的為替リスクプレミアムから生じた金利差の許容から生じる調整が固定レート制で生じる。為替レートの変化に伴う債権・債務の実質値の変化に応じた支出調整と為替レートのキャピタル・ゲイン・ロス率の非対称性による金利差の許容から生じる調整が変動レート制で生じる。それらの比較である。固定レートでは国際貸借の累積を通じたゆっくりした調整が予想され、変動レートでは為替レートのオーバーシュートによる急速で過剰な調整が予想される。これらの実物経済に対するディストーションは評価が難しいが、ここでも固定レート制における貨幣の有用性の利益は過小評価すべきではない。

固定レート制は類似の金利水準を望む国間で採られ、変動レート制は異なった金利をのぞむ国・地域の間で選択されるべきであるといえよう。最適通貨圏の議論がここでもあてはまる。もちろん金利は貯蓄と投資を通して経済成長に影響する。金利を低く抑圧すると貯蓄が抑えられ結果的に投資が抑えられる事にもなる。金利が高すぎると投資が抑えられることになる（McKinnon-Shawの金融抑圧からの開放が経済成長にプラスとなるという議論とも関連するが、それはむしろ経済発展段階との関連で考察すべきと考える）。各国はそれぞれの望ましい金利水準を実現したいであろうが、同時に国際的金融市场と調和する金利でなければならない。変動レート制で為替リスクが常に考慮される場合と、固定レート制がスムーズに運行していて為替リスクが非常に小さい場合は、国際的な金融資産の取引の容易さが異なる。貨幣の有用性と同様に、金融資産の有用性も固定レート制で高まる。しかし、固定レート制がスムーズに運行するには各国の金融政策の協調が必要であり、調整コストの公正な負担メカ

ニズムが求められよう。

固定レート制を維持するために資本移動を規制するとか、変動レート制を採れば資本移動の規制は必要ないという議論は、必ずしも有益でない。為替レート・システムとのジレンマとは別に、資本移動の規制の是非について論じられなければならない。

4. 金融市場の特殊性

金融市場は市場メカニズムが完全に働かない、自己実現的バブルが発生する、複数均衡が生じ不安定となる状況が発生する、という意味で多くの安全弁と効率化のための制度的規制・補助を必要とする。

資金の提供者から資金の需要者に直接間接に金融市場を通じて資金が流れる。そのとき、取引は一時点では完結せず、取引がもたらす収益の実現には時間と一緒に、将来の収益に対する不確実性が常に存在する。もちろん周知のようにリスク転化・削減のための金融派生商品の開発が進んでいるが、マクロ的にはプールされても残るリスクは誰かが負担しなければならない。不確実性は情報の非対称性によって市場メカニズムを歪める。金融資産は相互に代替的なものが多く、そのリスクを考慮した収益率は、相互に矛盾の無い関係に設定されなければならない。ある資産の収益率が上がると他の資産の収益率も上がらなければバランスが保てない。多くの場合、収益率を上げるためににはいったんその資産の価格がジャンプして低下し、徐々に上昇するキャピタル・ゲイン予想が生まれなければならない。特定のキャピタル・ゲイン率は現在価格に伴って予想将来価格が調整されるのであれば、現在価格がどの水準から出発しても作り出すことができ、それらの価格がどの水準でなければならぬかはある程度時間が立たなければ判断できない。バブルに乗る可能性が常にある。金融市場は、市場心理によって大きく乱れる。いったん楽観ムードがでるとその状況での均

衡（安定であれば）に向かい、いったん悲観ムードが定着するとその状況での均衡（安定であれば）に向かう。市場心理はファンダメンタルズと離れる事が多く、投機アタックでファンダメンタルズ自体が動いてしまう事も多い（その意味で本当のファンダメンタルズは何か問題である）。将来予想に基づいて資産価値が決まる金融市場では、安定を確保することは困難である。金融市場のセイフティ・ネットが必要である。

金融市場（特に金融仲介市場）は情報の非対称性の存在によって成り立っている。低利で資金を手に入れ高利で運用しなければならないので、資金を需要する場合は有利な借入れ先がいくらでもあるかのように、そして資金を供給する場合は他に有利な運用先が多くあるかのように情報を操作する。資金を貸し付ける場合、貸し手は借り手のリスクが高いと主張し、借り手は自分のリスクが小さいと主張し、そのために相互に自分が有利となる情報を開示する。相対売買では常に売買の戦略が重要となる。お互いに情報を開示することでこの問題が解決できるわけでは無い。情報そのものが商品である場合など、開示すると商品価値を失う場合もあるからである。この場合でも、一般的な情報によって、情報格差をある程度縮めることは可能であり、市場メカニズムを活用する場合にはそれは必要なことである。特に国際間の情報の非対称性は国際的な情報提供の機関によって埋められなければならない。各国政府のマクロ経済統計の公表だけでは不十分で、ミクロデータについても国際的組織による収集・開示が必要である。ミクロ個別情報については、情報提供によって情報の非対称性を減じるよりも、非対称性によって生じるコストを最小にするメカニズムの開発が必要である。大数の原理によってリスクをプールできるのであれば、公的機関がある程度の保険機構を提供することが可能となろう。

自己実現的バブルは繰り返し生じている。大きなバブルもあればバブルと呼べないほどの場合もあり、国際通貨市場はその歴史でもある。為替レートなどの金融資産の価格は、過去の履歴でなく将来予想によって決まる。為替レート

の変化によって例えば5%のキャピタル・ゲインを生む状態で均衡することが分かったとして、将来の一時点における為替レートがわからなければ現在どの水準から出発しなければならないか決定できない。将来の為替レートはわからない。多くの予想が集計されて決まるもので、その予想は情報の変化で大きく変動する。自己実現的バブルに入ると、バブルにあることに気づくことが難しく、かなり後になって気づいたときには修正に大きなコストを払わなければならぬことが多い。たとえ早く気づいても正確にどのように修正すべきか分からぬことが多いし、多くの人が気づくまで修正も不可能である。過去の履歴に現在の価格が影響され、ファンダメンタルのはっきりしている市場はバブルに陥りにくいが、金融市場はバブルを免れることができない。

そのための対策として、情報開示のレベルを上げること、予想（アンケート）統計的収集開示と、投機に対して一時的に厳しい規制をゆるす安全弁のシステム化が考えられる。リスクのあるところが自ら情報開示するインセンティブをうまく活用する必要がある。必要最小限の情報開示は法的システムとして設ければよいが、良い情報をもったところはそれ以上の情報を積極的に開示することで、たとえば株価や資金調達コストなどで有利な状況を獲得できれば、情報開示は進むであろう。逆に悪い情報を早めに開示することで、傷口が大きくなる前に対処すべき状況作りを容易にすることが求められるであろう。バブルは、将来予想を実際の取引の中で改定するプロセスで生じてくる。ファンダメンタルズに適応した予想形成を助けるために、実際の取引と関係なく予想（アンケート）情報だけの交換が公開で行われれば、バブルへのチェックが早めになされることになる。経済指数に対する将来予想（アンケート）データを責任をもって公開することは重要であり、各企業のミクロデータの予想についての情報はさらに有用であろう。投機アタックに対しては、市場を一時的にコントロールして、投機の利益を生じさせないシステムが必要となるが、市場の安定化的投機と破壊的投機を判断することは難しい。

国際金融市场では、流動資金が過剰ともいえる状況にあり、金融派生商品の開発で大きな金額の取引が容易となっている。そのためいったん為替投機などが生じると、一国の政府では到底支えきれないアタックとなり、投機者に利益を与えててしまうだけでなく、アタックを受けた国の経済被害は過大なものとなる。それに応じて、その国の経済的ファンダメンタルズは大きく変化し、そのことによって、さらなる投機も生じることになる。投機が投機を呼ぶことはその国に限られない。金融の相互依存が高まっている状況では、他の国に飛び火し世界システム全体が揺らぐことにもなる。

その対策はシステムをシンプルにして、安定的な政策ルールを明示的のことである。財・サービスの価格が市場の需給によって決まる場合、供給サイドは生産コスト・需要サイドは消費効用といった実物経済によって支配されるので、実物経済が極端な不安定性を示さない限り、市場メカニズムが大きな不安定性を継続することは無いと考えられる。ちょっとした非線形関係が、カオス状況をもたらすことは十分考えられるが、実物経済の動きを把握すれば、対策は困難ではないと考えられる。Mundell (1968) は政策の安定的分担として目標と手段の関係から、「有効市場区分の原理」の重要性を指摘した。しかしながら金融資産の場合は、実物経済の需要・供給は、将来予想によって大きく変化し、市場取引が予想に影響するので非線形関係は当然のこととして存在し、カオス状況が生じるだけでなく、それが生じた場合に実物経済からのアンカーレス止めは利かない。Mundell (1968) は為替危機のコスト、危機問題の重要性を強調している。

国際金融市场の不安定性は、資本移動の自由化によって助長されていることは確かである。しかしながら、だから規制しなければならないことにはならない。株式市場で自由な取引が市場の不安定性を助長することがあっても規制が望ましくないのと同様である。資本の効率的な利用が必要とされるならば、それと矛盾する資本移動の規制はすべきでない。規制がなければ、市場メカニズム

ムがうまく働くか、資本の効率的利用が困難となるケースでは、その限りで規制が認められる。

前述のように、市場メカニズムがうまく働く場合としては、情報の非対称性による市場の失敗と市場の不安定性と非線形からもたらされるカオスの出現が考えられる。これらは、資本移動が自由であるから生じるのではなく、情報と将来予想に基づく市場であるところから生じる。たしかに、規制の無い市場はこの望ましくない特質を発現しやすくするかもしれないが、同じような状況で市場メカニズムがうまく働く場合と働くかない場合があり、その見極めが困難であることにむしろ問題がある。市場メカニズムが働くかどうか予知できないとすれば、規制によって市場メカニズムを抑えるよりも、働くなくなった場合に速やかに市場を立て直す処理システムを組み込むことが効率的であると考える。

5. 国際金融システム

アジア通貨危機は、21世紀型危機を警告したものとして捉えられている。通貨・金融市場の不安定性から生じる世界的経済危機の可能性が現実味をもって体験されたのである。東アジアの経済発展のブームは、短期資金の過剰な流入を生み、ちょっとした経済政策のミスと国際情勢の変化に対して投機アタックを生むことになり、短期資本の急速な流出から実物経済を破壊することとなつた。金融制度の発展と規制緩和がはたしてどの程度必要であるのか、特に発展途上国の発展レベルに合わせた金融システムの構築としてどのように考えたらよいのか改めて問われている。また、財・サービス市場の効率的な市場規模は、一国を超えているが世界単一市場を要求するほどにグローバルではない。しかし着実にその最適規模は拡大し、自由貿易地域を形成して市場規模を拡大しなければ企業活動の効率化が望めない状況に来ている。金融市場はそれよりもは

るかにグローバルな市場を要求し、最適通貨圏はひとつではないとしてもあまり多くない状況に近い。

アジア通貨危機は多くの国際金融問題を浮き彫りにした。ひとつは発展途上国の資本移動の自由化がはたして優先すべき目標であるべきかどうか、金融システムの規制緩和を早めるべきかどうかである。アジア通貨危機と資本移動の自由化については井川（1999）を参照していただきたいが、短期資本移動の不安定性に関する油断が今回のアジア通貨金融危機を加速したことは間違いない。たとえ先進国であっても、景気拡大・価格上昇予想に基づくバブルがいったん始まると、どの時点で修正に入るべきかを見極めるのは難しい。金融システムが行き詰まり実体経済に大きな打撃が生じた時点で、金融システムを立て直すことは容易でない。荒療法はさらに実物経済に負担をかけ、他方、時間をかける改革では市場からの圧力を抑えきれない。金融に対する知識と危機における制御体制が十分準備されていなければ、資本移動の自由化を行う場合には、安全第一主義的な規制を行うことが必要である。危機に対しては、一国だけで対処することはできないばかりか、知識と経験および経済力に乏しい国家の力では最後のよりどころとなれない。世界的な最後の貸し手をバックにした早急な対応が必要である。その点で、アジア通貨危機は、世界金融システムのセイフティ・ネットの構築の必要を明確にした。

世界的なセイフティ・ネットの構築にすがるだけでなく、各国は自主的な金融システムを運営する限り、自らを守ることが必要である。ここでは、経済発展の段階に応じた金融システムの発展が必要となる。製造業における知識・技術格差は途上国の製造業の比較優位と国際分業を決定する。それ以上の市場競争圧力を受けながら、金融業における知識・技術の差に応じた国際的な比較優位と分業が求められる。金融業では最新の知識・技術が特に重要であり、そうでない知識・技術は役に立たないばかりかマイナスに働くことにもなる。したがって、金融業を自由競争に任せると、先進国の金融システムに組み込まれて

しまう。金融システムの自立性を求める国民国家では、発展段階が低い場合もとより、かなり経済発展が進んだ経済状態であっても、国内金融業の保護・規制がなされるのが通常である。財・サービスの場合には品質と価格でかなりの部分が処理できるが、金融資産の場合には、評価の根拠とすべきものがはっきりしないので、一度危機に陥ると対処が困難となる。国内金融を規制で保護しないで国際競争を行うためには、社会的な資本も含めて非常に大きな金融システムのセットアップ・コストが必要である。実物経済の大きさに比してあまりに大きな金融システム構築への投資が必要であり、発展途上国は知識・資金面でその余裕が無いばかりでなく、その必要もないであろう。選択の結果、実物面の強化が優先されるであろう。その意味で、経済発展段階に応じた金融市场の規制は金融の自立を求める限り当然と考えられる。McKinnon-Shawの金融抑圧論は、IMFの金融の規制緩和・自由化の論理的基礎にもなっているが、各国が自国経済の自立を求める程度が高いのであれば、経済発展段階と各国の経済環境・知識技術レベルに応じた規制緩和・自由化があつてしかるべきと考える。ASEAN（特にフィリピン、タイ）の開発金融を論じた奥田（2000）の議論は興味深い。

しかしながら、各国が金融の自立を求ることは必ずしも賢明ではなく、金融のグローバル化の中でいきなり国際システムのネットワークに組み込まれる選択のメリットも小さくない。ユーロの出現は各国の金融の自立に対する考え方を大きく変えているといえよう。独自の通貨・金融政策に固守して、小国の通貨が変動レートを採用すると、その貨幣の有用性は小さいものとなる。貨幣は規模の経済性の働く最もたるものひとつである。その貨幣の有用性を犠牲にして小国が独自の貨幣・金融政策を求めるメリットはあまり大きくはない。長期的に貨幣がヴェールであるならば、メリットは短期的な安定化政策が可能となることに限られ、別の政策手段によって処理する可能性が無い場合は別にして、それをあまり重視する必要は無い。貨幣がヴェールで無いとしても、最適

なインフレ率や最適な金利について単独のレートを選ばなければならないほど他の多くの国からかけ離れた水準を目標にすべき特殊な国はないであろう。特に、国際的な相互依存が高まり、いろいろな面での裁定が進む状況では1国の特殊性は小さくなっている。したがって、最適通貨圏はかなり大きな範囲となっていると考えられる。その1つの顕れがEUにおけるユーロの出現である。

ドルとユーロという大きな通貨圏ができた段階では、残された問題はアジアの経済圏で通貨圏を形成すべきかどうかであろう。通貨圏を形成すると、その内部の部分地域の経済目標に違いがあるとき、全体的・画一的な金融政策ではその個別の対応ができない。この意味で、アジアがドル圏やユーロ圏に入ってしまうとアメリカやヨーロッパを優先する政策に甘んじなければならないことになる。アジアにはいろいろな発展段階と経済形態の異なる国々が存在するが、それらすべての国を変動レートで結合することはグローバルな通貨統合の動きに反する。アジアにおける各国間の差異はユーロ圏やドル圏における差異に比してそれほど大きくないと見ることも可能であり、アジアのなかでコアとなる国家間で通貨圏を形成することは可能であろう。その場合、APECが緩やかな経済協力から出発して次第に統合の程度を高めている実績は、通貨統合について指針となるであろう。契約を優先させ、論理的な合意に基づくユーロ圏の形成とは違う形態での、通貨圏の形成が模索される必要があると考える。

Mundell (1968) は労働の移動性によって通貨圏を形成する基準を示したが、技術進歩は人間の移動なしで労働サービスの国際的提供を可能にさせてきている。資本サービス・労働サービスの国際移動が自由になれば、グローバルな通貨圏が最適となる。ヨーロッパ・アメリカとは異なるアイデンティティがアジアに存在するすれば、世界通貨に向かう過程で、弾力的なアジア通貨圏を形成して金融の自立性の一部をアジアに残す必要があろう。

参考文献

- 井川一宏「国際資本移動の自由化：アジア通貨・金融危機からの学習」『世界経済評論』
Vol.43, No.6, 1999年6月
奥田英信『ASEANの金融システム：直接投資と開発金融』東洋経済新報社, 2000年6月
S.フィッシャー他著, 岩本武和監訳『IMF資本自由化論争』岩波書店, 1999年9月
Dornbusch, R. *Open Economy Macro-economics*, Basic Books, Inc. USA, 1980
(大山・堀内・米沢訳『国際マクロ経済学』文眞堂, 1984年3月)
Fry, M. J. *Money, Interest, and Banking in Economic Development*, 2nd Edition, Baltimore
& London, The Johns Hopkins University Press, 1995
Meade, J. E. *The Balance of Payments*, London, Oxford University Press, 1951
Meade, J. E. *The Balance of Payments. Mathematical Supplement*, London, Oxford
University Press, 1951
Mundell, R. A. *International Economics*, New York, Macmillan, 1968
(渡辺・箱木・井川訳『〔新版〕国際経済学』ダイヤモンド社, 2000年8月)
Mundell, R. A. *Monetary Theory: Inflation, Interest, and Growth in the World Economy*,
California, Goodyear Publishing Company, 1971
(柴田裕訳『〔新版〕マンデル貨幣理論』ダイヤモンド社, 2000年7月)
Niehans, J. *International Monetary Economics*, Baltimore & London, The Johns Hopkins
University Press, 1984
(天野・井川・出井訳『国際金融のマクロ経済学』東京大学出版会, 1986年1月)
〔本章は「国際経済の貨幣的視座：予備的分析」『経済経営研究（年報）』第50号, 2000,
を加筆修正したものである。〕

第8章 グローバル化と資本移動

1. はじめに

財・サービスの国際的取引が活発化し、直接投資などによる企業の活動は、実物経済面におけるグローバル化をおしそうめているが、為替レートの変動はそれに対する障害となっている。すでにグローバル化している金融資産の国際取引は、特に短期資金の急激な流入出によって生じる通貨危機を生み出すほど大きなものとなっている。やはり為替レートの不稳定性が危機を生み出す原因の主たるものであり、固定レート制、変動レート制あるいはその折衷的なものではその原因に対処できず、問題を根本的に解決するには世界単一通貨システムの創設を考えなければならない。

本章の目的は、実物経済のグローバル化と金融のグローバル化の中で、固定レート制と変動レート制の選択を資本移動の視点から検討することにある。

商品貿易の成長は経済全体の成長率を上回っている。経済成長と同時に、財の生産の国際分業が進展していて、市場の拡大が分業レベルを進展させ、分業レベルの進展が市場の拡大を生み出すというアダムスミス的収穫遞増が働いている。90年代のサービス貿易の成長は各国のサービス自由化の歩調によって波があるが、平均すると商品貿易と同程度に成長している。直接投資の拡大は、大きな多国籍企業の国際的戦略だけでなく、中小の優良企業や中間財・部品企業の国際的戦略に支えられていては、経済主体から見たグローバル化の核となっている。このことと為替リスクについては、次節で論じられる。

国際的な実物経済取引は、金融取引によってサポートされている。上記のグローバル化によって、貿易金融・投資金融も拡大し、短期的資金繰りだけでな

く中・長期の大型資金繰りやプロジェクト・ファイナンスが拡大している。経済発展・開発のための資金移動である開発金融は、国際機関や政府援助といった公的なものから、民間銀行を通じた金融に拡大シフトしてきている。貯蓄の海外投資である資本移動としての直接投資・間接投資はグローバル化を支える柱の一つである。海外投資フローは累積ストックとして拡大し、ストックのポートフォリオは為替リスクとの関連で大きな関心事となっている（第3節）。

金融のグローバル化は、国際資本市場の発展によって、実物経済と分離されつつ独自に拡大しつづけている。実物取引をファイナンスする役割が相対的に低下し、金融取引のための金融取引が活発となり、このことが金融資本市場の不安定性を顕在化させ、金融不安が実物経済の混乱をもたらす事態を生み出している。第4節では、国際金融市场の不安定性に対処するシステムとして、固定レート制と変動レート制の優劣を論じる。

最後の節では、世界単一通貨システムを目指すことの必要性と、その実現可能性について論じる。変動レート制における為替リスクが実物経済の国際取引を縮小させることは否めず、固定レート制は投機アタックの対象とされるので、そのためのコストがあまり変わらなければ、国際決済システムとしては世界単一通貨が望ましい。それにいたるプロセスの選択も議論を呼ぶところである。

2. 貿易・投資のグローバル化

GATTからWTOへの変遷の中で、貿易自由化が大きく進展したことと共に、技術革新は大量・敏速・安全・多様な輸送手段と通信・情報処理ネットワークの形成、さらには製品の軽薄短小化を可能にし、国際的商品貿易を飛躍的に拡大させた。IMF変遷の大きな契機となったアジャスタブル・ペッグ（固定レート制）から主要国間変動レート制への移行も、これ自体が世界貿易の拡大を減速させたかどうか確かでない。しかしながら、第2次大戦後の混乱の後、先進

国がそれぞれの通貨価値をドルと固定することを重視して実質的に固定レート制を採用し、これが貿易取引の拡大を促進したことは確かである。さらに、多くの途上国が独立国家として誕生し、それぞれの通貨価値をアメリカ・ドルに固定し国際的に認可される努力を通じて貿易取引を円滑化した。途上国の通貨政策は、政治基盤が弱いこともあって、固定レートの維持が困難となることもあったが、はじめから変動レートで参加すればリスクが大きく、国際取引は円滑に進まなかつたと考えられる。通貨がある程度信認されるまでの期間、信認済みの通貨にペッグする必要があったであろう。いずれにしても固定レート制は貿易のグローバル化に貢献したと考えられる。

固定レート制における通貨投機は一方的で大きい。貿易収支の赤字が持続すれば対外支払いができなくなるが、それ以前に外貨準備が危ぶまれる段階で平価切り下げが問題となる。あまりに容易に大きく切り下げる、その時点での為替レートは信頼されるとしても、通貨価値に対するその後の信認が得にくくなる。十分な切り下げを躊躇すると、さらに投機アタックが継続して、やはり通貨不安が招かれる。固定レートで通貨不安が問題になり始めると、為替リスクが一方向的に大きくなり、貿易取引が困難となる。変動レートでは、為替レートの変動は常時であり、リスクをカバーするのが当然のこととされる。取引が成立した後に別の取引を組むことでリスクをある程度逃れることができる。しかし、取引のタイミングが適正であったかどうかについて、そのタイミングの不適正をカバーすることはできない。変動レートでは取引のタイミングが重要であり、リスク回避的な行動は貿易取引の縮小につながる。経験的に、為替の変動は予想以上に大きく、金利変動などのリスクを相対的に小さく感じさせるほどである。これらの意味で、変動レート制における為替リスクは無視し得ないどころか決定的な影響をもつ。そのようなシステムが現在選択されているのは、すぐにベターなシステムに移行する合意が形成できないからである。

サービス貿易はサービスの性質上グローバル化は波状的である。商品と同じ

ように時間と空間を離れて取引されるサービスや、商品貿易に伴うサービスの取引は、経済成長・発展に対応した国際分業の進展によって拡大する。しかしながら、典型的なサービスは、その生産と消費に関して時間的空間的一致を求められるものが多い。海外旅行は人の移動を伴い、海外のネットワークを使って、海外でのサービス生産と消費がなされる。知識サービスに対する取引は、有形のモノの形態をとることもあれば、無形でヒトを介して提供されることもある。技術革新は、輸送と海外旅行を容易とし、情報通信技術をつかったサービス取引を増加させる。この情報通信サービスではネットワークを基礎とした規模の経済が顕著であり、そのために技術的な標準化が求められ、しばしば通信事業などへの直接的な国際参入の圧力にさらされる。国際的な直接参入がサービス自由化の名のもとに開放されると、サービス貿易は大幅に拡張する。知的所有権の取引については、研究開発の成功が確率的であり、研究成果の利用が状況依存的であるので、この面でのサービス取引は一様でなく、波状的に拡大している。また知識は使うことで消耗されるのではなく、広くもれることで経済価値を下げる所以で、いかにして内部にキープしながら利益に結びつけるか重要なである。もちろん、学習効果も大きく、その計画的活用も重要である。

サービス貿易における為替リスクは、商品貿易ほど阻害的ではないであろう。商品貿易と同様な形態での取引については商品貿易で論じた為替リスクが生じる。しかし、サービスについての国際的市場は少なく、多くの場合相対取引がなされ、その中で為替リスクも相対で対応できるであろう。また、直接投資をともなうサービス業の相互乗り入れなどで、国際収支上では国内取引となる部分が増加する所以で、経済的な為替リスク対策は相対的に神經質にならなくて良いことになろう。

直接投資の拡大は、企業活動に対して国境を低くすることを要求し、また企業組織内の取引を活用して国境障壁を事実上低めることを可能とする。為替レートによって海外直接投資が影響されるかどうかについては、理論的分析はあま

り進んでいない。為替レートの減価は直接投資の流入を促進し流出を抑制する、その増価は流出を促進し流入を抑制すると言うのが通常の見方である。これは、1985年プラザ合意以降の急激な円高に対して、日本からアジアに直接投資が急増し、その後のさらなる円高によって、90年代には主要製造企業だけでなくその系列部品企業も伴って海外進出したことによっても裏付けられている。技術革新は規模の経済と範囲の経済の活用を必要とさせ、またそれを可能とする方向に状況を変化させ、企業の最適な活動範囲をグローバル化し、巨大企業同士のM&Aも活発化している。

同じ企業内あるいは密接に連携する企業間の国際取引に関して、トランسفر・プライシングの問題が早くから提起されていた。貿易金融に関しても、親会社・子会社間の国際取引に関しては為替リスクを回避する操作は、集中的・効率的になされている。多くの取引をまとめて受取と支払を相殺し、内部で金融することが可能となっている。大型の国際的M&Aは企業の金融力を増大させ、企業自らによる為替リスク対策を可能としている。ドル・ユーロの2大通貨間の為替レートについて安定化が図られれば、ヨーロッパ・アメリカを中心とした地域において為替リスクは大幅に縮小される状況にある。もしアジアに為替レートの安定がもたらされれば、国際企業にとって為替リスク対策はさらに容易となるであろう。

3. 貯蓄・投資と資本移動

海外直接投資や企業の国際活動の拡大は、それに伴う国際的な財・サービス取引を変化させる。大型のプラントや技術の集約された機械などの国際取引は、金融を大型化・長期化させる。また、単一の商品だけではなく複合的な商品を一括した形で国際取引することも必要となり、輸出入業や輸出入金融をも複合的なものにしている。また、商品貿易に関しても、最終需要が多品種少量型と

なり、輸出入の扱いも規模の経済だけでなく範囲の経済を考慮したものになる。金融も規模の経済・範囲の経済をもって対応させなければ効率的でなくなる。この点での国際取引の多様化に伴う金融活動の多様化は国際金融技術の発達を促しているが、国際金融の大きな変革は、むしろ国際投資の増大とその累積によって推し進められている。

国内の貯蓄・投資のギャップは、経常収支とそれに対応する資本収支に現れる。資本収支の中は、直接投資・間接投資などであり、それは金融資産のネットの国際取引である。おおむね経済発展の段階に応じて、先進国から途上国に国際的な資本の流れが生じる。先進国は平均して貯蓄率が高く、途上国は貯蓄の余裕に問題がある。先進国では新たな技術革新がなければ国内の投資機会が小さくなり、途上国ではキャッチ・アップ投資がかなり継続的に生じるうえに、発展に対する政府主導の政策が投資促進的であるからである。フローの貯蓄・投資の累積が資本ストック・金融資産ストックとなり、ストックがあまりに大きくなるとその動きがフローに影響することとなる。

先進国から途上国に対する資金の流れは、1960年代までの公的（政府・国際機関）資金から、70年代には民間資金に比重を移し、民間資金も70年代の銀行融資から90年代には直接投資・証券投資へと比重が推移している。70年代は石油危機により先進国政府がstagflationで困難な中、オイルドラーの還流の形態として、ユーロ銀行から途上国への貸出しが活発化したのである。90年代は円高による輸出競争力低下を克服するため日本は東アジアに直接投資を行い、移行経済への資本移動も拡大し、他方で債券・株式市場が国際化され間接金融から直接金融にシフトすることが可能となった。

資金の国際的な流れは先進国から途上国へと限られていない。1980年代前半のアメリカの高金利は債務累積による途上国への資金フローをストップするだけでなく資金の逆流をもたらし、2回のオイル危機後の景気低迷により投資先の狭まつた他の先進国からアメリカへと資金を移動させた。アメリカの高金利・

ドル高を伴う双子の赤字が世界経済の不安定要因になったことは記憶に新しい。90年代後半のアメリカへの資金流入は、IT革命の覇者であるアメリカに対する期待もあるが、バブル経済の崩壊に対処する日本経済の低迷、さらには移行経済の期待がさめ、同時にアジア通貨危機によるアジア投資が逆流したことによるものである。ユーロ安はヨーロッパからアメリカへの投資によるものとされている。日本・ヨーロッパ・アメリカの間の資金フローは、それらの経済規模からして当然大きなものである。特に相互交流のバランスが崩れると、一方的で大きな資金の流れとなる。

富の蓄積と効率的運用は、実物資産・金融資産のポートフォリオ選択を必要とさせる。国際的なポートフォリオにおいて、為替レートは重要な決定因となる。実物資本移動において、資本は限界生産力の低いところから高いところに動くかのごとく便宜的に説明されることが多いが、実際は限界生産力の高いところでは投資が進み、低いところでは減価償却のままにまかされると理解することができる。そうだとすれば、為替レートに関しては、増価国では貨幣の購買力の増加で海外投資が増加し減価国では対外投資が減少すると考えられるので、限界生産力の高い国における投資は為替レート増価国からの資金でファイナンスされ、限界生産力の低い国の負の投資は為替レートの減価国の資金引き上げを伴うと理解できる。この点に関してはNiehans (1984) を参照。

同じことは、金融資産の国際取引によって、通貨単位あたりのリスク調整後の収益率がどの国の金融資産に投資されても同じであるようにポートフォリオがなされることで説明できる。資本の限界生産力の高い国では資本の所有権の市場価格が高くなり、限界生産力の低い国では市場価格が低くなる。したがって収益率は（リスクを調整すれば）等しくなる。この考え方は、国債などの純粋な金融資産についても適用できる。国債のその国の通貨での収益率（金利）が各国で異なっている場合、為替レートが固定されていれば、金利の低い国の国債から高い国の国債に資産のリシャッフルが進み、国債価格が調整されて

(リスク調整済みの) 金利は等しくなる。為替レートを固定すれば大量の資金移動があるということではなく、国債の価格調整がすばやくなされれば金利の調整はほとんど瞬時になされることになる。他方、変動レートの場合、為替レートの調整で各国の国債間の収益率における調整の多くがなされる。金融資産の国際的リシャッフルは通貨の売買を伴う。日本の国債からアメリカの国債にシフトすると、円売りドル買いによるドル増値がもたらされる。ドル増値はドル資産を購入するコストの増加となり、予想の弾力性が1より小であるならば予想キャピタル・ゲインの減少につながる。しかし、為替レートはポートフォリオ調整を円滑にするとは限らない。市場が安定的であれば円滑化に役立つであろうが、予想の弾力性が1より大きくなったり、投機が投機を呼ぶなどの異常事態も稀ではない。

各国政府も対外資産を保有して、国際決済の安定化に努める。為替レートを安定化する場合は当然外貨準備を必要とする。変動レート制を採用していても、なるべく為替レートの変動をスムーズにしたいという政策的配慮から、また緊急の場合にそなえて外貨（外貨資産）を蓄積している。その国の銀行システムの安定に配慮して、外貨での流動性不足に対処しなければならないことが生じるからである。いずれにしても、準備通貨として外貨を保有する場合、その価値の維持に対して敏感となる。このことは、政府に限ったことではない。民間も資産の多様化と取引の便宜のために、外貨資産を蓄積している。日本は、ドルの減価によってかつて1ドル360円で蓄積した資産が、1ドル100円を割る事態にもなり、そのロスは非常に大きい。

資産の蓄積でなく、負債の蓄積についても、為替レートは重要である。機軸通貨国であるアメリカは外国からの債務をドル建てで行い、国としての債務返済が不可能となることはない。ユーロについても、もしユーロ国がユーロ建てで借入を行った場合、ユーロ圏として返済が不可能となることはない。しかし外貨で借入を行わなければならない国は、返済のための配慮が必要となる。為

替レートが減価すれば、外貨建ての負債はその国の通貨で止めども無く拡大する可能性があり、返済不能となる危険は常に存在する。国際金融システムを再構築する場合、為替レートの安定化だけでなく、基軸通貨・決済通貨としての役割を得た通貨とそうでない通貨の有利・不利を考慮しなければならない。

4. 資本移動と為替レート

経常収支に対する資本収支は資本移動のネットフローであるが、対内株式の取得・処分や対外株式の取得・処分の大きさとそれらのネット取引の大きさを比べるとそれぞれ約5倍ほどグロスが大きく、さらに株式の国際売買のネットは小さくなるので、経常収支にくらべてグロスの資本取引は格段に大きい。さらに、長期貸付・借入に比べて短期貸付・借入は1桁・2桁金額が大きく、それらの流出・流入の方向は変化が激しく、長期と短期で動きが逆になることもある。いずれにしても、グロスの資本移動は金額的に大きく、その流入・流出の方向転換も激しく、特に短期資金の動きは活発である。

リスクを考慮した金融資産の予想收益率を比較しながら、資金を国際的に移動させながらポートフォリオは組替えられる。円資産・ドル資産の收益率をそれぞれの通貨で考えると收益率の変動はそれほど大きくないとしても、異なる通貨で考えると非常に大きい。これは為替レートの変動が急速であり、收益率として例えば年率で考えると、金利などの変動に比して極端に大きな値となる状況がしばしば生じていることを示す。

各国通貨表示の債券のその通貨での金利（收益率）について、金融政策の対応や多様な競争的金融資産の存在などから、その変動は極端に大きなものとなる。インフレーションが進む国における高金利も実質で考えると余り大きな変動は通常生じない。各国の株価の変動はいくらか大きい。実際には株価の乱高下を年率のキャピタル・ゲイン率あるいはキャピタル・ロス率に直すと、

金利変動に比して非常に大きい。しかし株価に関しては、情報開示により企業のファンダメンタルズがかなり明確であり、個別企業に関する評価の変動であり、株価全体の乱高下につながる危機が存在する場合は株式市場の特性として対処しなくてはならないものの、むしろ変動があることが市場参加者の前提であり容認されている。

同様に、為替レートの変動によるキャピタル・ゲイン率は金利にくらべて非常に大きい。為替レートの予想に関しては、マクロ経済政策の効果だけでなくその予測や経済変動に関するニュースとその予測など多くの情報に依存しながらしかも単純な予測変更が大きな為替レート変動を生み出す結果となる。大量の短期資金がいつでもリシャッフルできる状況にあるので、小さなショックが通貨危機につながることもある。為替レートのオーバーシュートは、資産価格の調整としてどこでも起こることであり、調整メカニズムとして機能するため必要である。しかし、問題はそれが過度のオーバーシュートにつながりがちである点にある。

為替レートに関してファンダメンタルズから決まるであろうレートを予想することは容易ではない。購買力平価はそのレートを考える重要な指標であるが、長期的な均衡を予想すること、過去のどこかの時点での均衡レートにあったかどうか確定できないなどの点から、どのレートがファンダメンタルズとコンシスティントかどうか確信が持てない。為替レートの振れが大きい場合に、多くの市場参加者が予想するレートが一致する可能性は小さく、一方的な雪崩現象でオーバーシュートが進むことが多い。予想とその実現が不安定な予想に導く。金利裁定とコンシスティントなレートの変化率からは、レートの水準を固定することができない。国際資金移動における為替レートの変化予想は収益率に大きく影響する可能性があり、為替レートの変動が通貨危機、さらには金融危機をもたらす原因となる点に留意する必要がある。

為替レートのオーバーシュートは短期資金の移動によってもたらされる。短

短期資金はその流入と流失の逆転が短期間に起こって、注意を怠ると実物経済に大きな打撃を与えることが知られている。アジア危機の場合でも、アジアの奇跡的成長が短期資金の過剰な流入を呼び、そのバブル修正が過剰な流出を呼んでしまった。予想が自己実現的なものとなってバブルに突入することは、ファンダメンタルズがはつきりしない資産価格を投機の対象とするときに起こりやすい。そればかりか、バブルと気がつくのに時間がかかり、行き過ぎの修正も大幅となる。このバブルと大幅な修正は実物経済の循環と合わさる悪循環となる。実物経済が悪化するとファンダメンタルズが悪化するので、資産価格の調整が大幅となる。そのことが更なる実物経済の悪化と資産価格の調整へと導くのである。実物経済を先取りした短期資金の動きが実際に実物経済をその方向に導いてしまい、格付けなどの変更を伴うと、格付けの悪化が更なる実際の悪化に導く現象がもたらされる。

短期資金移動は、最初の段階では安定の範囲にある場合でも、過剰な移動を導きやすく不安定な領域に突入することがしばしばである。市場の自由化で限界的なところまでポートフォリオの調整を行うように努める行動は、安定領域と不安定領域のぎりぎりの領域での調整を生む。また、単なる投機が最初安定的である場合にも、すこしバンドワゴン効果が働くことによって、不安定的投機に急変する領域に容易に踏み込む。短期資金の国際移動が大量である場合、不安定な状況に対して一国の政府での対応が不可能となり、対応したためにかえってその国の実態を悪化させ、通貨不安・金融不安に陥ることになる。短期資本の動きを注意すればよいわけではない。長期資本も多分に投機的な要素をもつものがあり、短期と長期の区別が形式的なものとなっている場合には、長期資本の移動にも注意が必要である。貸付市場も証券化がすすむと、リスクの転化を意識しないと、市場がますます不安定なものとなる可能性がある。

資本自由化・金融自由化は資金・資本の効率的配分を可能にする一方、内在する市場の失敗と不安定性に対する対処を必要とさせる。その対処が一国のレ

ベルで可能である場合は国際的危機とその伝染につながらないであろうが、一国の為替レートは一国の対応ではマネイジできない状況にある。金融秩序維持と最後の貸し手の役割を国際的に果たす機構をもったシステムが待たれる。

5. 世界単一通貨

通貨システムに関して、固定レートと変動レートのどちらが良いかという選択の問題が鍵となる。もちろん純粋な固定レートから自由な変動レートの間にはさまざまなバリエーションがある。それらをすべて網羅的に検討することはできないが、ここでは固定レートも変動レートも理想からは程遠く、それらの折衷バリエーションはプラスの結合でなくマイナスの結合ともなることを述べる。その後で発想を転換して、世界単一通貨の理想へのジャンプを試みたい。

固定レート制の下では、長期的なインフレ率を、固定相手国と異なった率に維持することはできず、資本移動が自由になされる場合、短期的にも相手国と異なる金利を維持することはできない。通貨当局は為替レートの固定のために受動的に対応し、その結果独立の金融政策をとるには限界がある。しかしながら、通貨の有用性に関して固定レートには大きなメリットがある。貨幣としてモノ・実物資産に対して価値が安定していることはもちろん重要であるが、他の通貨と並存している場合には相互の価値（為替レート）が安定していることが貨幣としての役割を果たすにあたって重要である。この問題は例えば金銀の複本位制の場合に、金と銀との交換比率が不安定に変動するとシステムの維持が困難であることからも容易にわかる。金銀の場合にはそれらの生産費というファンダメンタルズが明確であるが、固定レートの場合は各国通貨の基礎がはつきりしない場合のファンダメンタルズが明確でなく、システムの維持に努力を必要とする。固定レートで通貨価値の維持がうまくなされると、レートに対する疑念は生まれず、為替リスクが表面化しないかぎり、貿易・投資の効率

化が推し進められることになる。

固定レート制では金融政策の独立性が妨げられるが、N個の固定レート参加国のうちレートを固定するに必要な手段はN-1でよいので、少なくとも1国はインフレ率の達成とか金利の目標に政策を振り向けることができる。国際協調により、為替レートを固定する努力をN国で行い、N国協力してインフレ率や金利目標を達成することも可能である。為替レート固定のメンバー国間の金融政策の協力は、必ずしも容易でない。いろいろなコンティンジェンシーに応じてかなりリジッドなルールを決めて、それぞれに応じた機械的な政策運用がなされる必要がある。国際間の景気格差の調整も必要となるが、これを金融政策も絡めて行うことは、固定レートの維持にかかわる信認の欠如と不安定性の根源ともなる。国際間の調整は、むしろ各国の財政政策に任されることになるが、これが財政赤字やそれに伴う経常収支赤字によって、為替レートの固定に影響するものであってはならない。その範囲に限定されるとても、資本移動が活発で自由になると財政政策はむしろ有効性を増すので、財政政策による国際間の調整は可能であり、この点で、金融政策の独立性を失ったことのマイナスはある程度カバーされると考えられる。

変動レート性には大きな期待を持って移行された。経常収支調整機能には限りがあり、投機は双方向的であるとしてもオーバーシュートとバンドワゴン効果などから、不安定要因となることが多い。確かに金融政策の独立性は得られたかもしれないが、それと引き換えに金融政策への責任も重くなり、外国からも信頼される政策でなければ通貨投機などの原因となる。為替リスクはいろいろな形で軽減する方法が考えられているが、それは逆に投機の手法に利用されることも多い。為替リスクは、市場で評価されることから必然的である株価リスクと異なり、なければ無いに越したことはない。不要な為替リスクにもかかわらず、変動レートの選択は金融政策の独立性を獲得するために払う代償と考えられているところがある。

しかしながら、金融政策の独立性がそれほど大きなメリットとなるかどうか疑わしい。独立性によって積極的に独自の政策目標を達成する意義はあまり大きくない。むしろ外国の金融政策における失敗の影響から自国を守る意味で消極的な意義がある。例えば、インフレ率をその国の目標に従って達成したとしても、インフレ率は実物経済の均衡にどの程度重要であるか、議論は確定していない。貨幣数量説が長期均衡で成立するとすると、貨幣はヴェールとなり実物経済に影響しない。インフレーションによって貨幣蓄積よりも実物資本の蓄積が増加するならば、ある程度のインフレーションが望ましいかもしれない。そうであれば、各国の望ましいインフレ率の選択に意味があるが、その場合でも各国間のインフレ率の格差に大きな隔たりがあるとは考えにくい。したがって、インフレーションが必要であれば、レートを固定して同じインフレ率を選択することもできる。

もちろん、短期中期の金融政策による景気調整はある程度必要であるかもしれない。固定レート制で効果のある財政政策の有効性が小さくなっている場合には、金融政策に頼ることになるが、長期的には逆方向の政策をおこなって、長期的な金融スタンスを保たなければならない。この点で短期中期の金融政策には枠がはめられているばかりでなく、金融政策の種類はそれほど多くない。金融政策の発動が引き金となって通貨危機を呼ぶ可能性はすでに指摘したが、資金市場の不安定性と市場の失敗は金融政策の微調整を難しくしている。

以上のことから、固定レートと変動レートの選択という問題の立て方は、満足の行く政策提言を提供しない。むしろ今まで国家主権の前提から問題外とされていた世界単一通貨のシステム構築について考察すべき段階に来ていると判断する。ユーロの誕生がこれまでの金融の独立に対する固定観念を打破しつつある。経済の実態がグローバル化し、資金はそれ以上にグローバルな活動を本来としている状況の中で、各国が金融の独立性を維持するメリットは小さく、むしろ世界単一通貨に向かって各国が協調することが各国の利益となることが

明らかとなりつつある。

ここでも、国際的な覇権争いは存在する。国際通貨ドルによるアメリカの経済的地位の補強戦略とユーロによるEU経済のドル圏への対抗という構図は、もう一つの経済圏であるアジアのプレゼンスを小さくする。アジアはアジア通貨単位（ACU）などの単一通貨の創設によるまとまりを見せなければ、アメリカとヨーロッパの覇権争いに巻き込まれることになる。金融の独立性を求めて変動レートに組することは、覇権争いに名乗りをあげないことになるが、世界単一通貨が形成される場合の力のパワーゲームにおいて力を発揮するチャンスを逃すことになる。経済のグローバル化とその象徴でもある完全に自由で大量な資本移動の進展は、世界単一通貨システムの枠組みを必要としていると考えられる。

参考文献

- 井川一宏「国際資本移動の自由化：アジア通貨・金融危機からの学習」『世界経済評論』, Vol.43, No.6, 1999年6月
- 伊藤隆敏「目立つ金融システムのせい弱さ」『日本経済研究センター会報』, 1998年7月
- 伊藤隆敏「アジア通貨危機とIMF」『経済研究』, Vol.50, No.11, 1999年1月
- 岩本武和監訳『IMF資本自由化論争』岩波書店, 1999年
- 大野健一「経済安定のための為替政策ビジョン」『ファイナンシャル・レビュー』(大蔵省金融研究所) 1999年1月, 第48号
- 奥田英信『ASEANの金融システム：直接投資と開発金融』東洋経済新報社, 2000年6月
- 勝 悅子「ヘッジファンドは規制されるべきか」『経済セミナー』, 1999年2月, No.529
- 上川孝夫・藤田誠一・向壽一『現代国際金融論』有斐閣, 1999年
- 河合正弘「通過危機波及のメカニズムと教訓」『経済セミナー』, 1998年6月, No.521
- 河合正弘・須田美矢子・翁邦雄・村瀬英彰『ゼミナール国際金融基礎と現実』東洋経済新報社, 1993年
- 木村福成「国際間取引チャネルの自由化と経済危機」『経済セミナー』, 1998年6月, No.521
- 黒澤清一「東アジア通貨・金融危機とIMFプログラムの問題点」『世界経済評論』, 1999年4月

高阪章「国際金融システムの構造改革急げ」『日本経済研究センター会報』, 1999年1月
小浜裕久「IMF救済パッケージをどう評価するか」『経済セミナー』, 1998年6月, No.521
須田美矢子「国際金融取引の活発化とマクロ経済」『経済セミナー』, 1999年2月, No.529
アマーティア・セン「経済開発には成長よりも大事なものがある」『エコノミスト』, 1999年3月

玉木林太郎「アジア通貨危機とIMFの対応」『経済セミナー』, 1998年6月, No.521
徳永正二郎・井上徳男・神沢正典・井上伊知郎『現代の貿易取引と金融』有斐閣, 1988年
S.フィッシャー他著, 岩本武和監訳『IMF資本自由化論争』岩波書店, 1999年9月
本山美彦「資本自由化の落とし穴」『世界経済評論』, 1998年7月

Dadush, U., D. Dasgupta, & M. Uzan Eds., *Private Capital Flows in the Age of Globalization*, Edward Elgar, 2000

Dornbusch, R. *Open Economy Macro-economics*, Basic Books, Inc. USA, 1980

(大山・堀内・米沢訳『国際マクロ経済学』文眞堂, 1984年3月)

Eichengreen, B., et al. *Capital Account Liberalization: Theoretical and Practical Aspects*, IMF Occasional Paper 172, 1998

Fry, M. J. *Money, Interest, and Banking in Economic Development*, 2nd Edition, Baltimore & London, The Johns Hopkins University Press, 1995

Griffith-Jones, Stephany, *Global Capital Flows*, Macmillan, 1998

Meade, J. E. *The Balance of Payments*, London, Oxford University Press, 1951

Meade, J. E. *The Balance of Payments. Mathematical Supplement*, London, Oxford University Press, 1951

Mundell, R. A. *International Economics*, New York, Macmillan, 1968

(渡辺・箱木・井川訳『新版』国際経済学』ダイヤモンド社, 2000年8月)

Mundell, R. A. *Monetary Theory: Inflation, Interest, and Growth in the World Economy*, California, Goodyear Publishing Company, 1971

(柴田 裕訳『新版』マンデル貨幣理論』ダイヤモンド社2000年7月)

Niehans, J. *International Monetary Economics*, Baltimore & London, The Johns Hopkins University Press, 1984

(天野・井川・出井訳『国際金融のマクロ経済学』東京大学出版会, 1986年1月)

[本章は「グローバル化と資本移動：為替レート制度の視点」『国民経済雑誌』第183巻第2号, 2001, を加筆修正したものである。]

第9章 グローバル化と日本の対外政策

1. はじめに

グローバル化が進むなかで、東アジアの最先進国である日本の政策スタンスは、東アジアの経済統合を考えるうえで、重要である。本章では最近の日本の対外政策についてまとめる。

2004年12月の経済財政諮問会議で自由貿易協定（FTA）担当相は置かないで首相自らその任にあたると述べたことは、2005年の日本の貿易政策の中心がFTAの推進であり、それが必ずしも容易ではないことを示唆している。首相（小泉純一郎）は新しい改革に対して意欲的であるという姿勢を好み前面に立つが、本当の実現に当たっては専門に近いグループに任せてしまうところがある。首相自らがFTA相といっている段階では、調整すべき問題が多く本格的実現に時間がかかると見ることもできる。以下では日本のFTA環境についてまとめ、日本のFTA戦略について考える。

2. 世界各国の囲い込み

自由貿易協定（FTA）の締結が2005年中に300件に達する見通しが、世界貿易機関（WTO）の報告で明らかにされた。WTOの集計ではFTAを含む地域貿易協定は現在206件で、発効待ち、交渉・要求段階が約90件とのことである（2004年12月）。WTOは多角的交渉を通じた自由化を推進することを大きな任務の一つとしているので、WTOが動かなくても自由化は進むということになれば、その存在意義が問われる。

FTAの増加は地域的な自由化であり、域外に対して差別的な側面を持つと同時に、FTA交渉では当事国の利害の調整が問題である。WTOの多角的交渉では域外ではなく、WTOメンバーすべてが当事国であり、そのため交渉結果についての多国間利害の調整は複雑・多岐である。自由化を進めるにあたって、多くの国の政府にとって、WTO交渉よりもFTA交渉が容易である。

世界経済の潮流は、「囲い込み自由化」である。北米自由貿易協定（NAFTA、1992年12月調印、94年1月発効）と欧洲連合（EU、歐州共同体ECが1992年マーストリヒト条約の発効の93年11月に名称変更）の成功が経済統合の動きに拍車をかけている。NAFTAを米州全体に拡大する米州自由貿易地域（FTAA、2005年実現を目指す）のケベック宣言が、2001年4月の米州首脳会議（34カ国）で採択されている。EUは1993年のコペンハーゲン基準を満たすかどうかを基準に1997年から中東欧諸国、99年バルト海諸国やマルタと交渉をはじめ、2002年10月、新たに10カ国（2004年5月から）加盟を決定し（25カ国）、そこではずれたトルコが現在議論されている。これらの地域経済統合に加盟できる可能性がある国はその方向で、可能性のない国は別の地域経済統合を形成する方向で「囲い込み自由化」に努力している。域外に位置することの損失が計り知れないとからである。

3. アジアの自立

東アジア（東南アジアを含む）の経済発展は、1993年の世界銀行の報告で「東アジアの奇跡」と呼ばれるほどであった。経済発展をとげた東アジアは、1997年のアジア通貨・金融危機を経験したが、2000年には一部を除いてほぼV字の回復を達成している。経済発展をもたらす事実上の経済統合がこの地域で進み、東アジア経済圏をフォーマルに形成する下地が形成されている。東アジアは輸出指向的な工業化による経済発展戦略を展開し、輸出市場であるアメリ

カやヨーロッパに対して門戸を等しく開放してもらう必要から、多角的自由化政策が有利な戦略であった。アメリカ・ヨーロッパ周辺に東アジアと競争的な工業国が育っていない状況では、平等な条件での競争が東アジアにとって有利であった。

1990年代には、中南米の国々は80年代の「失われた10年」を克服しながら工業化の可能性を高め、東欧・旧ソ連の国々は「移行経済」の混乱を克服して工業化に取り組んでいて、NAFTAやEUの地域統合に接近し、組み入れられる状況にある。東アジアの国々はこのままでは、それらの国々に対して相対的な競争力を失いかねない。他方、東アジアの経済発展は域内の市場を拡大し、特に中国の目覚しい経済発展は、東アジアとしての自立的な域内の分業と経済統合を容易にする状況をもたらしている。現在、東アジアの国々は域内経済統合を高めながら、アメリカ・ヨーロッパの市場から排除されない戦略を求めている。それが、東アジアの経済統合をにらんだ域内のFTAを推進し、個別に米州・欧州の国々とFTAを結んで域外不利益を逃れる戦略である。アメリカを含むアジア太平洋経済協力会議（APEC）も大切にしている。またアメリカを除外した、ASEANプラス3とEUの26カ国・機関が参加しASEAN主導の首脳会議である、アジア欧州会議（ASEM）が1996年3月バンコクで発足開催され、その第5回経済閣僚会議（中国）ではFTAや相互の投資促進が議題となった。

通貨危機の後、東アジア経済統合の動きがたかまり、アジアのことはまずアジアで対処するためのまとまりが模索されている。ASEANと中国のFTA交渉の動きをうけて、2002年東京で初のASEANプラス3の外相・開発担当相による「東アジアイニシアティブ閣僚会議」が開かれ、東アジア経済圏構想が動き始めた。ASEANプラス3による話し合いで、通貨スワップ協定、アジア債券市場の育成についての具体化の共同声明が2003年8月マニラで採択されている。インドやオセアニアを含むかどうかで意見の調整を必要とするが、東アジア共同体に向けた動きも活発化し、東アジアサミットが発足した。

4. 集積と分業の好循環

経済発展が継続的に生じるメカニズムとして、経済集積効果と分業の深化が注目されている。企業活動の集積のスタートがいかなる理由であったかについては、意図的政策の効果や歴史的な偶然の結果であることも多い。集積は規模の経済（収穫遞増効果）や範囲の経済（複合組合せ効果）をとおして効率を高め、更なる集積の誘引となる。交通の要所、政治の中核などは都市を形成し、企業の立地が都市の形成にいたることも多い。集積は経済的な分業を効率的なものにする。規模や範囲が広がると、製品の分業生産、生産プロセスの分業、共通部品の分業生産などの生産だけでなく、流通の時間的空間的な分業を深化させることで効率的となる。FTAなどによる世界的な地域固い込みは、集積と分業の効果を狙ったものである。

貿易や直接投資は集積と分業を促進する。もちろん集積にはそれから外れる周辺や空洞化を伴い、分業にはそれを統合するためのメカニズムを必要とする。貿易は国際分業である（比較優位に特化することで集積も生じる）が、貿易の拡大によってその形態は多様化する。異なる製品の貿易、同種製品の相互輸出入、加工貿易（原材料輸入とその製品輸出）、部品輸出とその製品輸入、機械設備の輸出とその製品輸入といった形態あるいはその混合形態で、時間的空間的な分業が進化していく。この分業を支えるものは、輸送手段と通信手段の発達を基礎とする、分業を統合する手段・技術とそのノウハウの蓄積とシステムの形成である。これらの多くは社会資本や公共財として整備・開発される必要があり、それにはコストを伴うものである。

直接投資は収益率（リスクを考慮した）の高いところで資本を運用する行動の結果である。投資は集積に寄与するが、分業もすすめる。すでに経済集積が進んでいて外部効果などからその地域への投資・立地による収益率が高いならば、さらに集積が高まることになる。日本からのアメリカ・ヨーロッパの先進

国への直接投資はこれである。今後の集積と市場アクセスを睨んで低賃金で良質の労働を利用することで高い收益率を確保する場合は、新たな集積を目指すものである。集積に飽和状態があるとすると、別の新たな集積に移行することも重要である。日本から東アジアへの直接投資は東アジアへの集積効果を高め東アジアの奇跡をもたらした原動力であり、日本企業の東アジア進出は、輸出指向的な東アジアの発展パターンを生み出した。これは国際分業パターンにも大きな影響を与えていて、東アジアの内部では、生産物間の水平的分業や生産プロセス間の垂直的分業といった域内分業が深化している。

5. GATT/WTOおよびAPEC

日本はGATT/WTOの多国間交渉による自由化を積極的に推進してきた。ケネディ・ラウンド（1967年合意）、東京ラウンド（1979年妥結）、ガット・ウルグアイラウンド（1993年原則合意）において、関税引き下げを日本がリードした。製造業における国際競争力が高く、原材料の輸入に頼る日本は、その分野の多角的関税引き下げは利益につながるものであった。そこでは、農業とかサービス、あるいは投資の自由化といった日本の弱い分野での譲歩はあまり求められなかつたからである。1994年4月マラケシュ（モロッコ）でのガット・ウルグアイラウンド参加（世界124カ国・地域）の閣僚会議で、ラウンド合意文書署名とマラケシュ宣言（WTO移行）が採択された。95年1月WTO（本部はジュネーブ）が発足し、新しい検討分野として、サービス貿易や知的所有権問題が明示的に加えられた。

WTOの新ラウンド（多角的貿易自由化交渉）は2000年に始まる予定であったが、99年11月のシアトル閣僚会議が決裂し立ち止まった。市場参入を急ぎ求めるアメリカや農業・サービスでじっくり包括的に議論したい日本・EU、さらに途上国への市場開放利益の要求が交渉への合意を妨げた。2001年11月のドー

ハ（カタール）での閣僚会議で新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）開始にこぎつけたが、2003年9月のカンクン（メキシコ）閣僚会議（第5回）で中間合意に至っていない。2004年8月の新ラウンド交渉一般理事会では、かなり合意努力がなされ、2005年12月予定の香港での閣僚会議（第6回）に持ち越されている。農業、サービス（人、ルール）などの難しい分野で先進国間および先進国と多数の途上国の利害対立から、交渉は困難なものであった。しかしアメリカとEUの間の農業問題などは、2国間のFTA交渉などでは解決できずWTOの場で議論されなければならない。

APECは1989年1月にオーストラリアと日本が主導して発足し、現在は21の国と地域で構成されている。93年のシアトルでの会議は第1回の非公式首脳会議となり、その後毎年首脳が集まっている。1994年11月のボゴール宣言（非公式首脳会議で採択）は、先進国は2010年、途上国は2020年に貿易投資の自由化を目指し、域外にも均霑すると言う共通の決意を表明したものとして高く評価されている。しかし、アジア通貨・金融危機の困難に対してAPECの組織を生かした行動をとることができず、WTOの自由化合意が進まない状況でAPECがそれに代わって自由化をリードする力もなく、APECの自由化推進の役割が危惧されている。APECは経済よりも政治的な活動の場となりつつある。

その一方で、貿易・投資の促進をモノの移動、基準、ヒト（企業人）の移動、電子商取引などの面で行うといった地道な取り組みがなされているが、より新しい動きとして、産業界の意見を汲み取るためのABAC（APECビジネス諮問委員会）が設けられ産業界の政治的な意見が反映される仕組みも備えられてきていることは注目に値する。2004年11月サンティアゴ（チリ）でのAPEC会議では、FTAを梃子に自由化を促進することで合意した。FTAに熱心なチリの主導によるところが大きいが、2国間の協定交渉に自由化のリード役を期待する点で、APECの変容を感じる。ただし、首脳の参加するAPECの場は2国間会議の絶好の機会である。しかも日米、日中、日露、日韓、など複数の組み合わ

せが可能であり、今後は政治的な役割が増す可能性がある。その一方で、ボゴール宣言の目標の見直しもありうる。2005年のAPEC会議（韓国）では、WTOラウンドの推進が表明され、首脳会議では、中国を中心とした外交が展開された。日本は歴史認識の問題で東アジアから距離をおかれる状況にある。APECの経済的役割は小さくなっているが、APECが自由化などで共通の高い目標を表明する役割は残さなければならない。

6. 日本の構想

FTAとAPECとWTOの自由化は順にグループが大きくなっていて、自由化的程度は低くなっている。日本はそれら3つの関係を同時に睨みながら、時代の潮流と日本の立場を考慮した自由化戦略をとってきていて、かつては底上げであるWTO自由化推進であったが、現在は選択的リード役を期待するFTA推進である。

2004年12月の経済連携促進関係閣僚会議でFTAの基本方針として、「東アジア共同体の構築」を促す原則が提示され、タイ、マレーシア、韓国などとのFTA交渉の早期妥結が明記され、2005年4月からのASEAN全体との交渉など、東アジアを中心とした経済連携を明確にした。WTOの多角的体制を補完するものと定義され、交渉相手国・地域の決定に際し、日本への資源、安全・安心・安定な食糧輸入、輸入先の多元化などを基準に選定することも明記された。

首相（小泉）は2002年1月シンガポールで「東アジア拡大共同体創設構想」（1977年の福田ドクトリンを踏襲）を発表していて、そこでは日本とASEANの包括的経済連携を強化し、ASEANプラス3（日本・韓国・中国）の協力、さらにはオーストラリア・ニュージーランドにまでも拡大する共同体が構想されていた。ただ東アジア共同体構想は、日本独自のものではなく、これまで日本は東アジアに限定することをむしろ避けてきた。その意味では、東アジア共同

体構築への明言は拡大された範囲を絞込むものであり、FTAによって具体化することが明記されることにより実現の手段が明らかとなった。周知のように、1990年12月のマハティール構想「東アジア経済圏（EAEG）構想」は、アメリカなどに遠慮して、1994年7月のASEAN地域フォーラムで「東アジア経済協議体（EAEC）」と名称変更されて継続され、アジア通貨・金融危機後はその構想への注目が高まっている。日本はイニシアティブをとることをためらっていて、中国の台頭などの関係から国益のためにも積極的に取り組む方向に舵が切られたが、両国の間で構想への主導争いがなされている。

日本企業は、80年代後半と、90年代の急速な円高に対して、輸出生産基地を国内から東アジアに移して対応した。当初はASEAN、最近は中国が日本からの直接投資の受入国・地域である。日本企業の海外進出は進出先子会社と日本の親会社と言った強い絆をもたらすが、現地企業が育ち他の先進国からの企業進出が進むと、日系企業だけの結びつきでは効率化が十分はかけない。FTAは2国間の協定であり、日本が締結しなければ親会社・子会社の日系企業の関係が十分生かされなくなる。東アジアの国々がFTAの世界的ネットワークに参加する状況で、日本は進出した日系企業のサポートと国内本社・親会社のためにも早くFTAを締結しなければならない。特にASEANへの過去の投資が効率的なものとなる環境を作らなければならない。最近の対中国直接投資もFTAなどによって推進・保護しなければならない。

7. 日本のFTA

日本はFTA後進国である。FTAの交渉を通して、FTAに対するノウハウを蓄積しなければならない。日本はこれまでシンガポール、メキシコ、フィリピン、タイ、チリ等とFTA（経済連携協定：EPAが正式であるが、わかりやすくFTAと表記する）を締結・合意してきた。まず日本との貿易面でのコンフリク

トの少ない対シンガポールでFTA交渉の技術と契約の内容に対する理解を高めたことは評価できる。メキシコとのFTA交渉はNAFTAから差別される状況を逃れるために、ぜひとも必要なものであり、農業問題に対する対応について最初の試練であった。乗用車の高関税や無税の割当枠における不利を逃れることができ、自動車部品の関税が撤廃されると進出日系企業の日本からの部品調達コストが低下する。マキラドーラ制度（輸出向け生産用の保税輸入制度）を目指した日系電気・電子（テレビ・音響機器）のマキラドーラ企業については、NAFTA後において保税輸入措置が停止され日系企業の多くは中国・東アジアに生産ラインを移しているので、その制度よりもFTAによるビジネス環境の改善の面に期待しているようである。農産品の自由化は日本が国内問題として一番政治的な配慮を要する問題であり、豚肉輸入などで譲歩したが、メキシコよりも次に控える対アジアとのFTAが正念場である。フィリピンとのFTAはヒトの移動の自由化の第1歩である。すでに外国人労働者の数は多く、未熟練労働における不法滞在者の違法労働も多い。いずれにしても外国人労働者を正式に位置づけ育てることは急務であり、対フィリピンFTAはその準備でもある。看護師などの活用に対する日本側の規制はかなり厳しいものになったとはいえ、今後の過大人口国や一人当たり所得の非常に低い国からの労働受け入れを考えると、FTA交渉のよい訓練の場であったといえよう。

8. 日本の国内問題

FTA/EPAの推進は日本のためである。もちろん国内には、それによって利益を受けるところと損失をこうむるところがある。経済学者はその利益が損失を上回ることを示すことで、実際の補償についてはあまり立ち入らない。日本が対外的なFTA交渉においてイニシアティブをとるためにには、まず国内の利害対立を解決するための強いイニシアティブが必要である。FTA交渉の担当大

臣という考え方はその必要性から生じる。首相が自らその役割を引き受けるのであれば、その意気込みを尊重しなければならないであろう。それが誰であれイニシアティブをとるリーダーをサポートするシステムも大切である。

「日本活性化のための経済連携を推進する国民会議」は、産業界、ジャーナリスト、大学教授などがFTAの意義と効果を検討し、政策提言を行っている。2004年12月には、総理と自由民主党FTA特命委員会委員長にタイ・マレーシア・韓国との2国間FTA/EPAの早期実現を提言している。その前11月には日本経済新聞社との共催で「東アジア経済連携推進フォーラム」が開かれ、日中両国が協力してリーダーシップを発揮して東アジア共同体の構築を目指すことへの期待が示された。FTA反対派からの意見を反映しながら、損失をこうむるものに配慮したFTA推進サポートが求められている。FTA推進活動は首都（東京）が中心になることが多いことはやむをえないが、FTAの影響は、首都から離れた地方にも同じように、マイナスの影響はむしろ地方に大きく生じる。大阪商工会議所などが中心となって、外務省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省などの関係者によるFTA理解に関するシンポジューム（2004年3月）がもたれ、FTA知識の普及が図られている。

最大の国内問題は農業である。保護される産業であるが後継者が少なく生産性が低い。個人農家でなく集団あるいは会社企業として生産活動を合理化すれば、日本の技術と自然環境をもってすれば、生産性を大幅に上げることが可能である。生産性を上げないで農業を残すのであれば、裏庭菜園的に多くの国民が週末に行うレジャー、あるいは自然と共に存する生活スタイルを可能にする施策が必要である。いざれかの方策あるいはその混合が可能であるが、そのためには規制緩和と農地制度の法的な整備が必要である。今まで農業を維持するためには、直接農家に所得移転を行う必要があるが、過疎化と少子化では後継者は育たない。FTAと切りはなしても政治的なりーダーシップが求められている。

失業率が高いにもかかわらず、危険できつく汚い仕事は敬遠されている。昔は肉体労働を求める失業対策が可能であった時期もあるが、今では楽なパートで最低限の生活は可能である。少子化と高学歴化といった環境では、単純労働に依存したモノ作りの効率化やサービスの向上は期待できない。少子化に対しては、高額の補助金で対応すべきであるが、子供一人出産するとたとえば500万円の補助が受けられるとしても、出生率が上がるかどうか疑わしい。一人の生涯所得は大きいであろうが、育児の時間的・直接的コストは大きく、負担者にベネフィットが還元されるかどうか不確実なのである。高学歴化は学費コストがかかるだけでなく、その投資に見合う要求所得を高め、単純労働へのインセンティブが生じにくくなる。このことは日本経済の足かせではなく、単純労働の価値への認識を高めることに役立ち、単純労働を機械技術によって代替する努力を生む。その技術開発努力は、将来的には日本の国際競争力の基礎となるが、そのコストの負担とベネフィットの帰属の問題を解決する施策と制度が求められ、技術開発のビジネス環境が整備されなければならない。

東アジアとのFTAは農業問題、単純労働者不足の問題と直接関係する。FTAを国内問題解決への圧力と解決手段として利用すべきである。

9. 東アジア共同体とFTA戦略

進行中のタイ・マレーシア・韓国との2国間FTAにおいては、日韓FTAが戦略的に重要である。将来的に東アジアの経済統合を目指すならば、大きなプレイヤーは、日本、韓国、ASEAN全体、中国の4つである。ASEANはメンバー個別にはFTAのネットに参加しながら、ASEAN全体としてASEAN自由貿易地域(AFTA)を形成する。これは、1992年1月、第四回ASEAN首脳会議で合意されたところである。中国は2002年開催されたASEANとのプノンペン(カンボジア)での首脳会議で、安全保障にかかわる「南シナ海行動宣言」に調印する

一方で、FTA の実施を2010年までに完了することに合意し、それを前倒しする状況にある。ただASEANは中国とだけ連携を強めることには危惧があり、 ASEANプラス 3 での話し合いを重視している。

タイ・マレーシアには日本の進出企業が多く、日本はFTAによってその利益を守るビジネス環境を整える必要がある。タイやマレーシアも日本とのFTAによって、製造業の日本との分業体制に組み込まれることで、中国に向かう直接投資を引き止めることが国益にかなう。農産物の自由化に対しては、タイからの米の輸入を除けばさほど大きな問題ではない。次にASEAN全体との交渉が控えているので、タイ・マレーシアとはレベルの高い自由化を実現しておかなければならぬ。インドネシアは大国であり政治的にも安定していないだけでなく、工業化に対して特別の配慮を要求する可能性がある。新しく加入した ASEAN 4 に対しても発展段階の差に対して考慮が必要となる。タイ・マレーシアとのFTAを理想モデルとできるよう戦略を立てなければならない。

中国とのFTAは日本から急ぐことはないが、それを見越して中国からいろいろな揺さぶりがかけられる可能性が高い。中国がFTA網を固めた後で日本とFTA交渉を行う状況は、今のままの日本の状況では戦略的に好ましくない。日本はそれまでに日本のFTA網を完成しておかねばならない。特に、日韓FTAを済ませておくことが戦略的に重要である。確かに、日韓FTAには困難も多く、とくに製造業の寡占的な分業は、日本よりも多少競争力が低いとされる韓国側に大きな危惧となるであろう。しかし、世界的な市場での生き残りを課題とすれば、日韓FTAはマーケットサイズや競争環境としてクリヤーしなければならないハードルとして、韓国にとっても必要なプロセスである。他方、中国の市場を目指して日本と韓国が競争的に交渉することは、むしろ中国の狙いとするところである。对中国に対して日韓はアジアの先進国として協力的な戦略をとることがお互いに有利である。中国も日本とのFTA交渉の前に中韓FTAを済ませておきたいと考えるかもしれない。韓国は中国市場を確保するための韓中F

TAは必要であるが、後で韓日FTAを結ぶ戦略は必ずしも有利ではない。大きな中国市場からの利益の分け前をどれだけ自分のものにするかが重要と考えられるので、日韓の協力戦略は欠かせない。日韓は先進国としてのレベルの高い自由化を持って、中国市場の開放に当たることが有利である。

東アジア共同体を形成するために、日本・韓国・中国・ASEANの連携は欠かせない。日本はすでに企業レベルでASEANと実質的な連携を形成しているのでその絆を離してはならない。また、戦略として韓国との協力体制を固めておかなければならぬ。その上で、東アジア発展のために中国を含むアジアの分業体制の構築に日本が貢献しなければならない。

日本は国内市場を開放して日本における経済集積を高める中で、知識・技術においてアジアの中核にならなければならない。中国・韓国・ASEANから優秀な頭脳を集める努力が必要である。日本は金融・情報・技術の集積の場とならなければならない。東アジア経済圏はすぐ近くにロシアとインドという大きな国に近接している。それらを東アジアの集積に活用することが長期的な戦略視点として欠かせない。BRICs（ブラジル・ロシア・インド・中国）が注目されているが、日本は歴史的にブラジルとも関係が深く、日本国内の集積さえ高めておけば、世界における日本の地位は確保できると考える。

〔本章は「2005年の日本の貿易政策」『世界経済評論』Vol.49, No.2, 2005, を加筆修正したものである。〕

第10章　日韓自由貿易協定と新しい 貿易理論^(注1)

1. はじめに

日韓FTAを推し進めるにあたり、動態的な利益が期待されている。その内容は様々であるが、外部効果、収穫遞増や内生的成長を正面から取り上げた、新しい貿易理論や空間経済学のモデルを基礎に日韓FTAを考えておくことも必要である。それらのモデルを用いると、自由化そのままでは偏った分業や所得格差をもたらすという結論に導く可能性が高い。したがって、動態的な利益を、日本と韓国の両方が享受するためにはいろいろな工夫が必要となる。

日韓FTAは、東アジアの経済統合を推し進めるために重要な位置にある。日韓FTAを核にして、ASEANと中国を含む広範囲のFTAを創出することでEUやNAFTAに匹敵する経済圏を形成することができる。日本と韓国の利益のためにも、日韓FTAを急ぐことは戦略的に重要である。

これまでGATT/WTOを中心とした多国間貿易協定による国際貿易システムを目指していた日本や韓国をはじめとする多くの東（東南）アジアの国々は、世界的な二国間あるいは数カ国間の自由貿易協定（FTA）の急速な増大に対して、政策の変更がせまられている。それまでAPECなどの広い地域をカバーする地域的な自由化の促進やASEAN内のFTAが図られてきたが、それらは大きなコストを伴うと同時に大きな利益が期待される画期的な自由化（したがって相対的に域外に対して排他的となる）とはいえないかった。

(1) 本稿の作成過程で、韓国のINHA University（仁荷大学校）とKIEP（韓国対外政策研究院）におけるセミナー報告の機会を得た。鄭 仁教教授とPresidentのChoong Yong Ahn 氏、DirectorのHyungdo Ahn氏に対し深く感謝する。

東アジアの国々は、日本を先頭として、輸出依存的な経済発展を達成していく、アメリカやヨーロッパの市場に大きく依存している。エネルギー、原材料、食料などを中東やオーストラリア、北米などからの輸入に依存し、海外直接投資も東アジア域内（とくに日本）からだけでなく、アメリカやヨーロッパからも多く受け入れている。したがって、特定の国や地域とFTAを締結することは、かえってマイナスとなることが危惧される。

しかしながら、アメリカやヨーロッパを中心とするFTAのネットワークが東アジアを排他的な状況におくシステムが進行するに及んで、東アジアの国々はFTA締結の方向に舵を取らなければならないことを強く感じ始めた。バブル崩壊後の停滞（デフレーション）を経験した日本およびアジア通貨危機で大きな改革を迫られた韓国は、再浮上の契機としてFTA拡大を政策目標にすることとなつた。とくに隣接する先進国として、日韓FTAの早期実現が目指されることとなつた。

日本と韓国は、FTA域外国として差別されることを避けることが目的であるという理由から、隣り合う類似の先進国で歴史的なつながりの深い両国がFTAを結ばないで、その他の国々と結ぶことは不自然である。むしろ積極的に、FTAの本来の利益をめざした経済統合とそれに伴う経済構造の改革によって、グローバル市場での競争における生き残りと新たなる発展の機会を目指した、日韓FTAが目指されなければならない。その場合、日韓FTAは東アジアにおける先進国間FTAとして、内容的に自由化の程度の高い水準のものが目指されなければならない。日本とシンガポールのFTAと韓国とシンガポールのFTAは、それぞれの二国間に特別の懸案事項がないのでハイレベルの日韓FTAのための第一歩としても意味のあるものであった。

しかし、日韓FTAの実現が具体的な政策課題にあげられた後も日本と韓国両方における締結の盛り上がりは十分とはいえない。むしろ問題点の指摘が大きく取り上げられている。反対の声をあげないことは賛成側に与することになる

点や、後の交渉における戦略のためにもFTAのもたらす不利益を表明する行動はそれなりに理解できる点を考慮しても、日韓FTAの利益・不利益を十分に評価しておくことは必要である。とくに日本と韓国の双方にネット（純）の利益がもたらされる状況を示す、あるいはそれがもたらされる条件を検討しておく必要がある。

以下では、不完全競争における規模の利益や動態的な利益を説明する「新しい貿易理論」の視点から捉えた、日韓FTAの相互利益の可能性を検討する。日韓の経済の類似性（第2節）、差別化財と独占的競争における完全特化の問題（第3節）、製品開発と内生的成長における知識・技術の移転の問題（第4節）、経済発展における資本蓄積の持つ外部効果とその国際的波及の必要性（第5節）、空間経済学的な経済発展パターンの視点からの問題点（第6節）について検討される。第7節は日韓FTAの戦略的な意義を説明し東アジアの経済統合のなかでの日韓FTAの位置付けについてまとめられる。

2. 日韓経済の類似性

日韓経済の類似性は、多くのところで取り上げられているのでここで細かくあげる必要がない。しかしながら、以下のFTAの議論において基礎とする国際貿易の理論モデルの選択という観点からは、その類似性の内容を特徴付けておくことは重要である。すなわち、日本と韓国は製造業に特化した先進国であり、ハイテク部門では欧米の技術に遅れていて、労働集約的な部門の優位はASEANや中国に譲っている。ともに原材料は海外に依存し、製造業製品は主として欧米に輸出している。最近は東アジア域内の貿易が増加し、日韓からの中国への直接投資が進展している。

日韓は政府主導のキャッチアップ型の高い経済発展を達成した後、組織重視の重厚長大型の企業活動よりも市場重視の軽薄短小型の企業活動の有機的な結

合が求められる状況で、低成長（安定成長）の状況に移行した。さらに日本ではバブルの崩壊、韓国ではアジア通貨危機を契機にしてそれまでの国内の系列的企業組織の改革が求められている。その改革とハイテク産業におけるキャッチアップによって、経済発展のさらなるステップアップは可能となるであろうが、ビッグプッシュがなければ、いろいろな経済的成长の飽和に近い状況にある。個人消費は高価な新しい製品の開発がないかぎり伸びが期待できない。自動車の保有は大きな支出であるが、その保有が頭打ちになると支出の伸びが止まる。住宅投資に欲求の頭打ちはないであろうが、所得に大幅な伸びが期待されない限り投資拡大は実現しないであろう。もちろん所得分配メカニズムを大幅に変えれば別であるが、最近の分配は逆に所得格差を拡大している。企業の国内投資は国内需要よりも外国への輸出見通しに依存する割合が大きく、国内立地が賃金や雇用のミスマッチで十分な収益率を期待できない状況で、低賃金で優良な労働と潜在的な市場の大きさを求めて、海外直接投資（FDI）に向かう状況にある。大きな規制緩和や経済改革がなされなければ、国内投資機会の拡大は期待されないという悲観論がしばしば頭をもたげる。

日本と韓国との間に差がないわけではない。日韓FTAの交渉を前にして、むしろその差が強調される傾向にある。最先端の基礎技術においてアメリカに遅れているとしても、製造業の応用技術分野では日本の技術水準は高く、韓国の技術水準は多少遅れている。韓国では、急速なキャッチアップを目指した経済発展は技術開発よりも技術提携と模倣による技術移転がなされたため、独自の技術力は今後の蓄積に待たれる状況にある。製造業を支える裾野の中小企業の技術水準においても格差が指摘されている。系列的な下請け制度は徐々に崩れているが、部品を提供する中小企業の技術水準が製品の品質水準を決めている。日本では中小企業と呼べないほどに独自の技術ノウハウを蓄積し、その開発にも積極的である企業が多く育っていて、まさに工程間分業が有機的になされる土壤が形成されつつあるといえる。これは、系列関係を通じて下請けの中小企

業の技術力が育てられたことにも依存しているが、独自の努力と蓄積で開発された部分も見逃すことはできず、それが日本の製造業の強みでもある。韓国の場合、キャッチアップを急ぐため、主要な部品を外国からの輸入に依存するなど、中小企業の技術水準を高め開発力につける環境が十分育たなかつた。中小企業への技術移転には時間が必要である。しかし一部の技術を除いて、模倣や開発が特別困難でないものも多く、格差はむしろ企業の経営ノウハウや労働インセンティブといった企業組織・意識にあるともいえよう。労働組合の活動には大きな差がある。日本は組合の組織率が低下していて、終身雇用制がくずれ派遣社員やパートタイマーが制度的にも定着するなかで、労働者の連携は希薄になってきている。このことはむしろ日本の企業内組合などから進行した特殊性によるものもあるが、韓国の労働組合の力は時に経済効率を損なうほどである。

日韓FTAを取り上げる場合、考察の視点に、世界における日本と韓国の経済的なポジションとそれらの経済構造の特徴（類似性と差異）をおいておかなければならない。日韓二国間の貿易については、完全競争状況での産業間貿易の説明に適する、例えはヘクシャー＝オリーン・モデルよりも、不完全競争での産業内貿易の説明に適するモデルが必要となろう。もちろん日韓と第三国（たとえば中国、ASEANなど）との貿易には、産業間貿易理論（完全競争あるいは不完全競争）も有効である。日韓二国間の資本移動（FDI）に関しては、資本が相対的に少ないため資本収益率の高い国に向かうといった資本移動論よりも、資本蓄積が内生的成長や外部経済をもたらして資本の収益率を高めるため、投資はその国にむかうといった集積効果を取り入れた理論が必要であろう。日韓FTAにおいては静態的な貿易創出効果や貿易転換効果よりも動態的な利益が強調されるが、動態的な効果は不完全競争理論や空間経済理論（集中と拡散の理論）に基づく評価が必要であろう。以下では、これらの新しい貿易理論における典型的なモデルに基づいた日韓FTAの検討が試みられる。

3. 差別化財の独占的競争

まず、製品差別化の独占的競争理論について要約しておく^(注2)（たとえば，Helpman and Krugman, (1985) を参照）。そのモデルは、製造業の比重が高く類似した先進国間の産業内貿易パターンを説明を可能にする点で、日韓FTAの検討の基礎を与えるものと考えられる。同質財Yと差別化財Xに関するコブ＝ダグラス・タイプの効用関数、そしてXは CESタイプ (Dixit-Stiglitzタイプ) の差別化財 x_i の集計量とする。自国については所得 M に対して、同質財 Y への需要は $(1 - \alpha) M$ 、差別化財 x_i への需要は $\alpha (P/p_i)^{\sigma} M/P$ となる。ここで P は X の価格インデックスで、 p_i は x_i の価格であり、Y の価格は 1 に基準化されている。 α は差別化財に対する支出のシェアで、上添え字の σ は x_i の p_i に対する弾力性である。 σ は 1 より大きいと仮定されている。差別化財の生産者は固定費 f と一定の限界費用 c の下で、独占利潤最大化の行動をとる。

需要関数を考慮したうえでの限界費用と限界収入の一一致によってもたらされる独占主体の行動は $p_i (1 - 1/\sigma) = c$ で示される。 σ が小さい（1に近い）ほど、マークアップ率は大きくなる。差別化財の価格がすべて同じである場合 ($p = p_i$)、差別化財に対する需要は $x = x_i = (\sigma - 1) \alpha M / \sigma c n$ となる。ここで n は差別化財のバラエティの数である。独占的競争では参入退出によって利潤ゼロの均衡がもたらされ、そこでは $x = f (\sigma - 1) / c$ 、 $n = \alpha M / \sigma f$ となる。

労働の大きさ（国の規模）以外はすべて「対称的な」2国が貿易を開始すると、独占的競争の均衡は $x = f (\sigma - 1) / c$ 、 $n = \alpha (M + M^*) / \sigma f$ となる（ただし、 M^* は外国の所得である）。このことから、差別化財の生産水準 x、各国の国内で生産されるバラエティの種類 n は貿易を開始する前と同じであり、それぞれの所得水準も以前と同じであることがわかる。

二国間の限界費用が異なる場合には、その低い方の国が差別化財の生産を支

(2) ここでは菊地（2003）を利用している

配し、その高い国は同質財の生産に向かわされることになる (Kikuchi, 2004を参照)。両国で不完全特化になるには、市場や競争に追加的な要因やディストーションの存在を仮定しなければならない。

日韓FTAに関して、日本企業に比べて規模の経済が働く産業で韓国の企業の競争力が劣ることを韓国側は危惧している。コスト（限界費用、固定費）面で、韓国が劣るとすると、両国のFTA以前の生産状況を大きく変化させないためには、日韓のコストの格差を補うような調整が必要となる。韓国の賃金を抑え日本の賃金を上げることも一つであり、政府の生産補助政策も時限を設けて必要となる。独占的競争に参入退出する企業にコスト格差がある場合には、利潤ゼロの限界企業が問題になる。限界企業の生産性を上げて競争力をつけることで、日韓の両方が利益を得る政策を見出すことは可能であろう。

そのような措置が必要となるのは、2国世界での貿易モデルの場合である。FTAといった、第3国を念頭にした状況では、日韓FTAが双方に利益をもたらす結果を求めるることは、もう少し容易になる。両国は大きな世界市場で競争力のある産業・企業を持っている。第3国との競争企業に負けなければ、両国の企業は生き残ることができる。日韓FTAで、より大きな自分たちの市場を持つことによって国際競争力を増加し、互いの競争を通じてさらに競争力を高める努力をすることで、第3国に対する競争力をより一層増すことが解決策となるであろう。

4. 製品開発と内生的成長

日韓FTAを促進した場合の利益に関して、動態的な利益が大きいことが主張されている。動態的な利益をもたらすものとしてよく知られているのは、内生的成長である (たとえば Grossman and Helpman, (1991) を参照)。ここでは単純化のために、前節のモデルで同質的財を無視して 差別化財のみに対する

Dixit-Stiglitz タイプの効用関数を仮定する。研究開発（R&D）活動によって、新しいバラエティが生み出されるが、そのバラエティひとつあたり開発コストは β/n の労働投入である。そのコストは開発されたバラエティの種類 n に反比例すると仮定され、内生的成長をもたらす原動力となる。開発されたバラエティの価値 v はコストに等しく $v = \beta/n$ であり、 β は一定であるとするとその価値はバラエティの成長率で減少する、したがって $\Delta v/v = -\Delta n/n$ である。賃金率を 1 とし、差別化財 1 単位の生産に 1 単位の労働が投入されるものと仮定する。独占における価格設定から、限界費用は 1 であることに留意すると、価格 p は $p = \sigma / (\sigma - 1)$ となる。利潤 π は $\pi = (p-1)x$ となる。他方 v は、将来の収益の割引現在価値であるので、次の裁定条件式が成立しなければならない。 $\pi/v + \Delta v/v = r$ であり、ここで r は利子率である。あるバラエティ企業に対する所有権（株式）の価値は v であり、配当率は π/v でありキャピタル・ゲイン率は $\Delta v/v$ であり、これらの和である収益率は利子率に等しくなければならない。労働 L の完全雇用は $\Delta n \cdot \beta/n + nx = L$ （左辺第 1 項は R & D 部門の雇用、第 2 項は差別化財の生産での雇用）で表され、バラエティの増加によってもたらされる均衡成長率 $g = \Delta n/n$ は $L/\beta \sigma - (\sigma - 1) r/\sigma$ となる。したがて、 L が大きいほど、また β と σ が小さいほど高い成長率となる。

国際的な貿易が開始され、それに伴って知識の伝播に対する障壁が取り除かれるとき、バラエティの種類が増加し開発コストが低下するので、統合された経済では、外国の労働 L^* を加えた、 $L+L^*$ が成長率の決定因となる。すなわち、成長率 g は $(L+L^*)/\beta \sigma - (\sigma - 1) r/\sigma$ となる。

製品開発コストの引き下げが、産業（企業）集中の外部効果によって生じる場合、その外部効果を国内だけでなく、FTA の域内諸国も享受することが出来るシステムを作ることが出来れば、FTA の動態的な利益は大きくなる。問題は、技術などの波及は市場メカニズムによって効率的になされない点である。しかしながら、技術における核心の情報が無くとも周辺の情報が集積されることで、

研究開発が容易になることは十分考えられ、情報の拡散が速められる可能性は高まる。技術開発競争は、裾野の広い技術蓄積の上に成り立つものとすると、FTAによる裾野の拡大は成功確率を高めるであろう。日韓は応用技術で競争力をつけてるので、協力することでさらに分業・特化が可能となり研究開発の大型投資も可能となるであろう。

5. 資本蓄積の外部効果

経済成長・発展に伴う外部効果は動態的な利益をもたらす。とくに資本蓄積が生み出す外部効果に対する期待は大きい。ここでは、資本蓄積がさらなる資本蓄積をもたらすメカニズムと、その場合の国際間の資本移動について、基本となるモデルを取り上げて、日韓FTAの検討における基本となるもう1つのモデルとして考察しておく。

伝統的理論では、資本は国際的に資本収益率の低い国から高い国に移動する（低い国で貯蓄によって可能となる水準よりも減少し、高い国でその国の貯蓄で可能となる水準よりも増加する）とされている。マクドゥーガル＝ケンプの図解では、資本はその限界生産力の低い国から高い国に移動する、したがって、限界生産力遞減を仮定すると、資本豊富国から資本希少国に移動することになる。他方、不均等（不平等）経済発展は集積の外部効果を重視する（ここでは、単純なモデルとしてKrugman, (1990), Chapter 6を取り上げる）。外部効果によって、資本が希少な国の資本が資本豊富国に移動する可能性が生じる。

資本蓄積が生産コストを引き下げる外部効果（技術進歩）をもたらすと、資本の収益率は資本蓄積が進むことによって上昇する。まず、国際的な資本移動がない場合から考察する。利潤のみが貯蓄源であると仮定すると、資本蓄積率は、資本の利潤率に等しくなる。その場合の北と南のそれぞれの国における資本蓄積（北は下添え字 n, 南は s）は、次のように表される。 $\Delta K_n/K_n =$

ρ_n (P_m, K_n)、および $\Delta K_s/K_s = \rho_s$ (P_m, K_s) であり、ここで K_n と K_s は北と南の資本ストック水準であり、それらの成長率は $\Delta K_n/K_n$ および $\Delta K_s/K_s$ で示されている。製造業と農業の 2 部門が存在し、資本は製造業の生産に投入され、農業には投入されないものとされ、北の利潤率 ρ_n および南の利潤率 ρ_s は製造業の製品の農産物での相対価格 P_m とそれぞれの国における資本量に依存する。 ρ_n および ρ_s は、それぞれの要素（相対価格と資本量）の増加関数である。北の資本蓄積によって北の製造業の単位資本投入 C_n は減少すると仮定されていて（南の C_s については南の資本蓄積の減少関数）、農産物については単位労働投入が一定（1 単位）と仮定されているからである。

P_m は製造業製品の世界全体（南と北）の需要と供給によって決定される。したがって、 $P_m = \mu (L_n + L_s) / \{K_n/C_n(K_n) + K_s/C_s(K_s)\}$ となる。分子は需要であり、総労働所得（北の労働 L_n と南の労働 L_s にそれぞれの賃金率 1 を乗じて加えている）の μ の割合が向けられていて、分母は生産量であり、資本ストックと単位資本投入によって決められている。したがって、資本蓄積関数は次の K_n と K_s による 2 本の微分方程式で表現できる。

$$\Delta K_n/K_n = g_n(K_n, K_s), \quad \Delta K_s/K_s = g_s(K_n, K_s).$$

適当な仮定の下でこれらの微分方程式は、内点解に導くサドルパスを持つが、ジャンプ変数が無いので偶然初期時点ではサドルパス上にある場合を除いて、不安定なパスに乗ることとなる。長期均衡は、北が資本蓄積を先にはじめると、北の工業化、南の非工業化といった状況をもたらす。北での資本蓄積は製造業製品の生産を増加させその価格低下をもたらす。製造業製品の価格が低下しても北では資本蓄積によるコスト低下のため利潤率はプラスであるが、南では資本蓄積が進まないので利潤率はマイナスとなり蓄積は止まる。

もし、国際的な資本移動（投資）が可能であれば、資本は資本収益率の高い北にまず集中する。北での製造業生産の限界に達すると資本は南で蓄積されるようになる。その限界は北の労働制約すなわち、 $b_n \cdot K_n/C_n = L_n$ によって決

定される（ここで、 b_n は北の製造業の単位労働投入であり、 K_n の減少関数と仮定することができる）。この理論を国の数が 3 の場合に適応すると、国際的な資本移動が自由になされる場合、資本蓄積は歴史的に早く資本蓄積をスタートした国に資本が集中して世界経済のセンターが形成されることになる。そこで蓄積の限界に達すると次の新興国に蓄積が移る。そこで蓄積が限界に達した時、さらに工業品生産が利潤をもたらせば、残された国の工業化が生じることになる。

日韓FTAによって、両国間の資本移動がさらに促進される場合、資本がどちらに動くか注目に値する。日本の資本蓄積が進んでいて、資本の集積効果のために収益率も高いとすると、資本は日本に流れる。逆に、日本の蓄積が限界に達していて韓国側に蓄積の余裕がある場合、資本は韓国に流れる。新しい技術を投入し競争力を高めている産業に資本が流れるとすると、日本で拡大する産業と韓国で拡大する産業それぞれに資本が相互交流する可能性もある。サドルパスに自然に乗ることが無い場合、政府の補助政策や企業間の合意的な棲み分けによって、お互いの資本蓄積を内点解に導くことも不可能ではないが、容易でない。

むしろそれよりも、日本と韓国それぞれで、資本蓄積の限界を拡大することが重要である。日本も韓国も国内投資にかけりが見えていて、FTAと関わりなく資本をさらに蓄積する方策が求められている。日韓FTAは資本蓄積のチャンスとして考えられているが、投資や資本の動きについて不確実性が高い。日韓が協力して社会資本投資を行って、投資環境を整える必要がある。日韓FTAによって貿易が伸びるのであれば、関連した投資も伸びる。企業の相互進出が生じたり、合併（M&A）や新しいニッチ企業が生まれるのであれば、それを容易にする施策を図らなければならない。

現在、日本・韓国はともに、中国に対する投資を増加させている。この投資は、中国の低賃金と潜在的な市場規模を求めたものであるが、欧米と競争する

ためには日韓それぞれの資本蓄積をもっと高め、その集積効果を国際競争力に反映しなければならない。この点で、日韓は競争することよりも同じ立場に立つてことでの協力を意識しなければならない。日韓FTAは対中国投資戦略における協力をもたらすものと期待できる。

ここでも、資本蓄積の相互外部効果を強調する事ができる。資本投入係数がそれぞれの国の資本蓄積の減少関数ではなく、両国の資本蓄積（合計）の減少関数である、すなわち n , s を日本と韓国として、 $Cn(Kn + Ks)$ や $Cs(Kn + Ks)$ となる環境を形成できれば、日韓FTAの利益は計り知れない。この場合両国の資本蓄積の限界は拡大し、たとえ最初に日本、次いで韓国といった順に資本蓄積が進むとしても、いずれ近い将来について、中国などに資本投資するための強い国内基盤が形成される。

6. 集中と拡散による経済発展の波及

規模の経済および外部経済は求心力（集積力）として作用し、輸送費（取引コスト、通信コスト、関税なども含む）は遠心力（拡散力）として作用する。これらの2つの要因の組み合わせによって、動態的な国家の経済力の変動・推移をモデル化することができる（Fujita, Krugman and Venables, (1999) を参照）。Krugman and Venables (1995) では、The scenarios of World history Part I として以下の歴史的推移のシナリオを示している。輸送費の低下によって、コア（核、北と呼ばれる工業国）とペリフェリ（周辺、南と呼ばれる途上国）が現れ、それらにおける賃金格差は拡大する。さらに輸送費が低下してグローバル化が進むと賃金格差は次第に縮小するというものである。そのモデルは、Fujita, Krugman and Venables (1999, Chapter 15) では多数国、多数産業のケースに拡張され、シミュレーションによって、同様のシナリオが導かれている。ある国で集積が始まると、その国がコア工業国（全ての工業品の生産拠点）に

成長し、その後別の国に何らかの産業が移るとそこに集積が生じてコアに成長し、また第3国に集積が移るといった形で波及する。コアから新しい国にはじめに移りやすい産業は、労働集約的な産業、あるいは産業連関が前方・後方にあまり強くない産業であることが示されている。独立して生産活動を行うことが容易な産業がまず移され、一度移ると他の関連産業も移りやすくなり、集積が集積をもたらすこととなる。この経済波及のプロセスは必ずしもスムーズではなく、変動も大きい。

このような経済発展の波及は、東アジアの奇跡にみられる。日本を先頭に、アジアNIES、さらに続いてASEANという経済発展の雁行形態論に通じるものである。中国の発展の連鎖への参加は、海外直接投資の多くの部分を吸収してしまう状況を生み、大きな波紋を投げかけている。日本と韓国は先頭集団の位置を確保することを望み、ASEANは中国に追い越されないように発展を急ぎ、中国は景気の加熱を避けながら発展を急いでいる。このような状況がアジア通貨危機をもたらしたことにも留意する必要がある。

日本と韓国は日韓FTAによって、経済発展パターンにおける現在のポジションを確保する狙いがある。技術集約的、資本集約的、基幹的産業を国内に残すことは、大きな国内市場を持たなければ不可能である。日韓FTAによる域内市場の拡大は小さくない。ASEANにおけるシンガポールや中国における香港のように、大きな市場の中枢的地位を占めることによって発展を図ることも考えられる。将来における中国・ASEANの大市場に対して、日韓が中枢的地位を占めることである。しかしそのためには、まず日韓FTAなどによってその基盤を形成しておかなければならない。

7. 日韓FTAと東アジアの経済統合

日本と韓国は規模の経済や外部経済を通じた集積のメリットの発生する多くの製造業に依存していると考えられる。したがってFTAで強調される動的な利益について、収穫遞増の不完全競争と集積効果（内部効果、外部効果）に基づく基本的なモデルを検討した。二国間で考える場合、収穫遞増は一国集中をもたらす傾向があり、日韓の双方の利害に反する可能性がある。動的な利益は確かに大きいが、双方に利益をもたらすためには利益の分配にかかわる政策的な協調や企業の努力や労働者の協力がもたらされるシステムが必要である。大きな利益は何らかのコストを払わなければ手に入れることはできない。日韓と第三国（中国、ASEAN）という視点で捉えると、日韓の利害はむしろ一致する。したがって、日韓FTAは二国間よりも日韓と第三国という視点で推し進められるべきであろう。

少し基礎的な考察を離れて、具体的な日韓二国間の懸案について取り上げておこう。第1は日本の対韓国貿易黒字である。しかも日本は輸入に対して62%は無税であり、逆に韓国は28%にすぎない。韓国は日本をターゲットにした輸入規制は撤廃したものの、多くの商品について輸入関税で保護を図っている。2003年における自動車および電気機器の輸入関税率は8%であり、細かい認証基準の違いや仕様の違いを考慮すると十分に輸入関税の役割を果たしていると考えられる。もし日韓FTAによって関税が撤廃されることになれば、貿易不均衡という問題だけではなく、韓国の重要な産業が脅かされることが韓国側で危惧されている。期間を限った輸入急増規制や段階的な関税率の引き下げなどの対応が求められる可能性がある。製品差別化と棲み分けが長期的には実現されなければならないが、同時に工程間分業がすすみ、双方に規模の利益や外部経済が働く環境が形成されなければならない。

第2は、日本側からの知的所有権を守ることへの要求である。類似の産業を

抱え同じような技術を開発している場合、知的所有権を守りながら競争することは、ルールとして維持されなければならない。技術や知識の市場取引が困難であることは周知のとおりであるが、一定のルールを設けた上で移転が図られなければならない。ここでも二国間の対立的問題は、第三国を考慮することで、やわらげられる。知的所有権の問題は、発展途上国に対して差別的な面はあるが、日韓は先進国として途上国（たとえば中国）との対応を考えなければならないので、少なくとも二国間では明確なルールの下にそれが守られなければならないであろう。技術移転と外部効果の共有が望まれるが、ルールを維持するコストを払わないでそれを実現することは無理であろう。

第3に韓国側は、日本から韓国への投資の拡大を望んでいる点があげられる。これを日本政府に対する要求と考えるとどう対応するか具体的な答えが必要となり、それは必ずしも容易ではない。しかし、FTAが貿易の拡大をもたらすのであれば、当然貿易に関連した投資は拡大する。FTAが規制の緩和と市場の拡大をもたらすのであれば、必然的に投資機会は拡大するはずである。投資の拡大は企業（市場）に任せることになるが、投資環境の整備と情報交換の場を拡大する日韓両政府の活動は必然的なものとなろう。

韓国側はさらに、非関税障壁や日本企業の取引慣行といった数字では表すことが困難な問題の改善を挙げている。これこそまさに日韓の基準作りの一部と考えるべきである。この問題は日本だけにあるのではないはずであり、アメリカ基準、EU基準にならぶ東アジア基準となるような基準を統一する一環として、認証や慣行についての基礎となる基準を確立する必要がある。税関手続きの統一化は2004年5月韓国でソウル・イニシアチブとしてまとめるためのコンファレンスがもたれている。国際的基準作りには、内容の充実のみならずスピードと多くの国の参加が欠かせない。日韓FTAをそのための第一歩と考えると急がれなければならない。

中小企業の救済は、とくに韓国側から問題とされている。日韓FTAにかかる

らず、この問題は重要である。産業構造が大きく変わり、製造業のハイテク化が進むなかで、中小企業の技術力のアップは当然の要請である。構造調整と技術対応へのしわ寄せの多くが中小企業に重石となっているのはどこも同じである。それまでの技術やノウハウが十分生かされないまま活動を停止することは経済的ロスも大きい。日韓FTAとは無関係に政府などによって支援政策が打ち出されるべきである。日韓FTAを契機に、両国で共通な支援の場を設けることも重要であろう。部品生産の棲み分けと部品のなかの工程間分業といった日韓中小企業の生き残りと国際競争力のアップに対する政府支援は欠かせない。FTAはチャンスであり、ここでも第三国（中国、ASEAN）を入れて考えることは、解決を容易にするであろう。中小部品メーカーは労働集約的な部分を中国に移転し、技術と経営ノウハウを提供しながら利益をあげることもできる。技術水準の高い部分に特化し、系列とは関係なく市場で幅広い顧客を相手に活動することもできるであろう。有望な市場は、日韓だけでなく、潜在的により大きな中国やASEAN市場である。この場合の日韓の対第三国戦略は、競争的な面もあるが、第三国市場の大きさから考えると協力の利益が勝るであろう。限られたパイの取り合いではなく、パイの拡大に知恵を絞ることになろう。

日韓FTAの問題点の解決に集中するよりも、日韓FTAのもつ戦略的な意味を強調することで、締結を急ぐことが重要である。日本と韓国は、欧米市場で輸出競争を行っていて、それぞれが貿易摩擦を経験している。それら輸出市場で生じる問題に対して単独で対応するよりも、何らかの形で戦略的な協力がなされれば、お互いの利益となる。日韓FTAは戦略的な協力の大きなチャンスとなる。最近の問題は、对中国に対する貿易・投資である。日韓両国は、中国からの低価格製品や農産物の輸入への対応に苦慮している。緊急輸入制限などの対応も報復的な処置が厳しく、戦略的に弱い立場に立たされる。同じ問題を抱える日韓が戦略的な協力をを行うことで、戦略的な立場は強くなる。中国へのFDIについても同じである。投資条件に関して日韓が競争するのと協力するの

とでは、投資利益の分配における損得に大きな違いが生じる。ここでも協力の基礎として日韓FTAを持つことは戦略的に大きな力となる。当然、日韓中FTAに進む場合、先に日韓FTAを締結しておれば必然的に日韓の戦略的協力の構図が生じることになる。

最後に、東アジアの経済統合における日韓FTAの戦略的位置付けについて触れておく。先に日韓FTAが締結されると、東アジア共同体に向けた歩みは確実なものになると考えられる。日韓FTAの市場規模は、NAFTAやEUの市場規模には程遠いものの、東アジア諸国がその市場に興味を示すには十分の大きさを持つ。日韓FTAが締結されていれば、ASEANのメンバーはこれまで以上に日本あるいは韓国と二国間FTAを締結するインセンティブを持つことになる。大きな輸出市場として魅力があると同時に受け入れる日韓からのFDI企業は大きな市場を背景にして競争力を高めた企業と考えられるからである。シンガポールに続いて、タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピンのASEAN 4が日本とFTAを締結するであろう。その場合日韓FTAがひとつの基準となるであろう。ASEANメンバーに加わったベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマーの新ASEAN 4との締結は、ASEANのFTAが十分深まるまで待たなければならないであろう。日韓FTAとASEAN全体のFTAの実質的な実現はその後になろう。

中国とのFTAは、政治不安や体制の違いから、相手国に不確実性のリスクを負担させる。もし複数国が中国とのFTAの締結のテーブルに着けば、そのリスクは低減し負担の分担も軽くなるであろう。日韓FTA締結後であれば、日韓はそのパートナーとしてテーブルにつくことができるであろう。日韓FTA後の市場規模は中国の潜在的な市場規模に比べて見劣りしないし、中国と日韓の間の国際分業のメニューも多様なものを描くことができる。日韓はより大規模な資本・資金とより適切な技術を中国に提供することになるであろう。中国にとって、日韓をFTAのパートナーとするメリットは大きい。

中国はASEANとのFTAを進めている。しかしながら中国にとってASEANとのFTAからは、政治的な利益を別にすれば大きな利益は期待されていない。もしASEANが日韓とFTAを締結すれば、中国が日韓FTAに参加するインセンティブは高まる。もちろん中国が日韓FTAに先に参加すれば、ASEANが参加を急ぐ可能性は非常に大きいであろう。いずれにしても日韓FTAを核とした東アジアFTAが実現する可能性が高まることになる。現実的と考えられるのは、日韓FTAに続いて、日本と韓国が二国間FTAネットワークをASEANに広げることである。それを通して中国の参加とASEAN・FTAとの統合が東アジアFTAの完成と東アジア共同体に導くと考えられる。

参考文献

- 小田正雄・後藤純一,「地域経済統合」, 大山道広編『国際経済理論の地平』(第6章), 東洋経済新報社, 2001
- 菊地 徹「不完全競争の貿易理論2—独占的競争」, 中西訓嗣・廣瀬憲三・井川一宏編『国際経済理論』(第9章), 有斐閣ブックス, 2003
- 金 奉吉・井川一宏, 共編著,『韓国の構造改革と日韓・東アジアの経済協力』研究叢書60, 神戸大学経済経営研究所, 2003
- 山澤逸平,「東アジアの地域経済協力と日本の戦略」, 日本国際経済学会編『IT時代と国際経済システム』(第7章), 有斐閣, 2002
- Cheong, Inkyo, "Economic Integration in Northeast Asia: Search for a Feasible Approach", Conference paper 1999 Oct. 24
- Cheong, Inkyo, "The Economic Impact and Strategic Importance of the Korea-Japan Free Trade Agreement (FTA)", 『国民経済雑誌』, Vol.187, No.1, 2002
- De Melo, J., & A. Panagaria eds., *New dimensions in regional integration*, Cambridge University Press, 1993
- Fujita, M., P. Krugman and A. J. Venables, *The Spatial Economy Cities, Regions, and International Trade*, Cambridge, MIT Press, 1999
- Grossman, G. and E. Helpman, *Innovation and Growth in the World Economy*, Cambridge: MIT press, 1991
- Helpman, E. and P. R. Krugman, *Market Structure and Foreign Trade: Increasing Returns*,

- Imperfect Competition, and the International Economy*, Cambridge: MIT Press 1985
- Igawa, K. & B. Kim, "A Note on Possibilities about Japan-Korea Free Trade Area: A Strategic Approach", *Kobe Economic & Business Review*, 44th, 2000
- Kikuchi, T., "A note on Chamberlinian-Ricardian trade Patterns", *Economic Bulletin*, Vol.6, No.7, pp.1-8, 2004
- Kim, Bonggil, "Strategies for Korea-Japan FTA and Japanese Automobile Industry now", March, 2004 (mimeo, in Japanese)
- Kim, B. & K. Igawa, "Monetary Cooperation in East Asian Countries: A Possibility from Macro Economic Indexes and Intra-Regional Trade Dependency", *Kobe Economics & Business Review*, 45th, 2001
- Kim, B. & K. Igawa, "Japan-Korea Free Trade Area and their Structural Reforms", *Kobe Economics & Business Review*, 46th, 2002
- Krugman, P. R., *Rethinking International Trade*, Cambridge, MIT Press 1990
- Krugman, P. R. and A. J. Venables, "Globalization and the inequality of nations", *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 110, No. 4, 1995
- World Bank, *World Development Indicators 1997*, World Bank, 1997
- 外務省, <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/>
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>
- 経済産業省, http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/
- [本章は「日韓自由貿易協定と新しい貿易理論」『国民経済雑誌』第190巻第6号, 2004, を加筆修正したものである。]

第11章 北東アジアにおける 局地的経済圏形成への一考察

1. はじめに

今日世界各国はグローバリズムとリージョナリズムの流れが共存するなか、急変する通商環境への多角的な対応策を模索中である。東アジア地域の場合、経済的相互依存度は高まりつつあるにもかかわらず、他の地域と比べて地域主義の動きは立ち遅れていた。東アジアにおける地域経済圏の動きとしては、政府間合意や協定による制度化された経済圏の形成よりは、特定地域の開発などを中心とした局地的経済協力の動き（sub-regionalism）がより活発であった。それは、同地域の経済・政治体制の違い、歴史認識の問題など制度的経済圏形成へのさまざまな障害要因が存在していたためであった。

しかし、アジア通貨危機と世界的な地域主義の動きの拡散を受けて1990年代の後半から東アジア諸国も遅ればせながら地域経済圏形成に向けて積極的な動きを見せている。北東アジア地域においても最近の政治・経済関係が急変するなか、制度的経済圏形成への動きが強まりつつある。北東アジアの場合、依然として制度的経済圏形成のための地政学的障壁が残ってはいるが、これまでの民間を含めた地方自治体主導の国際交流・協力基盤を踏まえて国家レベルでの北東アジア経済圏を考える時期に来ていると思われる。すなわち、北東アジアにおける地域経済圏がどういう意味があるのか、意味があるのなら今後経済圏形成のためにはどうすべきなのかなどを含め、同地域の中核国である日中韓がリーダーシップを発揮し新たな協力スキームの構築を具体化すべき時点に来ているといえる。

本章では、このような基本認識の下で、北東アジア地域における新たな制度的経済圏形成への一つのアプローチとして局地的経済圏の基本スキームとその可能性を検討する。まず、北東アジア地域における経済圏形成の動きと経済圏形成と関連する基本条件について検討する。次に、今後目指すべき北東アジア経済圏の概念と性格を明らかにし、その可能性及び選択可能な協力形態について検討する。

2. 北東アジアにおけるリージョナリズム

(1) 地域経済圏と局地的経済圏

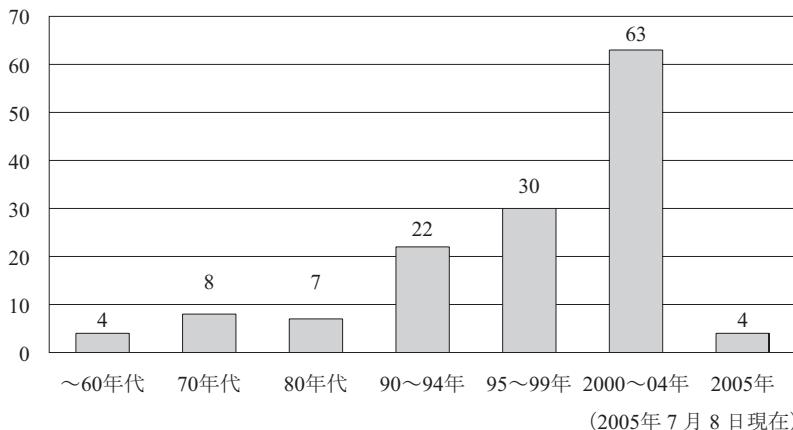
地域的に関係の深い特定の複数国との間で、政治的・経済的な結びつきを強め、経済・社会・外交などの分野において共通政策を取って自由化の利益を享受しようとする動きがリージョナリズム（regionalism）である。世界がグローバルに完全統合されるには時間的・空間的距離があり、経済・社会的システムも多様であるため、最近のリージョナリズムは、完全なグローバル化への中間プロセスとして進められている面も強い。経済圏とは、このようなリージョナリズムの流れのなかで、一国の国民経済を越えて形成される経済協力の空間であり、その性格や主体などによって「地域経済圏」と「局地的経済圏」が考えられる^(注1)。

地域経済圏（Regionalized Economic Zone）は、経済的な面における地域主義の一つの形態であり、複数の国・地域が制度的な枠組を持った協定を締結し、加盟国との間で貿易障壁の撤廃などにより経済的連携を強めようとするものである。すなわち、地域経済圏は、国家間の合意や協定に基づいて制度化された経済統合を目指すものであり、域内諸国間の経済統合を通じた国民の経済厚生の上昇を目的としている。このような地域経済圏としては、1990年代半ば以降自

(1) 「地域主義」、「地域経済圏」の場合の地域は、一国内部における地域の概念（地方）と区別して、国境を越えた広義の概念として用いる。

由貿易協定（FTA）を中心とした地域貿易協定が急速に拡大している（図1参照）。

図1 世界のFTA件数の推移



注：WTOホームページに掲載されている地域貿易協定（RTA）180件の中、1) 既存FTAへの新規加盟に伴う重複、2) GATTとGATS両方への通報に伴う重複など、計42件を除く。

出所：日本貿易振興会（JETRO）

一方、局地的経済圏（Localized Economic Zone）に対しては、必ずしも明確な定義が与えられていない。ここでは各国がある特定地域を対象に、貿易・投資の自由化、インフラの整備、資源の開発などを進める地方レベルでの制限的な経済協力方式であるとする^(注2)。これまで東アジア地域で見られる局地的経済圏は、中央政府間合意による経済協力、地方政府主導の経済協力、地方政府と国家間の経済協力など、その主体や形態に多様性が見られる。また、局地的経済圏の特徴としては、地理的な近接性と経済的相互補完関係などに基づき、民間資本の利潤動機による活動を推進軸として自然的に形成された「機能的経

(2) 坂田（2001）の第2章も参照。

済圏」(Functional Economic Zone)の性格も持っているといえる。

これまで東アジアでは、地域経済圏と局地的経済圏という二つの動きが交錯してきたが、どちらかというと局地的経済圏の方が先行していたといえる。たとえば、東南アジアを中心とした「華南経済圏」、「バーツ経済圏」^(注3)、「成長の三角地帯」^(注4)、北東アジアにおける「環黄海・渤海経済圏」などが代表的である。これらの局地的経済圏の場合、構想の域を出ないものもあるが、国境を越えた経済的補完関係で強く結ばれ、インフラ整備の国際協力、国際的な共同開発などを通じて東アジアの成長を牽引してきたものもある。

地域経済圏と局地的経済圏の特徴を比較してまとめたのが表1である。局地的経済圏の場合は統合の主体が地方政府であり、統合空間も特定地域だけを統合の対象とし、その多くが制度化されていないのが特徴である。

(2) 北東アジアにおける経済圏形成への動き

(i) 地域経済圏

1990年代後半からアジア経済の中心が東南アジアから北東アジアに移ってきているなかで、北東アジア地域における国際経済関係の構図もめまぐるしく変化している。特に、中国経済の急成長に伴い中国の影響力が増大している一方、日本の影響力が相対的に低下しており、両国の東アジアにおける覇権的対立意識がより強くなってきたこと、そしてそれが北東アジア経済圏形成の大きな障壁になっていることは否めない。

しかし、世界的な地域主義の拡散に対して北東アジア地域においても積極的に対処すべきであるという認識が高まりつつあり、日中韓FTAについても模索されている。日中韓FTAと関連しては中国が最も積極的であるように見える。

(3) 成長の三角地帯とは、バタム島開発についてのシンガポール・インドネシア・マレーシアの3カ国の政府の間の合意に基づいて計画的に開発された経済圏である。

(4) インドシナ経済圏（バーツ経済圏）とは、タイ・ベトナム・ラオス・カンボジアの間での経済的な緊密化、ベトナム・ラオスの対外開放政策に伴い、1988年8月、タイのチャチャイヤ首相の呼びかけによるものである。

表1 地域経済圏と局地的経済圏の比較

		地域経済圏	局地的経済圏
目的		経済厚生向上	経済厚生向上、地方経済活性化
性格		政府間合意・協定による制度化、域外差別	制度化されていない、域外無差別、経済交流・協力中心、自然発生経済圏
協力主体		中央政府	地方政府（或いは中央政府）
対象領域		国家全体	特定地域
協力分野		ほぼ全分野	特定分野に制限
経済波及効果	規模	大	小
	範囲	全地域	制限された地域

朱鎔基中国首相は2002年11月、カンボジアのプノンペンで開かれた3カ国間首脳会議の場で3国間FTAの検討を公式的に提案した。これを受けて3国間FTAへの論議が本格化し、各国の代表研究機関により正式に共同研究が開始された^(注5)。同研究グループは2004年11月29日、ラオスのビエンチャンで開かれた3カ国首脳会談に「国内産業の調整を進め、3国間で段階的にFTAを締結すべきである」という内容の報告書を提出した。また、同首脳会議で3国間の投資協定作りにも合意した。日韓両国が求めていた貿易と投資のルール改善に、これまで慎重だった中国が同意したことで3国間の経済協力が一層加速化する可能性もある。

日本は、中国とのFTAに対しては経済界からのFTA交渉の開始を求める声にもかかわらず、中国がWTO加盟に伴う市場開放措置を完了する2006年末以降に交渉を本格化するというスタンスを崩していない。日本としては、ASEAN、韓国との交渉で実績を上げ、東アジアでのイニシアティブを強化しようとする戦略であろう。

(5) 各国の研究機関は、日本の総合研究開発機構（NIRA）、韓国の对外経済政策研究院（KIEP）、中国の国務院発展研究院（DRC）である。

一方、韓国は、日中韓FTAが北東アジア経済圏、さらに東アジア共同体形成のための土台になるという認識の下で3国間FTAに積極的な姿勢を見せている。すなわち、韓国としては、地理的な優位性を生かした大陸と海洋を結ぶ掛け橋として、また北東アジアの平和の鍵でもある朝鮮半島の当事者としての立場から、北東アジアの平和と繁栄のための調整役を果たそうとしている^(注6)。しかし、韓国が日中韓FTAに積極的である背景には、政府間交渉を進めている日本とのFTAに対するバッファー役として中国を位置付けている面もある。このことは日中韓3国間の貿易構造を見てもある程度理解できる。すなわち、韓国は日本に対して膨大な貿易赤字を記録しているが、对中国の貿易収支は黒字である。日本は対韓黒字を記録しているが、对中国貿易収支は赤字であり、中国は対韓赤字を記録しているが対日貿易収支は黒字を記録している（表2参照）。

表2 日中韓の相互貿易収支

単位：100万ドル

	日本の対韓貿易収支	韓国の対中貿易収支	中国の対日貿易収支
1996	13,571	3,866	9,068
2000	10,322	7,162	11,216
2001	8,904	5,669	13,861
2002	13,348	8,257	8,723
2003	17,399	15,014	2,204

注：貿易収支は輸出国から見た収支である。

出所：各国の通関統計

以上のような3国間の経済・政治的要因を考えると、3国間で北米やヨーロッパのような制度的経済圏を形成するにはかなりの時間が必要であろう。最も期待されるシナリオとしては、現在政府間交渉が進行中の日韓FTAが予定通り締

(6) 韓国大統領のラオスでの首脳会談後の記者会談（2004.11）で、「北東アジアにも欧州のような共同体が必要であるが、日本には歴史問題が、中国には霸権主義がある。韓国こそがその中心勢力となるべきである」と述べた。

結され、それを土台に日中韓FTA、北東アジアFTAへと拡大させていくプロセスであろう。しかし、日韓FTAも両国間の関税撤廃や容認品目に対する思惑の食い違いなどによって当初の目標である2005年内の締結は厳しくなっている^(注7)。

日中韓3カ国ともに世界通商環境の急速な変化への対応も含め、内部的には経済圏の必要性に共感しつつも、歴史や政治問題から抜け出せない状況が続いている。日中韓における地域経済圏の形成と関連しては、最近一段と冷え込んだ3国間の政治関係をどう修復し、相互信頼を増進していくかが重要となる。

（ii）局地的経済圏の動き

北東アジア地域では、冷戦構造の崩壊後も異なる政治・経済体制の国・地域が混在しているなど制度化された地域経済圏形成のためのインフラが整備されていなかった。そのため、国際関係の緊張や体制の相違による影響を受けずに、地方間の相互依存関係を生かす協力の方法として、複数国・地域にまたがるが、国家レベルというよりは隣接する地方間の経済交流・協力を中心に進められてきた。すなわち、北東アジア地域における経済協力は欧米とは対照的に、「まず事実が先行し、制度が後追いする」形で進んできたといえる。

北東アジア地域における局地的経済圏の形態をみると、政府間合意による形態、地方間の経済交流・協力中心形態、地方政府と国家間の経済協力形態などの3つのタイプに区分できる。

第1に、政府間合意に基づいて進められてきた経済協力形態である^(注8)。代表的なのが、豆満江開発計画である。豆満江開発計画は国連開発計画（UNDP）主導の下で、中国、ロシア、韓国、北朝鮮、モンゴルの関係5カ国による多国

(7) 両国間で大きな障壁になっている一つが農水産物分野である。たとえば、日本は韓国の対日輸出農産物の自由化を全品目の50%程度にとどめようとしており、韓国側の要求とは大きな開きがある。

(8) たとえば、東南アジアにおける「成長の三角地帯」、「インドシナ経済圏」なども各国間の合意に基づいて計画的に開発された経済圏である。

間協力モデルとして推進された。しかし、制度的基盤の欠如、開発資金調達の限界、関係国間の意見合意の困難などによりあまり進んでいない^(注9)。

第2に、地方政府の主導で行われている純粋な地方間の経済交流・協力である。地方自治体主導の経済交流・協力とは、地方政府が地域の産業・企業の発展のために外国資本や技術を誘致するなど、外国との相互依存関係の深化を通じて地域経済の活性化を進めることである^(注10)。また、地方自治体間の交流・協力が国家レベルでの政府開発援助（ODA）へと結びついた事例もある。北九州市は1979年に中国の大連市と友好交流協定を結び、交流を積み重ねてきた。こうした交流を土台に93年12月に北九州市が、中国の大都市における環境改善パイロットモデルとして「大連環境モデル地区計画」を大連市に提案した。中国の国家環境保護局も同計画を重点プロジェクトとして決定し、96年には日本のODAの開発調査対象に採用された^(注11)。

第3に、北東アジアにおける地方間国際交流・協力のユニークな取り組みとして地方対国家ベースの経済交流事業がある^(注12)。これは九州経済産業局が中国と韓国と経済交流を進めていく事業である。主な事業として、九州・韓国経済交流会議、九州・中国技術協議、さらには、そのマルチの会議である環黄海経済・技術交流会議がある。

九州・中国技術協議会は、1991年より九州と中国の産業技術に関する経済、技術交流の促進を目的に開始された。中国の窓口は中国科学技術部であり、九州の窓口は九州・中国産業技術協議委員会である。これまでの主な事業としては、中小企業の技術交流、九州市と大連市の環境保全にかかる定期交流（ODA事業）などが挙げられる。また、九州・韓国経済交流会は、九州と韓国の定期

(9) 豆満江開発計画の現状については、李 燦雨（2003）を参照。

(10) たとえば、富山県が北東アジア地域の自治体の交流・協力事業として取り組んでいる北東アジア地域自治体連合（NEAR）、環日本海環境協力センター（NPEC）、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）などがそれである。

(11) 坂田幹男（2001）の67～69頁を参照。

(12) 三本松 進（2002）の149～153頁を参照。

的な意見交換を通じた経済交流などの促進を目的に開始された。韓国側の産業資源部と九州側の窓口である経済産業省の九州経済産業局が、九州7県、2政令市と九州の関係機関、地元企業の協力を得て実施している。最近の交流内容を見ると、人材・技術交流、業種別のミッションの派遣・相談会開催、民間企業間の交流（民間ラウンド設置）（1999年）、九州・韓国サイバーネットワークおよびベンチャー企業支援体制構築（2000年）などがある。

北東アジア地域では、最近もロシアの極東地域や中国東北地域などを中心に、多様な経済開発戦略が模索されており、大規模な開発プロジェクトを中心とした相互補完的な局地的経済圏への期待も依然として根強い。しかし、同地域での地政学的要因によるさまざまな障害要因によって議論されながらもその成果は期待に及ばない状況が続いている。

（3）北東アジア経済圏形成の諸条件

地域経済圏形成のための基本条件として、加盟諸国間の政策目標の収斂性、経済的補完性、経済統合の期待利益などが考えられる^(注13)。第1に、域内諸国において共通のルールが適用される制度的経済圏になるためには加盟諸国の政策目標が共通性を持つことが必要となる。北東アジア諸国の場合、域内安全保障と繁栄、そしてEUを中心とするヨーロッパ経済圏とNAFTAを中心とする北米経済圏に対応する「東アジア経済圏」の形成という政策目標に収斂性が見られる。また、日本と韓国の生産立地確保及び市場拡大という外延的拡張政策と中国、北朝鮮、ロシアなどの資本・技術導入を通じた経済開発政策も相互に結合できる収斂性を持っているといえる。第2に、経済的補完性についていえば、北東アジアは、日本の先端技術と資本、韓国の生産技術と開発経験、中国の膨大な潜在市場と労働力、ロシア極東地域の天然資源など生産要素、産業構造などで相互補完性が非常に高い。第3に、このように相互に補完性が高いと

(13) 孫 柄海（1992）の23～32頁を参照。

いうことは、経済統合の期待利益も高いということである。すなわち、地域経済圏が形成されれば、域内外からの貿易・投資が増加し、各国の産業構造の再編と産業集積による規模の経済などで競争力の向上に繋がる。また、北東アジアにおける地域経済圏の形成は、域内での覇権競争を解消し、共存共栄のための安全保障体制の構築の土台になり、国際取引においての交渉力の強化にも繋がるという戦略的側面での期待利益も無視できない。

しかし、北東アジア地域における多国間経済協力体制の構築と関連して重要な特徴の一つが、その潜在力とともに様々な制約要因を同時に内包していることである。すなわち、北東アジアにおける経済圏形成と関連しては、基本条件及び国際情勢の変化だけではなく、同地域の政治・経済的面での特殊性からくる条件も考慮しなければならない。

第1に、北東アジア諸国は、政治・経済体制や経済発展段階に大きな差異があることである。経済体制にしても成熟した市場経済国（日本、韓国）、市場経済への移行国（モンゴル）、社会主義市場経済国（中国）、社会主義国（北朝鮮）が共存している。しかも、北東アジア地域は国家と国家の一部を含む複雑な構成になっていることも多国間経済協力の制約要因となっている^(注14)。

第2に、この地域に冷戦時代の残滓ともいえる政治・歴史の問題が今なお存在しており、国家間の対立や不信感が依然として残存していることである。これが地域協力にとっての最大の障害となるように見える。そのゆえに北東アジアの平和、安定、信頼関係の確保が地域経済圏の前提条件となる。

第3に、北東アジアには、北米の米国、ヨーロッパのフランスやドイツのようないくつかの国が存在する。地域統合に指導的役割を果たす政治・経済的な面でリーダーシップを發揮できる大国が存在しないことである。前述したように、日本はアジア各国との歴史的関係などから強力な役割を果たせないような状況である。

(14) 北東アジアの概念については、様々な定義が存在し、状況に応じて柔軟に使い分ける必要がある。また、日本以外の漢字圏の国々では「東南アジア」と並んで「東北アジア」と表記する。金 奉吉 2004(a) を参照。

第4に、北東アジア地域の諸国は、経済発展や産業構造上の相互補完性がかなり大きいことである。したがって、経済圏形成の期待利益を最大化するためには、同地域における経済圏はとりあえずこのような補完性を最大限活用できるような統合形態にするべきであろう。

第5に、北東アジアの中核国である日中韓の対外依存度が非常に高いことである。とくに、日本と韓国はWTOを軸とした自由貿易政策から輸出拡大を通じて高度成長を達成してきたし、中国も外資導入を通じた改革・開放政策で急成長している。したがって、日中韓ともに資本・技術・市場など経済面での対外依存度が非常に高く、域内の資本・市場だけでの独立的な自己完結型の経済圏形成には制約要因が多いと思われる。また、世界経済への影響力が非常に大きい日中韓3国間の地域経済圏の形成にはアメリカも高い関心を持っているはずである（表3参照）。北東アジア経済圏の論議が活発になるにつれ、影響力低下を恐れる米国が口を出す場面が増えることは確かである。実際に、北東アジア3国ともに程度の差こそあれ基本的にはアメリカ市場依存という体質を抜け切れていない状況であり、そのような構造はすぐには変えられないであろう。たとえば、2004年のアメリカの日中韓3国との貿易赤字規模（通関ベース）が総貿易収支赤字の39.4%に達しているほどアメリカとの経済依存関係が高まっている。かつて、マレーシアのマハティール首相が提唱した東アジア経済協議体（EAEC：East Asia Economic Caucus）という緩やかな経済協議体構想もアメリカの反発で挫折した経緯がある。

表3 日中韓の経済規模及び対世界比重（2002年）

	GDP (10億ドル)		輸出 (10億ドル)		人口 (10億人)	
	規模	世界比重	規模	世界比重	規模	世界比重
日韓中	569.8	17.7	173.3	13.2	1.46	23.6
EU	863.7	26.8	465.8	36.8	0.38	6.1
NAFTA	1,180.9	36.7	267.2	21.1	0.42	6.8

出所：Global Insight DRI-WEPA, *World Overview*, March 2003. IMF, *Direction of Trade Statistics, Yearbook*, June 2003. IMF, *International Financial Statistics*, April 2003.

3. 北東アジアにおける経済圏構想

(1) 北東アジア経済圏の性格

北東アジアの場合、その地政学的特殊性から国家レベルでの制度化された経済圏の形成よりは、地方自治体が中心になって地域経済活性化のために地方レベルでの局地的経済協力の動きがより活発であった。すなわち、北東アジア地域における経済協力の形態は、制度化された「地域経済圏」の形成よりは、貿易、投資、物流、環境、金融部門などの部門ごとの2国間あるいは多国間の域内協力増進、交通・通信などのインフラ整備での協力、相互利害関係の強い特定地域の共同開発などが中心であった。しかし、北東アジア諸国の場合、相対的に中央政府の権限が強いことからも、国家レベルでの多国間経済協力の枠組や経済協定なしに、地方自治体だけで経済圏の形成を進めるのは限界があるといえる。さらに、現実問題として地方自治体の財政問題、通商・外交政策と関連する地方政府の権限の限界なども地方自治体主導の多国間経済協力の制約要因となっている。実際に、北東アジアにおける地方主導の経済交流・協力の動きは活発化しているが、その成果は期待に及ばないのが実情である。

今後、北東アジアにおける制度的経済圏を構築していくためには、空間的・時間的要素を同時に考慮した段階的・重層的なアプローチが必要となる。空間

的要素とは、国家・地域間の協力や地方レベルでの局地的協力など協力の対象空間に關することである。また、時間的因素とは、短期・中期・長期という時間軸のなかでそれぞれの目標と手段を決めるということである。確かに急変する国際情勢のなかで、協力の対象や時間的課題を考慮した総合的な戦略を立てるのは非常に困難であるかもしれない。しかし、このような鳥瞰図がないと政策の方向性が見えないし、また方向設定ができないと前に進まないのである。

ここでいう段階的・重層的アプローチとは、いろんな制約要因から国家レベルの制度化された地域経済圏の形成が困難であるならば、まず、可能な地域・分野から経済圏（局地的経済圏）を構築し、それを段階的に発展させ、最終的に全面的な経済圏に発展させていくアプローチである。また、初期段階で指定された地域と分野での経済圏がうまく機能すると、次の段階からは、対象分野、対象地域、対象国家を同時並行的に拡大していくことも可能であり、そういう意味で重層的アプローチでもある。このアプローチは、同地域における経済統合の障害要因を最小化しながら経済統合の決定要因を最大限吸収可能な統合形態を求めている。そのためには、北東アジア諸国間の経済・産業構造の上の補完性を有機的に結合可能にするとともに、対象地域・分野を制限することで機能的な相互義務負担を最小化し、しかも非排他的な開放性を持つ経済圏になることが必要となる。

ここでの局地的経済圏の主体は中央政府あるいは中央政府の委任を受けた地方政府となる。それは、国家レベルの制度化された局地的経済圏にすることで、既存の地方政府主導の経済交流・協力の限界を克服するためである。しかし、経済圏の運営や事後管理は地方政府に委任することで地方自治体の自立的発展を促進する。そして各国の対象地域と他の国内市場との関係は各国の政策に委ねることにする。したがって、局地的経済圏形成による経済的効果も特定地域に限られ、他の地域には貿易屈折効果（trade deflection effect）を通じて間接的に影響を与えることになる^(注15)。

(2) 局地的経済圏形成へのアプローチ

局地的経済圏形成が可能になるためには、自由貿易機能と関連する機能的要因と国家間の合意・協定による制度的要因が同時に満たされなければならない。まず、機能的要因と関連しては、各国が自国内で局地的経済圏の対象になる「拠点都市」を指定し、その拠点都市が対外貿易・投資などの経済協力の窓口の役割を担当することにする。そして、各拠点都市に保税区域あるいは自由貿易区域を設置し、海岸都市の場合は自由貿易港の機能を与える。ここまで、各国がお互いに機能的要因の整備と統一に向けて努力していく統合基盤整備段階といえる。次に、これらの機能的要件に加え、貿易・投資関連制度・法律などと関連する自由貿易協定という政府間合意・協定による制度的要件が必要となる。このような機能的・制度的要因が満たされると、各国の拠点都市をひとつの制度化された局地的経済圏として結合する「拠点都市間自由貿易地域」が形成される。すなわち、これらの保税区及び自由貿易区で製造・加工された製品が各拠点都市の間で無関税あるいは特恵関税で貿易が行われるようになる。

北東アジアの場合、各国がすでに基礎的な交流基盤が整備されている多くの経済特区を持っている。たとえば、釜山港湾とその背後地が経済自由区域に指定された韓国の釜山市、外高橋保税区・金橋輸出加工区などがある中国の上海市、日本の輸入促進地域（FAZ）^(注16)に指定された福岡市などである。しかし、これらの経済特区は外国人投資誘致及び輸出増大が主な目的であり、貿易障壁の撤廃、直接投資の自由化などを含めた自由貿易圏ではない。

そこで、現在各国の経済特区が持つ機能的要因に国家間の合意・協定で結合し、制度的自由貿易圏を作ろうとするのが「拠点都市間FTA」のモデルである。そして、当初の各拠点都市間の自由貿易がうまく進めば、段階的に各国での対

(15) 貿易屈折効果とは、自由貿易地域内で低関税国に輸入された製品が域内のほかの高関税国に流出される現象である。

(16) 1992年に「輸入の促進および対日投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(FAZ法)が制定されて以来(95年改正)、日本全国で21の地域が承認され、各FAZではそれぞれの地域の産業特性を踏まえた整備が進められている。

象地域を拡大させ、最終的には全面的な地域経済圏へと発展させることが可能であろう。また、対象国も、初期段階では、日中韓の間での局地的経済圏から始め、それが成功するとロシア・北朝鮮の経済特区なども含めた対象国を拡大していき、最終的には北東アジア経済圏を目指すことも可能になる。

対象分野も初期段階では限定して実施し、段階的に広めていく。たとえば、対象産業の選定は、各国の経済発展段階や産業構造を考慮して、域内の垂直分業の定着化を防ぎお互いに産業構造の高度化につながる分野にすべきであろう。すなわち、初期段階での自由貿易品目としては、工業化に関連した中間財及び資本財、天然資源などの共同開発プロジェクトによる生産物、原産地が確認可能な各地域の特産物などに限定する。

ここでの「拠点都市間FTA」モデルは、最初に対象地域と対象産業を限定して自由貿易圏を形成して、初期段階で指定された地域と分野での経済圏がうまく機能すると、次第に対象産業と対象地域を拡大し最終的には全面的な地域経済圏を形成するという段階的・重層的アプローチである。

このような拠点都市間FTAは、全面的FTA よりは次の点で実現可能性が高いといえる。まず、第1番目に、対象地域・協力分野の制限により、経済統合の障害要因を最小化することで交渉主体間の利害調整が容易であるとともに、交渉のための調整コストも最小化できる。第2番目に、拠点都市間FTAは域外国に対する非排他的経済圏である。EU、NAFTAのような自由貿易地域の場合、域内国の間では関税・非関税障壁の撤廃を通じて貿易を自由化するが、域外国に対しては差別的に運営されている。これに対して、拠点都市間FTAは自由貿易港・保税加工区など特定都市のみを対象に貿易を自由化（部分的貿易自由化）するため、国家レベルでは貿易差別措置を取らない非排他的経済圏である。したがって、対外依存度が高い北東アジア諸国にとっては対外差別なく自由貿易圏形成が可能になる。第3番目に、制限された地域での自由化であるため、域内諸国の経済体制及び対外経済政策の根幹を変えずに経済的多様性と補完性を

有機的に結合することが可能である。そのため、多様性による障害要因が多い北東アジアのような地域でも経済圏形成が可能になる。

(3) 局地的経済圏の形態

こうした「拠点都市間FTA」モデルは、具体的な形態として国際協業型と国際分業型の2つの類型が考えられるが、実際にはこの2つの形態を同時に推進することも可能である^(注17)。

まず、国際協業型とは、開発の可能性と開発効果の大きい地域を域内諸国が共同開発する国際共同開発プロジェクトの形態である。このような国際共同開発方式は、資源開発、工業団地開発などその目的によって多様なプロジェクトが可能になる。域内国の豊富な労働力や賦存資源、資本・技術・経営資源をお互いに活用する自由貿易地域を設置することで域内諸国の経済的な補完性を結合できる形態である。

北東アジア地域における国際協業型の例としては、エネルギーの共同開発、観光資源の共同開発、工業団地の共同開発などが考えられる^(注18)。たとえば、エネルギー共同開発としては、ロシアの東シベリア・極東地域で石油と天然ガスを共同開発・生産し、それを日本、中国、韓国などに供給するプロジェクトが考えられる。これは北東アジアで急増するエネルギー需要を満たすとともに、中東からの輸入依存度を減らす戦略的意味でも重要である。また、観光産業の共同開発としては、北東アジア地域には開発可能性がある潜在的観光資源が豊富であり、北東アジア諸国の中央政府と地方政府、そして民間観光業者が共同で観光資源の調査・開発を行い、多国間周遊型観光コースを開発・商品化することも可能である。たとえば、富山県・江原道・吉林省が共同で国際周遊型観光コースを開発し、短期間の観光目的という条件の下で、お互いにビザなしで

(17) 孫 柄海（1992）の40～45頁を参照。

(18) 北東アジアにおけるエネルギー、環境面での協力における各の立場などは、『2005北東アジア経済会議イン新潟』（2005.6）の資料参照（ERINA REPORT, Vol65）。

入出国を許可することも可能であろう。とくに、最近エコツーリズムが脚光を浴びているが、富山県としてはこれまでの観光と環境保全における経験を生かして国際ネットワーク化することも可能であろう。

一方、国際分業型とは、域内諸国間で利潤動機や比較優位構造に基づく相互補完的分業構造を作ることである。これは各国の経済的補完性や産業構造の多様性を限られた分野で結合する協力形態といえる。具体的な協力形態としては、特定の地域、特定の産業に限って、貿易・資本移動を自由化する局地的な自由貿易などが考えられる。すなわち、各国が拠点都市内の保税加工区域または自由貿易区域で製造、加工された加工品、中間財を域内諸国間で無関税あるいは特惠関税で交易することで各国の比較優位構造を活用することである。たとえば、日中韓の3国における技術水準を見ても、分野によって違いはあるものの、中国は日韓からの導入技術の消化段階にあり、韓国にしても導入技術の消化の次の段階である独自技術の開発段階にあるといえる。つまり、3国間では多様な分野で相互補完的な技術提携や生産の棲み分けという分業の可能性が高いといえる。

4. 事例分析：拠点都市間FTAの構想

(1) 3都市の基本与件

ここでは日中韓における局地的経済圏の形成と関連して、日本の福岡市、韓国の釜山市、中国の上海市をつなぐ拠点都市間FTAの可能性を検討する。自由貿易地域の基本的な機能としては、物流機能、加工・生産機能、製品調整機能、取引機能、情報伝達機能、業務支援機能などが必要となる。そして、これらの機能を満たすような立地的要因と施設、制度などの整備も必要となる。自由貿易地域の拠点都市としての立地要因としては、国際物流拠点としての機能を果たせるような空港や港湾とその背後地、工業団地や外国企業誘致のための外国

人投資誘致地域、他の工業団地や物流拠点との輸送網が整備されている地域などと考えられる。

これらの要件を考慮すると、韓国の釜山市、中国の上海市、日本の福岡市の場合、拠点都市としての機能を果たすような基本的要件を満たしているといえる。

まず、釜山市は大陸と太平洋を繋ぐ国際物流拠点都市としての潜在力を持っており、2004年基準で世界第5位のコンテナ港湾である釜山港湾と国際空港もある^(注19)。また、地理的にも環渤海・黄海経済圏、日韓海峡経済圏など北東アジアの中に位置している。釜山港湾は多様な港湾機能（5 Port）と国際物流活動と直結する背後地と内陸交通網が整備されており、とくに、釜山港湾とその背後地は「物流及び製造業中心の自由貿易地域」として指定された（2004年12月31日）。さらに、政府は釜山港湾を北東アジア地域の国際物流ハブとして育成するために新港湾を建設中である。釜山新港湾は、コンテナ船舶30隻が同時に接岸できる規模であり、また、その背後団地（総93万坪）も開発し、2011年までに物流センターの建設などを通じて国際物流拠点として育成する計画である。

次に、中国の上海市は中国の開放・改革政策の象徴的な都市である。浦東新区には1990年の浦東開発プロジェクトにより、自由貿易区としての「外高橋保税区」、生産・加工の「金橋輸出加工区」、ハイテク産業の「長江ハイテク区」などが設置され、中国の重要な経済拠点になっている。また、上海市は大陸鉄道との連携性と中国東北部からヨーロッパを連結する陸上交通の最短経路であり、東南アジア地域への輸送にも便利であるという地理的利点を持っている。

さらに、上海市港湾と浦東国際空港もあり各経済特区との輸送網も整備されている。上海市の港湾は黄浦江区域、外高橋港口の2つがあり、2004年の上海

(19) 韓国最大の港湾である釜山市港湾は、2003年基準で韓国の総輸出貨物の41%、コンテナ貨物の81%を担当している。

市港湾のコンテナ取扱量は1,455万TEU（20フィートコンテナ換算）で、世界第3位の取扱量である。また、2つの港湾の水深制限のため、上海市から南東部へ約30km、国際空港から45km離れた洋山地区に2005年完成予定の大規模の深水港を開発中である^(注20)。

日本の福岡市は、アジアと隣接している地理的特性を生かし、アジアとの経済的交流・協力に力を入れてきた。九州地域では北九州、山口、熊本、大分県などに輸入促進地域が設置されており、北九州の場合、約1.2万坪が輸入促進地域に指定されている。また、日本政府が規制改革を通じた経済活性化のために実施している構造改革特別区域として、2002年には福岡アジアビジネス特区、北九州国際物流特区、飯塚アジアIT特区、久留米アジア米尾特区など、福岡県で6つの特区が指定された。たとえば、北九州国際物流特区に指定されることで3分野7項目の規制緩和が認められ、通関業務の24時間化、安価な電力の供給、埋立地の土地利用の柔軟化などで製造業や流通業などの立地が有利になった^(注21)。また、北九州市は環黄海圏のハブポートをめざした響灘地区の大水深港湾整備事業を進めており、船舶の大型化に対応できる高規格な国際コンテナターミナルとしての「ひびきコンテナターミナル」を開港する予定である^(注22)。さらに、北九州市の東部、沖合約3kmの海上に2006年開港予定の新北九州空港を建設中である。

以上のように、福岡市・釜山市・上海市の3都市は港湾・空港施設、そして他の地域との交通網も整備されており、それぞれ自由貿易地域、経済特区などの背後地も持っているなど自由貿易地域としての機能を果たせる基盤施設と要件が十分に整備されているといえる。前述したように、拠点都市間FTAが成立

(20) JETRO上海事務所ホームページなど。

(21) 九州経済産業局ホームページ、構造改革特別区域推進本部のホームページなど

(22) 日本は近隣諸国において港湾間の競争が激化していることから、すでに国際物流の諸機能が集積している4地域（東京湾、伊勢湾、大阪湾、北部九州）を「中枢国際港湾」として指定し、重点的に整備しているが、北九州港湾もその1つとして開発されている。

するためには拠点都市の機能的要因に加えて国家レベルの合意・協定による制度的要因も必要であるが、このような3都市の開放都市としての機能的要因が充実していること、経済的相互依存度と貿易及び産業政策の相互補完的収斂性が高まっていることなどを考えると、貿易・投資関連制度や法に対する国家レベルでの合意も容易であろう。

(2) 3都市間の産業協力

すでに日中韓の間に貿易・投資が拡大しており、かつ多くの分野で競合関係が予想されるなかで、今後3国の中での相互補完関係も一層深化していくと思われる。とくに、中国が「世界の工場」、「世界の市場」として急浮上することに伴いこれまで日本を中心とした垂直的分業体制も変わりつつある。今後もエレクトロニクス産業、自動車産業などを中心にこれまでの単純な取引関係から日中韓の企業の間に戦略的提携、生産の棲み分け、共同マーケティングなどを模索する動きが活発になることが予想される^(注23)。

ここでは自動車部品産業を取り上げて、3都市間の協力可能性について検討する。自動車産業は上海市、福岡市、釜山市の3都市ともに育成に力を入れている戦略産業の一つである。とりわけ、中国の自動車産業が急成長しており、2010年代には1,000万台生産体制になる見込みである。このように中国の自動車産業は日欧米の自動車メーカーの進出に伴い生産体制は確立されつつあるが、それを支える部品・素材産業の基盤は依然として脆弱な状態である。また、世界的な自動車部品産業の再編と階層分化が進むなど国際的な競争が激しくなっているなかで、部品調達システムにおいてもグローバルソーシング、モジュール化、電子調達が拡大しており、日本の自動車メーカーもコストダウンのため主要機能部品以外は外国からの調達を拡大している。

(23) たとえば、鉄鋼では、日本の新日鐵・韓国のPOSCO・中国の宝鋼集団による提携などがある。

日本と韓国の自動車メーカーも2000年代に入ってから対中進出を本格化しており、完成車メーカーに追随する形で、部品・素材メーカーの進出も拡大している。また、日本と韓国の場合、自動車部品産業では技術・資本提携による協力関係が1980年代から続いている。韓国の自動車部品産業が、90年代後半の経済危機などによる部品産業の再編過程で外資との技術・資本提携を活発化したが、その50%以上が日本の部品メーカーであった。このような長い間の日韓協力関係をベースに対中国での共同事業に乗り出す動きも出始めている^(注24)。つまり、中国に進出している日韓の完成車メーカーに納入するために両国の部品メーカーが共同で中国進出するケースである。そういう状況からも3都市間の自動車部品産業における協力可能分野が今後さらに広まっていくと思われる。

福岡市、上海市、釜山市の3都市ともに自動車産業の集積地であり、自動車部品産業の育成に力を入れている。

釜山市の場合、ルノー・三星自動車が2000年から本格的に生産を始めており、現在24万台の生産能力を持っている。また、その周辺地域である蔚山には韓国最大の現代自動車工場がある。ルノー・三星自動車の場合、乗用車生産で日産と技術提携を結んでいることから主要機能部品を中心に日本からの部品輸入が増加している。釜山市の場合、部品産業の集積はそれほど進んでなく、韓国の全体1次部品メーカー913社のうちの9.7%の89社（2004年末現在）が所在しているに過ぎない。釜山市としても、自動車部品と関連素材産業を地域戦略産業として指定し育成していく計画を打ち出している^(注25)。

上海市も中国最大の自動車生産グループである上海汽車集団と武漢、鄭州などに自動車メーカーが所在しており、トヨタ、本田などの日本の自動車メーカーも進出している中国最大の自動車産業の集積地である。自動車部品生産におい

(24) たとえば、技術提携関係にある日本のTピストンリング企業と韓国のR企業が中国に共同進出したケースもある。

(25) 産業資源部地域産業振興課『国家均衡発展及び地域革新政策』2004年10月。

ても1990年には第4位から2001年には中国全体の27.4%を占める最大生産地域となった。しかし、自動車メーカーは乗用車生産のための部品のほとんどを外資系部品メーカーか外国メーカーと技術提携している部品メーカーから調達している。すなわち、上海市の場合、依然として素材・資材産業の未発達、部品産業基盤の脆弱などが大きな課題になっている。

日本の福岡市を中心とした九州地域は日産、トヨタ、マツダなどの工場があり、年産100万台以上の生産能力を持っている自動車産業の集積地である。しかし、九州地域の場合、既存の自動車産業拠点に比べて部品産業の集積が薄く、したがって地域内からの部品調達率が低く、関東・東海といった既存の自動車産業集積地域への依存度が高いことが特徴といえる。

以上のように、3地域ともに自動車産業の集積地としては部品産業の集積が薄く、各都市が部品産業の育成とそのための国際協力関係の強化に力を入れていることが特徴といえる。また、3国間の自動車部品産業の基盤や技術水準からも相互補完性が比較的高い分野である。中国の自動車部品産業は、外資系部品メーカーを除くと小規模企業が乱立している。したがって、部品メーカーの品質管理能力や意識が弱く、生産管理技術も立ち遅れており、品質が安定していないのが現状である。しかし、自動車生産の拡大に伴い欧米自動車部品メーカーが徐々に中国現地生産拠点において製品の設計、検査を行うようになりつつあり、中国現地企業への技術移転も進んでいる^(注26)。したがって、設計技術が複雑ではなく、人件費シェアが高い部品、量産効果のある部品を中心に競争力を高めつつある。

そういう状況から考えると、3都市の間は地理的にも隣接しており、技術面でも、賃金などコスト面でも相互補完性が高く、産業内分業の可能性が高いといえる。さらに、上海市と釜山市の場合、今後も自動車生産の増加とそれに伴う部品の需要も増加することが予想される。自動車部品産業における3都市間

(26) 筆者の現地調査（2004. 9）

の協力のためには、自動車部品の生産ネットワーク構築と産業内分業体制構築が必要となる。日本の部品メーカーが主要機能部品の開発とモジュール設計に、韓国の部品メーカーは製造技術、技術集約的部品の生産に、中国の部品メーカーは労働集約的な部品生産にそれぞれ比較優位を持っている。たとえば、労働集約的なシートなどの汎用部品は上海市で、技術集約的なパワトーレンなどは九州・釜山地域の部品メーカーが生産した方が有利であろう。

また、このような3都市間の部品生産の産業内分業体制構築による集積効果を高めるためには制度的整備が必要であり、そのための産業協力協議機構の設立が必要となる。すなわち、3都市間の自由貿易協定などを通じた関税・非関税障壁の撤廃、認証・規格制度の統一、部品専用船の共同利用などによる輸送コストダウン、ネット調達のための3国間の情報通信インフラ整備なども必要であろう。

5. 結び

ここで提示した「拠点都市間FTA」構想は、制限的な形態ではあるが北東アジア地域における制度的経済圏の一つの可能性を提示した。それは、各国の経済特区を連携させ、貿易と投資の自由化、手続きの簡素化、税制上の優遇措置などによる共同の経済特区を作ることであり、北東アジアにおける地域経済圏の出発点ともいえるであろう。しかし、このような局地的経済圏モデルの形成のためにも乗り越えなければならない多くのハードルが存在する。

現在、各国で設けられている経済特区は自由貿易のための機能的要件はほぼ満たしているといえる。しかし、このような機能的要件を持つ各国の経済特区をひとつの制度的経済圏として結合するためには、関係諸国の合意による自由貿易協定という制度的要件が必要となる。まず、関係諸国間の協力分野の選定および優先順位、そしてそれと関連する貿易と投資関連法・制度の整備、各種

の規格・認証制度の統一など関連法・制度の整備のための議論が必要となる。そのためには、国家レベルで相互の補完関係や調整課題などを議論する多国間協議機構を設ける必要がある。

また、この制度的要件は各国の対外政策、国内経済状況など経済・政治的要因に強く影響されるので地域内の経済・政治的リーダーシップも必要となる。最近の中国と日本の覇権競争が激化しているなかで、日中韓の3国は覇権主義やナショナリズムを超え、各レベル・各分野における協力枠組みの構築を通じた域内利益を高めていく努力、また、相互信頼関係の構築のための地道な努力を積み重ねていくことが重要であろう。

次に、一国内での地方自治体の間での産業育成や開発分野における調整も大きな課題の一つである。たとえば、韓国の「国家均衡発展計画」や中国の「東北振興計画」を見ても、各地方の育成戦略産業の重複など国民経済全体における協力とバランスが欠けていることは否めない。したがって、関係各国の中央政府レベルの調整と積極的なコミットメントが必要となる。各地方自治体としても、最近の国家レベルでの制度的経済圏形成が急速に拡散している中で、今後地方自治体主導の国際交流・協力はどうなっていくのか、どう対応すべきであろうか、などを真剣に考えていくべきであろう。

要するに、北東アジア地域における地政学的限界を克服しながら域内協力と交流を促進させるためには、その国、その地域の特殊性や多様な価値観をお互いに認めつつ、相互信頼関係の形成と国・地域間での連携を進めていくとともに、関係各国の中央政府レベルの関心と積極的なコミットメントが必要となる。

参考文献

- 蛇名保彦 2004. 『日中韓自由貿易協定構想』 明石書店。
- 韓国海洋水産部国際物流投資支援センター2004. 『釜山市港・光陽港の提案』。(韓国語)
- カンジョンモ・金ソンフン外編 1998. 『東北アジア地域の経済協力構図と展望』 サムトクム。(韓国語)
- 環日本海経済研究所 2003. 『北東アジア経済白書』 新潟日報事業社。
- 韓国自動車産業研究院『自動車経済』 各号。
- 金奉吉・井川一宏 2002. 『韓国の構造改革と日韓・東アジアの経済協力』 神戸大学経済経営研究所。
- 金 奉吉 2004(a) . 「北東アジア地域における自由貿易地域形成への展望」 富山大学極東地域研究センター『平成15年度富山県受託調査研究報告書』。
- 金 奉吉 2004(b). 「韓・日・中自由貿易地域形成への展望」 富山大学経済学部『富山大論集』 第50巻 第1号。
- 経済産業省 2003. 『通商白書2003』 経済産業省。
- 斎藤 優 1991. 「北東アジアにおける開発協力のニュー・パラダイム」『世界経済評論』。
- 坂田幹男 2001. 『北東アジア経済論』 ミネルヴァ書房。
- 孫 柄海 1992. 『東北亞経済圏形成のための線形自由貿易地帯構想とその期待効果』 韓国対外経済政策研究院。(韓国語)
- 丸山知雄・高山勇一 2004. 『グローバル競争時代の中国自動車産業』 蒼蒼社。
- 三本松進 2002. 「環黄海の地域経済交流モデルについて」 増田祐司・宇野重昭編『21世紀北東アジアの地域発展』 日本評論社。
- 李燦雨 2003. 「豆満江開発の現状と直面する問題」 日本国際問題研究所編『北東アジア開発の展望』。
- Fu-Kuo Liu & Philippo Regnier. 2003. *Regionalism in East Asia*, Routledge Curzon.
- K. Igawa & Kim, B., 2002. "Japan-Korea Free Trade Area and Structural Reform", *Kobe Economic & Business Review*, 46^b.
- Mordechai E. K. and Michael G. P. 2002. *Economic Integration and Development*, Edward Elgar.

第12章 東アジアの金融協力

1. はじめに

Kim and Igawa (2000)において東アジア通貨圏が必要であり、EUにおけるユーロのケースと比較しても不可能ではないことを主張した。そこで議論は、アジア通貨危機以前のマクロデータ、貿易・投資データに基づいていた。本章ではアジア通貨危機以後のデータを加えて、東アジア通貨地域（圏）の可能性について再検討する。

周知のように、企業活動のグローバル化の潮流は強く、財・サービスの最適な市場サイズは急速に拡大している。もちろん国際金融市场では、すでにもっと以前からグローバル化が顕著となっている。

通貨圏の理論からわかるように、為替レートを固定するため、あるいは単一に共通通貨をもつためには、構成メンバー国間の金融協力が不可避である。長期的なインフレ率はメンバー間で揃えなくてはならず、資本移動が自由な場合には短期金利（リスクを考慮して）も等しくされなければならない。アジア通貨危機以後、これらの経済指標におけるかなりの格差が見られるが、最近その格差は1996年の水準に戻ってきていて、将来は通貨地域（圏）を形成することは不可能でないであろう。それが本章の想定の基本的スタンスである。

ここでの議論は、マクロ経済指標と貿易・投資の域内依存に基づいてアジアにおける通貨地域（圏）形成の可能性を検討する。当然EUにおける通貨地域（圏）の形成環境が比較の対象となる。

グローバルな経済活動の発展及びグローバルな市場の形成の下では、それに伴う金融のアーキテクチュア、特に新しい国際金融システムを描いておくこ

ことが重要である。本章では、アジア通貨協力を单一の世界通貨（グローバル通貨単位）のシステム・デザインへの一歩として議論する。

以下の節では、固定レート制と変動レート制に関する通常の議論を通して、グローバル単一通貨を持つシステムが望ましいのではないかと主張する。第3節では、アジア（特に東アジア）における通貨協力の可能性を、アジア通貨危機以前と以後について検討する。最後の節は、東アジア通貨協力からグローバル通貨システムへの架け橋のために用いられる。

2. 固定レート制対変動レート制

最近の世界経済において、資本移動の自由化と金融部門の規制緩和の傾向が持続していて、その結果グローバル市場の形成圧力が増している。資金を有效地に使用することで、資金の提供者とその使用者の両方に利益がもたらされ、地域的に分断された市場におけるよりも、グローバル資本市場は効率的であると通常考えられている。しかし、このことは安定的で市場の失敗のない場合にそうであるが、資本市場は、いつも安定的であるわけではなく、効率的であるわけではない。実際、自由で過剰な短期資本の移動は不安定であると批判され、投機的な短期資本移動は多くの通貨危機、アジア通貨危機もそうである、の引き金ともなっている。

トリレンマとして知られるように、金融政策の自立性と為替レートの安定化と自由な資本移動は、そのうち2つを完全な形で求めることができるが、同時に3つとも得ることはできない。ただし、トリレンマの作用するもとで、それら3つの不完全なコンビネーションは達成可能である。最近のグローバル経済においては、資本移動の自由を選択肢にできないほど、その自由化が課せられており（先進国では特にそうである），残される選択は、金融政策の自立性の下における変動レート制と為替レートの安定化である固定レート制のどちらを

採るかである。この選択は、1つの通貨地域（圏）に入るか、入らないで独自の通貨を維持するかの選択と類似の問題と理解できる。

周知のように、固定レート制と変動レート制のどちらが良いのか、そのコスト・ビニフィットに関する論争は持続されている。これは、ケース・バイ・ケースで答えなければならない問題であることを承知で、ここでは、固定レート制（というよりも世界単一通貨）の有利さを重視する立場に近い議論を展開してみたい。

固定レート制の下では、固定するメンバー国との間でのインフレ率の違いが長期的には許されないことは、単純なPPP（購買力平価）の関係から容易にわかる。短期においても、自由な資本移動の下では金利の格差は許されないことは、金利平価の関係から明らかである。そのため金融当局は為替レートを維持する責任から、金融政策の自立性を求めることができないわけである。もちろん、N国間の固定レート制におけるN-1の問題（どこか1国は為替政策の責任からまねがれることも可能である）もあるが、N国で為替安定化の責任を負担することも可能である。1つの通貨地域（圏）において、N番目の国の自由度は、全体の目標の達成（地域のインフレ率あるいは金利水準など）のために、共同して利用することができる。

固定レート制において金融の自立性は手放さなければならないが、固定メンバー各国の通貨の有用性・利便性は大きくなる。通貨が受容されるためには、その価値の安定性が最も重要である。安定的な為替レートの下で、通貨を用いた国際取引は促進される。特に異なる通貨の金融資産の国際取引において、為替レートの安定はその変動レート制から生じる投機的なリシャッフル取引を少なくし、より生産的な取引へと導く。

1970年代に、変動レート制がIMFのアジアスタブル・ペッグ・システムよりも望ましい制度として受け入れられた。そのときには、為替レートの調整は、経常収支の不均衡を除き、双方向への投機は市場の安定化に役立つと期待され

ていた。しかしながら、変動レート制は理想的なものとは程遠く、単に当面より良いシステムが見当たらないことで持続されるにすぎない。変動レート制は金融の自立性を求める大国が受け入れることができるシステムである。

変動レート制では為替市場での為替リスクが大きな問題となり、レートの過剰な変動（オーバーシュート）もよく見られる現象である。投機もしばしば1方向となり、オーバーシューティングやバンドワゴン効果により市場に不安定な状況がもたらされることも多い。膨大な短期資本の移動が簡単に通貨危機を生み出す状況にある。通貨危機が金融危機につながることも多い。このような問題点を持つシステムであるが、変動レート制は主要通貨間で採用されている。それは、主権国家において金融・通貨の自立性は守るべき要件の一つと考えられているところでは、唯一存続できるシステムであるところから来ている。

したがって問題は、主権国家において金融・通貨の自立性は守るべき要件とするメリットがあるかどうかである。本章の立場は、為替リスク、為替変動、投機リスクなどのコストに鑑みて、その経済的なメリットはあまり大きくないとするものである。経済的に問題とされる点は、自らインフレ率を決めることがどれほど重要であるかである。長期的に貨幣数量説が成立して、貨幣的なものは実物経済にあまり影響しない場合には、インフレ率の選択の重要性は小さいであろう。長期的な経済成長率がインフレ率によって大きく影響される場合には、最適なインフレ率の選択が問題になり、その場合には、金融的な自立性にメリットがあろう。しかしながら、その場合でも最適なインフレ率は国家間で大きく異なるかどうかが鍵となる。それを判定するには、さらなる検討が必要となるが、少なくとも主要な先進国間では、最適インフレ率に大きな差があるとは思われない。あるインフレ率の狭い範囲で差があるとしても、その範囲内の特定のインフレ率を固定レートメンバー国間で共有して、固定レートのメリットを共に享受することができよう。

短期的な国内経済の安定化政策のためには、金融の自立性は必要であるかも

しれない。変動レート制では、2通貨間の金利は、リスクを無視すると、為替レートのキャピタル・ゲイン、あるいはキャピタル・ロスだけ乖離することが可能である。自由な資本移動の下では、リスクを考慮した収益率は、同じような資産については、為替レートの変化あるいは資産価格の変化を通して、国際的に均等化する。グローバルな資金市場において、異なる通貨建て金融資産のポートフォリオの調整が為替レートの調整でなされるメリットは、為替リスクを増加させるのでメリットとしては大きくない。むしろ資産価格そのものの調整が望ましい。

国際金融システムにおける新しい金融組織の構築の方向に目を転じる時期に来ている。そこでは、1968年にR. A.マンデルが口火を切った、最適通貨地域(圏)の議論が考察すべき中心的なものとなる。

3. アジアの通貨協力

EMUの経験とユーロの出現は、世界各国の金融当局に、金融協力に加わるメンバー国にとって、コストはそれほど大きなものではなく、むしろ協力地域内部における貨幣の有用性が高まるメリットが大きいという可能性に対する確信を高めた。もちろんユーロへの道は平坦なものではなく、その歴史的な試みはスタートしたばかりである。この実験は困難に遭遇するかもしれないが、後戻りすることは難しい。

EUにおけるユーロは、アメリカのドルと対抗するためにも導入され、世界には、アメリカ、ヨーロッパ、アジアの3つの大きな経済地域があり、アメリカにはドル、ヨーロッパにはユーロの2つの通貨圏があるがアジアには地域共通通貨はない。アジア通貨・金融危機は、もし東アジアが何らかの地域共通通貨を保有しておれば、危機はあれほどまで大きくならなかつたのではないかというメッセージを、東アジア諸国に与えた。東アジアは国際取引をUSドルに

頼り、アメリカはアジア通貨危機対応に必要な資金を十分にすばやく手当てしなかった。IMFからの援助は、アジア通貨危機に直面した国々の政策当局に対して、アメリカ流のグローバル標準を採用する方向で融資条件を付け、その対応のため融資が遅れることとなった。一刻を争う危機に対する融資の意義は、時間をかけることで反って危機を拡大することにもなった。各国は自らのそれまでのシステムを維持したいと考えていたのであるから、通貨アタックに対しても防衛処置を準備すべきであった。しかし、たとえ準備していても、一国の小さな力では、大きくなった短期資本ストックによる通貨アタックから身を守ることは容易ではない。そのアタックに対しては、地域的なあるいはグローバルな防衛システムが必要である。東アジア通貨圏（地域）を形成し東アジア共通通貨を用いることになれば、東アジアの金融システムを東アジアで守ることができる可能性が高まる。したがって、東アジア通貨地域（圏）と東アジア共通通貨について検討しておくことも必要である。

通貨地域を形成するには、メンバー国間でインフレ率をそろえ、金利を揃える必要があることはすでに触れたところである。したがって、メンバー国は経済成長率の違いに合わせた貨幣供給率やいくつかのマクロ的な経済指標について相互に許容できる値に保たなければならない。さらに、通貨地域（圏）を形成する場合、その条件として、実物経済、特に自由な貿易取引における域内貿易の拡大における経済活動の相互依存性の高まりを必要とする。これらの点について、通貨危機以前と以後について、ここで大まかな検討を加えておく。

(1) アジア通貨危機以前

アジア通貨危機以前のデータにおいて、東アジア諸国のマクロ経済指標について、ヨーロッパの指標と比較しながら検討する。東アジアの国として、ここでは日本・韓国・中国・シンガポール・タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピンの8国について取り上げ、ヨーロッパについては、ドイツ・フランス・

イタリア・デンマーク・ベルギー・オーストリア・アイルランド・オランダ・スウェーデン・スペイン・ポルトガル・イギリスの12カ国を取り上げる。データは、IMF, *International Financial Statistics, Yearbook* から求めている。

インフレ率は消費者物価で見ると、1980年代東アジアにおいて、2.5%—14.4%の間にあり、日本・シンガポール・マレーシアで安定しており、フィリピン・インドネシア・韓国で高い。「M1供給率マイナスGDP供給率」で見ると、1.2%—14.7%の間にあり、日本、シンガポール、タイで安定していて、インドネシア・フィリピン・中国で高い。1990年代（96年まで）では、インフレ率は1.4%—10.7%に収まり、高インフレ国はフィリピン・中国・インドネシアである。「M1とGDPの成長率差」で見ると2.0%—14.2%の間であり、高い国は中国・フィリピン・マレーシアである。

同じことをヨーロッパについて見ておく。インフレ率に関して1980年代、2.9%—17.7%であり、オランダ・西ドイツ・オーストリアで安定していて、ポルトガル・イタリア・スペインで高い。「M1-GDP成長率差」では、2.7%—16.3%で、ポルトガル・スペイン・デンマークが高い。1990年代（97年まで）では、インフレ率は2.2%—6.9%で高い国はポルトガル・スペイン・イタリアであり、「M1-GDP成長率差」では0.8%—8.8%で高い国はポルトガル・ドイツ・オーストリアである。

1990年代（アジア通貨危機以前）では、東アジア諸国のインフレ格差はヨーロッパのそれに比べて大きいので、東アジア諸国の金融統合のためには更なる域内格差の縮小が必要である。しかしながら、1990年代（アジア通貨危機以前）の東アジアのインフレ率と1980年代のヨーロッパのそれを比較すると、インフレ率のばらつきはあまり異なっていない。したがって、この点だけからすると、東アジアの状況はあまり遠くない将来に通貨地域（圏）を形成する下地はできているといえよう。80年代から、アジア通貨危機以前の90年代にかけて、東アジア諸国のインフレ格差は縮小してきているといえよう。「M1供給率マイナス

「GDP成長率」の指標についても同様のことが見られ、東アジア諸国の金融政策の格差がヨーロッパ諸国とのそれと大きく異なるとはいえない状況にある。したがって、東アジア諸国間の金融政策協調の実現可能性は、それらのデータからは非現実的とはいえない状況である。

金利（たとえば貸出金利）について同様な域内格差を検討することができる。金利についての格差の東アジアとEU（ヨーロッパ）でのばらつきは、インフレ率よりも小さいことがわかる。また、対GDP比政府赤字についてみると、東アジアのほうがEU諸国よりもむしろ格差が小さいことがわかる。EU諸国間では為替レートの変動が狭い範囲に抑えられていた（トンネルの中の蛇）ことから生じるマクロ指標の安定性の差異が指摘されるかもしれないが、日本を除く東アジア諸国の多くは実質的にドル・ペッグ状況にあることが多く、2つの地域に関して、それほど異なる状況にあったとは考えられない。

つぎに、域内相互依存について見ておく。IMFデータ（*Direction of Trade Statistics, Yearbook*）を使って求めた結果、東アジア域内からの輸入比率は、1990年と1996年で、日本では23%から31%へ、中国（香港を含む）では25%から32%へ、ASEAN（前出の5カ国）では43%から50%へと拡大している。同様に、輸出比率について、日本は24%から36%へ、韓国は33%から44%へ、ASEANは46%から49%へと依存を高めている。ヨーロッパ11か国（ドイツ・フランス・イタリア・デンマーク・ベルギー・オーストリア・アイルランド・オランダ・ルクセンブルグ・ポルトガル・フィンランド）について、域内輸出比率を見ると、1980年の比率が51%，1990年54%，96年50%である。

単純に東アジアとヨーロッパを比較すると、東アジアの域内貿易依存はヨーロッパほど高いといえないが、けっして低いものではない。東アジアはヨーロッパやアメリカへの輸出に依存して経済発展をとげていて、域内貿易比率にはマイナス要因となっている。東アジアの市場規模が拡大し、特に中国やASEANの拡大があると、域内貿易比率はさらに高まることが予想される。最近の自由

貿易協定（FTA）の高まりは、さらにそれを促進すると考えられる。ヨーロッパの貿易依存度の高さは、ヨーロッパが地理的に密集した地域であるということから生じている点を東アジアとの比較においては、割り引く必要があろう。ただ、地理的な距離は、輸送手段や通信手段の技術的発達でかなり埋められる状況にあり、将来にわたってこのトレンドは続くと考えられる。もちろん輸出と輸入を合わせた貿易依存度についても同様なことが見られる。東アジア（取り上げる国は同じ）について、1980年5%，1990年6%，1996年8%であり、ヨーロッパ（取り上げる国は同じ）について、1980年12%，1990年13%，1996年12%である。東アジアが数値の上で徐々にヨーロッパに近づいていることがわかる。

東アジア地域の場合、海外直接投資（FDI）の域内依存も域内統合に関して重要な事項である。周知のように、域内のFDIの流れは、日本から、アジアNIEs、次に旧ASEAN、さらに中国、新ASEAN諸国へと雁行形態をなして進んでいる。その間、アジアNIEsからASEAN、中国へ、また旧ASEANから中国、新ASEANへのFDIとすすみ、それらの地域間での企業間の垂直的・水平的分業が進展している。FDIのネットワークは、貿易・金融の地域的な相互依存を高めることに寄与している。

さらなる域内諸国の経済発展には、単に貿易拡大を通じた地域内の関係だけでなく、金融・資本の相互依存を通じた経済統合の高度化が求められている。地域金融システム、たとえばアジア通貨システム、アジア地域通貨などを視野に入れた経済統合へのイニシアチブが求められている。

（2）アジア通貨危機以後

2004年の通商白書によると、東アジア（日本・中国・ASEAN4、NIEs）域内の貿易の推移は表1（出所：<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H16/H03-01-02-00.htm>）のとおりである。2002年には域内輸出比率はアジア通貨危機

の水準にもどり、不確実要素があるとしても、中国経済の拡大とASEANの統合の進展によって、域内貿易の今後の増加が見込まれる。2005年の通商白書においては、日本やNIEsで部品を生産し、それを中国・ASEANで組み立て、最終生産物をアメリカやヨーロッパに輸出するという三角貿易構造の高度化が指摘されている。すなわち、生産プロセスを垂直的に分業する国際的垂直分業が東アジアで高度化していて、水平分業と合わせて、域内の経済依存が高まっていることが見られる。

表1 東アジア域内貿易の推移

(単位：10億ドル、%)

		東アジア域内			東アジア域内（除く日本）		
		1992年	1997年	2002年	1992年	1997年	2002年
輸 出 計		331.2 (40.0)	551.4 (43.5)	642.0 (43.3)	166.1 (20.1)	306.0 (24.1)	374.0 (25.2)
鉄 鋼		17.5 (56.9)	25.4 (59.4)	23.5 (54.0)	6.1 (20.0)	11.2 (26.2)	9.1 (21.0)
化 学 工 業 品		15.1 (44.3)	26.7 (46.2)	33.0 (46.1)	7.3 (21.5)	14.5 (25.0)	18.1 (25.3)
機 械		144.7 (32.6)	259.5 (37.8)	351.9 (41.3)	61.5 (13.9)	129.7 (18.9)	208.3 (24.5)
	一般機械	44.8 (34.8)	81.4 (37.7)	106.7 (41.0)	17.3 (13.5)	39.4 (18.3)	62.3 (24.0)
	電気機械	68.2 (40.7)	136.7 (47.4)	199.7 (52.5)	32.4 (19.4)	74.6 (25.9)	127.1 (33.4)
	輸送機械	18.7 (16.9)	20.7 (16.4)	20.0 (13.1)	6.0 (5.4)	7.2 (5.7)	7.0 (4.6)
	精密機械	13.0 (35.5)	20.6 (37.1)	25.5 (43.9)	5.7 (15.6)	8.4 (15.1)	11.9 (20.5)
その他の		153.9 (48.1)	239.8 (49.8)	233.6 (45.3)	91.1 (28.5)	150.7 (31.3)	138.4 (26.8)

(備考) 1. 上段は域内輸出額、下段は域内輸出比率。

2. データの関係から東アジアに台湾を含まない。

(資料) 国連「UN Comtrade」から作成。

表2に示される東アジアの依存係数をみると、2001年にはアジア通貨危機以前の状態に戻っていて、ASEANはその中の依存を高めていることから、ASEANをアジア通貨地域に含むことにメリットがあるという論拠の一つになるであろう。

表2 東アジアの依存係数

(%)

		韓国	中国	ASEAN
日本	1990	0.93	0.97	1.78
	1996	0.89	1.61	2.24
	2001	0.91	2.05	2.19
韓国	1990		0.85	1.66
	1996		2.28	2.60
	2001		2.61	3.06
中国	1990			2.21
	1996			3.10
	2001			3.62
ASEAN	1990			7.81
	1996			10.75
	2001			15.22

中国に香港を含み、ASEANはインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール

依存係数： $[(j \text{ 国から } i \text{ 国への輸出}) + (i \text{ 国から } j \text{ 国への輸出})] / [(i \text{ 国 GDP}) + (j \text{ 国 GDP})]$

出所：IMF, *Direction of Trade Statistics, Yearbook. International Financial Statistics, Yearbook.*

金融・通貨面での地域協力は、アジア通貨危機以後で注目される事柄の一つである。2000年5月タイでのASEANプラス3（日本・韓国・中国）の会議で、通貨スワップ協定が合意され、その後のスワップ金額の拡大は着実である。2003年8月時点での合意額は表3のとおりである。30億ドル以上であり、新宮沢プランを加えると、39億ドル程度である。2003年8月のフィリピン（マニラ）でのASEANプラス3の会議では、アジア証券市場を発達させ、アジアの資金

がアジアの市場に投資される道を太くすることが取り上げられた。これらの動きからはゆっくりとしているという印象を受けるものの、アジア通貨危機以後の着実な動きとして評価される。

表3 東アジアの通貨スワップ協定

(単位 1 億US \$)

	日本	韓国	中国	タイ	マレーシア	フィリピン	シンガポール	インドネシア
日本		70	30*	30	35	30	**	30
韓国			20*	10*	10*	10*		**
中国	30*	20*		20	15	**		**
タイ		10						
マレーシア		10						
フィリピン		10	**					
シンガポール	**							
インドネシア		**	**	**				

* ; 数値は2方向の合計, ** ; 交渉中

出所；日本経済新聞，8月25日，2003

東アジア諸国は危機において外貨準備を枯渇してしまい窮地に陥ったが、アジア通貨危機以後は外貨準備を急速に増加させたことが容易にわかる（表4）。台湾などの準備の豊富なところが通貨アタックを免れた経験もそれを促している。対外負債の状況は悪化しているものの、1996年に比して2002年でそれほど深刻な状況になっているとはいえない（表5）。

表4 東アジアの外貨準備

	外貨準備 1996	2002	月数 1996	2002	短期 1996	2002
Crisis-hit-Asian	130.1	242.6	3.9	6.5	0.9	2.8
Korea	33.2	121.3	2.3	7.9	0.3	2.2
Thailand	38.7	38.9	5.6	6.3	0.8	3.6
Indonesia	29.7	48.9	—	88.5	1.0	-1.7
Malaysia	27.1	34.6	4.0	4.8	1.8	4.4
Philippines	11.7	16.2	3.4	4.7	1.2	1.8
Other Asian	356.1	709.6	6.1	10.0	3.0	5.8
Singapore	76.8	79.7	6.0	6.3	—	—
China	105.0	286.4	8.2	10.5	2.4	7.1

外貨準備(単位10億ドル), 月数(財サービスの輸入), 短期:短期対外債務に対する比率
出所 ; ADB, *Asian Development Outlook 2003*

表5 対外債務残高, Debt Service Ratio

	1996	1996 %	2002	2002 %
中 国	116,300	6.0	180,000	7.3
韓 国	—	—	122,551	9.4
インドネシア	128,940	37.9	131,200	—
マ レ ー シ ア	39,673	11.0	48,776	6.0
フィリピン	40,145	12.7	54,000	17.0
シンガポール	—	—	—	—
タ イ	107,777	13.9	59,252	18.0

中国は香港を除く (単位 : 百US \$, 財サービス輸出に対する%)
出所 ; ADB, *Asian Development Outlook 2003*

通貨地域（図）の議論に関連するマクロ経済指標（表6）について、2000年以降安定しているとはいえないが、アジア通貨危機以前からのV字回復後、域内の格差はかなり安定してきている。インドネシアやフィリピンはまだ不安定であり、中国のデータに関しては信用度が薄く感じられる。ただし、2002年から2004年の動きは、回復に格差があるものの、総じて格差が縮小する方向に動いている。インドネシア、フィリピン、中国を除くと、マクロ経済指標で見る限りでは通貨統合に向けた試みも時期尚早とはいえない段階にある。

表6 アジアにおける年間の成長率、増加率、インフレ率、金利

	GDP		CPI		M1		M1-GDP		貸出金利	
	2000	2002-4	2000	2002-4	2000	2002-4	2000	2002-4	2000	2004
日本	1.8	-0.1	-0.7	0.0	3.5	4.3	1.7	4.4	2.07	1.8
韓国	9.3	6.9	2.7	3.0	5.9	4.2	-3.4	-2.7	8.5	5.9
中国	8.0	25.4	0.3	1.0	16.1	55.8	8.1	30.4	1.9	6.0
インドネシア	4.8	11.8	8.8	8.3	36.9	14.1	32.1	2.3	18.5	14.1
マレーシア	8.3	11.8	1.8	1.6	6.7	14.1	-1.6	2.3	6.8	6.1
フィリピン	4.4	11.0	5.9	6.8	-0.1	9.3	-4.5	-1.7	10.9	6.8
シンガポール	9.4	7.0	1.4	1.7	6.9	11.6	-2.5	4.6	5.8	5.3
タイ	4.6	10.4	1.9	2.9	-0.7	14.8	-5.3	4.4	7.8	5.5

中国には香港を除く。2002-4は単純平均

出所：IMF, *International Financial Statistic, Yearbook*.

直接投資の相互依存は、東アジアの地域統合にとって、かなり重要な要素である。東アジアへのFDI流入は東アジアの経済結合・集積を促進するというアジア通貨危機以前のトレンドは、インドネシアを除いて危機後の回復で継続している。(表7)

表7 FDI 流入

(単位：百万 \$)

	1970	1980	1990	1995	2001
東 ア ジ ア	178	939	8881	45407	77050
韓 国	66	6	789	1776	3198
中 国	—	57	3487	35849	46846
香 港	50	710	3275	6213	22834
インドネシア	83	180	1092	4346	−3277
マ レイ シア	94	934	2611	5816	554
フィリピン	−25	−106	550	1459	1792
シンガポール	93	1236	5575	8788	8609
タ イ	43	189	2562	2068	3759

出所 ; ADB, *Asian Development Outlook 2003*

主要国のFDIの流入（表8を参照）は、EU15カ国が金額・比率（58.4%）とも大きい。もちろん国の数が多いこともあるが、EU域内の相互投資によるものが大きい。東アジアについても、比率11.6%は、アメリカの6.1%と比較してもわかるように、十分に大きなものである。そのうち中国が7.5%と独り占めの感があるが、今後域内の相互投資が進むことが予想される。

表8 主要国FDI 流入
(国際収支ベース, 純流入, 単位: 百万 \$)

	2001	2002	シェア (2002, %)
アメリカ	151581	39633	6.1
E U 15	358202	381623	58.4
フランス	52504	52020	8.0
ドイツ	31526	37296	5.7
オランダ	50891	29228	4.5
イギリス	62033	25433	3.9
日本	6241	9245	1.4
東アジア	88681	75678	11.6
中国	44241	49308	7.5
韓国	3528	1972	0.3
台湾	4109	1445	0.2
香港	23776	13718	2.1
シンガポール	10949	6097	0.9
タイ	3820	1075	0.2
マレーシア	554	3203	0.5
インドネシア	-3278	-2251	n.a.
フィリピン	982	1111	0.2
メキシコ	25335	13627	2.1
ブラジル	22457	16566	2.5
中東欧 10	19457	23038	3.5
世界	791003	653363	100.0

出所; JETRO, 『貿易・直接投資白書』, 2003 (Internet)

表9 日本から主要国へのFDI
(国際収支ベース, 単位: 百万 \$,)

	2001	2002	シェア (% , 2002)
合 計	38333	32301	100.0
ア ジ ア	7836	8177	25.3
東 ア ジ ア	7571	7785	24.1
A S E A N 4	2922	2183	6.8
アジア N I E s	2488	2993	9.3
中 国	2161	2610	8.1
ア メ リ カ	7081	7592	23.5
中 南 米	4327	4072	12.6
イ ギ リ ス	12856	2053	6.4
E U	10957	17591	54.5

出所 ; JETRO, 『貿易・直接投資白書』, 2003 (internet)

第9表から、日本からのFDIがEUに向かう比率が高いことが読み取れる。確かに日本は東アジアに生産拠点を移しているが、地域統合の進んだEUの市場への進出は当面重要である。東アジアにおいては、ASEANよりも中国が比重を高めていることがわかる。日本企業のネットワークを中国に広げることは、日本の東アジア戦略として必要である。ASEANを軽視するわけではなく、ASEANへの企業進出はすでにかなりの累積となっていて、将来の東アジアの域内分業を考えると、日本の中国への進出はまだ足りない状況である。中国の吸収力は非常に大きい。

クロスボーダーM&AをリードしているのはEUである(表10を参照)。EU域内の売買が半分近くであり、EUとアメリカとの売買も大きい。EUはアメリカ企業を買収することで国際競争力を高め、アメリカ企業が買われているこ

とがわかる。東アジアではシンガポールや韓国によるM&Aが1999年拡大していく中、シンガポールや台湾では売却も大きくなっている。アジア通貨危機の影響を受けた韓国やインドネシアでは、M&Aによる外国企業の進出が増加している。買われる東アジア企業といえよう。直接投資に比べてM&Aは既存の企業資産を活用したスピードを伴う企業進出である。買われる東アジア企業は通貨危機のマイナス面と見られる点もあるが、投資の流入という面から見ると東アジアの復活を裏付けているといえよう。

表10 クロスボーダー M&A

(単位：百万\$， %)

	1996	1997	1998	1999	(増加率)	シェア
(買いベース)						
世界	251,129	333,929	604,620	852,768	(41.0)	100
E U	110,330	150,784	321,167	570,781	(77.7)	66.9
アメリカ	65,115	85,321	146,655	134,306	(- 8.4)	15.7
日本	6,254	3,583	3,742	11,220	(199.8)	1.3
東アジア	18,503	23,276	13,919	13,164	(- 5.4)	1.5
(ASEAN4)	10,350	2,633	1,579	2,232	(41.3)	0.3
(中国)	291	2,719	1,364	211	(- 84.6)	0.0
(売りベース)						
E U	89,026	127,207	227,200	399,100	(75.7)	46.8
アメリカ	78,125	89,555	224,800	265,750	(18.2)	31.2
日本	2,465	449	4,583	17,014	(271.2)	2.0
東アジア	9,001	22,509	17,390	31,849	(83.1)	3.7
(ASEAN4)	2,489	6,636	7,819	7,680	(- 1.8)	0.9
(中国)	2,016	2,224	1,091	2,590	(137.4)	0.3

出所；『ジェトロ投資白書』(2001年版)

4. 世界単一通貨に向けて

アジアの国際取引の多くはUSドルに依存していて、アジア通貨危機とそれに伴う金融危機において、危機国はドル欠乏に陥った。もし国際取引に東アジア地域通貨（アジア通貨単位：ACUと呼んでおく）が使用されていておれば、アジア通貨危機の痛手はかなり弱めることができ、ACUメンバー国の協力で解決がすすめられたと考えられる。

地域通貨を創出する場合、メンバー国の為替レートを共通のスタンダードレートに揃え、地域全体で外貨準備をプールすることから始められることが考えられる。メンバー国間の金融協力のあり方と財政の規律に関して周到な準備が必要である。EUにおけるユーロの経験は貴重である。東アジア通貨地域（圏）を創出する場合、ユーロの場合のやり方がそのまま適用できるか、最善のものであるかどうかである。以下では東アジア通貨地域（圏）とACUに関するいくつかの事前の条件を議論しておく。

EUにおけるユーロに関しては、メンバー国との間の詳細な事項を含む合意と契約が最初になされ、その実現に向けた努力がそれに続くことになった。東アジア地域では、過去において合意と契約の内容があいまいなケースが多く、メンバーはいろいろなケースに遭遇して生じる問題に対して、事前に考慮するのではなく、事後に弾力的に対応する傾向にある。したがって、通貨地域（圏）の協議において、東アジアでは事前の細かくしかも強制力を持った合意と契約はスムーズには受け入れられなく、APEC型のかなり柔軟なやり方が提案される可能性がある。しかしながら、弱い金融協力は投機アタックに付け入る隙を提供し通貨地域（圏）の構想を無にしてしまう可能性を高める。したがって、通貨地域（圏）構想を実現させるには、メンバー国間の合意と契約はきっちりしたものでなければならず、その遵守に向けた協力は不可欠である。

通貨地域（圏）はその中で自立的な金融政策が採られ、外部からの影響に対

処できるぐらいに、ある程度の大きさが必要である。小さな国ぐにが通貨地域（圏）を形成しても、他の国際通貨に依存するのであれば、形成の意義は大きくない。その意味では、東アジア通貨地域（圏）に、日本とアジアNIEs（香港・台湾は政治的な理由から含まれない可能性が高い）は必要不可欠で、問題は、ASEANと中国である。東アジアのリーダーを争う日本と中国が、通貨地域（圏）の形成プロセスで争うのであれば、むしろ日本を中心に韓国、シンガポール、マレイシア、タイなどで通貨地域（圏）を発足させ、後で条件が整った国をメンバーに加えるという手法も考えられる。もちろん、もう少し時間をかけて、日本と中国を中心とした通貨地域（圏）の形成にも大きな利益がある。いずれの場合でも、韓国とASEANの仲介的な役割は大きく、その役割によつて、日本と中国のリーダーシップ争いのマイナスがカバーされなければならぬ。

東アジアの多くの国がドルペッグに固執したために通貨アタックが生じたという批判もある。しかしながら、通貨バスケットで変動させていると表明しているにもかかわらず、V字回復以降再び、ドルペッグの方向に回帰しているようである。このことは、通貨地域（圏）の形成にとってはけっしてマイナスな材料ではない。東アジア諸国内の為替レートの安定が図られているからである。当面はドルに対してペッグされているとしても、他の通貨も考慮した同じ通貨バスケットに対してペッグして、域内の安定を図ることもできるからである。中国の元についてドルペッグをやめて、切り上げる方向での圧力が高まり、2005年7月に一応切り上げと通貨バスケット管理フロートの方向に移行した。その後の変動レート幅は非常に低く抑えられているので、フロートのメリットは十分発揮されていないが、他の東アジアの国々と足並みがそろってきているというメリットは大きい。

短期的には金融政策が為替レートのために縛られるコストは大きいかもしれないが、長期的には為替レートを固定して金融政策を長期的なスタンスにおいて

て協調することのコストはあまり大きくない。通貨地域（圏）内で為替レートを固定して、域外とは変動させるシステムにはメリットが大きい。日本は円－ドル・レートの安定化を望んでいて、その大きな変動に対して過去悩まされている。東アジア諸国も日本と同様に、対ドル・レートの安定を望んでいる。東アジア通貨地域（圏）が形成され、日本がそれに入れれば、円－ドル・レートよりもむしろ域内レートの安定を選択したことになる。日本の対外取引で東アジアの比重が高まればそのこと自体はけっしてマイナスではない。

通貨地域（圏）において固定レートを経験すると、それが次に地域の共通通貨へのステップとなる。ユーロの経験は重要で、単一通貨が最終段階である。これは世界全体についてもいえることであろう。ACU が東アジア通貨地域（圏）で用いられ、ドルやユーロとの為替レートは変動する状態で、通貨地域（圏）間の政策協調によって為替レートの安定化が図られることになろう。最終的には一つの世界通貨の創出がデザインされることになるであろうが、地域間の覇権争いに似た利害対立は避けられないであろう。しかし、政治的な争いを少なくし経済的な利益の追求に照準を合わせる議論に導くことが肝要である。

もし東アジアでACUなどの通貨制度を形成しないならば、東アジア諸国はドルやユーロに対して各国別々に為替レートを変動させつづけることになる。世界の通貨システムの構築に当たって、アメリカやヨーロッパのドル・ユーロ・システムの既成事実に押されて、東アジアの利益追求の場を失うことになる。世界通貨システムに東アジアの利益も反映させなければならないと考える。

参考文献

- 井川一宏「アセアンの通貨統合の可能性」西向・石垣・西島・片山共編著『経済発展と環太平洋経済』経済経営研究叢書第40号, 1991年
- 奥田英信『ASEAN の金融システム：直接投資と開発金融』東洋経済新報社, 2000年6月
- 河合正弘他『アジアの金融・資本市場：自由化と相互依存』日本経済新聞社, 1995年5月
- Corden, W. M., "Monetary Integration", *Essay in International Finance*, No. 93, Princeton University Press, 1972
- Eichengreen, B. at al., *Capital Account Liberalization ; Theoretical and Practical Aspects*, IMF Occasional Paper 172, 1998
- Goto, J. and K. Hamada, "Economic Reconsiderations for Asian Regional Integration", in T. Ito and A. Krueger eds., *Macroeconomic Linkage*, The University of Chicago Press, 1994
- Griffith-Jones, Stephany, *Global Capital Flows ; Should They be Regulated?*, Macmillan 1998
- Ingram, J., "The Case for European monetary Integration", *Essay in International Finance*, No. 98, Princeton University Press, 1973
- Kim, Bong Gil and Kazuhiro Igawa, "Monetary Cooperation in East Asian Countries ; A possibility from Macro Economic Indexes and Intra-Regional Trade Dependency", *Kobe Economic & Business Review*, 45th Annual Volume, 2000
- Mckinnon, R., "Optimum Currency Area," *American Economic Review*, Vol. 53, 1963
- Mundell, R. A., "A Theory of Optimum Currency Areas", *American Economic Review*, Vol. 51, Sept. 1961, also in *International Economics*, Macmillan London, 1968

第13章 東アジア経済統合の 一つのシナリオ

1. はじめに

東アジアの奇跡からアジア通貨危機そしてその後のV字回復、と東アジア（東および東南アジア）の経済的パフォーマンスは20世紀後半の世界的注目的であった。しかしながら、地域経済の結束の点からみると、EUとユーロ、そしてNAFTAとドル化によって地域経済の集積に成功しているヨーロッパと北米に比べて東アジアは物足りない。APECなどの緩やかな結合の下で、東アジアの域内経済活動の相互依存は高まっていて、潜在的大国である中国の経済発展は世界的に注目されている。東アジアに地域経済の集積を高める自由貿易協定（FTA）や単一通貨（たとえばアジア通貨単位（ACU）等）による通貨協力が実現されれば、この地域はヨーロッパや北米と並ぶ地域に発展し、世界の経済成長に大きく貢献すると考えられる。本章では、東アジア経済統合における、その現状と統合の可能性に対するシナリオについて、経済集積と取引の標準化と技術・知識といった視点から考察する。

東アジアは時間をかけければ自然に相互依存を高め経済統合が進むので、意識的に東アジアFTAや単一通貨ACUを計画する必要はないという楽観的見方もあるが、FTAやACUは政治的な合意を必要とするので、意識的な国際政策協調が不可欠である。しかも現状では政策協調がスムーズに進まない要因が多く存在する。このまま時間をかけることになれば、グローバル・スタンダードがアメリカン・スタンダードあるいはヨーロッパ・スタンダードになる可能性が強く、アジア・スタンダードを意識的に形成しなければ、東アジアの経済集積が達成

しにくくなる。そのような状況で政策協調のモメンタムの核として、日韓経済協力の役割は大きいと考えられる。日韓スタンダードをアジア地域に合わせたアジア・スタンダードを形成しながら、東アジアFTAと東アジア通貨圏の形成の合意に向けたが戦略的協力が興味深い。

以下では、東アジアに経済集積のための政策協調がなぜ必要であるか（第2節）、今の状況で東アジアにFTAや単一通貨の実現がなぜ困難であるか（第3節）を検討する。それを打開するために、日韓の経済協力が必要であるが、その可能性（コスト・ベネフィット）は第4節で取り上げられる。第5節は日韓をコアとした東アジア経済圏のシナリオに当てられる。

2. 経済集積と取引スタンダード

経済発展には経済活動の集積と経済取引の標準化、そしてそれを可能にする技術・知識の水準の獲得が不可欠である。このことは、アダムスミスが市場の大きさと分業のレベルの相互関係を論じた内容に類似している。経済の集積と取引の標準化によって大きな範囲をカバーする市場が形成され、適用可能な技術・知識のレベルを深化させ、逆に技術・知識水準の発展は可能となる経済の集積と取引の標準化のレベルを高め、経済発展もたらす。

もう少し具体的に述べると、経験的に経済発展は経済の集積と取引の標準化を伴っている。経済の集積は規模の経済と範囲の経済を享受させるが集積が効率的なされるためには、集積の内部における経済取引が標準化されていることが必要となる。標準化が進んでいない場合には、市場が分断されやすく規模の経済と範囲の経済の享受が困難となる。特定の水準の経済の集積と取引の標準化を維持するには、それをサポートする技術・知識の獲得が不可欠である。

技術・知識の発展に伴い、経済の集積と取引の標準化が進む。ある地方が幾つかの小地域に市場分割された状態から、技術進歩によりそれら小地域間の交

通と通信が容易となり、幾つかの小地域の統合が経済発展に結びつく場合に、経済の集積と取引の標準化が進むことになる。更に技術・知識の水準が高まるごとに、その地方は一つの市場に統合されることになる。更に技術が進めば別の地方との統合がなされることになる。このようにして、分割されていた経済空間が統合へと向かい、高いレベルの経済の集積と取引の標準化がそれに伴う。

現在の地球空間には、経済の集積と取引の標準化が進んで高い経済厚生水準を達成している地域が2つある。1つはNAFTAであり、もう1つはEUである。それぞれの地域はアメリカ・スタンダードあるいはヨーロッパ・スタンダードによって経済取引の標準化が進み、それぞれアメリカとドイツを核とした分業システムのネットワークが形成されている。これは生産技術、輸送技術や通信技術だけでなく、大きな市場や組織を効率的に運営する知識（経営ノウハウ、組織管理ノウハウ）のもとで達成されている。しかし、最先端の技術・知識水準が地球規模でゆきわたっているわけではないので、技術移転がなされると、更に集積の核を増やすことも可能であり、集積の規模を拡大することも可能である。そのためには、集積を効率的なものにする取引の標準化が集積内部にゆきわらなければならない。

一つの集積地域における経済の集積の程度と取引の標準化のレベルには濃淡がある。通常、集積密度が高く標準化がゆきわたっている部分（コア：核と呼ぶ）と集積密度が低く特有の慣行が残されている部分（ペリフェリ：周辺と呼ぶ）がある。一つの集積空間に一つの核が対応するわけではないが、集積密度が高ければ技術革新と知識の普及が進み、技術革新と知識の普及によって、更に集積密度を高めることができるという内生的因果が働き、中心となる核の数は絞られてくる。また、技術・知識をもつものともたないものの経済格差が生じ、格差はその内生的因果関係によって拡大する可能性が高いので、技術・知識の移転はスムーズではない。技術・知識の市場取引は情報の非対称性のために完全ではなく、技術・知識保有者はその拡散を内部にとどめることに留

意する。他方で、集積を高めるにはそれを支える適切な空間範囲が必要であり、技術・知識の移転によってその範囲を拡大することは、集積を高める効果をもつ。技術移転は、集積に加わる利益を求める技術模倣と集積を広げるための技術提供によって進み、集積空間の拡大と集積密度の高まりが経済主体の戦略的な行動によりもたらされる。重複になるが、ここでも集積は取引の標準化によって実現される点を強調しておきたい。

大きな集積空間に属さない部分（地域）や集積の周辺に位置している部分（地域）でも、集積を形成し核に発展する可能性がある。特に既存の集積の核から離れている（集積に属すことによるメリットをあまり享受していない）部分は、積極的に核を形成するインセンティブがある。そのためにはその部分における積極的な経済の集積と取引の標準化のための技術・知識の蓄積が必要となる。

現在の世界はNAFTAとEUという2大集積が形成されているが、その2つで世界が効率的にカバーされているとはいえない。アジア地域（特に東アジア）は、技術・知識のレベルも高く核となる国（地域）もあり、自然な集積が形成されつつある。しかし、東アジアの集積はその潜在的な集積力を十分活用しているとはいえない。これまで、むしろアジアに明確な集積を形成しないことによるメリットを選択していたといえる。NAFTAやEUのメンバーではないことによって、NAFTAとEUからの囲い込みの競争を引き出し、メンバーでないことにより東アジア各国独自の取引慣行を維持しながら国際競争力を高めることに成功したのである。1990年代以降（特に1997年のアジア通貨危機以降）、NAFTAとEUおよび東アジアに状況の変化が生じている。ソ連崩壊による東欧のEU加盟の動きはEUの周辺を拡大し、失われた10年（1980年代）を脱した中南米はアメリカ依存によるNAFTAの周辺を拡大し、アジア通貨危機の経験からアジア自身による安全網（セイフティ・ネット）の必要性から東アジアにおける自覚がめばえている。東アジアは意識的に一つの集積を形成するインセン

タイプをもつようになっている。

すでに述べたように、取引の標準化は経済的集積と一体となったものである。経済活動が経済主体（企業や家計、各種団体、行政機関）の組織と組織間の取引によってなされるとすると、組織形態（組織内の関係のあり方）や市場形態（市場取引関係のあり方）が組み合わされる経済的集積には、その組み合わせ方を効率的なものにするための取引形態の標準化が必要となる。標準化がなされなければ、経済活動に伴って増加する取引において、異質な取引形態のすり合わせのコストが大きくなるからである。

1980年代は、日本の組織（特に日本的経営）や日本の産業組織（特に系列やメインバンク制）や政府の役割（規制と補助）など、日本のシステムに対する関心が高まった時期である。日本株式会社というのは言い過ぎであるが、日本的取引慣行・日本的意思決定慣行が日本の経済取引の標準となっていたことは事実である。取引の日本の標準によって、経済の効率的な集積を高め、特に製造業部門における国際競争力を高めたと考えられる。1990年代の日本は日本の標準を見直す時期であった。バブルの崩壊がそれを加速し、問題の顕在化を早めたことは事実であるが、世界経済のグローバル化の進展による当然の成り行きでもある。

グローバル化が進むと、これまで分断されたり緩やかに結びついていた集積が、オーバーラップすることになり、当然取引慣行のすり合わせの問題が生じる。グローバル・スタンダードをめぐる集積間の競争となる。日本の標準は、韓国や台湾に関しては戦前からの歴史的な関係を通して、その他の東アジアに関しては戦後の復興援助と日本からの海外直接投資（企業移転）を通して東アジアに受け入れられていた。もちろん日本の支援に合わせるという側面もあるが、東アジア諸国の受け入れ側の東アジア的標準ともいるべき慣行と、日本の慣行の擦りあわせが容易であったこともその理由である。中国は戦後の社会主义の政治システムと経済システムを通して独自の慣行を形成しているが、日本

は中国とも戦前からの関係が深く、日本の慣行のルーツは中国文化の影響を受けたものである点を考慮すると、慣行の擦りあわせによる標準化はそれほどコストを伴うものではないであろう。しかしながら、経済のグローバル化と東アジア諸国の多国間等距離政策によって、これまでに東アジアにおいてアメリカ的標準とヨーロッパ的標準も受け入れられていて、異なる標準がグローバル・スタンダードをめぐって競争している状況である。

東アジアには独自の経済の集積と取引の標準化をもつインセンティブがある。NAFTAとEUのみが経済の集積と取引の標準化に積極的であると、技術進歩による技術・知識の普及にともなうグローバル化は、いずれ東アジアをそれら2つの集積の周辺として吸収することになる。もちろんその時、東アジアがそれらの内部で小さな核を形成している可能性は大きいが、その場合には独自に集積を形成した場合に比べ、東アジアの経済厚生水準は高くないであろう。その大きな理由は、アメリカ的標準あるいはヨーロッパ的標準を取引標準として採用し、アジア諸国個別の文化が反映された独自の標準を大部分捨てなければならぬからであり、NAFTAやEUの中心的な核からは周辺に位置せざるを得ないからである。

取引標準の内容は幅広く、本当に文化的なものから、自然歴史的に育った慣行、さらには公的に定められた法律・規則、学術的考察の結果普及されたルールなど多種のものが複雑に絡み合っている。しかしながら、世界における経済集積を大きくくりでみる場合、集積内における重要な取引標準は内部の通貨システムと関税（課税）システムがどのように標準化されているかである。これは、通貨システムと関税システムが国際的な経済統合（経済集積）における主要な関心であることからも理解される。通常、一国の内部では、同一通貨が使用され、同一の課税制度が決められている。もちろん地域通貨や地方別の税制もあるが、国内の生産要素の移動が自由であればそれらの差異は実質的には均等化しているはずである。そのことによって、経済取引が非常に効率的なも

のとなり、経済集積の効果が発揮される。国際的な経済統合はいろいろなレベルに分けられ、関税システムを基準に自由貿易地域、関税同盟といった区分が可能であり、通貨システムを基準に域内通貨協力、為替レートのペッグ、域内共通通貨といった区分が可能である。

経済集積の効果を最も効率良く発揮させる組み合わせにより、国際経済統合は自由貿易協定（FTA）と域内通貨協力（スワップ協定など）、関税同盟と域内通貨協力、自由貿易協定と域内単一通貨、関税同盟と域内単一通貨といった形態が選択されることになる。もちろんこれらの典型的な組合せのいろいろなバリエーションがある。どのような組み合わせが経済集積の効率を高くするかは、統合されるメンバーの技術・知識水準だけでなく、地理的距離、文化的差異、経済発展レベルの差異などに依存する。その組合せの選択基準に関して、労働移動・資本移動といった生産要素の移動性といった指標を使うことも可能である。最適通貨圏の理論としてR. A.マンデルが生産要素の移動性を基準を取り、その後多くの基準が議論されたことは周知のとおりである。関税同盟と自由貿易協定の選択は、税収に対する地域別主権を認めるかどうかと輸入品の域内再輸出の取引コストと流通管理技術・コストなどに依存する。統合地域の対域外戦略（交渉力）を考慮した利点にも依存する。

通常、メンバー国の個別の自主権を認める水準で評価して、EUは関税と通貨に関して最も標準化が進んでいるとされる。確かに通貨ユーロが使用され、関税政策の協調が進んでいるが、メンバー国の間の取引の標準化がどれほど進んでいくかは今後の動向を見なければならない。市場至上主義を取引の標準に置こうとするアメリカ的标准は、NAFTAの中ではゆきわたっている。カナダやメキシコの関税主権は重視され、合意による決定よりも自由な競争のなかで関税の選択がなされることが良いとされる、市場メカニズムに似た運営である。通貨に関してはもちろん変動レートを基本にしているが、USドルが国際通貨として地位を確立し、とくにアメリカ近隣（中南米を含む）経済がUSドル経

済圏である点を考慮すると、単一通貨の導入を急ぐ必要はない。輸入品の原産地や国産化比率と関連して、メキシコの関税システムがアメリカ・カナダの関税とどのように擦りあわされていくかが注目される。

東アジアにおいて、通貨と関税は域内的な標準化が自然な競争のなかで擦り合わされているが、一つの集積を目指したコンセンサスがなされているわけではない。たしかに、アジア通貨危機以降、東アジアのセイフティネットが意識され、域内の自由貿易協定の拡大と金融協力の拡大が進められているが、飛躍的な進展はなされていない。次節では、東アジアの結束を阻む域内に抱えられた問題をみることにする。

3. 東アジアに内在する問題

国際的な経済統合を進めるには、十分なインセンティブが必要である。また、選ばれる経済統合の形態に対する合意が必要である。現在の東アジアにはインセンティブは国によって濃淡があり、望ましい統合形態は国によって異なっている。

東アジアに経済圏を形成して経済の集積を計る場合、核となる国は日本と中国であろう。韓国・台湾・香港・シンガポール等のアジアNIESも核の候補であり、実際小さな核にはなるはずであるが、経済規模からみて東アジア全体の集積の中心にはなれないであろう。ASEAN諸国は個々には核となるには経済発展のレベルが十分でなく規模が小さすぎるが、ASEANとしてまとまることができればある程度の核として発展する可能性はある。経済的集積が可能となり経済効率を高めるには、経済取引の標準化がすすみ、それらを支える技術・知識のレベルが上がり普及しなければならない。これらの視点からみると、東アジアは多様な困難を抱えている。

中国は社会主義を維持しながら経済システムとして市場経済化を目指してい

る。中央の計画による資源配分と市場を通じた資源配分を共存させることは容易ではない。市場経済が発達した地域と計画経済が支配的である地域の共存は取引システムの標準化を妨げるものである。国営・公営の組織が民営化され、私有財産の概念が次第にゆきわたるには時間がかかる。政治的な社会主義を維持する限り、その時間の流れはゆっくりしたものとなると考えられる。旧ソ連の国々の急速な市場経済化が必ずしも良い結果を示していないので、中国の漸進的な手法を評価しないわけではないが、東アジアの経済的集積を急ぐ視点からは、足かせとなる要因である。中国内部の生産要素（労働）の移動に対する制限も取引の標準化を妨げるものである。資金を最も効率良く配分するのではなく公平に配分する場合、非効率な運用によるロスが生じ、資金の集中でもつと高度な経済レベルが達成できるチャンスを逃すことになる。労働の移動の制限からは、働くことから得られる訓練の機会と人的交流から得られる知識の移転と共有が抑えられる。標準化は実際には、人に受け入れられ人を通して運用されるものであるので、人の移動の制限は標準化を遅らせることとなる。この点は中国の漸進主義とは合致しても集積の達成を阻む要因となる。ただ中央集権的な体制は、標準化に向けた努力がひとたびなされる方向に決定されたとき、その実現が早いという体質を持つことは、経済の集積にとってプラスの材料である。

集積に必要な技術・知識の水準は、中国においてはまだ外国からの導入が中心で、自国内では模倣の段階である。外国企業の直接投資を通じた技術移転・経営ノウハウ移転は急速に進んでいるが、広大な国土に拡散するには時間を要する。アメリカ・ヨーロッパに多くの留学生を出し、帰国した学者・技術者も多いが、国内よりも待遇の良い海外に頭脳流出となるケースも多い。外国からの直接投資の受け入れは、経済特別区などの限られた地域が多く、労働の移動が制限されていることから、地域の企業に対し最新に近い技術が移転されるのは容易ではない。低賃金に頼る経済成長は、技術革新を伴う経済発展に結びつ

くのに時間を要するであろう。組織の管理システムに関する技術・知識の普及にも問題がある。もともと社会主義的な管理システムに慣れているため、組織内のコミュニケーションと意思決定のやり方に社会主義と中国的な慣行が残っていて、効率的システムの構築と普及には時間要する。経済的集積のレベルを高めるには全体的な技術・知識のアップが必要で、そのための時間と投資が必要である。

中国で経済的集積がすすまない理由の一つに、政治的なリスクがある。香港の問題と台湾の問題と沿海部と内陸部の経済格差の問題である。香港の返還はスムーズに達成されたが、香港と中国本土との経済的つながりは以前のシステムを変えない形で進展している。香港が中国の輸出入の玄関口としてのサービスを担当しているため、金融・情報の集積はなされているものの、その本土との一体化が進みにくい状況である。中国の地理的な広さを考慮すると、香港への集積を更に高める必要がある。台湾との問題は、非常に政治的であるが、経済的な側面に限れば華僑などを通じた人的ネットワークと台湾の対岸の発展が中国経済に果たす役割は大きい。しかしながら、政治的なリスクは投資規模を小さくし、規模の経済や範囲の経済による利益を小さくし、長期的なプロジェクトに対する投資を控えさせることにもなっている。沿海部と内陸部の経済格差は、社会主義の政治運営にとってネックとなりかねない。経済発展には経済格差はつきのものであるが、格差があまりに大きくなると政治不安から、経済発展の遅れをもたらすことにもなる。

中国は、東アジアの経済的集積を考える前に、国内でいかに集積を高めるか、取引の標準化を図るかを見据えていなければならない。

ASEAN諸国はASEANのFTAを進めていて、経済的集積の利益を内部に残す努力をしている。ただ、ASEANの全体を束ねる機構が十分働いているとはいえない。いまだ必要に応じて、メンバー国から関係する閣僚・官僚が集まって議論し、終われば問題は各国に持ち帰って処理される。ASEANは常駐の人材

で継続的な業務をこなすだけでなく、常に重要な問題を議論し将来に向けた政治・行政の権限を委譲できる機関とならなければ、ASEANとしての結束が強くならない。東アジアは多様であるといわれるが、ASEANの多様性がその顕著なものである。多様性は経済的標準化を困難にする。取引の標準化は、華僑的なつながりと日本の援助と海外直接投資のネットワークとアメリカ企業・ヨーロッパ企業の進出などによって、多様なものが共存していて、標準化が模索されている。

ASEAN諸国が多くにおいては、開発独裁とも言える強い指導者のリーダーシップに頼った経済発展は、技術・知識を広くゆきわたらせるよりも、指導者のサポーターとなる管理者を育て、指導者に都合の良い組織を作ったといえる。その意味では技術・知識の水準の底上げにはマイナスであったかもしれないが、積極的な行政主導の開発がなければ、そもそも技術・知識の蓄積がなかった可能性が高い。アジア通貨危機以降、クローニ・キャピタリズムとして批判されることになるが、標準化の方法としての政府主導システムの評価はもう少し先でなされるべきかもしれない。いずれにしても、経済発展の初期の段階における経済の集積は主導者のリーダーシップが必要であり、ASEANとしての集積を図る場合にも同様のことが言え、ASEANとしての権限を委譲された機関がリーダーシップを發揮するシステムが必要である。しかしながら、独裁的な指導者は権限を移譲することに積極的ではないので、その実現が困難となっている。

ASEAN諸国内部にもASEANとしてまとまる事を困難にする要因がある。もともとASEANは共産主義の脅威にグループとして対抗するために結成されたものであるが、その脅威が弱まるにつれ経済グループとしての活動を強めた。ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマーが市場経済化しASEANに加盟すると既存のメンバーはそれら新ASEAN4に対する対応に迫られることとなった。ASEAN諸国の内部における経済格差は、都市と農村で大きく、経済発展

による標準化には時間を要する。旧ASEAN 6 の中の間の経済格差も大きい。シンガポールは一人あたり所得も高く、金融サービスの中心としてASEANの核として機能する能力をもつが、国としての規模が小さすぎる。ブルネイは石油に依存して裕福である特殊な国であり、輸出志向的工業化による発展を目指すASEAN 4（フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシア）とは異なる。ASEANの特徴は、ASEAN 4 の特徴によって代表されることが多いが、それらの4国においても差異は小さくない。フィリピンは英語が用いられている点で国際活動に有利であるにもかかわらず、政治的な不安定と貧富の格差が経済発展のネックとなっている。マレーシアは華僑と原住民との融合に問題をのこしながらも、マハティール首相の強いリーダーシップの下で、家電などの製造業の工業化に成功している。タイは仏教と王室を重んじる伝統的な社会システムを残す国であり、政治的民主化が進んでいるが、逆に指導者のリーダーシップに欠けるところがある。地域統合に関しては重要な役割を果たしていて、タイ周辺の地域とバーツ圏を形成するなど市場経済化の促進に寄与している。

新ASEAN 4 が旧ASEAN 6 と経済発展の水準が異なる点は、今後の経済統合の一番のネックとなる。新ASEAN 4 のなかでの経済発展の格差も大きい。ベトナムはアメリカとの戦争の痛手を克服しながら、社会主義的な経済発展を進めたあと、市場経済化に転じ急速に発展してきている。海に面した地理的立地条件もよく、中国に接していることは、中国の経済発展の利益にあずかる可能性が高い国であり、ベトナムを起点に中国に進出する場を提供できる利点も持っている。ラオスは山間部にあり工業化には適さないかもしれないが、水力発電などを利用する独自の経済発展が描かれている。ミャンマーは軍事政権の民主化が要求されているが、まず政治的安定が不可欠でまだ経済発展の準備段階にある。カンボジアも同様であり、市場経済化の遅れがあるものの、周辺のASEAN諸国に対する競争心も強く経済発展に対する意欲は大きい。

これらASEAN10が一つにまとまって、経済的集積を形成し取引の標準化を

達成することは容易ではない。ASEAN自らが中心になってASEAN的標準化を求めることが難しいとすると、外部の主要国に依存しつつ、アメリカ的標準やヨーロッパ的標準あるいは日本を中心とする東アジア標準（それが形成可能として）によって集積のレベルアップを図るのが正しい選択かもしれない。

日本は80年代までは東アジアの奇跡をさえた国である。プラザ合意の後の円高は東アジアへの輸出製造業の移転（海外直接投資）を促進し、それは日本からアジアNIESに向かっていた経済発展の波をさらにASEANにまで及ぼすこととなった。90年代前半はバブルの崩壊によって、国内需要が落ち込むなかで、さらに円高が進み（一時期1ドル80円を切る）直接投資は主要企業だけでなく、系列の下請け中小企業までも生産拠点を東アジアに移すこととなった。中国市場の有望性が期待され、経済発展の波は中国さらには新ASEAN4にまで及ぶこととなった。日本はバブルの後遺症と企業の生産拠点の移転後の空洞化現象を新しい産業で埋めることができず、東アジアにおけるリーダーシップを發揮する力を相対的に弱めることとなった。バブル後の不良債権問題、金融機関の競争力の低下、財政赤字の累積などの国内問題をかかえて、国際的な役割を十分果たすことができない状況が持続し、1990年代は日本の失われた10年とも言わされることとなった。

90年代に日本がなすべきことは、ハイテク産業にすばやく転換し、東アジアに労働集約的製造業を移しながら企業のネットワークを強固にし、日本の取引標準を東アジア的標準に擦りあわせ、東アジアの経済集積の核となる準備をすることであった。1997年に始まるアジア通貨危機は、日本のアジア進出企業に大きな痛手を与え、日本のアジア救済支援による負担も小さくなかった。政治的混乱を深めたインドネシアを除いて、ASEANはV字と言えるほどの回復を示し、進出した日本企業も一応落ち着くことになるが、アジア通貨危機後の低迷企業は欧米の企業によって買収されるケースが多くなり、東アジアにおける日本の相対的地位が低下したことも事実である。しかしながら、アジア通貨

危機の支援にあたって、IMFはアメリカ的標準を植え付ける方向の条件を提示し、交渉にかかる時間だけでも東アジアの危機（経済の急落）を大きなものとした。このことで、アジアのセイフティネットはアジアの手で築かなければならぬという意識を東アジアに植え付けたことは、東アジアの経済集積に向けた動きを強めたこととしてはプラス材料であり、日本の役割に対する期待を高めそれぞれの国におけるグローバル化への対応を早めることになった。

4. 日韓の経済協力

中国やASEANは日本に対する経済協力関係を強めることを望んでいるが、それと同時にアメリカやヨーロッパとの関係も維持する必要がある。日本が東アジアの集積の中心的コアとなるリーダーシップを発揮する場合の最初の交渉相手として中国あるいはASEANを選ぶことは得策ではない。戦略的には、類似の立場にある韓国が相手として重要である。

日本と韓国は経済構造が非常に良く似ている。それは戦前における両国の統合下の経験と、戦後の復興における日本モデルを韓国が模倣することによってもたらされたものである。韓国の経済発展の日本の発展に対する遅れは、南北に分割された韓国の市場規模が小さく、また軍事支出のためにインフラ整備が遅れ、投資資金の規模も十分でなかったことからもたらされている。日本に追いつくことを目標にすることで、駆け足の成長を求める韓国は、国内の技術開発力など経済の集積を強める力においては不十分であるが、先進国として集積のコアになる力をつけてきている。アジア通貨危機はまさに韓国の経済構造調整のために準備されたといえる側面がある。財閥を崩し、金融システムを近代化し、外国資本と提携共存しながら厳しい競争環境にそなえる経済システムが形成されつつある。しかしながら、国内市場が小さいことは規模の経済が重要な競争力要因となってきた状況で、経済発展に大きな足かせとなっている。

日本は韓国の経済的な追い上げをうけて、常に改革を迫られてきた。労働集約的産業を韓国に奪われると、資本集約的産業の競争力を高め、それが圧迫されると日本はハイテク産業に活路を求めてきた。しかしながら、日本と韓国との間の競争も無視できないものの、日韓は共通の競争相手に対峙する状況が増えている。その一つはASEANや中国の追い上げであり、アメリカ・ヨーロッパの多国籍企業との競争や貿易交渉もその重要なものである。すでに述べたように、日本はASEANに直接投資を行うことで日本のネットワークを形成しているが、国内は空洞化を危惧される状況である。韓国もASEANに直接投資を行い企業の生き残りを図っているが、日韓の競争はお互いの収益を小さくしている。日韓企業が棲み分けをして、規模の経済を活かす必要がある。日韓企業の多くの面における類似性は、日韓の企業ネットワークの実現に関して有利な要因となると考えられる。中国に対しては安価な農産物や衣類の輸入に対する緊急輸入制限などを発動する摩擦を生んでいる。对中国輸入政策として、日韓の協調があれば中国からの報復などでこうむるマイナスを交渉によって小さくすることができる。また、日韓は競って中国市場に進出している。直接投資の条件交渉は、中国に都合の良い形に押さえ込まれることも多く、企業が進出した後の中国行政機関からのいろいろな要求で十分の利益が確保できなくなることもしばしばである。中国との交渉にあたり、日韓が競争ではなく協力すれば交渉は有利な条件に導き、多くのリスクの軽減につながるはずである。欧米を基盤とする大企業と日本や韓国を基盤とする企業との競争においてはそれぞれのホームマーケットの大きさが競争力に影響するので、国内市場の狭隘は日韓それぞれの企業にとって不利な要因となる。ここでも日韓の市場を統合して競争力の基盤を強める誘因がある。また、輸出志向の強い日韓に製造業は、欧米との貿易摩擦に苦慮し、それはしばしば政治問題に発展することになるが、ここでも日韓の協調は交渉力を高めることになる。

日韓は北朝鮮の問題でも政治的に協調的な行動が求められることになるが、

経済的に協調するインセンティブも拡大している。中国の追い上げと発展や欧米の大企業との競争に対して、どのような協調戦略をとるかが重要である。日韓の経済的協調は、日韓自由貿易協定の締結を目指すことで大幅な進展を示すことになる。日韓は、21世紀にむけて多国間主義に二国間主義の政策を織り交ぜる方向に基本政策路線を変更してきている。WTOの多国的大交渉の成果が期待されない状況で、二国間のFTAの増加が顕著になっている。この流れに乗り遅れると、日韓は世界の主要な経済ブロックの外部に押し出されることになる。これまでの多国間主義のもとでの自由な国際貿易・投資システムという公共財をフリーライドする利益が小さくなってきていている。国際的寡占構造と市場の囲い込み戦略に国家政策戦略が結びついたゲーム論的な環境が強まっている。日韓は協力することでゲームを有利に導かなければならぬ。

日韓FTAのコスト・ベネフィットは、完全競争の枠組で説明される貿易転換・貿易創出の効果では十分捉えることができない。むしろ寡占的貿易論、あるいは独占的競争の枠組で議論されるべき状況にあるといえよう。特に輸出製造業に関しては、独占的競争モデルにおけるFTAの効果が有益なインプリケーションを与える。確かに規模の経済の大きな企業が支配するであろうが、製品差別化が可能であれば、全ての企業が異なる製品に特化することが可能となり、規模の経済によるコストダウンと製品の多様化による最終消費者のバラエティ利益が期待される。もちろん競争力を失って退出に追いやられる企業もあるが、大きくなった市場において他の有利な生産に生産要素をまわす余地を生み出すという意味から歓迎されるべきことである。もちろん、FTA形成直後の調整プロセスには調整のコストを伴う。日韓FTAによって淘汰される企業には、グローバル化の進展した国際市場での生き残りは到底期待できない。国内の保護政策によって維持されている農業や漁業におけるFTA締結後の比較優位の変化には過剰に反応すべきではない。特にGNPに占めるそれらの産業の比重の低さを考慮すると、補助金などで補償が十分可能である。

日韓が関税などの通商政策で共通の標準を設定することは、市場拡大のインセンティブもあり難しいことではないと考えられるが、通貨・金融の面での協力・標準化は二国間では容易ではないと考えられる。金融部門は日本・韓国とともに国際競争力を欠いている。政府の保護のもとで、産業政策の資金面におけるシステムとして、日本のメインバンクや韓国の財閥への融資窓口となる銀行が創設された。産業（企業）をコントロールするシステムとして保護され、その多くの保護的規制は金融の技術革新のインセンティブを削ぐこととなった。金融の自由化は、外国銀行の国内参入を可能にし、国際競争力で絶対的に劣るだけでなく、製造業などに対する比較劣位は明らかである。金融の自由化は、金融機関の統合と比較劣位による国内金融機関の縮小をもたらし、金融を通じた産業政策を維持したい政府の意向と合わないこともしばしばである。しかしながら、国内の金融が国際的な市場に組み込まれることは、金融業における規模の経済・範囲の経済の働きを考慮すると、むしろ自然である。間接金融から直接金融に比重を移す一方で、政策金融はそれ自体国策として確保することも必要となる。日韓の金融市场の垣根が取り払われるならば、比較劣位にあるとはいえ競争力を持った両国の金融機関を残すことが可能となるであろう。金融においては、経済統合のメリットは、競争力の強化よりも外国銀行からの競争に対する防衛的意味が強いと考えられる。

日韓の通貨面での協力は東アジアの通貨協力といった大きな枠組の中で考える必要がある。円とウォンの為替レートを安定化することは、日韓の経済取引を容易にすることは確かであるが、ウォンはUSドルと強く結びつき（ドルペッグに近いと考えられる状況もしばしばである）、円はUSドルに対してかなりの変動を示している。東アジアの通貨は、ドルペッグによって大きな通貨アタックを呼び込むこととなったが、その反省で為替レートの変動をバスケット方式に変えたとしているものの、ドルペッグに回帰する傾向は強い。韓国についても同様であり、日韓の為替レートを安定化するには、日本が円ドルレートを安

定化するか、円を中心としたシステムを浸透させるか（東アジアにおける円の国際化）のどちらか、あるいは両方が必要となる。東アジアにおける円の国際化には、円の供給すなわち日本の貿易赤字が近道であるが、日本の黒字体質は徐々に修正されつつあるものの、急速に赤字が定着することは考えられない。石油などの資源・エネルギーや農産物に対して大幅な輸入超過があるので、東アジアに対して大幅な赤字を持続することは困難である。韓国に対して日本は貿易黒字であり、これが日韓FTAを韓国に躊躇させる原因でもあった。円が韓国に累積しない限り、日韓貿易において円が取引通貨に定着することは難しい。韓国がドルペッグに近く、日本もドルレートを安定化できれば、円とウォンのレートは安定化する。しかし、対ドル安定化はIMFの調整可能釘付け制度の失敗の反省の下になされなければならず、日韓だけではレートの安定化は容易ではないであろう。

日韓の経済集積がなされた場合のメリットの一つは、取引の標準化に関するものであろう。日韓の経済構造や組織構造、市場構造が類似していることはすでに述べたとおりである。市場メカニズムは重要ではあるが万能ではない。特に寡占的な産業構造あるいは独占的競争の場合、経済効率がゆがめられる。組織構造に関しては、確かに効率を上げるシステムの確立や、情報・知識の交換・向上が競争的な環境なしでは困難であるが、そこには地域の文化的な価値観を基礎とした人間行動の特色が反映されている。日韓の市場・組織構造は似通っていて、日本の標準・韓国標準ともいえる取引の特色をもち、その特色が取引の効率性を高めている。もし他の取引標準によって市場・組織を運営しなければならなくなると、効率は低下する。すくなくとも短期的にはその調整コストを伴う。アジア通貨危機以後の韓国は、M&Aなどで欧米の外国資本が参入し、韓国標準はクローニ・キャピタリズムの一環として排除される方向にある。日本についても、バブル崩壊からの脱出に対して、もっと市場の透明性を高め、組織に説明責任を課すなどアメリカ的標準が進出してきている。日韓の

それまでの標準が、グローバル化のなかで変換を余儀なくされていることは確かであるが、日韓にとってアメリカ的標準がベストではないはずである。今後はより良い標準をもとめた模索がなされることになるが、規模の経済・範囲の経済がはたらかなければ標準としての意味がないので、標準の擦りあわせについて日韓の協調が必要である。日韓の間でも標準は異なるが、その擦りあわせはそれほど困難ではなく、東アジアへの日韓企業のネットワークを考えると、規模の経済・範囲の経済を確かなものにするためにも日韓的標準を意識しなければならない。

5. 東アジアの経済統合

東アジアの経済統合において、FTAに関してはAPECの場における関税引き下げの動きを基礎に、FTAを核にした統合戦略が有効と考えられる。東アジアの経済統合において、通貨統合に関しては、円の国際化と同時に、ドルペッグに注目し円ドルレートを安定化する手法が有効と考えられる。

東アジアの経済的集積は、特に政策的な国際協調の枠を強めなくても、他の地域に比して相対的にスムーズに進展すると予想される。東アジアの域内貿易の相互依存は急速に高まっていて、地理的に多くの国が集まっているヨーロッパ程にはゆかないものの、アジアの異質性と空間的距離を考慮するとすでにかなりの集積が進んでいる。しかしながら、アジアの異質性と経済発展の格差の存在が、集積を妨げていることも事実である。

APECの枠組で貿易の自由化を率先して行う機運が高まっていた東アジアは、アジア通貨危機によって大きな打撃を受け、各国は以前に比してもう少し国内と近隣国の関係を修復しながら経済発展を考える方向に政策スタンスを転換したようである。また、アジア通貨危機に対して適切な政策的対応を行う枠組を形成する役割を演じることができなかったAPECは、その存在意義を問われる

状況となり、WTOを補って多角的な自由貿易を推進するという役割も影の薄いものになってきている。代わって二国間の自由貿易協定（FTA）が世界的に注目され、多国間主義を基本にしていた東アジアはFTAで出遅れた状況にある。他方で、アジア通貨危機が東アジアに連帶感を強めることになったのも事実である。東アジアの国々は、国内の経済的集積を計りながら、東アジアの一体感を意識し始め、東アジアに二国間（2地域間）FTAのネットワークを形成する動きが生じている。しかしながら東アジアを一つにまとめる東アジアFTAは、研究者の議論にはあがっているが、具体的な実務的検討にまでは至っていない。東アジアFTAに関しては、APECの場における関税引き下げの動きを活かすべきである。関税引き下げがなされれば、FTAの実現は容易となる。

中国はASEANとのFTAを呼びかけ、日韓中3国とASEAN（ASEANプラス3）を巻き込んだ経済協力の場が形成され、東アジアのセイフティネットの実現のための話し合いが進展することとなった。しかしながら、第3節で述べたように、メンバー国それぞれに内在する問題をかかえているので、東アジアFTAに集約されるには時間がかかる状況である。その間に、日本とシンガポール、韓国とシンガポール、日本と韓国といった2国間FTAの話し合いが進められることとなった。ただ、国内問題を抱えるとはいっても、メンバー国に東アジアFTAにまで拡大した経済集積を形成する十分なメリットがあれば、東アジアFTAの検討は進められるはずである。

経済集積には核となる地域が必要である。核（コア）となる地域は、集積を形成するだけの技術・知識をもち、それを周辺に移転することで周辺の経済発展に寄与すると同時に核への集中を高めるという循環を持続させるエネルギーを供給しつづけなければならない。日本だけでは核となる力に不足があるかもしれないが、日韓の協力が実現されれば、核となるエネルギーは格段に高まる。日韓をあわせた市場の規模、技術力、アジアに適した取引標準などは、ASEANや中国にとって十分魅力がある。もちろん中国やASEANが日韓の核に対す

る周辺を形成するといった構図は単純すぎる。当然中国沿海部は一つの核となり、シンガポールを中心としたASEANネットの心臓部は核となる。ただし、現段階では技術・知識水準からみて日韓がもっとも重要な核となる可能性が高い。

ASEANのFTAはそれ自体時間のかかる問題であり、中国の沿海部と内陸部の経済格差の是正と市場経済化による全体的な経済発展も漸進主義的に進められることとなるであろうが、その間NAFTAやEUからの東アジア諸国へのFTAの勧誘がある。NAFTAやEUの周辺に押し込められないためにも、東アジアFTAは内容よりも外形としてまず枠組を与えておかなければならない。通常FTAに関しては、多くの例外規定をもった実質の薄いものから、自由化レベルが進んだ質の高いものまでいろいろなレベルがあるが、東アジアに関しては質よりも外形を先行させなければならない。もちろん内容が伴うに越したことはないが、それにこだわると実現が困難となろう。内容を薄くすると、実効性を伴わないというAPECの場合と同様な問題が危惧されるが、東アジアFTAのメンバーはAPECほど多くなく、しかも日韓中という政府の指導力が強い国がメンバーとなって形成されているので、それら3国に亀裂が入らない限り、実効性は次第に強められるはずである。

これまでの東アジアは、実質的な相互依存の高まりを重視し、外形の形式的な枠組を強固にすることにはあまり関心を示していない。これがAPECにおける手法であり、アジア的やり方として注目されていた。しかし、NAFTAとEUに対抗するぐらいの経済集積を狙う場合には、ルーズな外形では統合の進展は容易ではないであろう。EUの長い道のりも、目標の大枠に対する合意が先にあり、実質を伴う形での内容の充実はむしろ後からついてゆく形であった。東アジアの集積に関しても、まず大きな目標に関する合意から固めることが必要となる。その合意に導くリーダーシップは日本だけでは反発も大きいので、まず日韓の集積協力が必要となると考えられる。そのあとで、日韓のリーダーシッ

プによる対中国、対ASEANとの交渉が不可欠となる。

FTAの形成に関しては、それほど問題はないであろうが、通貨協力（統合）に関しては、容易ではない。通貨スワップとかアジア通貨基金構想は、メンバー国（日本）の通貨に対する自主権を大きく規制しないならば、それほど困難ではない。しかし、通貨に関する主権の部分的あるいは全面的放棄は容易ではない。通貨主権を譲る場合、どのような代替通貨が用いられるかがポイントとなる。NAFTAではUSドルが、EUではユーロのまえにはドイツマルクが中心となる通貨の役割をはたしていたが、東アジアでは円がその役割を演じていない。むしろUSドルが日本以外の東アジア諸国の対外取引で中心的な役割を果たしている。ドルペッグに近いかたちでそれらの通貨がUSドルと結びついていることは、問題点も多いが、逆にそれは統合の糸口を与えているとも考えられる。

為替レートを自由に変動させれば、フローの経常収支を適切な水準にもたらすように、またストックでは異なる通貨資産の収益率の格差を調整するようレートが決定される。しかしながら、為替レートを例えばUSドルに固定させると、対米通貨との調整ができなくなるばかりか、それ以外の外国通貨との為替レートの変動からの影響を大きく受ける可能性が生じる。為替レートの調整を縛ると、金融政策を独立な政策手段とすることができない、貨幣数量の受動的な増減などに任せなければならなくなる。資本移動の自由化とからめると周知のトリレンマの問題であるが、為替レートの固定ではなく、単一通貨を用いれば問題の多くが解消される。もちろん通貨に対する主権は単一通貨をコントロールする当局に委ねられることになる。通貨価値を安定化させて、通貨の有用性を高めることは、発展途上国だけでなく先進国についても、大きな便益をもたらす。東アジアの多くの国が通貨をUSドルに固定させることは、通貨の利便性を高めるためであり、これは最適通過圏の理論の基本となることがらである。東アジアではUSドルにペッグすることで、最適通過圏におけると同様の便益とコストをもっていることになる。

東アジアに単一通貨をつくる基盤として、例えば円といった域内特定国通貨がなく、USドルがその役割を演じている状況では、USドルと切り離した東アジア単一通貨は考えにくい。単一通貨はUSドルと交換比率を固定する（安定化する）ことは、メンバー国の通貨自主権を放棄する合意を得る一つの条件となるであろう。日本円のドルペッグが当面一番問題となるが、円ドルレートをどこに固定するかについては容易に合意を得ることはできないかも知れない。しかし、固定した後のヒュームのルールが作用するプロセスを政策的に維持する日米間の合意がなされ、実行されるのであれば、IMF固定レート制の崩壊の愚を繰り返すことはないであろう。為替レートに関しては、経済発展に伴う生産性の上昇と価格競争力の変化に応じて、長期的には為替レートの変更が必要となるという考え方もある。個別ドルペッグを実施している場合には、レートの変更を狙った投機アタックは裂けられないが、東アジアで単一通貨を使用する場合、アタックに対抗する力も大きく、政策的規制も国際的な合意を得やすくなると考えられる。東アジアにUSドルとペッグする通貨圏を形成し、内部の個別の通貨の変動リスクを解消するために、単一の通貨ACU（あるいはアジアドル）を用いる方向に進む方向での合意が必要である。

かなり大胆で論理的な詰めが不足しているが、東アジアの経済統合の実現へのシナリオは、以下のようにまとめられる。はじめに東アジアの経済集積の中心となる核を形成し、そこでの経済取引の標準化がなされなければならない。それによって、集積の内生的な発展が生じることになる。戦略的に核となるのは、日韓FTAであり、日韓の取引標準の擦りあわせが必要となる。その後、日韓の核との経済的連関を強めるインセンティブを中国やASEANに対して与える。APECにおける関税引き下げの方針を活かしながら、東アジアの相互依存を強めることでインセンティブが高まり、東アジアFTAが進展すると考えられる。東アジアの通貨統合に関しては、円の東アジアにおける国際化も必要であるが、ドルペッグの強い東アジアにおいて、むしろ日本がイニシアティブをとっ

て、円ドルレートを安定化し、ドルペッグ的な東アジア通貨圏を形成し、さらに東アジア単一通貨にまで高めることで東アジア経済統合が可能になると考えられる。東アジアの経済統合に関して、質の高い内容よりもまず合意することが重要である点を強調しておきたい。

参考文献

- 青木健・馬田啓一編著『地域統合の経済学』勁草書房, 1999年
- 奥田英信『ASEANの金融システム：直接投資と開発金融』東洋経済新報社, 2000年
- 小田正雄・後藤純一「地域経済統合」大山道広編『国際経済理論の地平』(第6章) 東洋経済新報社, 2001年
- 河合正弘他編著『アジアの金融資本市場』日本経済新聞社, 1996年
- 金 奉吉・井川一宏 共編著 『韓国の構造改革と日韓・東アジアの経済協力』研究叢書60, 神戸大学経済経営研究所, 2003年
- 山澤逸平「東アジアに地域経済協力と日本の戦略」『IT時代と国際経済システム：日本国際経済学会の成果を踏まえて』(第7章) 日本国際経済学会編2002年
- Cheong, Inkyo, "The Economic Impact and Strategic Importance of the Korea-Japan Free Trade Agreement (FTA)", *Journal of Economics & Business Administration (Kobe University)*, 2002
- Melo, J. De & A. Panagaria eds., *New dimensions in regional integration*, Cambridge University Press, 1993
- Igawa, K. & B. Kim, "A Note on Possibilities about Japan-Korea Free Trade Area: A Strategic Approach", *Kobe Economic &Business Review*, 44th, 2000
- IIMA (Institute for International Monetary Affairs), *Report on the study group on Strengthening Financial Cooperation and Surveillance (Kobe Research Project)*, February 2002
- KIEP (Korea Institute for International Economic Policy), "Economic Effects and Policy Implication of Korea-Japan FTA", December 4, 2001
- KIEP, *International Conference on Prospects for an East Asian Free Trade Agreement*, Sept.27, 2002
- Kim, B. & K. Igawa, "Monetary Cooperation in East Asian Countries: A Possibility from Macro Economic Indexes and Intra-Regional Trade Dependency", *Kobe Economics & Business Review*, 45th, 2001

Kim, B. & K. Igawa, "Japan-Korea Free Trade Area and their Structural Reforms", *Kobe Economics & Business Review*, 46th, 2002

[本章は「東アジア経済統合の一つのシナリオ」『広島大学経済論叢』第27巻第1号, 2003, を加筆修正したものである。]

研 究 叢 書 (既 刊)

-
- 第1号 生産と分配に対する貿易効果の分析 片野 彦二著 1961年
- 第2号 國際貿易と經濟發展 川田富久雄著 1961年
- 第3号 國際私法の法典化に関する史的研究 川上 太郎著 1961年
- 第4号 アメリカ經營史 井上 忠勝著 1961年
- 第5号 神戸港における港湾荷役經濟の研究 柴田銀次郎・佐々木誠治・秋山 一郎・山本 泰督共著 1962年
- 第6号 企業評価論の研究 小野 二郎著 1963年
- 第7号 経営費用理論研究 小林 哲夫著 1964年
- 第8号 船内労働の実態 佐々木誠治著 1964年
- 第9号 船員の雇用制度 山本 泰督著 1965年
- 第10号 國際私法條約集 川上 太郎著 1966年
- 第11号 地域經濟開発と交通に関する理論 野村寅三郎著 1966年
- 第12号 國際私法の国際的法典化 川上 太郎著 1966年
- 第13号 南北貿易と日本の政策 川田富久雄著 1966年
- 第14号 インド経済における所得分配構造 片野 彦二著 1968年
- 第15号 ラテンアメリカ經濟統合の理論と現実 西向 嘉昭著 1969年
- 第16号 会計情報とEDP監査 中野 熱・大矢知浩司共著 1972年
- 第17号 國際収支と資産選択 井川 一宏著 1974年
- 第18号 経営計測システムの研究 定道 宏著 1978年
- Business & Economic Information Control and Analysis System
- 第19号 日本・オセアニア間の海上輸送とオセアニア主要港の現況 佐々木誠治著 1978年
- 第20号 計量經濟情報システム STEPS-BEICA 定道 宏・布上 康夫共著 1979年
- 第21号 海上運賃の經濟分析 下條 哲司著 1979年
- 第22号 國際法上の船籍論 嘉納 孔著 1981年
- 第23号 ブラジル經濟の高度成長期の研究 西島 章次著 1981年
- 第24号 資本蓄積過程の分析 下村 和雄著 1983年
- 理論的枠組とオーストラリア經濟への適用—

研究叢書(既刊)————

- 第25号 会計情報公開論 山地 秀俊著 1983年
- 第26号 企業の国際化をめぐる特殊研究 井上 忠勝・山本 泰督・
下條 哲司・井川 一宏・山地 秀俊共著 1983年
- 第27号 海運における国家政策と企業行動 海運経済専門委員会著 1984年
- 第28号 オーストラリアの金融システムと金融政策 石垣 健一著 1985年
- 第29号 会計情報公開制度の実証的研究 山地 秀俊著 1986年
一日米比較を目指して—
- 第30号 配船の理論的基礎 下條 哲司編著 1986年
- 第31号 仮想電子計算機と計算機言語システム 安田 聖著 1986年
—世界計量経済モデル分析システム—
- 第32号 期待効用理論 一批判的検討— 伊藤 駒之著 1986年
- 第33号 アメリカ企業経営史研究 井上 忠勝著 1987年
- 第34号 反トラスト政策 —経済的および法的分析—
カールケイゼン・ドナルド F. ターナー共著
根岸 哲・橋本 介三共訳 1988年
- 第35号 会計情報システムと人間行動 中野 熱編著 1989年
- 第36号 國際金融経済論の新展開 井澤 秀記著 1989年
—変動為替相場制度を中心として—
- 第37号 労働市場研究の現代的課題 小西 康生・三木 信一共著 1989年
- 第38号 香港企業会計制度の研究 中野 熱編著 1989年
- 第39号 國際比較統計研究モノグラフ1 能勢 信子編著 1990年
- 第40号 経済発展と還太平洋経済
西向 嘉昭・石垣 健一・西島 章次・片山 誠一共編著 1991年
- 第41号 労使問題と会計情報公開 山地 秀俊著 1991年
- 第42号 経営財務と会計の諸問題 森 昭夫編著 1992年
- 第43号 國際比較統計研究モノグラフ2 小西 康生編著 1993年
- 第44号 アメリカ現代会計成立史論 中野 常男・高須 敦夫・山地 秀俊共著 1993年
- 第45号 ネットワーク環境における情報システムの研究 宮崎 耕著 1994年
- 第46号 財務情報分析と新情報システム環境 民野 庄造著 1995年

研究叢書(既刊)————

- 第47号 税効果会計 梶原 晃著 1995年
- 第48号 アジア経済研究 阿部 茂行著 1997年
- 第49号 会計とイメージ 山地 秀俊・中野 常男・高須 敦夫著 1997年
- 第50号 地域保健医療情報システム 小西 康生・中村 利男著 1997年
- 加古川地域における地域情報化戦略—
- 第51号 原価主義と時価主義 山地 秀俊編著 1998年
- 第52号 RIEB データベースの研究 安田 豊・阿部 茂行著 1998年
- 第53号 地方公共分野の情報化 小西 康生編著 1998年
- 特 別 日本の金融システムの再構築とグローバル経済 石垣 健一・日野 博之編著 1998年
- 第54号 日本国銀行システムの変貌と企業会計 山地 秀俊編著 2000年
- 第55号 日・韓自動車産業の国際競争力と下請分業生産システム 金 奉吉著 2000年
- 第56号 地方自治体のIT革命 小西 康生・中村 利男著 2000年
- 21世紀型自治体の情報化戦略—
- 第57号 90年代ブラジルのマクロ経済の研究 西島 章次・Eduardo K. Tonooka 著 2001年
- 第58号 マクロ会計政策の評価 山地 秀俊編著 2001年
- 第59号 米州におけるリジョナリズムとFTA 細野 昭雄著 2001年
- 第60号 韓国の構造改革と日韓・東アジアの経済協力 金 奉吉・井川 一宏共編著 2002年
- 第61号 現代ツーリズム研究の諸相 小西 康生・貴多野乃武次編著 2002年
- 第62号 ラテンアメリカにおける政策改革の研究 西島 章次・細野 昭雄編著 2002年
- 第63号 アメリカ不正会計とその分析 山地 秀俊編著 2003年
- 第64号 Local Currencies —その現状と課題— 小西 康生編著 2003年
- 第65号 「ツーリズム」関連統計 小西 康生・貴多野乃武次編著 2004年
- その現状と課題—

**韓・日FTAと韓国IT産業
—グローバル化と東アジア経済統合の進展の中で— 研究叢書 66**

(非売品)

平成18年3月20日 印刷

平成18年3月28日 発行

共編著 漢陽大学校教授
 趙炳澤

神戸大学教授
 井川一宏

発行所 神戸市灘区六甲台町2-1
 神戸大学経済経営研究所

印刷 神戸市中央区港島南町5-4-5
 交友印刷株式会社
